

社会臨床雑誌

1994年8月31日

第2巻第2号

日本社会臨床学会第2回総会報告

アイデンティティと共生の哲学.....	花崎 皋平.....	(3)
「心理臨床から社会臨床へ」をめぐって (パート2) 三輪 寿二.....		(7)
出会いとしての「異文化」.....	楠原 彰.....	(10)
学校って何だろう、もういらぬのか?.....	武田 利邦.....	(13)
いること、逃げること.....	天野 秀徳.....	(18)
事例にすること・されること.....	平井 秀典.....	(24)
精神医療の場は人を癒し・生かしているか?.....	寺田 敬志.....	(25)
いま、発達・能力、そして、クオリティ・オブ・ライフを考える	林 延哉.....	(29)
日本の精神医学は同性愛をどのように扱ってきたか.....	稲場 雅紀.....	(34)
養護教諭教育と健康観.....	大谷 尚子.....	(43)
隠され、隠れる「現場」.....	根本 俊雄.....	(51)
「臨床」の相互性は成立するのか?.....	赤松 晶子.....	(59)
「人間と農」その3.....	明峯 哲夫.....	(67)
日本臨床心理学会改革20年を振り返る(4).....	篠原 睦治.....	(75)
社会臨床学会第6回学習会「死刑制度の問題性を考える」記録.....		(86)
臓器移植法案提出に対し、あらためて「脳死=臓器移植」に反対する	林 延哉.....	(112)
〈「映画と本」で考える〉		
「木と市長と文化会館、または7つの偶然」を観ながら.....	根本 育代.....	(121)
「冬の銀河」(不知火書房)に出会って.....	渡辺 幹夫.....	(123)
「シンドラーのリスト」を見て.....	青木 悦.....	(125)
〈“この場所”から〉		
一高校教員のつぶやき.....	上田 達夫.....	(128)
「定期健康診断業務のOA化」にもまれて.....	山本 栄子.....	(130)
はじめに.....	日本社会臨床学会編集委員会.....	(1)
社臨へのご案内(3).....	戸恒 香苗.....	(132)
編集後記.....		(133)
投稿のお願い.....		(表紙ウラ)

投稿のお願い
日本社会臨床学会編集委員会

1. 日本社会臨床学会は、学会機関誌「社会臨床雑誌」を当分の間、年3回発行します。また、学会機関紙「社会臨床ニュース」を必要に応じて随時発行します。
2. 学会機関誌・紙への投稿はいつでも広く募っています。別に、特集などを予告して、それにそった投稿をお願いすることもあります。研究発表、実践報告、エッセイ、問題提起、討論、意見交換などの場として活用していきたいので、どしどしご投稿下さい。
3. 原稿枚数は、400字詰め原稿用紙30枚程度とします。それを越える場合には、編集委員会にご相談下さい。なお、〈「映画と本」で考える〉欄及び〈“この場所”から〉欄については、5～10枚程度とします。
4. ワープロ原稿の場合、プリント・アウトしたものに加えて、フロッピーを届けて下さい。その際、ご使用の機種により調整が必要ですので、編集委員会にお問い合わせ下さい。
5. 投稿原稿の採否は編集委員会で決定し、その結果をお知らせします。
6. 掲載させていただいた方には、掲載誌・紙5部を贈呈します。それを越える部数を希望される場合には、編集委員会にご相談下さい。
7. 投稿原稿は原則として返却しませんので、コピーをお手許に保存してください。
8. なお、編集委員会へのお問い合わせは、学会事務局を通してお願いします。

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

いま、英文目次を作り終えたところだ。いつものように、ロバート・リケットさん (和光大学) に応援してもらった。彼は、ある市民講座「互いで創る“ことば”を楽しむ」において、在日外国人労働者の間で、“How're you, today?”、“Ohayo. I'm genki, thanks.”という、英語がよく使われているという話しをした。言葉は、国境・民族を閉じる反面で、国境・民族を越える融通無碍なものであると教えてくれた。

今度の第2回横浜総会では、最後のプログラムで、シンポ「出会いとしての異文化—共生・創造のフィールドへ」を持った。“Encounters with Other Cultures”と訳してみた。人々が出会い、言葉が行き交い、そして、「共生・創造のフィールドへ」導かれていきたいと、ロマンを膨らませている。

さて、そんな思いで、本号を編集した。総会報告は、各セクションの司会者などが短くまとめている。おひとりおひとりの文体、受けとめ方にゆだねた“主観的”レポートであったら面白いと願った。わたしたちは、限らない独自性と多様性にどのくらい許容的で腐場であるかを自他に問い続けたい。と同時に、相互と共同を展望して、その間の対立とせめぎあいにもどくくらい粘って飽きることがないかにも賭けたいと願っている。

本号の最初の論文は、「日本の精神医学は同性愛をどのように扱ってきたか」にした。著者、稲葉さんたちからは、以前から問題提起を受けてきた。その内の一人は、編者が勤務する大学の卒業生だった。彼は隠し続けた大学生活を語ってくれたが、気づかないままで、編者もまた、「同性愛」者を抑圧してきたのだった。「日本の心理学は…」 「日本のマスコミは…」 「日本の社会は…」と検証を重ねていきたい。

今年2月開催の学習会「死刑制度の問題性を考える」の報告をやっとお届けする。改めて、課題の多さに感動している。法律問題、人権問題であることは言うまでもないが、編者には、「生きざまとしての死刑問題」ということもあるように思われてならない。今日の学校教育の中で、養護教員の役割はいよいよ多様かつ微妙であるらしい。例えば、エイズ予防と禁煙の教育もテーマになっていると聞く。「健康」の至上価値化の中で、「不健康」とされるもの・者が排除されている。こうして、いま、「健康」観が問われている。大谷さんの論文は、その切り口を提供している。根本さんは、福祉事務所のケースワーカーを辞めた。今回、その事情を語っているわけではない。著者は前々から「現場」主義の落とし穴を指摘してきた。本号でも、それをめぐる思索を披露している。赤松さんは、精神医療の現場で、「臨床の相互性」ということで葛藤してきた。このたび、生越さんの「『他社理解』と『臨床』」(本誌1巻3号)に依って、「臨床」を振り返っている。林さんは「脳死」と「臓器移植」とをしっかりとイコールで結んで論じている。この問題は、日臨心学会改革時代から考え続けてきた「早期発見・早期治療はなぜ問題か」の延長戦上にある。しかも、今日を生きる人々の社会問題でもある。そんなこともあって、篠原さんの「学会改革20年を振り返る」も第4回になったが、「古きをたずねて、新きを知る」の思いで書き続けている。明峯さんの「人間と農」も回を重ねてきた。都会で農業を考え実践する、著者の思索の過程も後半に入っている。

<「映画と本」で考える>そして、<“ここの場所”から>は、いかが読んでくださっているだろうか。今のところ、人伝てに寄稿をお願いしてきているが、ときどき、投稿もある。後者が膨らんできたほうがいい。会員の自己紹介、活動宣伝の場になればと夢見続けているが、ご協力いただけるだろうか。本号が、より多くの方々に届いて、様々な響き合う関係が処々に生まれることになればと祈念する。

日本社会臨床学会誌

いま、横浜で

日本社会臨床学会第2回総会報告

1994年4月22日(金)～24日(日)

横浜市立大学

「心霊臨床から社会臨床へ」をめぐって(1-2)
～1993年6月号特別号・727～

神医療の場は人を

「病」

事例

「居場所づくり」
いること、遊びのこと

学校って何だろう、もういらぬのか?

— 関係を築く中で考える —

アイデンティティと共生の哲学

花崎 皋平

現在私は62才ですが、これまでの年月、戦争で区切られているような気が強くいたします。太平洋戦争が終わった時が中学の一年生。その後の1945年から1950年は、短い解放感のある時期でした。新しく民主主義を覚え、憲法ができ、西欧の文化や思想が一気に流れてきたわけです。その中で高校、大学時代を過ごすことになりました。

この時、哲学をやろうと思ったわけですが、その最初はキルケゴールの実存哲学でした。1950年、私は大学一年生になりましたが、その年の6月に朝鮮戦争が始まりました。九州からは戦闘機が飛び立ち、米兵の死体が運ばれてくるという状況になりまして、それまで明るく見えていた空に急に曇るという状況になりました。

その頃私は、クリスチャンであった祖母の死をきっかけに、神学校に行こうかというくらい牧師に憧れていました。大学では、レッドバージが吹きあられ、進歩的な教授がやめさせられるということが起こり、学生によるストライキが起こっておりました。しかし、私はよく状況がのみこめず、何とか現実を理解したいと思っておりました。そして、経済学などを勉強することにもなりますが、大学から大学院にかけての私のテーマは、マルクス主義とキリスト教で、この間で悩み続けた時代でした。その後、中学、高校の教員を7年ほどやりました。1964年に北海道大学に参りましたが、1965年にはベトナム戦争が激しくなりました。それまでも、反戦運動には参加してはいたのですが、ベトナム戦争の激化の中で、札幌にベ平連(ベトナムに平和を！ 市民運動—編集委員注)が出来、私はその代表という形で行動するようになります。

毎月、デモをやったり集会をやったりしてゆきます

が、そこに学生も参加してくるようになり、北大ベ平連が結成されてゆきます。

ここを基点にして、無党派の全共闘が生まれてもゆきます。この過程で、大学に機動隊が入ることになり、学生が5人逮捕されることになります。この学生の特別弁護人に私はなり、その後の裁判につきあってゆくことになるわけですが、このことがきっかけで大学をやめることになりました。

この時私は40才でしたが、今ならまだ生き直せる、やり直せるなァという実感があつたことは確かですが、明確な思想的なバックグラウンドがあつたわけはありません。

しかし、現在ふり返ってみますと、私の選択としては、間違っていなかったと思っています。1971年に大学をやめたのですが、その後、ベ平連に参加していた方々とかなりジックリと今後のことを語りあつてきました。これまでのベ平連の活動は、一つ一つの課題ごとに集まってきたけれど、ベトナムではしっかりと生活に根ざして、自分たちの場所で生き方をかけて闘っていたのであって、私たちも北海道にしっかりと根をおろさないと、やる事がどうしても上すべりになってしまうという結論を出しました。

こうして、北海道の各地を歩くようになりました。北海道でもエネルギー転換政策が推しすすめられており、その時訪ねた伊達紋別では、火力発電所に対する反対闘争が行われておりました。その土地は、北海道の中でも古くからアイヌの人々が暮らしていたコタンだったわけです。ここで私は、アイヌの人々に初めて出会うわけです。同じ時期に、一緒にベ平連をやつて来た一人の女性から「わたしはアイヌなんです」と打ち明けられました。

その時私は「そんなこと何んでもないヨ」と返事をしたんです。すると彼女は「あなたは何もわかっていない。私がどういう思いでアイヌという言葉を出したかを…」と、きびしく言われました。

このことが私の人生の中で、決定的に近い一つの転機となりました。

自分自身のこれまでのすべてがひっくり返される、コンバージョンがこの時の私には起こったと思っています。

1970年代は、約十年、伊達紋別いだもんべつの運動に関わり続けることになりました。

この時期、ウーマンリブとの出会いがありました。

こうして、毎月給料をもらって生活していた大学をやめてみると、もやいを解かれた舟のように漂い出るという感じで、つき合う人も変わり、関わる階層も変わりました。

北海道の中でも札幌は、中央の植民地という感じでしたし、貧しい人々、被差別の人々とは、道庁や北大の人間は構造的に切れていましたし、つきあってもらえなかったのだということもわかってきました。

こうして、アイヌの文献も読むようになりましたし、私を厳しく批判してくれた人とも一緒に暮らすようになって、日常生活の中での男と女、アイヌと私たちとの文化の違いにも気づかされてくるようになりました。

1980年代の十年間は、地域をひらくシンポジウムにとりくんできました。年に一回、各地で経験の交流を続けてきました。また、アジア太平洋の草の根運動ともつながることが出来ました。この流れの中で、アジアの先住民族交流が行われるようになりました。1990年からは、こうしたつながりの中で自由学校「遊」という学びと交流の場を若い人々とやっております。

これは、フリーダム運動、自主講座運動です。これに力を入れております。

これが私の運動を中心にした自分史なのですが、この中で私が考えてきたことを次にお話したいと思います。

自覚というテーマが哲学の大きな課題なのですが、私は、人間がものを考えるという時は、ノンビリ平和な時ではなくて、何か身に迫ってきた時、あやうくなった時、病んだ時、不幸に直面した時に、人生とは何だろうと考えるのではないかと思います。

この機会をつかめるかどうかが重要だと思うのです。私の場合も、何も知らなかったという無智や愚かさの自覚から一つの転機があったわけですが、そこに解放への道筋があると思うのです。

本当に苦悩する中からものを考えるという思想形成を考える時、1970年代というのは日本民衆史の上でも、実に豊かな時代だったのではないかという気がします。

その基盤を形成したのは1960年代で、生き方としての思想が、この時に生まれたと思うのです。例えばウーマンリブの運動、少数民族の運動、環境や有機農業、解放の神学といった思想や運動が起こってくるわけです。

石牟礼いしむれさんは、僻地の下層民の語り部として、海と漁民とがつくり出した世界を豊かな思想の母体として描いてゆくわけです。

また、田中美津さんは「いのちの女たち」という書物の中で「弱さ、みっともなさという負の人間性の中にこそ、人間存在の本質が秘められている確信から出発した」と書かれているわけです。

このお二人の思想は、1960年後半から1970年代にかけて生まれてくるものですが、大変重要なものだとは私は思っています。

今回、田中美津さんの本を読み直してみて、リブの運動が生まれた時期と、赤軍派しやくぐんぱいが生まれた時期が、ほぼ同じだということの意味に気づかされました。

赤軍派は、それまでの街頭闘争での自然成長的暴力ではもう闘えない、武装、軍の建設が必要であるという形で銃と爆弾という方向に飛躍しようとしたわけです。その場合に、活動家の女性を下働きにするという構造をもっていたわけですが、田中さんは、こうした男性的な飛躍は、根本的な変革にそむくことで、本当の変革は、日常性の中にある女性差別というところに

こそあるのだと指摘しているのですね。リブは、より強い武器を、という発想ではなくて、足元を見つめ、その解体から始めるのだと言うわけです。

私の痛み、痛みを男は語らない。みっともなさをさらけ出さない男の解放を信じないと論じているわけです。

こうした問題意識との関わりで、アイヌの問題について考えてみたいと思うのですが、1945年に戦争が終わり、新しい憲法が出来、民主主義社会がスタートしたということは、頭の上を素通りしたことだったのです。

アイヌ人であるということが語り出せないままに歴史が流れていったというのが現実だったと思うのです。ここには「同化思想」が重くのしかかっていたのです。

「滅びゆく民族」と言われ「あなた方は日本人になるしかない」「二流の日本人として生きなさい」という政策の中にあっただけです。

日教組運動の中でも民族問題はずっとタブーでした。教室の中でも、「アイヌであるというべきでない」と言われていました。

なぜかという、先生がその子どもをアイヌであると認知することは、その子を区別することになり、そのこと自身がかわいそうなことなんだと考えたわけです。したがって、アイヌの子ども達は、アイヌと名乗れなかったわけです。けれども、多くのアイヌの子ども達は、学校の中で差別されてきていたのです。こうした状況の中で、1968年、北海道開拓百年の時が大きな転機になります。

この年、北海道新聞に一通の投書がのります。当時二十才の女性の投書で、ここには、今、北海道開拓百年のお祭りといわれているけれど、アイヌの人々のことが触れられていない。ここには悲しいアイヌ人の血が流されたにもかかわらず、そのことについて何一つ語られていない。ですから私は喜べないのです—と書かれていたわけです。ささやかな投書でしたが、ここから波紋が広がりました。さらに、伊達紋別のアイヌ漁民の火力発電所反対の運動も始まったことも重な

りました。こうした動きの中で、私たちもアイヌの人々と出会ってゆくことになるわけです。

アイヌ人は、自然と共存共生してゆく生活をしています。草でも鳥にも話しかけるという生活が、ごく自然に行われているのです。

したがって、ありのままの生活の中で十分に足るという発想です。ここからは開発という発想が出てこないのです。大地の肌がかきむしられて血を流しているという見かけです。

アイヌ人の価値観について、私は松浦武四郎の文章からずいぶん教えられました。

例えば、盗人となった人間を捕まえて遠い道のりを行こうとすると、アイヌの長老が、いかに盗人といえども、それはつらかろうと言って、人目につかない街道を行くように語る話や、障害者が林の中で生き生きと生活している話。また、アイヌ人を抑圧している和人が困っていると、さまざまな協力をするアイヌの人々の話が展開されている。

それは、北海道の開拓後も、開拓民の子どもが困っているとアイヌ人が育ててくれるという話が、ごく自然にあるのだが、逆に、アイヌの子どもを和人が育てたという話は聞かないという形で示されている。

ここには、アイヌ人の共生感が、実に豊かに息づいているわけです。

こうした感覚は、寄せ場の労働者の中にもあって「困った時は、お互いさまだろう」という発想があるわけですね。

また、近代の側にあった人々の間からも反省と改革が始まります。例えば、解放の神学というもの、その一つの例だと思います。

あるいは、パウロ・フレイレの「被抑圧者の教育学」が生まれてきます。

私の好きな本に、台湾の牧師、宗泉盛さんの「民話の神学」という本があります。この中で宗さんは、不思議の国のアリスが、自分の涙の中の池に入ってしまう、通りがかったネズミに助けてもらおうという場面があるのですが、英語やフランス語で猫や犬の話をしてネズミをおこらせたり、こわがらせたりしてしまう

のですが、最後に、ネズミが「まず池から出ておいで。私の話を聞かせてあげよう」という場面が紹介され、池から出てはじめてアリスは、ネズミという存在を知ったというわけです。都会という水たまりから出ない限り、違ったイデオロギーや文化をもつ人々の生活を実際に理解することは出来ないだろうと宗さんは言うわけです。

キリスト者は、都会の水たまりにいるかぎり、自分の好嫌、愛憎、苦楽を他者に投影するだけであり、いくら愛をもっていても本質的には変わりが無いと言うのです。これは、革命家にもあてはまるのではないかと思います。男の文化を女に押しつけてきた家父長制の文化にも同じことが言えるのではないかと思います。この一番大切なところが、一番難しいところでもあるわけです。

自分を裏返さなければならぬと宗さんは言うのです。この自分を裏返すということの中に、深い意味がこめられていると私は思いました。

カフカに「変身」という小説があります。

ある時、主人公のザムザが甲虫に変わってしまうわけです。妹は人間で言葉も通じなくなってしまうわけです。

兄が甲虫になったことに妹は非常に困惑するのです。そして、こう考えるのです。

もし甲虫が兄であるのなら姿を消すべきである。人間と甲虫と一緒に暮らすことなどできない相談だ、ということがわかって自分から出て行くにちがいない。けれども出ていかないとすれば兄ではなくて本当の甲虫なのだから、さっさとホウキで掃き出してしまえば

よい。ザムザは、こうして掃き出されて死んでしまうわけです。

妹が、甲虫を他者としてとらえて、自分だけの世界から、突然に毒虫に変わってしまった異物を見つづけているというところからは、お互いの苦しみを共有する関係が生まれてこない。「苦しい時はお互いさま」という発想は、自分へのこだわり、固執を解いて、自分を開いてゆく関係のあり方、つまり共生を開くということになると思うのです。

これは、自分自身を傷つけられやすい状態におくことでもあるわけです。

他者に自発的に働きかけたり関わりを始めると、同時に相手からの批判や非難も受けやすいですし、また介助や介入、援助をも受けやすくなるわけです。

こうした共生の関係を作り出してゆく過程で、私は共生の作法とでも呼ぶべき関わり方の見本があると思っていますのですが、それは、理解できないことは、無理に理解しようとしなないということです。

そして、理解できなくとも、そこでくつろいでいかれるような相互関係を目指したいと思っています。

(花崎さんのお話は、具体的な事例をもとにして丁寧に話されました。また、講演の延長として男女関係論もお話をいただきました。

今回は、講演の部分のみ紹介しましたが、延長部分についても加え、花崎さんに加筆していただき、単行本としてまとめたいと考えております。ぜひご期待下さい。

圧縮しましたので、充分意を尽くせませんでした。お許し下さい。(野本)

「心理臨床から社会臨床へ」をめぐって(パート2)

—しごと・専門性をどう考える?—

三輪 寿二(東京足立病院)

はじめに

昨年のシンポジウムは、設立総会ということもあって、どうしても「社会臨床」の定義づけや領域などに重点が置かれたのだが、今年は、社会臨床学会の出発点ともなった「心理臨床」というものをもう少し丹念に洗っていかうということで、しごと・専門性といった事柄から、このテーマを議論し合った。あらかじめ断っておきたいのだが、このまとめは、シンポジウムが終わってから考えたことも入れつつ、しかもかなり主観的、部分的にまとめたいと思う。そして、討論部分を中心にしてまとめてみようとも思っている。というのも、今年の総会は、この雑誌とは別に、一冊の本となってみなさんの目に触れる予定があるためである。

とはいえ、簡単に、シンポジストと司会者のしごとを紹介しておく。司会の山下恒男は大学教員である。シンポジストの方では、篠原睦治は、大学教員として臨床心理学の授業をしている。佐藤和喜雄は、長年心理職として勤めた病院を辞め、現在、「精神障害」者のための地域の居場所づくりを始めている。三輪寿二は、民間精神病院の心理職である。つまり、3人のシンポジストは全員、臨床心理というしごとに関係しており、また、一般的には、専門家と言われる立場にある。だから、シンポジストが自分のしごとを語ることは、そのまま専門性を語ることであり、そして、そのしごとを成り立たせている人間関係としての「する側」と「される側」の関係について述べることにつながっていくのである。

1. 専門性と「する側」「される側」の関係をめぐって

①「相対化」・「相互性」

しごと・専門性に対する基本的な姿勢について、篠原、佐藤、三輪の論議を誤解を恐れずに簡単にまとめておくと、次のようになると思う。

まず、三者に共通している認識として、現在の社会構造において、自分たちのしごとには、専門性ということがつきまとっていることは認めざるをえない、ということだ。そして、専門家としての「する側」(治療者、教師など)と「される側」(患者、生徒など)の間には越えられない一線が画されている、そうした認識から出発しなければならないだろうということだ。

ただ、その専門性があるということに対して、「する側」と「される側」の関係性を常に「相対化」しながら新しい関係を創造していくことを目指し、その有害性を認めつつも、専門性を肯定する佐藤の立場がある。他方、専門性を否定する(あるいは、問題視する)立場としての篠原、三輪がいる。しかし、否定のスタンスは、篠原と三輪ではまた異なるようだ。篠原の場合、専門性を知の体系の独占と閉鎖性にあると考え、知の共有を志向する。それと同時に、専門性を日常生活の一部へと出来る限り局面化し、他の日常性(趣味など)を対立させることによって、専門性の「相対化」をねらう。それに対して三輪の場合、心理の専門性とは、社会の問題を個人心理の病理問題にすり換えたところで成立しており、事の本質をはずしている。精神医学においてもこれと同じことが生じており、この専門性については解体が必要であると考えている。

次に、「する側」と「される側」の関係性ということにおいては、「する側」の「される側」に対する一方的で支配的な関係性がある(この点についても三者の認

識は一致している) ことに対して、「相互性を大切に
する」・「関係性を相対化する」という方法が語られ
る。

「相互性」ということで言えば、現実には厳しくある
「する側」と「される側」の一方的・支配的な関係性
に対して、「相互性」を対置していくことよりも、その関
係そのものを問いつめて行く方向で考えていくべきで
はないか、さらに「相対化」ということも同様に危険
な要素をはらんでいるのではないかと、とのフロアから
の意見があった。確かに、「相互性」が「する側」の良
心の根拠=免罪符になったりすることなど、「する
側」が「される側」を取り込んでいく動きを「相互性」
が担ってしまうことはこれまでも散見されたことで
ある。それゆえ、「する側」が「相互性」を持ち出して
いくことの危険性を十分に自覚している必要があると
の応答があった。

「する側」が、自分の生活のために専門性を許容す
るといった事態も似かよった性質のことがらなのだろ
う。儲ける金と使う金を分けて、儲ける金は仕方な
く、使い方を考えていけばいい、といった割り切っ
ていくフロアからの意見に、どこか釈然としなかった筆
者の感覚は恐らくこんなところと関わっているのだろ
う。しごと以外の場で専門性や不平等な関係性を抜け
出していけばいい、と考えることは、「する側」の免罪
符をしごとや専門的行為の内側の「改善」ではなく、
そうした行為の外側にみいだすという違いだけのよう
に思われてくるのである。おそらく、むしろ、そうし
た行為の分割と割り切りが起きてしまう状況そのもの
が問われ続けていくことが必要なのではないか。

②「全体性の叫び」・「対象化」

人は他者を理解しきめることは出来ないのに、それを
了解しようとする矛盾と苦しみの中、心理の専門
家という存在の悲哀があるのだろう、とフロアから意
見が出た。そして、「する側」と「される側」の関係に
おける在り方として、「お互いの「全体性の叫び」のか
すかな呼応」という言葉が構造化された。近づくこと
は出来るが理解はしきれない他者の「全体性の叫び」

と呼応という、この印象的な台詞は、他者や関係性を
「対象化」して自分との距離を保ち続け、自分が問わ
れることなく一段高い所から見下ろしていこうとす
る、心理の専門家として求められる教科書的態度と
は、大きな差があることは確かだ。しかし、疑り深く
言えば、政治性もなければ倫理性もなく、そして言葉
そのものに反論しづらく、しかも人の心のどこかに
引っ掛かってくる言葉が、もっとも危険な言葉として
私達の眼前に立ち現われてくることはよくあることだ
と思う。

どうして、“お互いの「全体性の叫び」のかすかな呼
応”が、専門家である「する側」と「される側」の関
係性において語られることが前提とされるのだろうか。
まさに「理解しきれない「全体性の叫び」に近づいて
いく技量を持つ」者として、この台詞が、いつのま
にか専門家の存在の根拠とされる時がこないことを誰が
保障できるのだろうか。そこには、やはり「病」者など
の「される側」を「対象化」していく、専門性の論理と
実践が横たわっていく。

2. 生活と専門性

作業所の女性職員がフロアから語った話は、専門家
というステイタスをもつ専門家自身への効用と現代社
会が抱えている専門家依存の姿をさり気なく触ってい
る。彼女の話をごく簡単にまとめておく。

彼女は、作業所に通う女性メンバーの友人である男
性とその女性メンバーのことで話し合うことになる。
その際、その男性から「あなたは心理の専門家か？」
と問われ、きちんとした心理の勉強をしたわけでもな
いのでそれに明確に答えられぬまま、数時間その男性
と話し合った。そして、お互い女性メンバーを支える
協力者であることを確認し合った、という。

この話を語った女性は「専門家と言えたら楽であつ
たらうなと思いつつ、専門家ではないと言い切れな
かった自分」へのもどかしさという主旨であったのだ
が、このどこにでもありそうな話は、専門性の問題の
ある局面を明確に照射している。この話し合いでは、

協力者であることの確認が出来ればそれで充分であったはずで、それは果たされている。つまり、専門性ということが、我々の日常生活に必要かどうかということとは全く違った次元で、話し合いをする双方に、専門性を追い求める意識が現われているのである。そこには、専門性とは無関係に営んでいる生活の現実と専門性を求める意識のズレがある。極端な言い方をすれば、ここでは、専門性は、現実にも根をおろさない幻想の領域に属しているのである。

我々は、自分の生活の現実から出発し、何のための専門家か、何故それが必要なのか、という我々自身の専門家を志向する意識のありようをもう一度、把え返すことが必要なのであろう。

さらに、私個人の意見を言わせて貰えば、専門性にしても、「する側」と「される側」の関係性にしても、それを把えていく視点は、その問題の内部と外部の境界に位置する地点に視座を据えることだと思っている。その地点は、問題になっている事柄を内側から撃ちつつ、しかも事柄の外部に開かれている地点だから。それは、ただ、尖鋭化し問い詰めていくというこ

とだけでなく、相対化する地点でもある。そうした地点を丹念に各々の問題のなかに見いだしていく作業がまず行われるべきなのではないだろうか。

3. 残された課題

今回のシンポジウムでは、専門性について十分に検討し、話し合えていないと感じている。たとえば、司会の山下が提起していた専門性と経験という問題がある。他にも、専門性が知の問題に収斂するか、知(論理)のレベルと実践のレベルをどう取り持つか、という問題も残っている。専門性への問いかけはまだまだ広く、それらへの問いは十分に深められていない。それは、社臨の、そして私達の課題であろう。社臨にとって、自分の成立の端緒ともなった「心理臨床から社会臨床へ」にまつわる諸々の課題は、今しばらく問い続けていく問題として残ったままである。

最後に、冒頭にも記したが、このまとめが随分と部分的で、全体の雰囲気が変わりづらいものになってしまったことを読者にお詫びしておきたい。

出会いとしての「異文化」 —共生・創造のフィールドへ—

楠原 彰

今回のシンポジウムでは、話題提供者も討論参加者も「異文化」についての厳密な概念定義をしあうことなく、毎日の地域や職場での「異文化」との出会いと共生)について各自自由に語り合った。

1. 異文化とは

この語り合いの中から、まず「異文化」というものが次のようなものとしてとらえられていることが明らかになった。

「異文化」とは自分が慣れ親しんでいる文化とは異質な文化、例えば男にとっての女の文化、障害者にとっての健常者の文化、日本人にとっての外国人の文化、地方の文化にとっての東京の文化、近いけれど違う隣の人の文化、人間にとっての他の動物や植物の文化等々を意味すると同時に、より本質的にはそれぞれの異質な文化の担い手(異質な主体=異質の他者)を意味するものとして考えられている。

J.G.ラッセルさんの「一つの社会の中にいろいろな異文化が混在する」という発言も、小沢牧子さんの「様々な異文化の位相」という表現もこれに該当するだろう。

ところでこのシンポジウムでは、シンポジストと多くの参加者の日常の出会いと経験を反映してか、「異文化との出会い」を「日本人と外国人、ならびに障害者と健常者との出会い」といった内容で語る人が多かったのが印象的であった。

多くの日本人にとっては外国人、とりわけ第三世界の外国人労働者への先入観と精神障害者に対する先入観が「あぶない、怖い、かわいそう、避けたい」といった同質のものであるとか、また日本の小学校では「障

害児学級」と「国際学級」が隣合わせて学校の一番すみっこに追いやられている、といった例が紹介された。

私自身「異文化との出会い」という問題は、私たち日本人の暮らしの「構造」(経済・政治・文化の構造)が国内外の異質な他者や文化をのみこみ、私たちの「構造」に同化させることによって限りなく膨張してきた結果生じた問題であって、「異文化接触」とか「異文化との出会い」というよりも、本質的には政治的な抑圧と被抑圧、支配と被支配の関係の問題であると考えたほうがよいと思っている。

その意味ではナショナル・インタレスト(国益)とナショナリズム(国家主義)の膨張による「国際化」の結果もたらされた異文化に対する侵略と支配の問題だと考えている。

「民主国家」では異文化、異質な他者に対する支配は通常「教育」と「同化」の方法をとるので、異質な他者はつねに自分自身以外のものなることを強制あるいは要請され、彼らはアイデンティティの危機にさらされることになる。

在日韓国人のベユ・チュンドさんが「奪われ、否定された大切なものを取り返すことが、私たちがアイデンティティをつくりだしていく過程だ」といい、在日アフリカ・アメリカ人のラッセルさんが「他人が自分のアイデンティティを勝手に決めつけてくるとき、私はふだんあまり気にしない自分自身のアイデンティティをはっきり意識する」といい、また日系ブラジル人の豊住マルシアさんが「来日した日系南米人の子どもたちが、自分たちの身のおきどころ、心の持場をどこにすればいいかわからないで苦しんでいる」というのも、みなこのアイデンティティの危機を語ったもの

であろう。

2. 異文化との出会い・共生

異文化問題は「構造」の問題と深くかかわっていると前述したが、地域や職場での生活や仕事の「構造」を通して私たちは日常的に異文化や異質な他者と出会うのであって、これが私たちの「異文化との出会い」の場である。共生とは、その場で双方が抱えている問題を共有しあい、不公平で不平等な「構造」を变革していく協同作業の過程である。

それは双方の豊かな交わり、人間化、自己実現(アイデンティティの確立)のためにも欠かすことのできない実践である。

豊住マルシアさんは「国や制度も大切だけれど、人間同士、地域の住民同士が日常的に触れ合う場がなければ何も始まらない」と地域や学校に異文化同士の出会いの場の重要性を強調して止まない。

外国人出稼ぎ労働者と連帯する会「カラバオの会」の高橋徹さんも「外国人と一緒にいられ、彼らの問題を少しでも共有し、共生文化の創造を楽しくやれるような空間や場がどうしても必要だ」と語る。

日本の三大寄せ場の一つである横浜・寿町の労働者たちが、不況の中にもかかわらず第三世界からの外国人労働者を仲間として受け入れている背景には、双方の出会いの場を創造しようとする「寿日雇労組」(寿日労)や「カラバオの会」のふだんの努力が存在しているのである。

北海道の地でアイヌの人たちとの共生を目指す花崎皋平さんも「地域で人と人との関係を変えて行かなければ、制度や法律の变革をいくら叫んでもダメ。うまくいかない」と発言して帰られた。

3. 問題点

さて、本シンポジウムに司会として参加する機会を与えられて、筆者も幾つかの感想をもった。それを以下に述べてみたい。

発言者の多くが学校、児童相談所、病院、診療所、障害者施設などの関係者であったせいも、異文化問題が異民族や外国人との関係の問題に限定されず、近くて異なる隣人との交わりから始まる異質な他者全体との出会い、かかわりあいの問題に広がっていったのは、前述の通りである。

これは、誰もが発言しうる状況を作り出すことに貢献しただけではなく、「一人一人が違うことを認め合うことによって全体で何かが生まれてくる」(野本三吉総会実行委員長のまとめ発言)ことの発見と、「自分自身の生きざまを各自が見据えていくことが必要である」(同)ことの認識には貢献したかもしれないが、日本の資本と権力の膨張の結果としての政治的・経済的・文化的「国際化」に伴って生じている国内外の外国人(第三世界の住民、帰化した人々や日系人を含む)への差別・弾圧、権利無保障、アイデンティティの侵害・・・などの具体的な固有の問題を集中的に議論することにブレーキをかける結果になってしまったようだ。

地域や学校での日本人と外国人の子どもたちの出会いと、相互の文化に学び合う共生の関係の創造の実践などにもっと耳を傾けるべきであったかもしれない。

これについては司会者としての筆者の責任も痛感している。

もう一つは学会としての理論的蓄積の問題と本シンポジウムのような地域住民に広く参加を呼びかけた集会との関係である。

これは、学会運営委員であり本学会の創設者の一人である篠原睦治さんの発言にあったように、「共生」「多様性」「自由な選択」・・・といった概念(言葉)の問題とかがかかわっている。

これらの概念とかがわって長く学会で活動・運動してきた会員と、そうした歴史とは無縁だが自らの固有の経験の中でそのような概念(言葉)を学会の蓄積とは別の意味で使ってきたとくに会員ではないシンポジウム参加者との間の対話、討論はどうあったらいいのか、という問題である。

これは学会の今後の活動や組織の方法とかがわって

いる重要な問題である。

最後にシンポジウム後半の討論セッションの発言者(敬称略)を記しておく。

赤松昌子(病院)、篠原睦治(大学)、瀬川三枝子(児童相談所)、小沢牧子(大学)、星野恵(ワンスッ

テブかたつむり)、山下恒男(大学)、笹熊(大学)、永田(作業所)、近角(中学校)、徳見康子(リハ裁判の会)、山本栄子(診療所)、根本俊雄(元生活保護ケースワーカー)、青木松則(小学校)。

学校って何だろう、もういらないのか？ —関係を求める中で考える—

武田 利邦

学校を登校拒否と障害児・者の学習権保障という二つの視点から考えてみよう、というのが、この分科会の最初の意図だった。

この意図はうまくいかないという意見もあったし、かつて、日臨心の時代に残された宿題でもあった。

とにかくやってみようということで、4人の問題提起者にお話を伺った。

1. 問題提起

(1) 佐々木賢さん

佐々木賢さんは元都立高校定時制の教員として『学校を疑う』『怠学の研究』など、多くの著書があり、最近では新資格社会という資格と労働実態のミスマッチから学校化社会の矛盾を指摘されている。

佐々木さんは、スーパーマーケットの売上げが落ち込んで、コンビニエンスストアの売上げがこれを上回ったという記事を材料に、学校の形態の変容をとてもうまく説明した。

古い、いわば、デパートのようなタイプの集団主義、管理主義で偏差値優位の学校は、いまや過去のものになりつつあって、スーパーマーケットに対応する専門学校と、コンビニに対応する私塾や、新タイプ高校、百カ所をこえたといわれる登校拒否児の居場所は、ちょうどPOSシステムが消費者のニーズに対応するように、人々の欲求に対応している。

学校も時代の要請に応じて変わっていく。

このような社会のありように対応する学校の変化を一つの問題として、自然、エコロジー、環境問題との対応で、教育を考える必要がある。

近代社会は自然環境を破壊しながら生産を続けてき

た。

生徒の状態を見ていると学校のあり方というより教育そのものをきらい始めている。

体や、感覚、動き方のレベルで子どもたちが変わってきている。

アトピー性皮膚炎や、扁平足の増加、アゴの骨の急速な縮小などは、人類始まって以来の危機ではないか。

こうした身体の構造変化は、心のありようにも変化を及ぼし、自閉の状態となり、「ひきこもり」といわれる状態が出現する。

富田富士也さんは「子どもたちはほんとうは外に出たがっています。」と言うが、そうだろうか。

対自然の問題で、こんな社会に出たくないという感覚がそういうものだったら、教育刺激というようなものは与えない方がよい。

ここの部分は、わからないのだが、あえていうと「ひきこもったままでよいのではないか」。

学校は大型スーパーかデパートであるからこれを叩く時代はすぎている。この、わからない、子どもの体の動きや、感覚の変容の送り出す信号をとらえる必要がある。

(2) 島根三枝子さん

横浜で、登校拒否の子どもの居場所「地球屋」を主催している島根さんは、自分の子どもの登校拒否、高校中退を機に考え始めた経過から最近の子どもたちの状況を明らかにされた。

地球屋は、学校じゃない場所。来る時間や来る来ないは問わない。勉強しない。ということを目標に掲げた。

子どもたちは、11時から、遅い子は1時ごろに来る。予定の6時に終わることはなく、子どもたちによって私自身の時間の観念がくずされた。

このごろ子どもたちとつきあっていてとても苦しい。

毎日来る子たちは学校の代わりに来る。この春、私は春休みをしなかった。すると一人の子が「ほく春休みするよ」と言った。

こちらは来る来ないは自由にしているのだから、休みと同じだと考えていた。

3年前に始められたとき、来た子どもたちは、学校から心が解放されて、夢中になってトランプをやることができた。

今の子どもたちは夢中になるということがわからない。ファミコンを他人には貸さない、もっていない子からはお金を取る。ゲームをするときにお金を賭ける。

ファミコンをひきあげた時、お兄さんたちとトランプゲームをするようになった。ゲームを楽しんで夢中になった時、賭けるとは言わなくなった。

つらくなったもう一つの理由は、居場所が「学校化」していることだ。子どもたちの発想が学校的になってきている。そういう意味で「学校化」が深くなってきている。

居場所はこのままでよいのか、という疑問がある。

アルバイトもできなくなってしまっている、外へ散歩に出ようといつてもものつこない中で、地球屋という、比較的の学校化していない、心が解放される場所、ひきこもりができる場所という意味があるかなと思っている。

学校化していると思われるもう一つの理由は彼らが、けんかや、いじめに対してとても敏感になっているということがある。

大人が、ちょっとからかっているようなことも「あっ、いじめだ」と言う。

トラブルがおこっても自分の中に怒りをおさえてしまう。それが、今の子どもたちにとっての大きな抑圧ではないか。

私自身も、あまり感情を出さなかった。今は、真剣におこる。来ないかと思うと、来てボソッとしゃべる。

電話で私とだけ会話する男の子がいる。ほとんど3年間一人でとじこもって自分の生き方を問い直している。

私自身があまり外に出たくない、家でも部屋にとじこもることが多い。それをすなおに認めることが大切だと思う。

子どもたちの中に体全体が学校化してきている。みんな学校はきれいじゃない、だけど毎日行くところじゃない。もっと自由に行きたい時に行って、自分がやりたいことをやらせてくれる、自分が学びたいことを教えてくれればいい、という。

もっと学校の選択肢をふやしてほしい。学校を取り除くのは不可能に近いから。

(3) 小宮山至さん

今、定時制高校の教師をしながら、これまで21年働いた養護学校での経験を生かして「神奈川『障害児』の高校入学を実現する会」の事務局の仕事をしている。小宮山さんは、こうした経験をふまえて、「障害児」の学校へのこだわりを語った。

ちょうど、ほくが教師になった時、養護訓練ということが指導要領にとりいれられた。

それまで医療の行為だったことを教育につなげることが問題となった。

だんだん障害の思い子をもたされるようになって、立ちたくもない子を杖にしばりつけて立たすことって何だろうかや疑問をもち、養護学校って何だろうかという疑問がふつふつと沸いてきた。

それが決定的となったのは1979年の義務化一別学強制体制だった。

彼らは分けられる存在として養護学校に送り込まれる。

その中で、子どもたちの関係、親との関係があって、生活が展開される。障害の重い子が何でここでしか展開されないのだろうか。

そのことを考えていくと、養護学校の中にだけ収められていることへの憤りがあった。

ほくと子ども、あるいは子どもどうしの関係を追求していくことから、けっきょく障害というのは、そういう関係性の問題で障害児にさせられてしまっていることに気づき始めた。

当時「障害は病気ではない」とよく言われたが、「障害は障害じゃないぞ」という感じが強くなった。

分けられる存在としての子どもたちや、ほく自身もそうであるが、そこから解放されていかなければならないのではないかと。そう思って、去年、定時制に移った。5～6年前から「0点でも高校へ」という「神奈川県「障害児」の高校入学を実現する会」のお母さんたちとのつきあいの中で、「義務化」で闘って以降の子どもたちが学校の壁にはね返されている。

当時、高校教育課長が「字の書けない者は高校へ来るな」という話をして、「お前何を言っているんだ」ということになった。その頃は定時制でも定員内で不合格がたくさん出された。

今、全日制ではまだあるが、定時制では定員内不合格はほとんどない。

ほくが今まで出会った子どもの中で、養護学校でなければ生活できない子はひとりもない。

脳波がフラットで、もう亡くなった森君のことを思い出す。

これは医者に言わせれば「脳死」の状態だったが、その子と2年間やりとりをした。

その子の場合、食事や排泄は自分でできない。その生命への配慮をどう工夫するか、その周囲の人たちとの関係性をどう作り合っていけるか、その2つのことがあれば、施設でなきゃ、養護学校でなきゃ生活できない人はいないと思う。

こうした子どもたちのことを考えても学校にこだわってしまう。

定時制高校に移って思うのは、指摘されるような学校の問題性は様々にあるが、生活実感ができる空間が学校にはまだまだある。そのことを求める障害をもつ子どもたちは拒否されるような学校の現状がある。

そういう現状がある限り、まだまだ学校にこだわっていかねばいけない。

一方佐々木賢さんが言われたように、学校は消費者の要求によってどんどん変わっていく。変わってほしくない学校ってあるんだろうな。それが、ほくが考えてきた関係性の追求ということと一致している。

いつも「明日をも知れぬ生命」をどう考えるのか、「いるだけで良いのか」と言われるが、子どもは、どの子も「明日をも知れぬ生命」だと思う。

一番通いやすい高校に通いたいと学校にこだわっている、そういう子どもたちは、学校の中に生活環境を求めている。

登校拒否の問題とどこまで問題を関わらせることができるか、考えていきたい。

(4) 保坂展人さん

中学校の内申書に、「政治活動」について書かれたため、高校進学を断られた保坂さんは、内申書裁判の原告となり、青生舎を作り、子どものさまざまな声をくみあげる活動をしている。最近では「The中退」(朝日新聞社)という雑誌を編集した。

私は「学校攻撃児」だった。学校に文句をつけ続ける。点数で人を分けるなんておかしいんじゃないか、社会の部分品の製造工場、それが学校じゃないかというようなことを70年代初めの中学校で言っていた。

その時「高校へ行けなくなるよ」というのがおどし文句の切り札であった。それに対して人体実験をした。本当にそうなのか試してみた。教科の勉強をやめてみようということで、教育を受けたのは中学2年まで、それ以降は、自分で考えて、読みたい本を読み、語りたいた人と語り、という形でやってきた。

日本の学校は、文部省の建築基準で画一化されて兵舎の形になっている。

今、団塊ジュニアの207万をピークにどんどん子どもの数が減って「子どもが学校を選ぶ時代になる」といわれるが、一方で、子どもの「ストレス度」は上昇している。

将棋の森安九段を殺した容疑者とされた中学生の息

子は「ほくには居場所がない」と言った。ひきこもれない家も出てきている。

家庭の兵舎化で、男は企業戦士、母は教育戦士となっている。

0才、1才からすごいいきおいで知識をつめこみ、「インプットの多さがアウトプットの感動につながる」などという早期教育を告発したい。

大多数を占める「普通の子」のストレスが大きくなっている。

中退を経験した若者の数は100万、関係者は500万にのぼっている。

学歴にこだわらない「オフ・ロード・情報バンク」を考えていきたい。40代、50代のお父さんたちの中にも「銀行中退」などが出ている。

教育ストレスが飽和点に達して、家庭が兵舎になり、世紀末の様相という点では、わかりやすくなってきた。

学校5日制で授業日数は240日になったといわれるが、欧米では180日になっている。学校半日制にしてアフターヌーンスクール運営協議会を作り、午後7時以降塾へ行ってはいけないという法律を作るべきだ。

2. 討論

今の学校が魅力的でないのに、なぜ学校にこだわるのか、という定時制教員の佐藤さんの問いに、小宮山さんは、生活は楽しいことばかりではない、脳波フラットの子どものつきあいで、自分の生活空間が拡大した、自分が変わっていくという経験を語った。

学校がなくなったら、別の評価の方法が生まれてくるのではないかという問いに、佐々木さんは、かつての学歴ピラミッドに対して、資格爆発ともいべき新資格社会という形で、社会の構造変化によって評価のしかたが変わってきていると指摘した。

また、今の学校では憂鬱にならない教師はおかしいと、ゲリラ的教師のあり方を示唆した。

短大講師の竹村洋介さんは、生涯学習というような

形で、一見優しい形でソフトな学校化が進んでいる、「学校に行けない子のための学校」、細かいメジャーとしての「新資格」はそれである、と指摘した。

こういう状況で半日制にすると、むしろ、資格予備校が繁栄するのではないか。また、ひきこもりは、むしろ学校にこだわっているのじゃないか、自分の労働能力を高めるためという観念をみんながもって支えあっているのが学校化で、これをくずす必要があると発言した。

12才の野瀬有生さんの「学校は名前だけで学校ではない。やりたいことが自由にできない。行く意欲がわからない」という発言を補足する形で、野瀬有生さんのお母さんは、有生さんが登校拒否をしてきたことをのべ、子どもたちに具体的に答えてほしいと訴えた。

これに対し、保坂さんは「インディアンは四角い部屋で話すことを禁じられている」という例をあげ、「自由とは、さわやかに迷惑をかけあうことだ」「役に立つウソをつきあおう」など、自分の多様な職業遍歴をふまえて語った。

佐々木さんは、自分のしたいことができないのが学校であり、学校からぬけること、学校を見放すことを考えたい、と述べ、学校化が進み、生涯教育は教育終身刑だと指摘した。

自ら「障害」をもち、車イスで参加した横浜市大の学生、井手洋忠さんからは、養護学校に12年間いたが、小1から高3まですべて同じだった。それではいけないのではないかという問いが出された。

時間がおしつまったころ、登校拒否と障害児の立場から学校をどうとらえるという問題が出された。

稲城の林田さんからは、佐藤さんの「学校は魅力的じゃない」というのは選べる者にとっての話で、排除される者にとっては魅力的だ。多くの子どもが行く場所が学校である状態で、学校へ行かないと地域社会からも切り離されてしまう、と問題提起がなされた。

保坂さんは「行く自由がない」障害児の立場と「行かない自由がない」登校拒否の立場、その他もろもろの立場をつきあわせる試みとして、世田谷船橋の児童館で3年半やってきた「世田谷ボロじゅく」のケー

ス、今はハートボイスとよんでいるかつてのトーキングキッズの例をあげ、ネットワークの中でお互いのもつれをほどいていく必要を述べた。

また、最後に、「子ども人権センター」というべきものを作って、違う考えがあることを具体的に社会に示していくことの大切さを示唆した。

中退者と不登校の運動がいっしょにやっているのは大阪だけで、学校化社会が、そこまで細かくくさびを打ち込んでいる、と指摘した。

島根さんは横浜社会臨床研究会で、障害者の施設や運動に関わってきた方々とのふれあいの体験から、両方とも根は同じ問題であることを感じた、と述べた。

佐々木さんは、社会臨床学会の経過と運営委員会での議論にふれて、学校の中で学校を無化することをゲリラ的にやっていくと、運動の方法としては同じ側面がでてくるのではないかという見通しを語った。

3. おわりに

限られた時間ではあったが、こんにち、学校が抱える問題、学校のゆきづまりが、多様な側面から語られた。

“登校拒否児”の学校からの排除、—彼らが、行かなくなるような「学校」—と、障害児を排除する—試験やいろいろな力によって—「学校」は、実は同じものである。しかし、それが、「学校のあり方」として誤っているからそれを正す運動をしなければというのではない。

佐々木さんが言われたように学校とは本来そういう場所なのだという認識—それが「学校化」という形で言われた。

「学校化」の力は人々の意識だけでなく、行動や、観

念、そして運動の分断というようなところにも及んでいる。

こうしたせっぱつまった行き詰まった状況を突破する方法もさまざまに語られた。

佐々木さんは、労働と資格社会の変容をトレンドイナ形でつかみ、かつ、子どもたちの身体という「自然」をエコロジカルな視点を持ち込むことによって。

島根さんは「居場所」で、学校化されない空間と時間を子どもや若者たちとつくっていくことによって。

小宮山さんは、障害児を高校へという運動と、現場での関係性の追求の中から。

保坂さんは「非」というよりは「反」学校運動の先駆的なリーダーとして、実に多彩で具体的な運動を展開してきたし、これからもあふれるように、多くのプランを提示された。

特に、保坂さんの場合は行き詰まり状況が世紀末であるが故の「自由」な地平の開示として提起されていることに、大いに勇気づけられた人もいたに違いない。

これらの多くの提起とイメージ、言葉の中で、あきらかにキーワードとなったのは「学校化」「学校化した社会」や「学校化した身体」であったと思われる。

このことばの厳密な規定はあの場ではなされてはいなかったし、ましてや共通理解とはいえないが、あきらかに、そこから次のステージへ向けて、進んで行く、一つの出口が示唆されたのではないか。

「社会臨床学」なるものになりたちうるとすれば、ここから「学校を問う」ことによってではないかと思われる。

(司会、まとめ、武田利邦。なお、分科会参加数は84人。)

いること、逃げること—「居場所づくり」を考える—

天野 秀徳(中央学習教室)

【はじめに】

最近では逃げていく=止めていく子が多い、塾へ通ってきても寝てるか、雑談ばかりだし・・・「居場所づくり」どうも考えづらいな、それでもいいのかな?

分科会の司会のお話が青梅の霞国語教室の武田さんからあった時、一番最初に感じたことでした。

そしてなぜか書くことになってしまったレポート。これでいいのかな? と不安がよぎります。しかし「他分野のいろいろな人に開かれた学会だよ」と佐々木賢さんや武田さんからいわれていたことを思い起こし、多彩な意見の飛び交った分科会の雰囲気の流れに沿ってお伝えしたいと思います。

【分科会の意義】

「居場所作りをしている人達がいきなり集まって、突っ込んだ話をし、一つのものをまとめあげるなんて出来っこない。今日は率直にそれぞれの居場所のお話をしてください。分科会はそれで意義があると思います。」と司会進行の武田さんが発言。

嫌悪しながら、仕方ないと受け止めている勉強を子供達がする場=学習塾を「居場所作り」のためにやっている意識の薄い私は「ああ、居ていいんだ」とホッとしました。「<作っていく>ことから、その場で何が生まれ育っているのかあるいはその場でよいのかと語り合う>ステージへ・・・中略・・・いままでの過程と状況の中で何が見えてきたか、そして私たちの日々の暮らしとの関係で、何を語り合う>ことが必要かという観点で展開できれば」という社臨ニュースの分科会紹介の文が確認できました。

前半は三人の話題提供者のお話です。

【話題提供】

話題提供者 駒崎亮太氏(湘南高校通信制教員)

「市民運動としての、たまり場～作業所運動」

'82年の「ばくの会」から'94年のCafé de Sojoun 作業所開設まで、様々な市民運動を展開されてきた駒崎さん。その経緯と地域運動としての意義さらにその運動に集まった人々との関係、を中心に話を進められ、具体的な作業所の活動などは時間の関係で午後になってしまいました。以下その要約です。

a) バクの会—反教育から

12年前に「共生・共遊・共育」を掲げて様々な年齢幅、様々な職の人がそれぞれの持ち寄るテーマを語る会を始めた。それは「日本はこれでいいのか市民連合」の中央中心的運動への疑問に端を発し地元で出来る運動をということで始められた。

意見の違いもビラに明記し、それぞれ係わりたいテーマに活動する。会則も何もない、会で何かやりたければそれで会員という様な会であったが一貫したテーマは教育であった。10年前に少年少女の電話駆け込み寺「バクテリア」(後に「校害テレテレ運動会」と改名)を開始し、管理主義や学校批判から挑戦的に学校・教委と向かい合い「悪名」を残した。

b) 「学校へ行かない子ども達の行き場を作る会」—非教育へ

80年代半ばまでの校内暴力・暴走など外へ向かっ

ていた子供たちのエネルギーに変化が見られるようになり、不登校の集まり場求めの運動が開始される。藤沢市内に精神科クリニックが開所され、その先生のお宅が個人的な集まりの場となっていたこともきっかけであった。「場所が欲しい」という声を行政に出していこうと陳情団体(上記名)を結成するが、相談学級作りをしようとする行政の方向に阻まれる。

この時点から、学校は批判しても変わりそうもなく、教師も仕事として大変、学校への期待は止めようと非教育の方向へ向かう。

c) 作業所 Café de Sojourn 開所

市内に精神科診療所も4つになり、そこに通う不登校の子たちも増えてきた。たまり場として91年に始めたCafé de Sojournは親子・家族のこじれや通信制高校卒業後の子供たちの身の振り方をも抱え込むようになり、福祉中心の従来の作業所作りに対し「教育で作業所何故悪い!」と今スタートした。

作業所を今始めるぞという駒崎さん。会の名称付けがとてもおもしろく、Sojournも大人にとっての憩いの場? 「雀荘」の逆さ読みと横浜弁「・・・じゃん」英語のsojourn=滞在する、からネーミングしたそうです。発想の楽しさが彼の原点かもしれません。

続いては始めた人→止めた人、春野弥生さんです。

話題提供者 春野弥生氏

「私も活動拒否」

a) 活動への経緯

神奈川県鶴見区で5年間「子供たちの居場所を考える会」を主宰してきた。わが子の不登校体験などから子どもが住んでいる家庭・地域・学校を考えて欲しいと願い開始。OL生活で女の抑圧を知り、横浜市の問題の公募論文で入賞、アメリカなど海外事情も視察、その後社会教育指導委員になるも青少年対象のプログラムを組めない職場の状況に失望、「お金で人生

買えぬ」と辞職して始めたものだ。

b) 活動の内容と姿勢

毎週、火曜フリースペース、土曜日は親の相談であった。専門家がカウンセリングするのではなく、個人学習や自己体験を基に、情報や、「自分はこう考える」と伝えていく方法であった。誤った子育ての悪しき循環を断ち切れという思いはアリス・ミラー『魂の殺人』に出会い裏打ちされ、さらに力強くなった。

c) 原点と社会運動・宗教

女性の問題と兄の戦死に根づく平和の問題が活動の原点であるが、自分の子どもたちの問題表現からそれを解いていった。社会運動に向かわなかったのは成果獲得例の少なさ、成果を待っているうちに成長してしまう育児の時間性的問題、心理上の防御であるイデオロギーで一致しても深層心理的には要求が千差万別である。更には社会心理の個人の問題への投影である諸問題は個人レベルで解決されねばと考えたからだ。

またイニシエーション(象徴的死の場面)における象徴的「愛」を語ることによって宗教と類似していると見られがちであるが一線を画してきた。

d) 活動拒否へ

誠意を持って少数の人と付き合い、臨床知を得て、多くの子どもが元気になった。柔らかな体、目の輝きという身体性の回復=自然な子どもに戻っていった。が、(ア)自己学習などの自己投資に見合う報酬の獲得ができず=経済バランスの崩れ、(イ)子どもを通してしか自己表現できない親の非協力=膠着状況、(ウ)社会参加の手段として子どもを祭り上げてしまったり、自分がカリスマとして祭り上げられてしまう危険性=対等関係の崩壊の予知、から活動停止を決意した。

(ア)に関しては行政からの巻き上げも考え申請もしたが「却下」され虚しさ、絶望感を抱いた。

e) 今後

意義も達成された。他区で親の会が芽生えたのだ。
また、子どもを受容する社会変化も生じつつある。
生産第一主義から等身大の産業活動へと社会的富のシフトスライドの時期到来は、人がその人らしく生き、生活に困らぬ社会を展望させる。

b) ~ e) は社臨ニュース12号の補足部分の要約です。

難しい言葉がワンサト出てくるので考えているうちに次へ話は進んでいるという追いかけゴッコ。まとめるのも一苦勞でした。

「追いかけ」と言えば、次は、一昔前には「不浪児狩り」で追いかけられ捕まった子の収容施設、一時保護所の職員山野良一さんです。始めた人→止めた人→最中の人。

話題提供者 山野良一氏(横浜児童相談所)

「一時保護所でのパフォーマンスの中で」

a) 公的機関の中で「居場所」を考える

もともとある場所に子どもが入ってくる場で仕事をしており、居場所作りに係わっていないので、発言者として不適と考えていた。しかし家庭や学校から「逃げて、自分を見つめ直し、ホッとする場所」に来たという子どもたち、いろいろな人と出会ったという子供たちに直面し居場所的意味があると言えると考え直した。

b) 事例 身体性をそのまま受け入れる

自殺した父親、その葬儀で「殺したのはお前」と言われ、モーニング・ワーク(喪の作業)を終えられない母親。S(男児4才)とN(女児3才)の二人を抱え仕事は見つからず、借金も抱え、育児不能に。

入所後一週間、Sはいい子であった。楽しい関係が作れ「ハネムーンのような楽しさ」であった。しかし二週間後Sは多動になり、あらゆるマンガを落としたり砂をまき散らしたり、壁をいつまでもぶちつけた。遊んで欲しいときに多動になるSを逃げずに見て

いて「もうやめようね」と言うと次第に落ちつくようになった。遊んでほしいという身体的欲求を良いところだけでなくすべてそのまま受け入れ、見守っていく中で関係は出来ていく。Sの居場所=母に変わる関係の確認作業とそれは言えるだろう。

その後二人の兄妹は一時保護所を出て、養護施設に入ったがSのパニックは消え、母との関係も取り戻しつつあり、帰宅訓練中である。保護所で「いい子でなくて」よかったS。

c) リフレッシュする人間関係

校内暴力で送られてきた子が語った。「へんなオトナがいっぱいたから。オトナが遊んでくれたから楽しかった。」年長の子たちの感想に保護所がよかったと言ってくれる子が多い。オトナがいろいろいると分かるのだろう。

公的場所としての一時保護所で出来ることは、ここなら、こういう人間関係ならやれると子どもたちに感じさせて、リフレッシュして送り出すことだ。

d) いつでも逃げられる保障を!

土門拳の写真にうつっていた児童相談所の写真は窓の錠がかかっている。今横浜では錠などかけていない。が、その試みは少数である。子どもたちと同じ土俵でけんかする。その保障にここはいつでも逃げられる場という安心感を与えるためにも全国で実施してほしい。

【居場所紹介と質疑】

以上の話題提供者のお話を基に昼の休憩を挟み午後3時30分まで約3時間、参加者それぞれの居場所紹介と質疑応答が行われました。ピーク時の参加者は何と60名、延べ参加者は恐らく80名になるのではという盛況でした。

以下発言者と簡単な発言内容の紹介です。

○大学で女性学を学んでいる小沢さん

春野さんの「人生お金では代えられぬ」一家計の支えは？ 会活動で生計をたてていたか？ の質問

A：専業主婦だからと責められることが多い。新しい仕事作りをしているつもりでも今の社会では保障がない。そして満足が得られず辛い。経済の過渡期シフトの問題と受け止めている。

○Sojournコーディネーター 岩倉さん

作業所の具体的仕事は第三世界の品物の仕入れ販売。リサイクルショップも月1回。店番、看板作り、チラシ配りの作業もある。参加者には利益を分配する。2/3のスペースがたまり場になっており、絵、英語、ダベリ、カラオケ、ボーリング、野球などwoやっている。

○市民ネットワーク千葉 嶺さん

専業主婦だが係わりたい問題、興味あること、面白いことやりたい。市民派議員選出や有償ボランティア、養護学校卒業後の子どもの行き場をやりながら「・・・のため」でなく「ただいるだけ」でいいという場はないかと考えている。

○フリースペース「オープンドア」 川口さん(清水市)

養護施設の職員をやめ、学習塾、里親、寝たきりの子、年寄り、障害者との関わり、地引き網の漁師など6つの仕事をしているが5つは金にならない。

地域のなかで家族関係のない子、浮遊する子とどう付き合うか、本当にたまり場を必要としている子と出あえているのか悩んでいる。

【共生を問う】

○作業所・焼き鳥・「ため塾」 工藤さん(福生市)

及び腰で話をしてはいけない。「共生」という言葉を使うときに、自分が何を賭けているかを考える必要があると思う。きれいごとではなく「お金」の問題。「障害者」や「不登校」を嫌う自分の内面を見つめなけ

ればならない。「仕方ない。一緒に飯でも喰っていかか」という「心境」に達した今、言える。喰うことの恐怖感、どういう責任を取れるのかを自問自答しながら、共に飯を喰うという車輪を回し続けるしかない。簡単に尻をまくってはならない。個別の「臨床例」を外へ肥大して語ることをインテリはしがちだが、淡々とした日常をおくっている巷の人々との言説のズレを大きくしてしまうことになると思う。

A：春野 「家族」に自分は命を賭けている。どのような表現の仕方がよいか、その人の生き方それぞれで答えていくしかないのではないのか。

○自主保育の会20年 松本さん(戸塚区)

最近精神的に変調をきたした。その立ち直りの過程で友人に、母に、子ども、家族に助けられた。そして20年間人の居場所、居心地よい場所作りをしてきたが「自分にとってホッとする場はどこ？」と考えている。

○もぐらの家 (氏名不詳)

様々な精神病に対して開放病棟の試みなどなされてきたが、治療の場ではないという疲労感が精神病院には蔓延している。地域で生きていけぬ「患者」は病院に戻り、病院は「居場所」化している。狭い精神医療のかかわりから、地域でのかかわりが出来ないかともぐらの家をはじめた。小さい閉鎖空間の行き詰まりはなかなかうまく行かずプライバシーを守るアパート探し、グループ訪問など、街づくりプロジェクトネットワークを作り、働こうが、プラプラしていようが気楽にいける場が出来たらと考えている。

【行政補助金獲得について】

A：駒崎 市民運動は自分の稼ぎ外で遊びだ。スタッフには生活懸かっている人もいるし。金だけ出させて後は自由に・・・ということに危惧もあるし。

A：春野 行政に付随する会への参加要請など足枷は多い。だからお金もらうのを止めた。

○交通整理ありがとう 半田さん(大学非常勤講師)
「居場所作り」を考えるとというのがくっきりこない。自分にとっての「居場所」とはどこと考えていて「作り」を考えてこなかったから。居場所作りと居場所を考えるのとはべつと思う。

○アリス・ミラー読書会 天野さん(千葉)
自分の居場所が無かったと感じ悩み円形脱毛症にもなった。原点は家庭で、自分や子どもに居心地がよい事が大切だと感じるようになった。

○もぐらの家 荒木さん
色々な人が集まって居心地の良かった喫茶店トボスが面白かった。障害者・子どもなど分類された福祉の中では働くことが偉く、働けぬことはダメであった。赤の他人を支えるなど出来ない、自分の出来ることやるしかない。だから分野、壁を越えたネットワークをつくり、スムーズな情報交換の場を作りたい。

【自立と援助 学校づくりをめぐる】

○工藤さん
フリースペースで、居心地良いだけで人間生きていけるのか? 作るほうはどうしても居心地良く作ると思うが、それで生きていけるか拮抗する。このことだけ考えては物事進展しないのではないか。

18才以上の社会復帰=世間対応のための通信制高校を生野学園と提携して作っている。緊急避難の場所も必要だと思うから。寮が高校になる。いろいろな準備をし始めているが、こうしたサービスの試みはprivateの方が実験しやすい、それを均等化・特定化していくのがpublicだ。

駒崎:通信制と定時制との併習は以前からあったが、一つに囲い込んだ形でなく、教組で農・商・工、各種学校、例えば英語検定、簿記などの併習も追求している。

春野:モデルとしての家庭が衰弱していて「会」で

も初期は受容していく関係を作るが、世の中こんなものという事を知らせる必要があると思っている。25才の子が頼らざるをえない場、自立せぬようにさせる場を何故作ろうとするのか分からない。何で学校にいつまでも行かなくてはいけないのか?

A:工藤 引きこもって30になった人が、中学生の意識で人を見たら変態扱いされた。必要ある人間には手助けする必要はある、必要ない人間には必要ないのは当然だ。必要とする人が増えているのだ。

春野:後手に回ってしまう子育てのパラダイムを転換しなければ大変な社会になってしまう。

○多摩登校拒否を考える会の学生さん
居場所というより不登校の通過地点としての会。居場所は所属が無いことへの不安から欲求されるが、安心して生きていられる場所があれば良い。「親はなくても子は育つ。学校無くても子は育つ」。親の価値観やモラルで育てられると子どもは困るのだ。

A:工藤 親のモラルや価値観抜きに育児などあり得ない。子育ては失敗例しかない。

○障害者介助 自立の家 岡本さん(世田谷)
障害者の駆け込み寺になっている障害者の家がある。大半は連れ戻されたり、施設に入れられる。その人がいる場所が居場所になるのが本当で、いる場所がなくて別にいる場所がある様なことが問題なのだ。だから自立支援の場も「必要悪」としてやっている。

○不登校のフリースペース 所沢の男性
最近では学校に行っている子も、自閉症、障害者も来るようになった。人が人として認められ、居心地よければ、魅力があれば来る場所になる。来つづけていてコミュニケーションも可能になる。

○まとめていただいてありがとう 半田さん
人のために居場所を作っている人に最初違和感を感じた。論議の中で作る人が、楽しんでいて、その場所がその人の居場所になっていけばよいのではと思えて

きた。嫌になったら止めると自分に正直な生き方をしている春野さんの「止めた」に共感できる。来てよかった。

【最後に一言】

駒崎：教育なんておこがましい。「なにもしない」「手も出さない」非教育などと言ってきたが社会的自立はトレーニングだと、通帳、電話の応答など「教えねば」の考えも出てくる。これをどう考えるかジレンマに陥っている。

春野：わが子の反乱を感謝している。受容することによってinnerchildからwonderchildへ自分を取り戻せた。

子どもが孤独になったとき一人でも理解してくれる人がいると元気になる。皆他人から生きる力をもらっているのだから。そして深層心理を知らないと人の心のカラクリが分からないという変な世の中になったがこれからの問題に力となるだろう。

山野：中世の駆け込み寺がいつの間にかpublicに把

われていた。privateのpublic化はこわいと思う。

子どもとの関係では「出たからの関係が勝負」だ。殴られ、殴り返す子どもと喧嘩して、本音を語る付き合い方を続けていきたい。

【最後の最後に武田さん】

複雑な思いでお話を伺っていた。塾は正直良く分からない。モヤモヤが棄てきれない。「もしかしたら小さな塾はユートピア」という本を書いたが「哀しきユートピア」の気分だ。きれいごとではいけないぞという矛盾した思いを味わっている。

でもこの分科会はやってよかった。忸怩たる思いでやっていったのだと実感させてくれた。

延々6時間の分科会の雰囲気伝わりましたか？えっ？良く分からん、何が問題だったのか？ですって・・・舌足らずのまとめでした。

なお、お名前や、所属、発言漏れなどすべて私天野の責任です。お許しを。

事例にすること・されること

平井 秀典 (江東区塩浜福祉園)

第3分科会のコンパクトなまとめは社会臨床ニュース13号('94.5.29発行)に朴麻衣さんが(ご自身の感想と共に)書いていらっしゃるのでそちらの方におまかせしまして、また発言の丁寧なテープ起こしは今後出版が予定されている「本」の方に掲載される予定なので、どうも2巻2号における報告というのは、第3分科会の場合、中途半端なものにしかならないように思えます。(ニュース13号を見たとき、眩暈と開放感を同時に体験しました事実をお伝えしておかねばなりませんまい。)

また、雑誌の編集にも携わるものとして、この号があまりに厚くなるという実情を知っているのだからこれ以上重くしてはいけないという節度を持ってしまっているのと、私の元来のさぼり癖であるとか忙しかったり(遊ぶのに?)やる気が起きなかったという個人的な問題とが絡まって、さらには社誌に穴を開けてみたいという強い欲望と、そういったいろいろな感情・事情が相まってこの1ページとなっているわけです。

さて、当日の出席者はほぼ40名でした。

司会をやったものの報告としては、これだけで終わってもいいような気もするのですが、1ページは結構長い。もう少し言葉で埋めないかと…。

この場で私が表現しようするのは、ただただ司会という立場が故に展開しえなかったことしかないのではないのでしょうか。議論の流れ、ポイントは多岐にわたり、その多くに苛立ちを感じていたのですが、私としてはここでは以下の一点に限りたいと思います。

それは、良い事例研究と悪い事例研究などといった分類があるわけがなく、事例として出会ってしまった互いの関係性の不幸を抜きにこの問題は語り出しえないであろうということです。「事例」として存在させ

てしまう、させられるということは、当たり前人間関係の中ではあり得ないことです。それは、する側—される側というヒエラルキー・権力の存在を前提とするので「ともに」などという言葉からは縁遠い物であるということです。

事例という事態から縁遠い人(自分は事例にされることはないと思っている専門家といわれる人)は、どうしたら事例にしえない関係を創出するかを考え、実践するしかないし、事例にされてしまう人は、事例にしようとする人の権力性と闘っていくしかないと思います。

ゆえに、「虚像を実像に近付ける」ためのものであったり、「する側の自己点検」のためであったり、「自己実現の一助となる」「される側も入った協同的な事例研究なら」などといった「美しい言葉」を並べてみたところで、所詮、事例として括られることの苦痛なり差別性を克服できるものではないと考えます。

事例にすること・されることの本質がどれほど共有できたか、司会としてはいささか自らの力量不足を含めて不安の残るものでした。



精神医療の場は人を癒し・生かしているか？—再び「病」・「治療」とは—

寺田 敬志(根岸病院)

■はじめに

1988年、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進を謳い文句に、精神保健法は施行されたが、現実是不変である。それどころか、1992年には医療法が「改正」され、これは医療総需要抑制策を根幹とする国家の医療行政を、「生命の質に応じた医療」・「医療施設の機能分化」・「医療の産業化」などの政策によって具体化することを狙ったものである。医療の一分野である精神医療においても、当然、この政策は貫かれることになる。

この分科会は、このように、治療側の都合で医療が再編されていくなかで、精神医療の場は人を癒し・生かしているのかを、あらためて問いつつ、再び「病」・「治療」とは、ということ語り合ひ、考え合おうともたれた。

発題者は、元生活保護ケースワーカーの根本俊雄さん、極楽通信編集の青木照武さん、そして東京足立病院の赤松晶子さんの3人をお願いした。参加者は50人と、予想以上に多くの方々が足を運んでくれた。

この詳しい報告は、来春、「共生・創造のフィールドへ(仮題)」という総会報告集が単行本になって刊行される予定であり、これにゆずることにして、とりあえず、司会の私が報告を書くことにする。従って、以下の報告は極めて不完全で、かなり主観的なものであることをあらかじめお断りしておく。

■根本俊雄さん…「組織的連携の時代」？ それでもなお考える

根本さんはまず、最近、福祉事務所・保健所・医療機

関との「連携」ということがすごく言われるようになってきているが、「連携」ということは、「協力・共同」ということとも違い、「ア・ウン」の呼吸でつながる関係であり、「協同意識」だけがおおられて、「主体」ということがはっきりしない支配構造が作られていると語る。そして、「ア・ウン」の呼吸であるから、まとまりやすく、わかりやすいが、内側からの新しい考えや営みは難しくなるとも語る。

しかしそれでも、「連携」ということは、<協同して行こう、みんなでやっけて行こう>ということであるから、「する側」の内部で、「違う」営み・「ズレ」た営みをして、うとまれたりはするが、きっちりとはなかなか排除できないのであって、ある「違う」営みをすると、全体として、それをも巻き込んで協同的に行かざるを得ず、だから、内側に居つづけながら、全体に少し「歪み」を与えるということは、逆に可能なのではないか、特に今はまだ、作り上げられている時期だからと、現状を分析する。

その上で、<そうは言っても、国や自治体の政策はこうじゃないか>と言われた時、<こんな風に人と出会って、僕は気づいたよ>というようなことを、それら多数論理に対して論理的にきちんと対峙できなくても、ちょっと距離を置きながら語り続ける、違う論理にたつて語り続けるということが、もう一つ、大切なことではないかと思っていると語る。

■青木照武さん…不信の時代

青木さんはまず、人間性ということについて、自分はどちらかと言えば性悪説の側に立つと語り、人間には悪知恵を働かせて文明を押し進めてきた歴史があ

り、この世の中は終わった方が良くさえ思うとも語る。そして、科学技術の進歩は、本来存在しないものを人為的に造り出したが、この人造物には、どういっわけか、曲線とか円とか丸いものよりも、四角いもの、直線で囲まれたものが多く、この四角いものというの形としては安定しているが、鋭く、きつく、人を傷つけると指摘する。

その上で、この分科会の前夜、宿泊先の旅館で同室の私と語り合ったことを引き合いにしつつ、治療関係における、お互いの、「何か魅かれる感じ」とか、「相性」ということを取り上げる。

「心」というのは「丸い」ものである、「心」というのは「心臓」にあると考えるのが常識であって、人体や臓器で、直角形や三角形でできているものは一つもないとする。治療関係におけるお互いの「何か魅かれる感じ」や「相性」ということは、共通の何かがある、或いは逆にあまりに真反対過ぎるといふ感覚であり、それは「愛」だと思ふと語る。もともと「病者」というものは、裏切られ続けた人々であり、いわゆる「精神病状態」とは、いわば、「魔物」に支配され、ロボット化されたような状態であり、この「心」は、人の誠の「愛」によってしか癒されないと青木さんは考えている。その上で、現実の医療関係をみると、それ自体が、計量化、点数化、論理性の優先など、「機械化」「四角化」されていて、「丸み」を失っていると指摘する。「何か魅かれる感じ」や「相性」などというインパーソナルなもので繋がった、「1対1の粘り強い闘い」の関係が、医療関係の中につくられることを願うと語る。

■赤松晶子さん…癒しの場にならない医療の場に居続けて

赤松さんは、「精神医療史をめぐって」という資料を提示しつつ、1960年代に始まる保安処分制度化の動きは、精神医療従事者団体などの反対により、一応つぶれたかに見えていたが、1988年に精神保健法が成立し、5年後の1993年にはその「一部見直

し」が行われ、この経過の中で、「処遇困難例専用病棟」の新設ということが言われるようになり、これは保安処分制度化の再燃であると指摘する。これを裏うちしているのが「機能別病棟づくり」という政策であり、これは、「治る」可能性のある・なし、「手のかかる」度合いによって、経済効率と社会防衛の二つの観点から、精神障害者を振り分けようとする政策であると語る。

今、精神病院では、作業療法やデイケア、訪問看護など、いわゆる「社会復帰活動」が活発に行われているが、これは、この種の活動に対する診療報酬は年々上昇しており、今や、精神病院の経営を支える重要な収入源となっているからであって、それらの活動が精神障害者にとってどんな意味があるのかを問うこともなしに、精神病院の存亡をかけて行われていると語る。そして、これらの活動に携わる国家資格を有する者は益々優遇されることになり、いずれは心理職やPSWなども国家資格化されることになると、精神病院は資格者だらけになり、ここでは職種間のナワ張り争いが起きるであろうし、資格に伴う責任感などから、「される」側との自然な付き合いは失われていくと語る。

赤松さんは、また、「精神病状態」とは、本来誰もが心の中に持っている非合理的な衝動や心情が、状況との絡みで顕著に突出した現れ方をしている状態であるのに、精神病は「了解不能」だから、何をしてもかすかわからない病気だからとされていて、精神保健法が施行されて数年経つ今日においても、保護室収容や薬などの手段による過度の抑制や拘束は、相変わらず行われていると指摘する。その上で、「精神病」観とらえ直しの努力を復活し、これら極度の抑制や拘束の手段を使わないですむような関係づくりを模索しようと提言する。

■「精神病」の枠から抜け出そう

以上、3人の方々から発題を受けて、討論が行われた。フロアーからの発言は延べ10数人に及び、発題

者もこれに絡まり、討論は活発に展開した。

まず、高橋さんは、過去に自分が、「病」と言われるような彷徨をしてきた経験をもう一度とらえ直して、生き直したいと語り、それには幸福追及の欲求や価値観をどこかで相対化し、「病」ということの枠組みにもとらわれないで、もっと大きく広げて行ったところでの出会いを欠かすことができないと語る。広瀬さん(三吉クリニック)は、「精神病って何だろう?」という問いかけから出発してしまうと、それは結局、答えの出し方自体がすでに制度化されているので、その答えの出方に抵抗できないという、堂々巡りの状況に陥ってしまうが、これは、人の、ある種のあり方を「精神病」ととらえることが公認、制度化されていて、その言葉が一人歩きしてしまっているからで、そういう言葉を使わないで、事例研究などということをしなくて、精神医療従事者や精神病院にかかったことがある人たちが集まるということをしないで、我々ももっと街へ旅立たなくてははいけないと語る。「知的障害者」の病院で働くソーシャルワーカーの人は、今、差別用語の見直しということが言われているが、これら差別用語は、現代の企業や学校での人間関係は、そこから落ちこぼれて行く人を産みだし、そういう人たちに対する、社会で管理する側のレッテル貼りとして使われていると指摘し、だから、大事なことは、今自分が住んでいる場の周りの人間関係を変えて行って、「クライアント」と呼ばれている人が、自分の生きる何かをひらめきとしてつかんだ時、俺はここで生きて行くという、そういう場をいろいろ作って行くことだと語る。

■治療の場における「1対1」の関係

青木さんの発題とのからみで、治療関係における「1対1」の関係ということが、話題になった。まず、田中さん(作業所)は、10数年前から、「不登校児」と関わる中で、「1対1」的な、きめ細かい関わりをしてきたが、正に「される側」のイニシエーションに立ち会えたという充実感を体験していると語る。そして

彼は、現在、地域作業所で、10名ほどの「病」者と関わっているが、やはり、「相性」とか「シンパシー」とかが感じられる相手がいて、「1対1」での関わりは、非常にお互いが豊かになると語る。これについて青木さんは、「治療」という言葉は、専門的な技術を媒介にした上下関係を前提にしているから、「関わり」という言葉を使うべきだ、「関わり」とは、「治療」という枠組みから抜け出て、相手がふと、何げなく言った言葉などが、自分にとって手がかりになったりするような関係であると語る。中谷さん(共同作業所)は、作業所にきている人とは、その病名を知ろうともせずに、「患者」対何とかという関係ではなくて、個人対個人という普通の付き合いをしていて、その関係の中で、自分自身も相手もお互いに何かを感じ合っていると語る。

一方、大平さん(共同作業所)ら何人かは、「1対1」の関係はカンベンしてもらいたい、しんどい、その人だけではないいろいろな価値観と出会いたいと語り、赤松さんは、そういう関係は相手を呪縛し、相手の依存性や弱さを強めてしまう、何人かが一緒になって関わるのが大切だと語る。

■「精神病」観をどうとらえ直すか

赤松さんは、車椅子の井出さんからの問いかけにも答える形で、障害やハンディがありながらも、同じ人間として、一緒に生き合う保障がなされるべきだ、ところが障害者の中でも精神障害者となると、職安の窓口にはまずそういうのがないし、どう考えていいのかわからないらしいと語る。これについては、職安にそういう窓口があるのはおかしいと思うという意見とともに、広瀬さんは、職安で精神病であることがわかると、書類をわたされ、医師に書いてもらって来いと言われるが、その書類を出しても、先ず雇用された経験はない、せいぜい、職親や共同作業所などの精神病の枠に振り分けられるだけだと、自分の経験を語る。

赤松さんは、精神病を隠して勤めている人がいる一方では、薬を飲んでいるから仕事が続けられないとい

うところでジレンマに陥り、本当に仕事ができなくなってしまうという現実がかなりの人にある、だから、それだけの薬を飲まなければ、今、自分が保てないということを、開き直って言える関係というのをどうやって作ったらいいかと語る。そして、やはり「精神病」概念が現実存在し、30数万人が精神病院に入院しているという現実をくつがえして考えれば、自分が自分自身をどうしても主張できないところで、「病」を抱えてしまうのだから、非常に「下手」な自己主張であろうが、人が善さそうと言われるような自己主張であろうが、そういう従来の価値観にとらわれずに、<あの人、今、こうやって怒りたいんだよ>と、その怒りを受け止める関係とか付き合いというのができれば、どんどん精神医療にとらわれて行く関係というのを減らすことができるのではないかと語る。

■発題者の感想とまとめ

以上のように、真剣な語り合いが展開された後、三人の発題者それぞれに、感想やまとめを語ってもらい、分科会を閉じた。

まず、青木さんは、手作りの心理療法が本来の在り方だと思う、本当にわかり合おうとすれば、それなり

にアイデアが湧く、失敗もするがおそれず、試行錯誤をすればいいと語り、アメリカ映画「14歳のメモリー」を紹介し、これは百聞は一見に如かずの作品だと紹介した。

次に、根本さんは、青木さんのような、「人との出会い方」に「癒し」というものを感じる、少なくとも今の医療体系は、そういう出会いを評価し、取り上げていく言語をもっていない、それどころか、全くそういう出会いは排除されていると語る。また、赤松さんについて、病院というシステムの中で、何かをしなければならぬしんどさがある、その2つの面をもちながら、「精神病」・精神医療の問題に対して関わるのが大切であることを赤松さんは指摘していると語る。

最後に赤松さんは、病院の中で何かと取り組むというのは、「偽りの癒しの場」でしかない、非常に困っている人が、はがいがじめされて、保護室に入れられて、注射を打たれると、何日かして、確かに辛さは消える、でもそこから何が開けるか、<自分の人生何もないじゃないか>というのが現実であり、自分はそういう現実から目をそらせないと語る。そして、医療は癒しの場ではないと、医療の場に居ながら言っているが、では何ができるのかというところが未だ開けないところで、コツコツと仲間を招いていきたいと語る。

いま、発達・能力、そして、クオリティ・オブ・ライフを考える
—脳死・臓器移植、尊厳死にかかわって—

林 延哉

第5分科会は、「いま、発達・能力、そして、クオリティ・オブ・ライフを考える—脳死・臓器移植、尊厳死にかかわって—」という長いタイトルを冠して開催した。

脳死・臓器移植や尊厳死においては、「生きるべき命」と「死すべき命」とを選別するという思想がその中核をなしている。命は、たとえ誰の命であっても尊い、というようなものではなくろうとしている。命の質—クオリティ・オブ・ライフ—が、問われる時代となりつつあるのである。何故、そのような思想を、僕達の社会は受け入れようとしているのだろう。ふと気づくと、クオリティ・オブ・ライフが言われる前から、僕達は、人を選別していく概念を持っていたのではなかったか、そんな思いもしてくる。それは、発達、能力といった概念であり、例えばIQといった指標であった。

「IQからクオリティ・オブ・ライフへ」、まるで何かのキャッチフレーズの様な言葉が浮かんだ。以前から僕達がこだわってきた能力・発達、そして今僕達が直面している脳死・臓器移植／尊厳死。一見なんの関係もなさそうなこれらの思想に、僕達は、人間を分けていく思想を感じる、そして、これらに通底する何かを。

企画者側の勝手な思いとしては、これらに通底し、現代の社会に生きる僕達を絡めとっている何かを、明らかにしてみたい、みんなで考え合ってみようという思いで、この分科会を企画してみた。なにしろテーマが広く、茫漠としているので、拡散する分科会になるであろう事は予想がついたが、いわば「問題発見」型の分科会と割り切り、散漫を怖れず、無理にまとめる事なく、出来るだけ多くの人達が発言し合い、参加者

各々が、おのおのの場所へ何かしらの思いを持って帰って行けるような場になればいいなと考えた。

話題提供を竹内章郎さん、浜田寿美男さんをお願いし、また運営委員である山下恒男さんからも発題を行ったのは、このような広いテーマの分科会に、何本かの柱を打ち込んでもらうためであった。

竹内さんは、能力主義による差別の克服のために、個人に還元されていく能力を批判し、「能力の共同性」論を模索されてきた。浜田さんは、従来の個人中心、個体能力主義による発達論の限界を見極め、よりトータルな人間像を描くことの出来る発達心理学とはどのようなものなのかを考え続けられてきている。そして、山下さんは、かつて「反発達論」を論じ、今IQからクオリティ・オブ・ライフへの傾向について警戒を促している。

では、話題提供者の発題部分から見ていこう。

話題提供者の発題から

山下恒男さんの発題から

山下さんは、QOLを「リハビリテーション医学・障害児教育分野に於けるQOL」、「『生命の質』としてのQOL」、「心理テストとQOL」の3つの側面から考えている。

「リハビリテーション医学・障害児教育分野におけるQOL」からは、上田敏の「生命しか考えていなかった医学に、ADLによって生活の視点が、QOLによって人生を考える視点が導入された」という言葉を引きながら、QOLが人の「全人生」を射程にいれていることを確認している。また、この分野において、QOLは、詰まるところ評価方法、評定尺度の間

題に集約していることを指摘した上で、それが具体的には、人の生活において思いつき得るあらゆる事についての質問紙になっていることをみている。

「[生命の質]としてのQOL」の部分では、QOLが、その本質として「新皮質機能」に集約していることを押さえている。

3つめの「心理テストとQOL」の部分では、マツラツォの論文を引用しつつ、心理テストにおける、生理学的に精緻になりつつある「神経心理学的アプローチ」とQOLへの関心がたかまりつつあることを見たと、心理学における生理還元主義の復活を指摘している。この心身平行論は、かつてより精緻になった神経学的指標と、能力を越えた全生活面の評定尺度との対応により構成されている。

こうした側面を見つつ、「発達」概念の替わりにQOL概念が持ち出されていること、QOLは、現時点でのその人の全面的評価、即ち社会的適応度であることを、山下さんは語った。

竹内章郎さんの発題から

竹内さんは、まず、「生命の質」としてのQOLについて、QOLが問題とされる「生命倫理学」というものの捉え方を問題にし、そこに「権利論」の軸と「生命の質」の軸との存在を指摘している。

「権利論」の軸とは「バナーリズム-プライバシー」の軸であり、「生命の質」の軸とは「生命の尊厳(SOL)-生命の質(QOL)」の軸である。

「バナーリズムは、命をながびかせることばかりを言って(生命の尊厳)、生命の質は言わなかった。本当にその当人が判断すれば、そんな状態になってまで生きていたいと思わない筈だ」という言説を示し、プライバシーの重視が、QOLへとつながる二つの軸のつながりを示した。

また、プラクシー(推定して代理すること)の問題性、「生物学的生命」と「人格的生命」という二分の問題性を指摘した。後者については、「自然」と「人間」という二分の成立する可能性を疑い、自然と人間とは相互に媒介し合って成立し合っているのだから「人

格的生命なき生物学的生命に意味はない」というような言説は成立しないことを指摘している。

関連して「個人」というレベルで話をすすめていると、必ず弱者切り捨ての思想に足をすくわれる、そのために「能力の共同性」を考えることを述べている。

プライバシーを主張することで、人々の内なる優生思想が隠されてしまうことも指摘している。「QOLの低い子は育てたくない」というような個人の思いが隠されていくのである。

竹内さんは、脳死についても言及し、脳死状態は、膨大な医療資源に支えられた社会的産物であること、臓器提供の申し出の後にはじめて存在する状態であることを確認した上で、「脳死という規定の中には、医療技術や本人の申し出、臓器移植推進への思惑などが含まれていて「純粋な生物学的な脳死」などというものは存在しない」ことを指摘している。

最後に竹内さんは、「生への徹底的追及無しに死について語るとき、死は排除のためのものになっている。生への徹底的追及無しには、「死の自己決定」や「尊厳のある死」といった言説は、死に近い過程にいる生命を疎略に扱うための口実に過ぎない」と述べた。

浜田寿美男さんの発題から

浜田さんは、まず「視点」ということについて語った。

「人の育ちというものを見ていくときに、外から時計のものさしをあてはめて、社会制度上の学校制度というものさしをあてはめて、その中で能力がどう伸びていくのかというふうにと見ていくかぎりには、その能力を身につけたはずの個人が、その能力を使ってどうするかという視点がすっぽりぬけてしまうという現実がある」こと、「人は身体をもって自分の内側からこの世の中を生きている、ということはずしてしまつて、外から眺めるという視点からしか、発達も能力もQOLも捉えられない」こと、を指摘した上で、人は生きている以上、何らかの意味を自分の身体をもって現している、内側から生きている生命にとっては意味

がある、量も質も価値も第三者から見た概念、だから、「意味」という概念を取り戻したい、と話した。

次に、「個人」ということについて言及した。

人間の、「自分の内側から生きている」という人間の個別性と、「身体をさらして生きている」という身体表現性=共同性を確認し、人の「どうしてもなく一人でありつつ、どうしてもなく人と共にある」という在り様をみて、個人を単位として能力や発達や死を考える問題性を指摘している。

最後に、浜田さんは、生命維持への固執と生への固執とを峻別することを語った。「生への固執を考えるとき、命をもった身体が内側から生きているということの意味をあらためて考える必要がある」。

討論から

テーマが広がった分、案の定、議論も拡散的拡がりを持った。しかし、にも関わらずやはり、このテーマから何か共通する問題性を、参加者の方も感じ取っていたように思う。いくつもの発言があったが、その幾つかをここで紹介しておこう。

まず、「脳死＝臓器移植問題においては、南北問題という文脈も立てられるのではないか」、という発言があった。QOLは、現代の社会の中核部分、「中産階級」「白人」の価値観ではないか、そういう背景があるのではないか、という指摘である。

この発言を受けて、「南北問題という他民族間の問題だけでなく、例えば同じ民族の中でも、身体障害者や精神障害者等は、もともと尊厳死やQOLの評価の対象とすらされていない。QOLの評価の対象とすらされていない。脳性マヒの人達が、自分達のQOLも問題としろ、と語りだし、そのことでQOLの内包する差別構造を変えていこうとした。障害者が、「生命の質」ではなく、自分達の【生活の質】の向上を求めていく、ということは、現状を見れば方向性としては出て来ざるを得ない。立場性において、QOLについての評価が変わってくる、ということは、事実として存在している」という発言があった。

また、「南北問題は、北が南を搾取するという関係だけではない。北での出来事は南に受け入れられていく。北で今起きている脳死＝臓器移植問題、QOLの問題は、南でも同様に起きていこう」という意見もあがった。

「QOLは、表向き、人種、階級性を越えた万人に共通する尺度のふりをして現われているのではないか」という指摘もあった。

障害者が自分達の運動の中でQOLという概念を武器として用いてきた、という指摘に対しては、「QOLを【生命の質】と【生活の質】とに使い分け、生活の向上を求めるのは当然のことだ、というふうに考えるのは、生活実感としては良く分かるが、では、そこで求められている【生活(の向上)】とはどのような内容なのだろうか」という疑問が提示された。そこで求められていることは、実はQOLという概念を生み出した価値観に取り込まれた【生活の向上】であるという構造はないか、というのである。

このQOL概念に対する立場による評価の違いということについて、話題提供者のひとりである山下さんは、「QOLへの評価に関する立場性論は、おかしい。障害者が自分の暮らしについて語るのであれば、それをそのまま語ればいいのであってQOLなどという概念を用いて語る必要はない。立場性の議論は、自分が反発達といったことを議論したときに自分に対する批判としても言われた、これまで発達を保障されていなかった人間に発達を保障するのだといった議論とオーバーラップして見える」と発言した。山下さんが、「反発達論」を論じた時、一般的な世相は発達礼賛であり、一部の、障害者に関連する運動体は、障害者の発達を保障するという言い方で「発達」概念を武器として使った、その構造は、現代のQOL概念の用いられ方とオーバーラップするというのである。新規な概念を用いることで、自分の具体的な生活から運動や議論が離れて、そんなつもりではなかったはずの文脈の中へ運動が取り込まれていく危険性が指摘されているように思う。

一方で、「QOLに生命の質と生活の質という二つ

の側面は、現実存在している」として、生活の質としてのQOLを肯定する意見もあった。

竹内さんの、「脳死は社会的産物である」という発言に対して、「脳死に限らず、全ての死は社会的産物である」という意見が述べられた。これに対して竹内さんは、それは当然のことであり、重要なのは、脳死を自然科学的な死として定義しようとする脳死=臓器移植推進派の人々の言説に対して、脳死概念は社会的な生産物であり、脳死概念には臓器移植推進の意図が含まれている、ということがきちんとおさえられれば、ではその意図とは何か、という次の議論へと発展して行ける、まず、脳死概念のそのような性格を押さえる、ということであって、脳死だけが特別に社会的生産物である、ということによって、脳死に対する批判としようとしているのではない、といった内容の返答をしている。

生死に関する文化差を考える必要性の指摘もあった。生と死とを安易に切り離すのは近代の思想ではないか、現代の我々の持つ死生観とは異なる生と死についての認識が具体的な例を挙げつつ語られた。人間以外の生命をも含めた「命」についての認識も指摘された。

ただ、こうした死生観のオールタナティブに対して、「ある時代・文化の死生観を肯定しつつ提示して、他の文化・時代の死生観を否定するというやり方は、そうした認識は時代とともに変わっていくということで、批判としての実効を持たないのではないか」という意見が述べられた。また、「動物愛護論者、環境保護論者は、必ず裏側に優生思想を持っている」という指摘もあった。

竹内さんが著書の中で述べている事に関連して、「皮膚そのものにこだわる必要があるのではないかと。皮膚は、自分の防衛ラインであると同時に、他者と結びつくための原点でもある。皮膚を越えていこうとする動きそのものの中に人の類的な存在性を見ていくべきではないか」という意見も挙げられた。

「脳死=臓器移植や、尊厳死、QOLといった議論は、実は、価値なき命という線をどこで引くか、とい

う明白な問題であるのだが、それがいろいろな概念を振り回すことで難しい問題であるかのように思われ、科学的な装いまでしている」という指摘もあった。そして、例えば、東海大学の安楽死事件の裁判といった具体的な場では、死の概念がどうのこうのといった議論ではなく、どういう薬で殺すのならば許されて、どの薬の場合は許されないのか、という論議になっているし、ターミナル・ケアの現場でも、具体的には、モルヒネの使用頻度が問題にされている、モルヒネによる薬殺が行われているのが現実だ、ということが述べられた。

竹内さんは、「能力の共同性」を主張されたが、「共同性を考えることの重要性には共感しているが、一方で、現時点において、能力を補い合う共同性が成り立たない場合があるということ、「能力ゼロ」といった存在をどう考えていけばいいのだろうか」という疑問が提示された。また、「能力論をやっていくかぎり、能力差別はなくなるのではないかと、という感じがするのだが」という感想もあった。

竹内さんは、「個人が、「私はこれが出来ない」と思えないあり様、関係の中で例えば「移動できない」のであって、「私が迷惑をかけている」という発想が障害者の方からも出てこないあり方が「能力の共同性」であり、「能力」がそのように構成されている社会・文化を考えているのだ」といった主旨の返答をしている。「能力主義の最終的な根拠は(浜田さんも指摘しているように)個人還元主義であり、それが最悪の問題である、それを打破するための「能力の共同性」である」という。一方で竹内さんは、新しい文化を作るときに、やはり実体的な根拠として生産性等を問題としたい、と、どんな重度の障害者にも生産性を見いだせる文化・社会をイメージしている。

この後半の部分については、「その考えは、結局、個人の意思の尊重とか、個人の尊厳といった、個人中心主義に陥らないか、無能、無意志で生きる、その共同性といったことは考えられないのか」という意見が述べられた。

浜田さんは、午前中の話題提供の部分から、一貫し

て、人間の存在の両義性にこだわり続けて発言した。「人間には、能力を使って生きていくという面と、にも関わらず、どうしてもなく無力であるという面とがある」と指摘した上で、「個人が無能力であるが故の共同性がある。人は無力さで生き合っている」と語った。「個性性と共同性という両義性を持つ存在の人間が、何故、自分は自分と思う思い方をするようになるのか、死というものを考えるようになるのか。個として現象している私達のあり様を押さえておくことが、迂遠ではあっても、尊厳死や、脳死＝臓器移植、QOLの問題を考えていくときに必要ではないか」と、現にある人間がどのようにして現にそのようにあるのかを、内から生きる視点によって理解することの重要性を述べた。そして自らが課題としている発達心理学の再編ということについて、「人間の歴史性を捉えられる心理学は存在しなかった。自分の内側から人が生きている、それを意味ということを軸にしてどう展開していくのか、その中でも、自我がどう登場するのか、自我は関係の中で登場するのだが、関係の中で自我が登場する形を見定める、同時にその歴史性をどう位置づけるか、だんだん社会的状況の中に巻き込まれて疎外されていく、疎外の個体発生の流れというのを捉えていかなければならないのではないか」と語った。しかし、それにしても我々が持っている記述、概念は、それをしていくには貧困であると、述懐している。

自らも心臓病を患い、自分自身が移植の対象になる可能性もあるというある参加者からは、「今まで自分が出ていた会合は、移植をしなければ危ない、移植すればまだ生きられるといった、切迫した切実なものばかりだった。そうした切実さのないこのような会合に出たのは始めてだったが、参加して少し考え方が変わった部分がある。もう少し考えてみたくなった。悠長な議論はしてられないという人達の話ばかりを聞いていて、脳死の判定も必要だろうと思っていたが、違った見方もしてみなければと思い始めた」という感

想が述べられた。

おわりに

竹内さんの「能力の共同性」は、「能力」というものとして認識されていることを、それが生みだされている関係性のところまで降り立って確認し、その関係性を組み替えることで「能力」概念自体を組み替えようという試みではないか、と僕は思ったのだが、どうだろうか。現行の「能力」は現行の社会・文化における人と人との関係性が物象化的に認識されているのだとすれば、「能力」概念の変更は、即ち社会構造の変更を意味する。ただ、そこまで変容した社会であれば既に「能力」という概念は必要ないだろうし、そこで、あくまで個体の評価尺度である生産性にこだわり続けていこうとするのはかえって無理があるのではないだろうかと感じた。また、そうした社会構造の変容をどのように実現していくのかの具体的な戦略を考えるのは、大変なことだと思った。

浜田さんの、両義性を両義性のままに捉えていこうという姿勢は魅力的に思った。浜田さんの語る言葉は、どこかしっかりとくるし、生きるということへのイメージを喚起する。

議論の中で浮かんできたのは、個人還元主義ということの問題性と、共同性というあり方への期待ではなかったかと思う。そして、共同性への期待は、それが絶対的にいいからというわけではなく、現状が個別性へ片寄り過ぎていることから生まれてくる、相対的な期待である。

生と死といった両義的な人間の存在のあり様そのものに直結しているような問題が、例えば「臓器移植法案」といった十分な議論もされないままに提出された法文等で決め付けられていくことのおかしさは、分科会において共有された感想ではなかったろうか、と思う。

日本の精神医学は同性愛をどのように扱ってきたか

稲場 雅紀 (動くゲイとレズビアンの会⁽⁰⁾)

1993年5月、日本精神神経学会理事会は、私たち「動くゲイとレズビアンの会」の提出した申入書を受理し、学会として同性愛について検討し直すことを決定しました。私たちの提出した申し入れ事項⁽¹⁾は、以下の通りです。

1) 貴会のしかるべき部署において、以下の事項について早急に検討してください。

DSM-III-RおよびICD-10における「同性愛(者)」の取り扱いについての評価。貴学会としての同性愛についての見解。

これまでの精神医学の、同性愛(者)との関係についての見解及び今後の方向。

2) 上の検討について、同性愛者の参加及び発言の権利を保障してください。

3) 貴学会会員が執筆、編集、監修に関わった精神医学関係の教科書及び事典の内、同性愛について記述のある物について調査し、資料を作成してください。

国際的な精神医学の診断基準であるDSM-III-R(米国精神医学会発行)、およびICD-10(世界疾病分類、世界保健機構発行)では、すでに同性愛は「異常」にも「逸脱」にも分類されていません。米国精神医学会は現在から20年以上も前の1973年、すでに同性愛はそれ自体としては何ら異常ではないという結論を出しています⁽²⁾。

こうした世界の趨勢に対し、日本では、同性愛についてたいへん古典的な定義がそのまま残り、医学教育に使われる教科書のほとんどで、同性愛は「性的異常」と分類されています。また日本精神神経学会を初

めとする日本の精神医学・心理学界は、私たちの問題提起を受けるまで、同性愛についての世界の精神医学の趨勢にも、会員が編集した教科書の中の記述⁽³⁾にも、知らぬ顔をしてきました。

このように、同性愛についての精神医学的・心理学的な処遇は、世界と日本とでは、大きく違っています。

欧米では、同性愛者の存在がはやくから社会に顕在化し、70年代には同性愛者の解放運動が大規模に成立しました。その結果、社会の諸領域で、同性愛者の問題は人権の問題として語られるようになっていきます。

逆に日本社会では、同性愛者はながらく、無視すべきもの、軽蔑と嘲笑をもって処遇すればよいもの、として扱われてきました。日本の精神医学の現状は、こうした日本社会の同性愛に対する処遇のありかたの、一つのあらわれといっているでしょう。

本稿の第一の目的は、日本の同性愛者と精神医学の関係、という、これまであまり触れられたことのないテーマについて報告することです。しかし、本稿ではそのことにとどまらず、日本社会において、同性愛者とはいかなる存在であり、またあったのかということを含めて、考えていきたいと思えます。

1. 日本社会における同性愛者の存在

1-1) 異性愛者の同性愛者観

一説によれば、同性愛者は人口の3~10%をしめ、その割合は地域や時代によっても、それほど大きく変化しない、といわれています。同性愛者が人口の

3%とすると、学校の40人学級の中に同性愛者は1人以上。人口の10%とすれば、40人学級の中に4人いることになります。欧米の同性愛者解放運動のスローガンには、次の様なものがあります— We are in everywhere! — 同性愛者はどこにでもいる—。

それでは、「社会臨床雑誌」の読者の皆さんは、「同性愛」と聞いて何を思い浮べるでしょうか。同性愛者、と聞いて、具体的な人物像を思い浮べることが出来ますか。いままでの人間関係の中で、自分は同性愛者だ、と名乗る人はいましたか。

残念ながら、日本の異性愛者の中で、これらの問いに対してきちんと答えられる人はほとんどいません。日本社会の中で、同性愛者は具体的な人間として扱われてこなかったからです。おおかたの異性愛者にとって、同性愛者は、同じ社会の中に生きている人間というよりは、自分とは関係の無いところに存在する「ホモ」「おかま」であり、それはあるときは無視、あるときは軽蔑と嘲笑をもって、あるときは眉をひそめて対応すべき、いわば「いかがわしい存在」でしかなかった、のです。

こうした存在であったがゆえに、同性愛者は、その時々々の社会の都合や需要に応じて、様々な表象されてきました。女装をする「おかま」として、性のモンスターとして。最近の、ゲイがテレビドラマや雑誌などに登場した「ゲイブーム」も、ゲイを肯定的に評価する動きというよりも、むしろ社会の要請のなかで、異性愛者がゲイに対してまたまた勝手なイメージを投影しただけのもの、といえそうです。

1-2) 同性愛者への二つの差別

欧米で起こった同性愛者解放運動は、社会での同性愛者に対する差別を大きく2種類に区分しました。ひとつがホモフォビア (homophobia — 同性愛嫌悪または同性愛恐怖症)、もうひとつがヘテロセクシズム (heterosexism — 異性愛中心主義または異性愛主義) です。

A) ホモフォビア (同性愛恐怖)

ヨーロッパ・アメリカでは、近代以降、同性愛者に対する迫害が強まりました。同性愛行為は「ソドミー行為」(正常位以外のあらゆる性行為)のひとつとして非合法化され、刑罰の対象となりました。警察権力は「反ソドミー法」や刑法の同性愛行為に対する罰則規定をたてに同性愛者のリストを作り、同性愛者を厳しく取り締まりました。また、同性愛者に対する民間暴力により殺害された同性愛者もかなりの数にのぼります。

いまだに、アメリカ50州のうちほぼ半数が「反ソドミー法」または同性愛者を罰する刑法規定を有しており、ゲイの権利が拡大している地域でも、民間暴力によるゲイ・バッシングが存在しています。世界的に見ても、同性愛を非合法化し迫害している政府は数多く存在し、民間暴力の攻撃を受ける同性愛者も後をたちません⁽⁴⁾。

このような、しばしば暴力をもってたちあられる、同性愛者に対する公然たる迫害を、欧米の同性愛者解放運動は「同性愛恐怖症」と名付けました。このネーミングは、社会の主流の持つ、「同性愛者は迫害されるべきものだ」という意識に対して、同性愛者の側が逆にこれを一つの病理現象として位置付けようとしたものです。アメリカ合州国の同性愛者解放運動の端緒は、25年前、ニューヨークのゲイバー「ストーンウォール・イン」に対する警察の迫害にゲイが石を以て抵抗した「ストーンウォール事件」に求められますが、このように欧米の同性愛者解放運動の多くは、社会的なホモフォビアに対する抵抗運動に端を発しています。

B) ヘテロセクシズム (異性愛主義)

こうした「ホモフォビア」と対置されるもうひとつの差別のあり方が「ヘテロセクシズム」(異性愛主義または異性愛中心主義)です。

この文章を読んでいる読者の皆さんの多くは異性愛者であることと思います。しかし、おそらくそのほとんどの方は、自分が「異性愛者」と呼ばれる存在であ

ることを自覚したことはなかったのではないのでしょうか。

異性愛者の多くにとって、同性愛者という存在が顕在化しない限り、自らの性的指向を相対化することは不可能でしょう。性的指向における「他者」の存在を知ること、それによっておのれの性的指向を相対化することを知らない人々が、社会の多数を占める時、社会制度は当然、性的指向における「他者」=同性愛者、その他の性的マイノリティの存在を無視して作られることとなります。これが、「ヘテロセクシズム」です。

この「ヘテロセクシズム」を考える上でヒントになるのが、「障害者」の建物や交通へのアクセスの問題だと思います。これまでの都市設計、交通設計は、「健全者」を中心としたものであり、「障害者」の存在は度外視されていました。このため、建物や交通を利用する上で、「障害者」は不便を強いられてきました。ヘテロセクシズムの提起する問題はこれと共通しています。例えば、異性愛者のカップルであれば受けられる様々な社会保障制度は、同性愛者カップルには全く開かれていません。なぜならば、これらの社会保障制度は異性愛者のみを前提として作られたものであり、同性愛者は存在しないものとされていたからです。

C) 日本に於ける二つの差別

この「ヘテロセクシズム」と「ホモフォビア」という二つの概念によって日本社会における同性愛者差別を分析すると、日本は、基本的にヘテロセクシズムが優越し、このヘテロセクシズムという土台の上に「ホモフォビア」がのっかるという構造になっていることがわかります。

先に指摘したように、近代日本社会に於ては、同性愛者は具体的な存在として扱われてきませんでした。日本では、欧米諸国に見られたような同性愛者に対する非合法化、処罰規定はなく、同性愛者を襲撃する民間暴力も、それほど大規模なものも存在しませんでした。しかし、それは日本の同性愛者差別が他国に比べて緩やかだったということの意味するものではありません。日本に於ては、同性愛者は、公然には存在しない

—しえないものとして扱われてきたのです。

このいわば「日本型ヘテロセクシズム」の土台の上に「日本型ホモフォビア」が乗っかっています。

公然と存在しえないものに対する無責任な表象、および、存在しえないはずのものが存在したことに対する、パニック的対応—日本におけるホモフォビアは、ほぼこの2つによって網羅できます。前者の典型例は、同性愛者を嘲笑の対象にするバラエティ番組であり、後者の典型例は、1990年4月、同性愛者団体の「東京都立青年の家」宿泊利用拒否を決定した東京都の対応です⁽⁵⁾。

こうした社会の同性愛者差別に、同性愛者は常にふり回され、痛めつけられてきました。多くの同性愛者は、自分の周囲を取り巻く軽蔑や嘲笑、自分の抱える悩みに対する無視の中で、カムアウト（自分が同性愛者であることを名乗ること）することも出来ずに孤立し、あるいは社会の中では妥協しながら、ゲイ・コミュニティのなかで疲れを癒す以外に方法はなかったのです。自らの身に降りかかってくる差別を告発しようにも、何の手がかりもない「ヘテロセクシズム」優越の状況の中で迷い、断念せざるを得なかったのです。

2. 精神医学における同性愛

精神医学・心理学等、「学問」の領域における同性愛の扱いの現状は、一般社会に於けるこうした差別のあり方を、典型的に反映したものです。

日本における状況を見る前に、比較対象として現在の世界の精神医学の趨勢を簡単に概観することにしましょう。

2-1) 世界の精神医学の趨勢

アメリカ合州国精神医学会は1952年に、精神障害に関する診断基準DSM-Iにおいて、同性愛を「病的性欲を伴った精神病質人格」と位置付けて以来、1973年のDSM-IIの改訂にいたるまで同性

愛を「性的逸脱」に分類してきました。しかし、精神医学者による研究の進展や同性愛者による運動の中で1973年、APAは「同性愛それ自体は如何なる障害でもありえない」として、DSM-IIから同性愛という分類を削除しました⁽⁶⁾。

その後も、自己の性的指向に対して違和感を抱き苦悩する同性愛者について、「自我異和的同性愛 (EGO-DYSTONIC HOMOSEXUALITY)」という分類が残りましたが、1987年に発表されたDSM-III-Rでは、熟慮の末、この分類も「302.90 特定不能の性障害」の中の「自己の性的指向に対する持続的で著しい苦悩」という分類に解消されました。

国連の一組織である世界保健機構 (WHO) は、1977年に発表した診断基準ICD-9まで同性愛を「それが精神障害と考えられるか否かにかかわらず」分類するという立場を取っていましたが、1993年に発表したICD-10ではその立場を変更し、以下のように記述しています。

「F66 性的発達及び定位に関する心理及び行動の障害⁽⁷⁾

F66.1 自我異和的な性的定位

性同一性および性的定位に疑いはないが、随伴する心理的・行動上の障害のためにもっと違ったものであればよいのと願い、それを変えるための治療を求める場合がある。性的定位そのものは障害とはみなされない。

次の5桁の表形文字によるコードは、個人に取って問題となる性的発達あるいは性的定位の変異を表すために上記のカテゴリーと組み合わせ用いてもよい。

F66.x0 異性愛

F66.x1 同性愛

F66.x2 両性愛 (両性共に対して性的に興味の引かれる明らかな証拠が有る時に

のみ用いるべきである)」

このように、ICD-10においては、性的定位は障害とはみなされないと規定するとともに、コードとして異性愛、同性愛、両性愛の3つを確保して、これら性的指向がそれぞれ等価なものであることを明示しています。

これら2つの国際的診断基準は、ともに世界でもっともよく使用されているものです。これらを参照すれば、精神医学における世界の趨勢は、同性愛を「性的逸脱」「性的異常」と捉えらるることをやめ、異性愛と等価な性的指向のひとつとして積極的に位置付けて行く方向をとっていると見る事が出来ます。

2-2) 日本の精神医学文献に見る同性愛

では、日本ではどうでしょうか。

日本における精神医学・心理学関連の文献で、同性愛についてもっとも詳細に記述されているのはおそらく、1984年に中山書店から出版された『現代精神医学大系』でしょう。この『現代精神医学大系』では、同性愛は第3巻Aおよび第8巻に合わせて4カ所に渡って掲載されていますが、このうち、第8巻 (人格異常、性的異常) において樋口幸吉氏が執筆している部分を引用することとします。

「同性愛 HOMOSEXUALITY

性対象として同性を求める傾向で、自分の性と反対の役割を演ずるものを「性転倒」という。同性愛には完全な同性愛 (真性同性愛)、両性的同性愛 (仮性同性愛)、機会的同性愛 (代用的同性愛) がある。Abrahamsen D.は、性犯罪として数の多いのはのちにのべる exhibitionism と pedophilia であるが、もっとも重要なのは同性愛としている。しばしばほかの重大犯罪を伴うからである。同性愛者が窃盗、詐欺、売春に陥ることはしばしば見られるところであるが、同性愛関係のもつれや破綻から殺人などの重大犯罪に発展することも

けっしてまれではない。

精神分析では、母に対する固着および母同一化によって少年の同性愛を説明しようと試み、少女の場合には、男性性器がかけているという発見が去勢を思わせて、男性的性行為によってそれを補うという無意識的決意を起こさせるのであると説明されている。」⁽⁸⁾

この「現代精神医学大系」第8巻では、他に加藤正明氏⁽⁹⁾、小此木啓吾氏⁽¹⁰⁾が同性愛について記述しています。このうち加藤正明氏は、同性愛の原因について若干触れた後、自らが行った同性愛の治療例を25例挙げて、「同性愛傾向が自己異質的で、治療意欲が生じたものには治療可能性があった」と分析しています。

「現代精神医学大系」第8巻の、これらの記述は、日本の精神医学が同性愛について取ってきた立場を、端的に明らかにしています。「現代精神医学大系」は10年前に出版された文献ですが、それから7年をへて1991年に出版された精神医学教科書「必修精神医学(改訂第2版)」(南江堂、編集:笠原嘉・風祭元・武正建一)においても同性愛は「性的倒錯(sexual perversion)」に分類されています。

日本の精神医学関連の文献において、同性愛が扱われているのは、これらの教科書・事典類⁽¹¹⁾、および医学雑誌等に若干散見される論文に限られますが、これらの文献のほとんど全てに於て、同性愛は「性的異常」として扱われています。これらの記述と、上記のDSM、ICD等における世界の精神医学の趨勢とを比較してみれば、日本の精神医学における同性愛の扱いが、世界の趨勢に逆行していることは一目瞭然でしょう。

2-3) 日本の精神医学における「同性愛」の扱い方

日本の精神医学文献における同性愛の扱い方を、もう少し詳しく検討してみましょう。先の「現代精神医学大系」における樋口幸吉氏の記事の特徴は、以下の

通りです。

- ①異性愛を正常とし、同性愛を「性的異常/逸脱」の一つと定義する。
- ②同性愛の原因探しをする
- ③同性愛を幾つかに分類する
- ④同性愛を犯罪と結びつける

これらの立場は、同性愛を扱った日本の精神医学文献に、共通してみられるものです。

①は、こうした立場の前提となる部分です。先にも触れましたが、DSM、ICDなどの国際的診断基準においては、こうした前提はすでに「時代遅れ」なものとして退けられています。

同性愛が異性愛と等価な性的指向の一つであるという前提にたてば、②から④の立場は必然的に変化してきます。

②の同性愛の原因探しは、同性愛について多少詳細に触れた教科書・論文類には必ず見られるものです。そのほとんどは、以下の様に類型化されます。

- ・生物学的要因説(ホルモン説、脳の性分化説⁽¹²⁾、遺伝子説等)
- ・生育環境要因説(「母との固着」、「男性器の欠如」⁽¹³⁾等精神分析理論によるもの)
- ・発達段階説(異性愛に至る発達の過程で性的成長が停止したとするもの⁽¹⁴⁾)等
- ・およびこれらの原因の幾つかが複合的に作用しているとするもの

しかし、これらの「同性愛の原因論」は、現在のところ、すべて仮説の域をでない、信憑性のないものばかりです。

さらにいえば、この「同性愛の原因論」は、同性愛を異性愛からの逸脱とみたうえで、その逸脱の原因を探る、というベクトルで構成されているものです。「なぜ同性愛になるのか」という問いは、本来ならば「なぜ異性愛になるのか」という問いと同時にとられるべきなのです。

同様のことは③の同性愛の分類についても言えるこ

とです。これらの文献では、同性愛者を「真性」「両性的」「機会的」などと分類することはあっても、異性愛を同じ様に分類することなどは及びもつきません。②や③などのこうした立論は、同性愛を異性愛と等価の性的指向ととらえる立場においては、必然的に退けられるべきものです。

④の立場は、ある意味ではこの「現代精神医学大系」に独自のものです。同性愛と「詐欺・窃盗」等との間に何の因果関係も示さず、かつこれだけ明確に関連性を断言した文献は他にはありません。しかし、同性愛と神経症、精神病を結合させる傾向は、その他の論文等にもよく見受けられるものです⁽¹⁵⁾。

そうした文献において非常によく見受けられるのが、同性愛者のおかれた社会的な文脈(差別、迫害、孤立等)を全く度外視して、当人に見られる神経症状を直接「同性愛」という性的指向と結びつけようとする態度です。

先にも述べたとおり、この社会の中で同性愛者は異性愛者と同じ様に生きていくことは出来ません。自らが同性愛者であることを自覚した青年は、ヘテロセクシズムの優越した日本社会の中では徹底した孤立を味わうこととなります。同性愛者という存在が他にもいることを様々なネットワーク等を通じて知ったにしても、同性愛者への軽蔑・嘲笑が日常化し、顕在化すればすぐに排除のシステムが発動されるこの社会では、同性愛者は通常、自らが同性愛者であることを隠して生きていく他に方法はありません。同性愛者は自らが抱える様々な精神的なトラブルを誰にも相談することができない状況に生きています。同性愛者が被る様々な精神的なトラブルは、「同性愛者ゆえ」に生ずるのではなく、「社会による迫害・差別・孤立化ゆえ」に生ずるのです。

合州国の一部や北欧においては、ゲイ・パッシングや社会的孤立化に傷ついた同性愛者の青年たちに対するカウンセリングや電話相談が、精神科医や理解ある親・友人なども含み込んで作られてきました⁽¹⁶⁾。ここでは、精神医学が、同性愛者に対して一定の役割を果たすことが可能となっています。ところが、日本の

精神医学は、同性愛者に対するこうした社会的な圧迫の問題を全く省みず、同性愛それ自体を「異常」「逸脱」に分類し、同性愛にまつわるあらゆる問題を個人、本人にすべて還元してきました。現在においてもそれはあまり変化しておらず、性障害に進歩的な立場を取っている研究者でも、こうした問題には触れずに、いまだに「同性愛は異常か正常か」などといった議論をしている現状です⁽¹⁷⁾。

日本の精神医学は、同性愛についてのこうした閉塞状況から一刻も早く脱皮し、日本社会の中で孤立し傷ついた同性愛者に対して適切なケアを保障すべく成長すべきです。

3. 精神神経学会への取り組み

冒頭に触れたように、私たち動くゲイとレズビアンの会は、日本最大の精神医学会である日本精神神経学会に対し、同性愛についてこれまでの精神医学のあり方を見直すよう、昨年以来働きかけを行っています。この経過は、以下の様になっています⁽¹⁸⁾。

私たちは、日本の精神医学での同性愛の扱いについて調査するため、昨年3月12日、日本精神神経学会、日本精神科診断学会(旧・精神科国際診断基準研究会)、日本児童青年精神医学学会に最初の質問状を送付しました。

内容は、①DSM-III-R(同性愛は自我異和的なものも含めて診断項目から削除)およびICD-10(性的指向自体は治療の対象としないことを宣言)における同性愛の扱いをどう評価するか、②これまで学会誌などで同性愛を扱ったことがあるか、③どんな臨床的処遇が適当と考えるか、の三点でした。

この質問状に対し、日本精神神経学会は、3月27日の理事会で検討した結果を返事として送付してきました。その内容は、学会として同性愛が問題になったことはなく、学会誌にも掲載されたことはない、質問について学会として見解をもっていないので答えられない、というものでした。

数日後、日本精神科診断学会から回答が寄せられま

した。内容は、①日本では多くの精神医学教科書が同性愛を「性的異常」として取り扱っている。②日本においては同性愛は市民権を得ていない。③自我異和的・親和的を問わず本人が悩んでいる場合は同性愛は治療の対象となり得る、の3点でした。

そこで、私たちは日本の主な精神医学の教科書を調査しました。その結果、先にも述べたように全ての教科書で同性愛は「性的逸脱」と分類され、しかもその教科書の著者は多くが日本精神神経学会の会員でした。

この事実をふまえ、私たちは2通目の申入れ書を学会に送付しました。その内容は冒頭に触れたとおりです。

結局、5月19日に開催された1993年度第1回の理事会で、①の検討については日本精神神経学会内の「疾患概念と用語に関する委員会」が担当することが決まりました。

7月、私たちは、担当部所「疾患概念と用語に関する委員会」委員長の岩崎徹也氏(東海大学医学部教授)との会見を行いました。そこで岩崎氏は、委員会の立場として、次の4点を掲げました。

①現状では、委員会の開催頻度は2カ月に1度程度。現状では委員会の議論の下地を作っていく段階で、何をどう話し合っていくかも決まっていない。

②したがって、同性愛の問題をどのように扱うかも決まっていない。

③当事者団体は数が多いので全ての団体に対応するわけには行かない。そこで基本的には最初に私たちがたたき台を作って学会誌に発表し、当事者団体の検討に伏す。たたき台を作る段階では当事者団体の意向を聞くつもりはない。ただし、たたき台を作る材料として資料提供の要請をすること程度はあり得る。

④外部団体に対しては、委員会としては委員長が対応する。個々の委員がプライベートに会うことはあるかもしれないが、それは委員会とは関係がない。

その後岩崎氏は電話で、「理事会が担当することになっていた点についても、何をやる必要があり、何をやる必要がないかを、次回の理事会(11月6日)で

経緯も含めて議論したい」と表明しました。私たちは、理事会で私たち当事者を交えての話し合いをすることが必要と考え、笠原理事長ほか理事に手紙を送付すると共に、理事会への傍聴及び発言を認めるよう求めました。その結果、発言の機会が認められ、1月29日に開かれた次の理事会で、私たちは15分間の意見表明を行いました。

日本精神神経学会の担当部所である「疾患概念と用語に関する委員会」では、日本の精神疾患概念について「総論を作るのが先」であるとして、個別同性愛の問題について、まだ検討が開始されていません。先延ばし状況のなかで、精神医学教育の教科書や事典などにおける同性愛者に対する差別的な記述は、そのまま温存され続けています。本年5月の学会総会に向け、私たちは、出来るだけ早急な検討の開始を求める要請書を再度、送付しました。私たちは、今後も、日本精神神経学会に対し粘り強い取り組みを続けていきたいと考えています。

4. おわりに

日本に於ける同性愛差別と精神医学の問題について、ざっと概括してきました。

同性愛はこれまで、日本社会の中であまり顕在化しない、ある意味で極めてマイナーな問題として扱われてきました。しかしそのことは、同性愛者の問題が「軽い」問題であるとか極めて少数の人間の問題であるということを意味しません。むしろ、それは日本の社会が同性愛者に対して如何に閉鎖的・抑圧的であったかということの証左であるといえるでしょう。

そして、これまでみてきたように、現在の精神医学や心理学は、こうした作業の力になるどころか、同性愛者に対する差別を固定化し、同性愛を「異常」のカテゴリーに放り込んで恥じない障害物として、私たちの前にたちはだかっていると云わざるを得ません。

同性愛者は本来、いつの時代にも、どこにでもいる存在です。私たち自身も、同性愛者がほんとうに、いつでも、どこにでも、だれにでもカムアウト(同性愛

者であることを表明すること)でき、同性愛者であるがゆえに迫害や差別を受けることのない社会、自分が同性愛者であることを初めて自覚した人が、孤立感にさいなまれずにすむようなネットワークの構築をめざしています。そして、私たちは少なくとも現段階では、精神医学・心理学等の領域が、こうした作業の力になり得るものなのではないか、と考えています。

本論考を皮切りに、同性愛者の問題についてもぜひ耳をかたむけて頂き、出来ることならば一緒に作業できるような関係を、皆様と作って行きたいと思いません。

<注>

- (0) 1986年、同性愛者の青少年団体として5名の発起人により結成。「同性愛者の自由と権利を獲得する」事を活動目標とし、そのために①同性愛者のネットワークづくり②同性愛に関する正確な知識と情報の普及③同性愛者に対する差別と偏見の解消、を活動の柱としている。東京都中野区に事務所を置き、現在、会員300名を擁する。具体的には、同性愛者に対する電話相談、「府中青年の家」事件(後述)に端を発する「同性愛者人権裁判」闘争その他ゲイ・ライツ(同性愛者の人権)を獲得するための活動、PWA/H(people living with HIV/AIDS:エイズ患者・感染者)やマイノリティの立場からのエイズ問題への取り組みなど、多彩な活動をしている。
- ▼住所:東京都中野区本町4-43-47カリアス201
▼電話:03-3383-5556、FAX:03-3229-7880、
▼電話相談:03-3380-2269(GAY/火~木19-21時、LESBIAN/第1,3日曜13-16時)
- (1) 動くゲイとレズビアン研究会編「日本精神医学と同性愛」(第1版),1994
この資料は、日本精神神経学会が1994年1月29日に開催した理事会において動くゲイとレズビアン研究会が意見表明を行った際、各理事に配布したものを改訂編集したものである。入手については動くゲイとレズビアン研究会にご連絡下さい。
- (2) Ronald Bayer, "Homosexuality and American Psychiatry: The Politics of Diagnosis", New York: Basic Books, Inc., Publishers
- (3) 笠原嘉・風祭元・武正建一編「臨床精神医学(改訂第2版)」南江堂,1991
- (4) Aart Hendriks, "The Third Pink Book", Prometheus Books, 1994
- (5) 1990年2月、動くゲイとレズビアン研究会が研修合宿で利用した東京都立府中青年の家で合宿参加メンバーに対し他団体利用者から嫌がらせが多発。会では当局に善処を要望したが、逆に府中青年の家所長は会に「今後の利用をお断りしたい」旨通達。会は東京都教委に請願を行ったが、都教委は同年4月26日、同性愛者団体の「青年の家」宿泊利用拒否を決定。会は、翌年2月12日、差別的決定として東京都を提訴、1994年3月30日に1審勝訴判決。東京都は判決を不当として4月12日に控訴、第2審に入る。
- (6) 動くゲイとレズビアン研究会編「日本精神医学と同性愛」(第1版),1994
- (7) World Health Organization, International Classification of Diseases (10th revision), 1993. この翻訳は、熊代永・高萩健二「性障害」【精神科MOOK NO.28精神科診断基準】(1992)所収のICD-10, May 1990 Draftの翻訳を若干加筆訂正したものを用いた。
- (8) 「現代精神医学大系第8巻 人格異常・性的異常」中山書店, 1984, p.184
- (9) 「現代精神医学大系第8巻 人格異常・性的異常」中山書店, 1984, p.207
- (10) 「現代精神医学大系第8巻 人格異常・性的異常」中山書店, 1984, p.263
- (11) 例えば、
西丸四方「精神医学入門」南山堂, 1982, p.296
笠原、風祭、武正編「必修精神医学」南江堂, 1991, p.44
十束他編「エッセンシャル精神医学」医歯薬出版, 1989, p.275
大熊輝「現代臨床精神医学」金原出版, 1987, p.99

- (12) 鍋田恭孝「性に於ける異常と正常—同性愛への対応について」『セクシャルサイエンス』,1992, p.33
- (13) 『現代精神医学大系第8巻 人格異常・性的異常』中山書店, 1984, p.184
- (14) ストー「性の逸脱」、山口訳、岩波書店,1992
- (15) 例えば、村上敏雄他「男性同性愛の精神医学的考察」『精神神経学雑誌』Vol.65-No.10,日本精神神経学会、1963
- (16) Tom Sauerman, Read This Before Coming Out to Your Parents, PFLAG (Parents and Friends of Lesbians and Gay Men)
- (17) 鍋田・高橋「同性愛をめぐる精神医学的な問題」『臨床精神医学』Vol.21-No.10,1992
- (18) 動くゲイとレズビアン研究会編『日本精神医学と同性愛』(第1版),1994

養護教諭教育と健康観

大谷 尚子 (茨城大学教育学部)

I はじめに

「健康な精神は健康な身体に宿る」とは、筆者が中学校時代に聞いた言葉である。教師から「…だから健康な身体にならなければ駄目だぞ」と指導されたように記憶している。その時は「そうか」と思ってみたが、あとで考えると何かおかしい、逆に「健康な身体でなければ、健康な精神にはなれないのか」と疑問に感じ、納得できなかった。今になって思えば、学校でのその指導によって「健康」の定義や概念化が現実離れのものに思え、かえって「健康について考えること」を敬遠することになったと思う。

それから約10年後、筆者は養護教諭として中・高校生に保健の指導を担当する立場になった。教材研究をしている時であったと思うがある時、上記の格言に関する全く新しい見解に触れたのであった。それは「(あのミケランジェロの彫刻のように)ローマ時代の競技者は身体は屈強で美しいが、陰では慢心しんすさんだ生活をしていた。そこで、周囲の人々が「健康な精神であってほしい、健康な身体であるのと同じように」という願望を表したのだ」という趣旨を原語をあげて解説していた。一般に流布している内容は、単に原語の翻訳が間違っていたというのである。

こんな体験をもつためか、筆者は養護教諭養成教育にかかわるようになって「健康像」や「健康観」を正面からとりあげて考える気にはなれなかった。それよりは、目の前の子どもの健康問題をどう解決するか、どう仕事をこなすかに関心があつた。

しかし、養護教諭の実践を見聞し、子どもの現実を知るにつけ、養護教諭が子どもたちの健康を護り育てようとするかかわりの中で、子どもたちの心身を傷つ

け新たな健康問題を発生させる状況に陥りやすいことにも気づいてきた。健康観(疾病観・障害観なども含む)抜き各論はありえない。幸い、養護教諭養成課程学生向けのカリキュラムの中で各論のほか、総論にあたる授業も担当することとなった。以下、わが国における養護教諭養成教育の概況に触れながら、本学における養護教諭養成教育の一端とくに筆者自身の試みについて紹介したい。

II 養護教諭養成教育の現状

1 多様な養成機関

養護教諭は学校教育法に規定されている教育職員であるが、その養成形態は一般の教員養成とは異なることが多い。種々多様な養成コースがあること、また、4年課程卒業生よりは短大系や看護婦免許保持者を対象とする1年コース(公衆衛生学院などの保健婦養成機関と国立大学の特別別科)の卒業生の方が多く輩出されている。

養護教諭の歴史をひもとけば、学校の教職員としての位置づけはまだ約50年前のことに過ぎない。前身は学校医の補助者としての学校看護婦である。そのため教職員からは「教育」職員とみなされず、「部外者」として差別される場面もみられた。この差別の背景には上述の養護教諭養成機関の特殊性も関連していると思われる。

一方、養護教諭の活動内容は、対象とする子どもの健康問題に由来し変化する。初めの頃のトラホーム洗眼、結核・虚弱児への肝油投与から、近年は健康な子どもたちをも含めた健康管理・健康教育を担ってい

る。

養護教諭の仕事は、子どもの健康実態にあわせて主体的に取り組むものである。養成機関での教育＝学びの内容が土台となって、現場に出てからの実践(取り組み)を通じて養護教諭としての生き方や子どもへの関わり方が形成される。いわば、養成機関における教育は、現場での主体的取り組みの土台として、学生によりリアルな養護教諭像をもたせ方向づけることが重要と思われる。

2 「望ましい養護教諭像」の提言

「養護とは、養護教諭の仕事とは?」「どのような養護教諭を養成すればよいのか?」といったことがらに関して、関係者間の共通理解があるとは言いがたい(前項で述べた背景ゆえに)。こんな事態を打開する方策として、日本学校保健学会では「養護教諭養成教育のあり方について」の共同研究を組織し、その成果をまとめた⁽¹⁾。養成教育のめざす目標となる「望ましい養護教諭像」の提言である。

この養護教諭像をもとに、「健康」に焦点をあてて養成教育(力量形成)の目標を定めてみたのが「健康の諸概念を認識し、養護教諭としての健康観を確立し、健康の価値を重んじ、子どもの健康とその権利を擁護する」として示されている。

3 現行教育の実態

1) 卒業生調査結果から⁽²⁾

前述の共同研究の一環として、4年課程卒業生と短大卒業生を対象に、養成教育段階で修得させたい知識・技術を列挙して、「学んで役立った」「学びが不十分で困った/学ばなかった」という選択肢で回答してもらった。一方別の設問で、養護教諭として「専門的な知識・技術が不十分で困った」かどうかを尋ねた。そして、両者の回答をクロス集計して、「専門知識が不足して困った」とする群が、前項のどの項目の学びに不足感を抱いているかを分析したのである。その結

果、専門の力量不足を感じている群では、そうでないとする群よりは「学びが不十分であった」と回答する項目が多くなるのは当然の結果であるが、特に短大の場合では、養護活動の基礎的・総論的な知識である「人間(生命健康の哲学、心理行動の様式、性の発達、教育環境の影響)」「健康問題(発生要因と仕組み、生活行動、各種疾病など)」「養護(目的、機能)」などを十分に学ばなかったとする回答率が有意に高くなっていた。4年課程出身者の場合はこの総論的・基礎的知識の項目についてはほとんど上がってこなかったで、特異的である。

短大の場合、養護教諭の仕事をいかに進めていかかという各論的な内容の授業が優先され、総論的・基礎的知識に関する指導は不十分になりがちと言えよう。それは、短大系の教育が2年目の夏に迎える採用試験に照準を合わせざるをえない結果であろうが、そのことによって、総論的で基礎的な内容の勉強不足感を感じながら仕事をしている養護教諭の姿が浮かび上がってくる。

学生が「健康の概念を多面的にとらえられ、自らの健康観を確立する」ために必要な条件として、「ゆとりある長期の養成期間」があげられよう。

2) 学生の障害者観について

本学教育学部に在籍する1年生と4年生を対象に知的障害者に対するイメージを選択式で回答してもらった調査を行った⁽³⁾。4年生はその在籍する課程別に比較して、在学中の障害者理解修得度を見ようとした。

1年生の障害者に対するイメージは「本人が可哀想(66%)」「家族が可哀想(57%)」「純粹(16%)」「可愛い(2%)」「明るい(2%)」の順であった。「可哀想」という憐憫の情を抱く学生の多さが目立つ。

4年生の結果をみると、養護学校教員養成課程の学生は「純粹(69%)」「可愛い(46%)」「明るい(同)」が有意に増加し、「本人」および「家族」が可哀想とする回答は有意に減少していた。しかし、養護教諭養成課程の学生の場合には一般の教員養成課程学

生と同じに、「純粹(68%)」が有意に増加したのみで、相変わらず「可哀想」とする障害者観であった。

本学の養護教諭養成課程のカリキュラムは他大学と比べて「障害児の病理」・「障害児の保健」という授業科目を設定し、看護関係の科目も多い状況にあったが、学生には障害に関する知識はみられたが、障害者観は障害者の側に立ったものではなかったのであった(このショッキングなデータを前に、授業の改善策を練らねばならなかった。その内容については後述)。

Ⅲ 健康観の問い直し

1 改訂保健教科書にみられる健康観

養護教諭養成課程に入学してくる学生の健康観を形成する要素の重要な一つとして、学校教育、とりわけ高校での保健の授業=教科書がある。大学入試で二次試験に論文を課したり、あるいは推薦入試での面接試験があるので、受験生は受験対策として保健教科書で健康観等を学習してくる。1989年度に大幅な指導要領が改訂されたが、保健教科書においても健康観にかかわる改訂がなされている。

この新教科書(指導書)の主要な特徴は、高齢化社会という現代においては「無病息災」は実現が難しいので「自己実現」という視点から「一病息災」的な考え方を導入していること、および、成人病の予防策として個人々のライフスタイルを強調していることであろう。

ここには、WHO憲章の前文にある「健康の定義=身体的、精神的、社会的にwell-beingな状態」という文言はでてこない。このWHOの定義は、かつては重視されたことがらであったが、近年では現実離れした定義として取り上げられなくなったようだ。しかし、健康を社会面からの視点からみつめたことは画期的なことであり、また、このような「理想」とも思われる状態を指し示したのは、この定義のあと「最高の健康を享受することは基本的人権」と謳って「各国の政府は、その国民の健康に対して責任をもっているのであり、

この責任は、十分な健康上および社会上の措置をとることによって、はじめて果たすことができる」と宣言しているWHO憲章の精神を示す上で大切な文言ということになる。

今回の改訂教科書(指導書)では、健康の成立条件として、「環境」「ライフスタイル」「人間生物学」「保健医療体制」の4つの要素をあげている。この根拠としてラロンドの健康領域概念⁽⁴⁾(1974年)があり、ラロンドが強調しているライフスタイル重視の構成になっている。

しかし同年に、プラムが著した健康モデルによれば、4つの要素のうち健康状態に最も大きく影響を及ぼすのは環境ということになる⁽⁵⁾。改訂教科書が4つの要素のうちのライフスタイル(生活行動)を重視し他の要素を軽視するということになれば、健康の自己責任論を押し付けることともなり、WHO憲章の精神にも反することになる。

以上のように、これから入学する学生が高校時代に学んでくる健康観は、病者や障害者からの視点はあまりなく、ライフスタイルでの予防を重視した健康者の視点であることに着目しておく必要がある。

2 今日、問い直される疾病・障害者観

看護婦ナイチンゲールは、それまでなされてきた看護の仕事を専門職として位置づけたということで敬意を払われている。しかし、その著述については時代背景から類推して時代遅れのものともみなされ、一部の看護関係者しか注目されていないのではなからうか。しかしながら、医学・科学の進歩・発展によって最近明らかにされた知見によると、ナイチンゲールの著述は現代にも通用する示唆ある内容である⁽⁶⁾。

例えば、ナイチンゲールは「すべての病気は、その経過のどの時期をとっても、程度の差こそあれその性質は回復過程であって、必ずしも苦痛をとまなうものではないのである。つまり病気とは、外因によって侵されたり、内因によって衰えたりする過程を癒そうとする自然のはたらきであり、それは何週間も何カ月も、

ときには何年も前から気づかれずに始まっていて、このように進んできた以前からの過程の、そのときどきの結果として現れたのが病気という現象なのである」などと、説明している(「看護覚書」序文)。

このような肯定的な病気観は、近年の研究から明らかにされた次のような知見と一致する。すなわち、病気にかかって発熱することは、身体の防衛体(免疫のしくみ)を補強したり、細菌・ウイルスなどを破壊するために必要な温度にしているのである。発熱の症状を目的の仇のようにして解熱剤を服用することは無意味で有害なことにもなる。

またナイチンゲールは「看護者の明るさが患者に癒しを与える」という趣旨も述べている。これは、東洋医学の気功にも相当することであり、また最近研究成果をあげている精神神経免疫学にも通じる内容である。ガンやエイズあるいはホスピスでの患者さんの様子を観察していることで、精神・心理状態が身体内の免疫システムに大きく作用することが分かってきた。身体臓器に着目する医療からその人の心身全体に着目するホリスティック医療も展開されている。

また、スリランカの悪魔祓いについての文化人類学者のレポート⁽⁷⁾は、病になることと癒しを周囲の人々との場の関係やつながりでとらえていて、ホリスティック医療との接点が見いだせ興味深い。

3 養護教諭の仕事場面での問い直し

1) スモン病と虫歯予防

1960年代後半から長い間原因がわからず奇病として騒がれていたスモン病は、後にその原因が整腸剤として用いられていたキノホルムであることが判明した。そのキノホルムは腹痛を主訴に受診して医師から処方された人もいれば、売薬を自分で買った人もいた。また、学校での宿泊学習をする時の予防内服として、旅行の数日前から強制的に養護教諭の指導のもと服用させられた児童生徒がいた。(なお、その頃発行された本⁽⁸⁾の中でモデルとして紹介された健康日誌記録用紙に、キノホルム予防内服の項目が記載されて

いる。養護教諭が過去の実践から反面教師として学ぶ貴重な文献に値するだろう。)

幸い、学校の予防内服によってスモン病の発生ということにはならなかったようだが、養護教諭はこの歴史的体験から多くを学んだはずだ。

ところが、同じようなことが今日でも、学校で、養護教諭がかかわる形で、進行している。例えば、虫歯予防と称して、学校で児童生徒に強制的にフッ素洗口(あるいは塗布)をしている学校も多い。虫歯を予防するのだからよいことをやっていると推進する側は主張するが、フッ素は薬物であり、キノホルムの場合と同様の問題をはらんでいる。

安全性が疑われている薬物を全員の子どものために強制することの問題、からだの一部である歯(虫歯の予防)だけにのみ着目するだけでからだ全体をみようとならない(副作用などの影響を無視する)問題、病気の予防といったら安易に薬をつかえばよいという短絡的思考を助長する(健康教育)問題など、様々な問題が指摘されることになろう⁽⁹⁾。

2) 充実する「他律的」な健康管理

一般には「学校保健」を「保健(健康)管理」と「保健(健康)教育」に大別する。

前者は後者の「自律的な子どもを育てる」と対比されて「他律的」なものとなされ、子どもに対して専門的にかかわって世話することである。子どもの健康のためと称して、相手に有無を言わさない(自律的なかわりではなく)ニュアンスをもつ。健康に関連すると思われる情報はすべて学校に知らせてほしいという半ば強制的な「お願い文」が家庭に配布される。健康管理の充実のために各種の検診が「整備」され、ますます学校が児童生徒のからだに関する情報を収集していく流れをつくりやすい。

このような他律的な管理の充実が、家庭・保護者に子どもの健康管理に関する学校への依存度を高めさせることにもなりかねない。また「客観的な」データを収集する学校側の意向が、自分のからだとは対話し自分のからだからのサインを聞き取る感覚を子どもたちか

ら奪っているのかもしれない。自分のからだを他者にゆだねることを体験的に教えてしまう健康管理のあり方は、教育の場にあってはふさわしくないことであろう。

3) 保健指導の究極のねらいは？

この一時期、エイズ予防という視点から「清潔」志向のキャンペーンが展開され、学校現場にもその余波は押し寄せた。子どもたちの間でみられるいじめ現象の中には、「エイズ」「臭い」「不潔」というような言葉が交わされることが多い。子どもの心を深く傷つけるこのような言葉は、極端な清潔志向が背景にあるのではなからうか。

また、いじめとは異なる現象であるが、強迫神経症や病的な潔癖症と言われるものも、保健指導の結果でなければよいと思う。

そのほか、子どもたちに行われている保健指導は多様であるが、それらを病者や障害者の立場に自らを置いて、その話の内容を吟味してみる必要があろう⁽¹⁰⁾。その保健指導によって子どもたちが「平和的な国家および社会の形成者として…心身ともに健康な国民」(教育基本法)になれるのだろうか、と問い直してみる必要があろう。平和な社会とは、病者も障害者も含めて人々が相互に支えあった場があり、関係にあるということではなからうか。

IV 養護教諭養成教育での試み

卒業生のSさんは、養護教諭として赴任してからも自らの養護教諭像を探し求め続け、時折手紙で近況を伝えてくれていた。仕事上の葛藤・悩みを数ページにわたって書き綴られていた時もあった。赴任後6～7年はたっていたらどうか、ある時「先生、『養護教諭は子どもの側に立つ』と大学で教えられ、そのようにやろうと努めました。…だけど、養護教諭というのは、子どもの側といっても、元気な子ではなく、病気や障害を抱えている子、立場が弱い子の側に立つということなんです」という内容の連絡を受けた。やっ

と悟ったという晴れやかな連絡だった。学生時代に筆者から得た言葉を忠実に実行しようとし、そしてその実践のなかから、筆者の言葉(認識)の不備を補ってくれたのである。こんな教え子がいることがとても嬉しく、非常に有り難かった。

前述の学生対象調査結果や卒業生の示唆によって、養護教諭養成教育においてまず基本としてなすべきことの内容が見えてきた。

入学したての1年生に、基本となることをみっちり考えさせたい、養護教諭としてのバックボーンを確かなものにしたいと願いつつ、昨年度は表1(50ページ)のような授業を行った。

そして、後期のレポート課題の一部として、前述の「望ましい養護教諭像」に関連して「本授業を通じて、『健康・疾病・障害』についてどのように考えをめぐらしたか。そして今はどんなふうにとらえているか」を、本授業で取り上げた事例をあげて述べるように指示をした。

学生が事例にあげた事項は、表1右欄の通りであった。「さっちゃんのまほうのて」はロールプレイも含めて2回にわたって行ったためか「とても印象に残っている」という記述が多くみうけられた。

ロールプレイは、前期の時間にエンカウンター導入エクササイズ風の体験的学習をして、親和関係もあつたので、抵抗感は少なかったようだ。演じた人の心境は次のようであった。

お母さん役を演じたAさん：お母さん役をやってみて、指がない手(障害)のことをさっちゃんにどう理解させたらよいか、とても難しかった。そして「障害をもっている」ということを気の毒なものとは完全に決めつけ、心のどこかで自分より劣っているものとして見下している気持ちがあったことに気づいた。「可哀想」という思いが、実はどこか失礼なものだと感じた。

…さっちゃんのように指のない手のことで傷ついたり悩んだりしながらも、その障害を受け止め、愛し、それをバネにして強い人間になれるこ

ともあるのだから、障害は決して「不幸で可哀想なこと」ではないのだという気がした。

さっちゃん役を演じたTさん：「さっちゃんのみまほうのて」を読んだ時、登場人物のそれぞれの気持ちを考えた。そして、私はさっちゃんがお母さんに、どうして自分の手はひとと違うのか、これからこの手はどうなるのか、ということを書きながら尋ねた時の、お母さんの返事を聞いたさっちゃんの気持ちを演じ、発表した。その時は、何かしら答えたが、今考えてみて言葉にするのは難しい。やはり、実際同じ境遇にあってみないとその人の気持ちなんてわかり得ないのではないかと考えるからである。しかし、その中で理解しようとする努力する気持ちが大切になってくると思う。誰だって望んで障害を持っているはずはない。今健康だからといって、これから先ずっと障害をもつことはないとは決して言い切ることはできないのであるから…。そして障害を持っている人に対して「可哀想」という思いを抱くことはかえって傷つけることになり、健康な人々から障害を持っていることで区別しているように思えるからである。同じ人間として、できるだけ対等にそして公平な目でみ、接することが一番いいのではないかと考える。

最後に、色々な事例をあげながら論じているAさんのレポートを紹介したい(資料1)。

V おわりに

1年次の授業を修了した学生は、この後2年次で臨床医学・看護学関係の科目を履修し、3年次前期に40日間の病院での実習(外来と病棟)を行う。そして秋休み中に教育実習(教科・保健)を終えて、大学に戻ってくる。筆者との2度目の出会いはその時である。今度は養護教諭の活動の各論を中心に、向き合うことになる。1年次に考え探った健康観・障害観を土台に、2・3年次での学習や体験がどう結び付いたかを確かめつ

つ、現場の実践からの問い直しをふまえて、健康管理や保健指導についての授業を進めていきたいと思う。

注

- (1) 日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班「これからの養護教諭の教育」東山書房、1991。筆者も本研究班に所属した。
- (2) 前掲(1)の共同研究B班(世話人：筆者)による調査。詳細は大谷ほか「養護教諭養成のための教育内容に関する研究—卒業生の職務遂行状況からの分析—」【茨城大学教育学部紀要第37号】1988。および泉谷ほか「養成課程における教育内容の検討—卒業生の感想、意見調査から—」【健康教室】第454集 東山書房。
- (3) 大谷尚子「障害者と健常者が「共に生きる」ことに関する研究—「健常者」の側の問題を中心に—」【茨城大学教育学部紀要】第40号、1991。
- (4) Lalonde, Marc “A New Perspective on the Health of Canadian”, 1974.
- (5) Blum, H.L. “Planning for Health”, 1974.
- (6) ナイチンゲール研究所・金井一薫氏による。
- (7) 上田紀行「覚醒のネットワーク」カタツムリ社、1989。
- (8) 坂本・森「保健室の仕事」医学書院。
- (9) 鹿児島県教職員組合・養護教員部「集団フッ素洗口阻止の取り組み」日教組第42次教育研究全国集会・保健体育分科会報告、1993。
- (10) 大分県教職員組合・養護教員部「いのちを大切にする子をめざして—指導内容の見直し—」日教組第41次教育研究全国集会・保健体育分科会報告、1992。

資料1 授業を通して考えた「健康・疾病・障害」について(学生Aさんのレポートより)

私にとっての「健康」とは、心身ともにすこやかな

こと、またその状態であり、健全であるということ。また、「疾病」とは病気のことだから心身に正常とは異なる変化が現れて、苦痛や不快を感じることで捉えていた。だから「健康」と対立するところに「疾病」があると思っていたのだが、どうやらそれは違っていたらしい。

ここ数年エイズの問題が大きくもちあがっている。様々な解説者達がエイズを特別視せず、患者に対しても普通に接することを呼びかける。もし、私の周囲に感染者がいても自然に接することができるだろうと思っていた。しかし「健康」と「疾病」とを対立関係に考えている以上、それは不可能だとわかった。それは授業で扱った「生は病気と健康との綱引き」という樽井氏の言葉からであった。樽井氏は「一つの人格の中に健康と病気は共存している。人間は、病気と共に生きる存在であり、一つの理念型、理想型としていただくのが健康なのだ。生きることは、病気を抱えていることとほとんど同義だと言っていい」と述べ、さらに「誰もが内なる病を抱えている以上、個人が病みながら生きることは、共同体社会全体にとっての問題だ」と続けている。私はなるほどと思った。今までの私の病気に対する考え方だと「健康」が正常なのであって、その中に病気という異常な状態があると解される。それでは患者と普通に接することは不可能であり、たとえ接することができてもそれは表面上だけになる。

また「病気」を否定的に捉えていた私にとって、ナイチンゲールの言葉は全く反対のものであった。「す

べての病気は、—その性質は回復過程であって、必ずしも苦痛を伴うものではない」「病気とは健康を妨げている条件を除去しようとする自然の働きである。それは癒そうとする自然の試みである」と、病気を肯定的に捉えているのである。私の考え方は意味的に当たっているだろうが、本質的に異なっているように思った。

さて、先ほどエイズ患者への特別視のことを述べたが、障害者への偏見と差別の現実はどうだろう。私は車いすに乗っている人や、目の見えない人が歩いているのを見かけると、横目でちらっと見ることもある。知らず知らずのうちに、偏見の眼差しを向けている私が恥ずかしく思える。「かわいそう」とか「不自由だろうな」と思っても、これは自分が優位に立っての同情・哀れみなのだということに気づいた。こんな同情からは絶対に本当の理解は生まれない。「さっちゃんのみまほうのて」を読み、実際に母親の立場になった時、何も言う言葉が思いつかず、ただただ「かわいそうだな」としか考えられなかった時、そう思った。五体満足でいるのが普通だという考え方は私達の社会に根強く残っている。「障害者」という言葉があること自体おかしいのかも知れない。人間には同年齢でも身長が高いとか低いとか、丸顔であるとか四角顔であるとか、様々な個体差がある。障害もその個体差と同様に考えることはできないだろうか。そういうものだと認識すべきではないだろうか。「健康」も「疾病」も「障害」もすべて普通なのである。健常者が中心とする考え方はもう捨てるべきだろう。

表1 1年生向け導入科目(養護教諭論)の概要と学生のレポートで取り上げられた項目
(数値は学生数 n=45)

前期	(1) エンカウンター／	・ブラインド・ウォーク(やさしさの表現-信頼体験)	1
		・「手当て」	1
		・子ども電話相談(ロールプレイ/子ども役-相談員)	3
		・自己紹介/養護教諭課程で学ぶことの不安/学ぶこと	
	(2) 養護教諭教育の概況/一般教育の意義(健康権その他)		
	(3) 実践記録から養護教諭像を探る(小・中・高校)		1 2
秋休み	(4) 母校訪問/保健室参観・養護教諭にインタビュー		5
後期	(5) 健康とは～看護／	・ナイチンゲールの言葉	9
		・エイズと現代考	6
		・ルーマニア小児病棟の看護婦たち	1 2
	(6) いのち・成長とは～教育・子育て／	・赤ちゃん・このすばらしき生命	1
		・ダイエットってなんだろう	1
	(7) 障害・障害者とは～／	・さっちゃんのまほうのて(ロールプレイ)	2 6
		～受け止め方・かかわり方	1 5
		・1年2組の歩ちゃん	1 5
		・奈央さん・山崎恵さん・統合教育	3
		・優生・遺伝・子宮摘出事件報道	1
	・ここならGoo!(登校拒否児の居場所づくり)	5	
	(8) 養護教諭の専門性(自律性)		
	(9) 養護教諭の専門職化の過程(教育職員としての歴史)		

隠され、隠れる「現場」

根本 俊雄（おかやま仲間宿準備会）

医療や教育など、その制度自身が「対象者」を設定して成り立っている領域で、「臨床現場では」とか「いま、学校現場は」と、「現場」という言葉がかなり頻繁に使われる。それは「労働現場」という使い方に含まれるが、建設や工場の労働をめぐって「現場」と使う場合と異なり、このような領域でのそれは、「対象者＝される側」のあり様を大きく巻き込みつつも、「従事者＝する側」がそれをもっぱら使用するという独自の性質がある。

かつてある時期、「現場」はそこに「実践」なり「先駆的な試み」があり、そして「される側」からの新鮮な問題提起を受け、制度を企画し維持する部門や理論を構築する人々への情報の発生源・発信地であった。それにまた、変革されるべき制度や体制の中で、やがて現れる新しい体制の詳細部分をデザインしている「現場」でもあった。

しかし制度や体制が大きく変革する可能性への確信を失ったとき、「向こう岸」に渡るための「橋」だった「現場」は、「向こう岸」の消失と「橋」としての性格も失った。そして「現場」は浮遊し始めた。

その時「現場」は新たな意味合いを持ち始める。その言葉の外側から意味を込めるのではなく、言葉の内側に立ち、外側に向かって多様な意味を投げ出すための場所となった。つまり「橋」は「家」になったのである。

それに、今や「現場」は、上部で調整され尽くした「情報」が、実際に展開する終着地点である。発信地は「現場」のはるか上空のどこかにある。

位置づけや文脈がこれほどまで違った中で、同じ「現場」という言葉が今も数多く用いられ、いつそう称えられている。むしろ強調されているように見え

る。

「現場」とは、意味を込められる客体なのか、多様な意味を投げ出す主体なのか。あるいはそれらを結びつけているメカニズムがあり、そのメカニズムの持っている政治性の限界を垣間見させているのだろうか。「現場」という言葉によって何が隠されているのか、そして今、何が立ち現れてきているのかということの、その糸口を、私が体験した福祉・医療領域のできごとなどから考えてみたいと思う。

〔あ〕 「あらためて、これからも現場に依拠して活動していきたいと思いました…」仲間と作ってきた集会のゲストの一人が、終了後、ビールを前にした交流会でそう言った。「何をばかなことを言っているのだ。この集会は、現場からは決して見えず、闘うこともできない政策的な動きを批判したし、そこを問題にしたのではなかったのか。」私は腹をたてていた。92年のことである。福祉・保健・医療の再編成に関わって、精神障害者の地域ケアの政策動向に関する集会の時であった。

医療などの再編成というのは、日本臨床心理学会から社会臨床学会へと私たちが継承・発展する契機になった厚生省による臨床心理士の国家資格化問題ともつながる、見えにくい課題でありながら、裾野広く多方面に問題を噴出させている総体のことである。

この集會に至る経過と背景の詳細ははぶくが、80年代半ばからずっと進展してきている再編の動向の特徴の一つは、行政・関係団体（政治家も）が一体となってこの進展を推し進めていることにある。通産行政などを真似た官・業・政を組み合わせた体制を、公式・非公式の両面にわたって整備したことが、再編の重要な

ポイントの一つであった。現在改革が叫ばれている日本の政治・行政の基本的特徴を変革することなく、それを再編というかたちで福祉・医療領域へそのまま延長して進めているのだ。

この変化によって「現場」の問題や試みを政策展開のレベルにのせるルートはせばまった。かつてならば少数者の意見も、業務ルートや組合ルートによって、わずかずつであっても反映できた。しかし、今は行政当局と組合やその他関係団体が政策調整を全体として計ってから、下部に部分的な事柄を多面的に降ろす。その部分を組み合わせると予定されていた「全体」になる。基本的で全体に関わる問題について、下部(少数)から上部(団体)というルートは実質的にもうほとんどない、ということである。

国家資格化の問題で、日臨心は「現場の声をあげていこう」と言う。この言葉の真の意味が、「上部のレベルにコミットできる、政策調整を計る側の現場人の「団体」を作ろう」ということであった。それは明白である。(「全国医療・保健・福祉心理職能協会」がこの動きの結果設立されている)

80年代の末から、このようなことがいたるところで見られるようになった。「現場」は政策への関与から切り離されてしまったのに、「現場の声」や「現場の実態」を唱えるリーダー的な人が増えていった。このような中で多くの人たちが欺かれ、心を失っていく様も私は見てきた。

私が関わった集会のゲストは、少数派を大事にした労働運動を長年してきた人だ。彼の言葉は、これからも運動を続けていくという決意を表明したものだ。決して陰で算盤をはじいているような人ではない。しかし、この集会の間接的な目的の一つは、福祉・保健・医療の再編成の政治状況は「現場」を主軸として聞えないという歴然とした事実を、どのように受け止めるのかにあった。少なくとも私はそのように期待していた。だから、彼が「現場」という言葉がはっきりした基盤を持っているように、それを用いたことを聞いたとき、集会の失敗を感じざるを得なかったのだ。

「現場」という言葉は、対象化しにくく、しかしそし

て抜き難い「魅力」も持っている。

〔ら〕 ライトに照らされて、私は、日臨心第27回総会の議長席に他の議長3人と共にいた。91年12月1日。私は日臨心の「分裂」の「現場」を議長席からの視線で見、そして参加していた。厚生省臨床心理士業務資格制度検討委員会へ、日臨心から委員を派遣するか否かをめぐって、2本の総括案を選択するという場だった。

フロアの中段あたりにいた奥田由子は、掌のメモを見ながら一気に、しかし、長い発言をしていた。奥田は、委員派遣を認める「手林運営委員ほか総括案」(以下、「手林ら」、そして派遣を認めないもう一方の総括案を「篠原ら」と略す)を支持する立場から、このように語り始めている。

「私も自分の現場の日常の問題を考えなければ、第三者で聞いていれば、理念について語る方がクリアで格好いいし、耳ざわりもいいたろうな」と今までの議論を聞きながら思っていました。でも、臨床心理学会に対して理念は賛成しつつも不満に思ってきたことは、現場の問題が切り捨てられてきたことです。現場の問題というのは本当に矛盾の塊で、さっき手林さんが厚生省でこんなことをいっているという細かい説明をしましたけれども、医療現場にいる人以外の人が聞いていたら、なんて枝葉末節でつまらないことをいっているんだろうと聞こえるかも知れません。でも私達現場で仕事をしているものにとっては、本当に切実な問題がいっぱい入っているわけなんです。…」(「臨床心理学研究」Vol. 29, No. 3・4, p. 34)

奥田の発言の前に、もう一方の総括案「篠原ら」を支持する立場の「医療現場」の人が既に発言していた。したがって奥田の言う「私達現場で仕事をしているもの」というのは、「医療現場」にいて、かつ「手林ら」を支持するもの、ということになる。事実そのような発言の最後の方で述べている。このような区分は、「現場」と何も関係がないが、奥田の発言にはある種の「強制力」があった。このおしつけがましい「強制力」に私の中で反発が生じたし、今もこだわってい

る。

厚生省への委員派遣問題は、奥田の発言にみられる「現場問題」を同時に含まれていた。そして、日臨心第27回総会が「現場問題」を含んでいたことは、「現場」という言葉の頻度をカウントしてもわかる。

選択されるべき総括案の文章の中を数えると(若干の見落としはあるかもしれないが)「篠原ら」のそれは0、「手林ら」は14(議案ではなかったが、「手林ら」案とセットになり、補強するかたちで提出されていた「資格認定問題検討委員会からの提言」は45)である。

総会討議の発言の記録を数えると、「篠原ら」を支持する立場41、「手林ら」を支持する立場60となる。(『臨床心理学研究』Vol. 29, No. 2, p. 8-22。同Vol. 29, No. 3・4, p. 2-49)

厚生省へ委員を派遣することを求めた人たちが「現場問題」を含ませ、そして「現場」攻勢をかけていたのである。ところがその「現場」という言葉の意味するものは、奥田の発言にある通り、はなはだ捉えどころがない。また「手林ら」を支持した人たちは、「現場問題」とは実はどのような問題だったのかを明らかにしないまま現在まで至っている。

この総会での「現場」という言葉の多様な使われ方を、前後の文脈から分類してみる。

賃労働。職務。職業領域。法や制度が対象にする職業職種。理論に対する実践。矛盾があつて当然な所。当該の職場。患者と職業的に直接関わること。職場で展開されるものごと。ものごとが職場を通じて現れるそれ。「する側」と「される側」の交差する地点…。

「現場」の社会的な文脈が不明確になった今、「現場」という言葉のこの曖昧さが、その内側にいる人間があらゆる意味を外側に向かって投げ出せる、という利点を生み出したのだ。かつてならば、この曖昧さは、内と外とで将来に向けて道筋を求める素材であった。そのような内と外とを交差させる社会的な文脈が失われ、素材から言葉を作っていくとする姿勢を放棄して、内側から外側に放射する「強制力」の道具と

して曖昧さを扱おうとするならば、その「捉えどころのない」性質は、かえって願ってもないことになる。

今の時代状況の中で使われている「現場」を切断しながら称揚する、という二重の使い方も、「現場」という言葉自身のこの「曖昧さ」「捉えどころのなさ」が生み出す多様な効用の一部でしかない。

奥田にみられる「強制力」が、時代状況の中の「現場」の使い方と、相呼応する関係にあった。曖昧さにしつかりと根を下ろし明確さを生産しようとしないう点で、まさに時代状況にタイムリーであったと言える。

仮に「現場」という城壁の内にいる利点を利用し、「ここにとどまり続けていれば、医療再編という巨大な援軍がやってくる」と「時代状況」を知っていたとしたら、「曖昧さ」や「社会的な文脈の不明確性」を逆手に使っていた、ということになる。

日臨心は「手林ら」を採択し、そして今、「現場感情」に対しても開いていくという方向にある。

〔わ〕 私は、今年の3月までの18年間、横浜で生活保護の仕事をしてきた。生活保護の受給者に個別に対応することから、ケースワーカーと一般に呼ばれる仕事である。行政内部では、一定の地区を担当するから地区担当員と呼んでいる。

働き始めて4年目に、当時の職場の鶴見区に引っ越した。それから15年間住み、私にとって最も長い土地になってしまった。最近、市当局は、職員の住いの区域を管轄する職場に、その職員を配置しないようにしている。しかし、かつての私は、その働いている地区・街を知りたくて転居した。転居して間もなく、当事者のグループの日常的問題に首を突っ込むことになり、初めの3年ほどは、四六時中街に出ていた。街の24時間の様子がわかってきた。夜明けのどこそこ、日曜や正月のどこそこ。飲み屋・食堂や食料品店など。街に馴染み始めてきたときうれしくなった。「ああ、これで僕も「感じる」土俵ができた…」という感慨があった。今から振り返ると、その感慨というのも一人勝手なものだったと思うが。

そのような私の経過や志向もあって、私は「現場」ということを、仕事を中心にしつつも、自分の生活・街・活動との連動や関係の中でしか考えられない。私にとって「現場」とは、身に迫る感じ、仕事やその他の知恵を動員しなければならない状況、生活の前提や考え方を変えなければならないこと、街・時間という括がりを改めて思い出すこと、…そのようなときにこの言葉を思い出す。

問題の所在を「矛盾の塊の現場」と、仕事と職場だけに集約させてしまう表現は思い付きようがない。生活保護の制度・仕事は、どの一端をとっても直接的、露骨に、その抑圧性が溢れているからだ。憲法の主旨や道義的な観念との「矛盾」や抑圧性は、この仕事をしていく上での出発点でしかない。そこでどうするか、ということである。

それに、仕事の特徴が、「現場＝仕事・職場」という図式を、描き出させにくいということもある。

生活保護受給者が直面している貧困の問題に対応するということは、街に出て、その人の家と生活に触れることだ。私個人が触れ感じたことを、次に、働きかけや受給者に対する処分(保護費の決定なども含む)として整理したり決めたりするとき、制度や組織とのからみで「職場」というレベルが生じてくる。貧困の問題がいろいろなかたちを取って立ち現れてくる彼らの生活やそれを取り巻く街と、そこに向かい合い実感するケースワーカーの営みの絡み合いが「現場」だとすれば、職場は間接的すぎる。問題の所在の場と制度が成り立つ場とが、物理的に切り離れている。そのことが、現場と職場とが一緒になっている病院や施設と違う印象を、雇用されている職員＝ケースワーカーに与えていると思う。

また、ケースワーカーは保護費(最低生活を維持する金銭)の額(可否も含めて)を、ある一定の期日まで決定できるように起案しなければならない。そのような受給者と職務の両方の要請の間にいる。具体的で、シビアな金に関する仕事である。その具体性、シビアさは、受給者との関係を過度に密着させはしない。過度に密着すれば、事務は滞り、かえって受給者の生活

を困らせてしまう。しかし、事務のスムーズさを優先させると、彼らの生活の実態に目をつぶることになる。

おそらくケースワーカーは誰しも、自分にあうやり方で、受給者とのある「間合い」を保つ。その間合いとは、「俺を殺すつもりか」というその人の家族や生活の場を背景にした叫びに、応えられる間合いである。その叫びを断固としてはねつける「強靭さ」、あるいは経過も含めて話し合う中でとりあえずの展望を出しうる「懐の深さ」などである。この「間合い」とは、「蓄積された知識」「特殊に技能化されたもの」というように誤って捉えない限り、金銭が絡んだ偏向した態度でしかない。この間合いは、仕事をいささか冷やかにさせ、「現場」という言葉の気負いを削ぐ。しかし、全面的な人間関係に向かう態度をもっていると感じているよりも、自分が偏向した態度を持っていると知れば、その偏向具合に補正を行うことで、他者に対しての豊かさを自己の中で回復する。

しかし複雑なことに、この自己の中の「豊かさ」を「現実」であると考えてしまうという過ちも起きる。「これが人間社会の不可思議さなのさ」などという自分の胸に秘めた、したり顔のことだ。この誘惑にのらないためには、力づくで「間合い」を破り「現実」に引き戻す、自分か他者の力が更に必要なのである。

私は仕事やその他の活動を通じながら、この意識の多重性とても表現されることに気がついてくると、同時に職場の「仲間意識」「共同意識」が抱えている問題にも気がついた。共同意識は建設的な方向に働くばかりでなく、個々人の中に生まれてくる微妙な意識を直視化・言語化させずに、平坦にする作用がある。このことを最も端的に知らされたのが、81年からの厚生省による生活保護の「適正化」という引き締め政策においてだった。行政組織が、ケースワーカーの「共同意識」を吸いあげて束ねあげ、組織化した。「適正化」とは、そのような政策総体であったと総括することも可能である。この「適正化」の下、多くのケースワーカーは職場を「現場」と意識化し始め、意識的無意識的に被保護者を抑圧していった、と私は思っている。

私にとって、「する側」の共同意識とは制度・組織を下支えする役割を果たし、内側に閉ざした「現場」という感覚を生み出すものに他ならなかった。18年間働いたうちの後半13年近くは、そのような思いを何度か確認させられていた。

〔れ〕 錬金術的な効用を、「現場」という言葉は、どのようにしてその内に持つようになったのだろうか。その語源について考えてみた。

もと古代中国では「現」の文字はなく、「見」であらわした。積極的な作用としての「見」ではなく、受け身的な「見」、「あられる」の意である。

この「見」の字に、「玉」が加わり「現」の字になったのは、仏教語において、現世・現在・現象・現出などと使われるようになってからである。玉とは魂そのもの、あるいは生命力に関わるものであり、崇拜の対象であった。おそらく、「あられる」の意に、その背景として仏教的世界観を加え、文字の意味を強調し、「現」になっていったのであろう。隠されていた非日常的な本質が忽然とあらわれる、という意味合いが加わったことになる。

万葉歌には「現(うつつ)にも夢にも」という表現のある歌があるという。「現」の文字の持っていた日常の強烈な断絶や神霊世界につながる回路をいくぶん弱めながら、この文字は日本社会の中に定着していったと思える。現場という熟語が日本でいつの頃から、どのように使われたのか、私にはよくわからない。しかしおそらく、目の前の明らかで断絶を伴わないなだらかな「現(うつつ)」が「場」と結びつき、意味を成していったと思われる。(参考:『字統』、白川靜編、1984年、平凡社)

国語辞典を引くと、現在「現場」という熟語にはおおむね3つの使い方がある。

- ①ものがとが実際に起こった場面や場所であって、その事件が続いていたりそのあとが生々しく残っている場合をいう。
- ②建築、工事などしている場所。
- ③まのあたり。めのまえ。実施。

(参考:『日本語大辞典』7巻、日本語大辞典刊行会編、1974年、小学館)

(ここでとりあえず、「労働現場」を表す使い方にぴったりするものはまだ収録されていないことに注意を払っておく必要はある。)

さて、①は最も語源に近い使い方と思われる。日常の強烈な断絶にポイントがあるものの、抽象的世界あるいは神霊世界につながる回路は失われ、世俗的で具体的なものにと展開している。犯罪現場、火事現場という使い方である。

③は抽象性を保っているが、「ここに来れば誰でもがわかる、隠しようもない今の場面・状態」ということになり、日常の不連続性はまったく失われてしまっている。万葉歌の「現(うつつ)」の使い方の系譜になる。

さて、最後に②である。ここから私の仮説になるが、特に建築や土木工事などしている場所を指して「現場」と言うようになったのは、①の「日常の強烈な断絶」と深い関係があると思う。建築や土木仕事は、必然、大地を掘り起こす。切れ目を入れる。自然に、そして自然と人間の連続した一体性に、断絶を与えるとことである。そして、土中に隠されていたものを露にし、その切れ目は「なまなましく」あられ続けている。その最中の場面を「現場」と言うようになって、やがて、作業・労働を含めるかたちに広がり、現在の使い方の「現場」になったのであろう。

その一方、工場労働者が事務員に向かって「机の上では何とも言えるだろうけど、現場にきてそれを言ってもらいたいもんだな」などと使う場合がある。それは、①→②の展開の系譜ではなくて、③の「ここに来れば誰でもがわかる、隠しようもない場面・状態」から派生してきているらしい、と気づく。

このように考えるとわかってくるのだが、作業・労働の領域を指す「現場」という言葉の使い方は、語源から次第に枝別れし、ほとんど対立するまでになった2つの方向の「現場」それぞれから2つ派生してきたのである。

一つは、日常と断絶した、臨場感のある、通常の人

が近付けない、危険を伴うようなことを対象にした「作業・労働、職種・職務」のことである。①→②とつながって、表現されるようになった「労働現場」である。(A)

二つめは、目の前で明らかになっている、ここでは誰もが知り経験している、まさに日常として、会社の経済活動の根幹を担っているという自負と自分の生活の糧としての「労働・職務など」のことで、③から派生した「労働現場」という表現である。(B)

そして労働「現場」という同一の表現で、それは二重性を持つようになった。この二重性を注目する必要がある。日常の不連続性と連続性、個別性と集団性あるいは仲間性、「隠されていたものがあらわになる」ことと「隠しようもなくあらわなこと」、神秘性・おそれ・超越的なことがらへの指向と世俗的・経済活動への指向。

両極端を行き来する、きわめて柔軟な(A+B)言葉が、このようなルーツの中で混合し、成立してきたのではないか。

しかし、この労働「現場」という言葉の本質的な二重性とあまりにも広すぎる適用力も、労働(者)が自然やものに対してのことと、それを共同作業で行う結果、相互に客観性を獲得できるという条件の下で制限され、その制限の中で、かろうじて実体に向かう根をもっていた。つまり衝突する(A)と(B)が、自然やものに向かう人々の共同意識によってまとめられていたのである。

ところが、「する側/される側」の問題を含む医療や教育・福祉などの領域で、しかも「する側」が専有してしまうかたちで、「現場」という言葉を多用することは、「現場」の歴史的な変遷のもう一段階の飛躍と見ることができる。その労働は「される側」という「人」そのものを取り扱うのであって、自然やものではない。しかもこの言葉の社会的文脈の欠如により、「する側」相互が言葉を客観化する努力の必要性も失われている。かろうじて根をもっていた「現場」がそれすらも喪失してしまい、「共同意識」だけが独立してしまっている段階に至った、と考えられよう。

「する側」が「現場」を多用し強調する時、聞かされる側はその多様さに困惑させられる。言葉の意味を求める人は、その言葉によって排除される。このような関係を生み出す言葉とは、その機能が過剰な飽和状態のレベルに立ち至ってしまっているのである。

言葉に意味はなく、共同意識を礼賛するイメージが飛び回る「状態」とは、われわれにどのような意味を投げかけているのであろう。ただ唯一、この言葉は、同じ場所にいるもの、同じように人間の関係を切断し始めているものたち自身には、相互に強力な引力として働き続けるだろうと言えるのである。

〔る〕 類似した日本とアメリカの本を読み比べようと思った。

「仕事!」(スタッフ・ターケル、1972、74年、訳1983年、中山容 他、晶文社)。それと、この本に触発され、企画し出版した「日本人の仕事」(編者鎌田愨、1986年、平凡社)である。

ターケルの「仕事!」は133人、鎌田の「日本人の仕事」は145人の人々から、仕事とその人の人生についてインタビューした記録である。どちらも多様な職業・階層の人々が現れる。私は労働「現場」という言葉の背景を、その比較から探ろうと考えた。

日本語の「現場」という言葉を表現できる英語はない。「仕事!」は翻訳を経たものだが、ともかく「現場」という言葉が、訳出され用いられた箇所を数えた。すると、4カ所であった。労働とわずかでも関係し用いられたところが1カ所(現場監督)。「建築現場」というのが1カ所。「火事現場」というのが2カ所。

「日本人の仕事」の中で使用された「現場」の60を同様に分類すれば、それぞれ53、4、3カ所となる。

「仕事!」を読む際、アメリカに「現場」という言葉で表現しなければならない思考方法はなくとも、職場の同僚との共同性、少なくともチームワークと言われる何かについて触れるところはあるだろうと、あらかじめ予想を立てていた。すると、言語の違いというフィルターを通さねばならない単なる数の比較より、

むしろこのところが私にとって驚きであった。

「仕事!」には、「チームワークがない」というところが1カ所、フォード組み立て工場の溶接工が山猫ストにおける労働者の団結を賛美しているのが1カ所、むしろ黒人と白人の葛藤に触れていると思われるのが2カ所あっただけである。日本語の「現場」という言葉の土壌となっている労働者の共同性・共同意識を表現したものを見出すことはできなかったのだ。

そしてまた、「日本人の仕事」はそのような見方でカウントすることは逆の意味で不可能であった。共同性や共同意識は、発語以前に前提として組み込まれてしまっているからである。会社の経営方針や業務手順を自分が決めたかのように語ったり、「うちの病院」などという言い方に見られるように、話す主体がその人個人ではなく企業体総体になってしまっていることが多く見られる。甚だしい場合は、企業の経営方針がその人の人生哲学にすらなっていることもある。

どちらの本もジャーナリストなどの部外者がインタビューしているため、インタビューを受けた人はその人が従事している仕事とそれに関わることを、そのことをあまり知らない人に説明する関係になる。当然仕事を知っている仲間同士の会話とは違う。仕事を知っている同士であれば細部に立ち入っていくような事柄、たとえば「現場」ということをめぐるような企画と実際、事務部門と直接的な製造部門の違いなどの話しに至ることは、このようなインタビューでは少ないであろう。

しかし一方、インタビューを受けた人が最低これは仕事を説明する場合必要と思っていること、あるいは部外者でもこれを話せば分かるであろうという事は、仲間同士の話しよりむしろ頻繁に出てくると考えられる。

「仕事!」と「日本人の仕事」を読み比べた結果に、このようにバイアスをかけて考えれば、労働「現場」の1対53以上の落差が、労働「現場」の基底の「共同性、共同意識」において生じていると思われるのである。

つまり、「日本人の仕事」では「共同性、共同意識」

は「仕事の前提」と考えているのに対して、「仕事!」では仕事は個人に関わっており、「共同性、共同意識」は仕事それ自身とは関係がないと考えているのか、あるいは少なくともはなはだ薄い関係と無視している。このことをいささか実証的に知らされた。

バブルの時に批判された「会社社会」「会社人間」にまつわって言及されていた企業内における「共同性、共同意識」は、人事管理や雇用形態などのハードなシステムによって決定づけられているばかりでなく、おそらく日本社会の深いところに存在している特徴的な傾向であろう。「共同性、共同意識」は、「会社」という巨人を支える内部的なネットワークである。「会社人間」とは巨人の細胞として完全に組み込まれているということである。人格を持った巨人がまず歩いて行為をなしているのであり、そこに向かって個々人が「共同性、共同意識」を働かせ結び付けていくのである。したがって「現場」とは、巨人の手が頭に対し、足が感覚器官に対して主張しているにすぎない(時としては目が耳に対して主張することすらもあろう)。手も頭も足も感覚器官も、全体として巨人をなしているのであるから、その主張もある範囲内に収まらなければならない。その意味での「矛盾の塊の現場」なのである。

「現場」という言葉は止めよう、そして、その言葉の基底になっている「する側」の職場での「共同性、共同意識」を問い直そう、とここで主張するつもりはない。広い意味の社会的文脈を失った「現場」という言葉は、焦点の絞り込められた福祉・医療・保健の再編という文脈の中でのみ力を得ている。言葉が指し示すものはなくとも、その場所では強く引き付けあい賛美する力となっている。それに、福祉や医療が大きく変わるためには、「日本的成熟」を経なければならなかったのかもしれないのだ。

しかしながら、「される側」との関係の深いところで切断し、他の領域の多くの人々とめぐりあい、刺激しあう契機を遮断する「現場」という言葉を過度に信頼していること。改革のその後が見えずに混乱してい

る政治状況に、再編というかたちの新たな課題を埋め込んでいくという愚を犯していること。それは確かである。

「現場」は、自己の内部を崩壊させつつ、その版図を拡大していると言える。この崩壊と、進展がもたらす〈亀裂〉こそが新たな「ことば」が生まれだすところであろう。なぜならば、「現場」の版図は政治的に主流で日常性を持っているが、実際世界とつながる回路としての根を断ち切りつつ広がらざるを得ないところに、〈裂け目〉はすでに準備されており、我々が目の当たりにすれば、それは非日常的でありながらも本質的な何かとして我々に映るに違いないからである。我々が求められているのはこれを塞ごうとすることではない。〈異空間〉の奥を覗き込むことである。そしてそれ自身に構造的世界があることを知り、それにどのよう

な言葉を与えられるか、与えることのできるその姿勢こそが我々の課題であることを知ることになろう。ことばが与えられたその〈世界〉…それが、〔ゲンバ〕である。

今、私は倉敷にいる。職を辞め、家族としばらく離れ、日臨心の運営委員であり「精神障害者の地域の拠点づくり」を模索している佐藤和喜雄氏と生活を共にしながら、一緒に活動を始めつつある。私個人の思い入れとしては、この〈世界〉に向かう姿勢づくりに軸がある。今後の再編の推移と共に、私の体験とを重ね、再び「現場」の問題に立ち返ることがあるならば、この拙いレポートと結び付け、より広げてみたいと今は思っている。

「臨床」の相互性は成立するのか？

—生越 達論文「『他者理解』と『臨床』」⁽¹⁾にさそわれて—

赤松 晶子(東京足立病院)

はじめに

非常に緻密に書き進められてゆく生越の論文を読み終える頃、私の頭の中に浮かんでいたのは、かなり前、息子が幼い頃愛読していた「ちびくろさんぼ」の本のある情景・トラがトラを追いかけ、また次のトラが追いかけ、木の周りをぐるぐるとめぐりめぐるうちに、トラの縞模様のパターになってしまった絵物語(近年になって、「ちびくろさんぼ」も差別を表わす作品として問題になっていたが、私の中には、第二次大戦中、子どもたちに愛読された「少年ダン吉」に比べて、呼び方の問題があると思うが内容的には、そうかな〜？と、きちんととらえ直しが出来ていない。そこには、なんともほんわかした温もりを感じさせられる想いを漂わせていたからかもしれない)。

生越の論文を読み進み、何故そんなイメージが浮かんだのだろう。めぐりめぐって、結論がしかと得られず、これが著者のいう「専門性」を脱却しようとしての「素朴さ」⁽²⁾によるものだろうか、などとも考えてみる。大雑把な私からすれば、言葉の使い方に厳密さを伴い、山下のいう「丁寧な」書き方をしている⁽³⁾のにも驚く。

読みつつ、“あれ?! そう言ってしまえるの?”と、気になり、チェックした疑問が必ず、読み進むうちに、答えとして展開されてゆく。“あれ、私の思ったことが、今通じたのかな?”などと、錯覚に捕われるおもいを何度も覚えつつ読み終わる。追いかけ走るトラのひとつが私自身であるのかもしれないと思えてくる。けれど、最後がどうなるのかはわからないままである。

すでに、山下は「『社会臨床』に仮託するもの」⁽⁴⁾

を著し、生越の前の論文「<臨床家>であることと<臨床家>でないこと：—わたし—が研究することに定位して」⁽⁵⁾に対して、「共感できるところは多い」と評価しながらも、「だからどうなのだ」と居直られれば、それ以上追求できないような性質のものである。」⁽⁶⁾と批判している。

その山下の批判に答えるかたちで、生越はこの「『他者理解』と『臨床』」をまとめている。その後、矢野泉が自らの過去の体験を振り返り、「『臨床家の知』と『臨床の知』の思索」⁽⁷⁾を著し、生越の述べる「他者理解」にも言及し、更には、栗原彬・篠原睦治対談：「近代社会の『共生』を探る」⁽⁸⁾に語られている「臨床」に「共同的・相互的な関係が成り立つ」⁽⁹⁾ということに思いめぐらしている。他方、「臨床体験」を通して論ずる野本三吉の「社会臨床論序説—生活における臨床とは何か」⁽¹⁰⁾も「臨床」をめぐるの大拠点となる。それらは全て、そうだ! と肯け、共感する所が多い。だが、最終的に、確かな結論が私自身の中におりない。やはり、ずっと追いかけ、追いかけれ、堂々めぐりを続けているようではない。生越の論文にさそわれて筆を持ったものの考えるほどにパターンにもなり切れず、でも半分とけなかった自分はどこにいるのかも見定めがたい。自我がなくなったかのような。引用文も多く、読みづらいこと甚だしいと嫌気がさしながら……。

I 生越の「臨床」に潜む理想と現実

1. 「臨床」概念の理想像

生越は「他者を理解することについて明らかにすることは、『臨床』をもう一度考え直していく際のひと

つの視点を与えてくれるはずである。なぜなら、「臨床」という概念は、生きている生身の人間を目の前にして、そこに寄り添う人間であることを前提にして始めて成り立つ概念であるべきだと私は考える⁽¹¹⁾という前提のもとに、次のように説明する。

「第一に、「臨床」は、相手を全体存在としてまるごと引き受ける作業である。相手の一部を対象化してその全体存在から引き離して問題にするような態度は「臨床」的であるとは言えない。つまり、「臨床」においてはその相手を<客観的对象>として捉えることはできないことになる。」⁽¹²⁾「第二の点・・・観察者として、外から「臨床」の場を見ようとするような態度はすでに「臨床」的ではない。・・・したがって、「臨床」の場においては、「臨床」の内部に入って、相互的な関係のなかで、内側からの眼差しでもって理解を目指すことが必要である。」⁽¹³⁾「「臨床」が目指すのは、見る者=見られる者、あるいは理解する者=理解される者であるような双方向的で、対等な関係である。」⁽¹⁴⁾と、記してゆく。

すなわち、「臨床」は本来、人を客観的に観察して対してゆくのではなく、相互に影響しあい、変革しあってゆくものであるという“対等の場”に「臨床」する側、受ける側が立つという理想像が説かれてゆく。

2. 対等性を阻む現実

生越が「臨床」のあるべき像を描く中で、いくつか気になる表現が残る。言葉尻をとらえるようなことであってはいけない、と戒めつつも、それらの言葉の表わす意味は軽いものではないように思える。

そのひとつは、先に引用した「「臨床」は相手を全体としてまるごと引き受ける作業」(傍点筆者)という表現、それは、その後の「相手の一部を対象化して・・・」という説明で明らかにされているように、教育や医療の場でよくあるように、ある部分を対象化して客観的に判断してゆくようなものではなく、相手の全体にかかわることの大切さを説いている言葉ではある。しかし、その「まるごと引き受ける」という姿勢そのものが、すでに対等性からは、はずれてゆく関係を

つくるのではないかと、私には思えてくる。

しかも、その対等性を重んじる方向で、「理解される相手と理解する自分自身との関係全体」が「臨床」の対象であるとしつつも、その文脈で「「臨床」のなかで他者を理解し、変えていくことは、同時に自己を理解し変えていくことを意味する」⁽¹⁵⁾(傍点筆者)と語ってゆく。微妙なところではあるが、私は、「自己が自己を理解し変えていく」と、「他者を理解し、変えていくこと」は、同義ではないと考える。

「治療」の中で「理解し変えてゆく」ということは、治療者・臨床医には日常的姿勢としてある。そこには「病」を“治す”という行為が課せられているからである。医師でなくても、「臨床家」と自らを専門意識に閉じる限り、同じ考えを脱し難いであろう。

人が変わるといふ時、「病」を癒すということをも含み、人と人との関係は相互に影響し合い、その結果として各々に自己に深くかわりゆくものであると思う。その変化は、影響し合う関係があったにしても、他者が変えるというのではなく、本人自らが変わることであり、そうでなければ、真の変化・自己変革にはなり得ないであろう。

相互に影響し合う対等な関係を「臨床」の大切な概念として説く生越が、人と人との関係に他律的な表現を選ぶことに疑問を抱く。しかし、それらの表現はまさに現代社会が求める管理的な人間関係のありのままであろう。「臨床」の理想のあり方を目指しても、現実に対等性など持ち難い場であることを認めざるを得ないのではなかろうか。

3. 教師—子ども、臨床家—病者の場合

生越はその論文の冒頭で「教師が子供をどれだけ理解出来るかが教師の力量の一つ」とし、「子どもの目の高さに立つ」ことの必要性を語る。実践家・斉藤喜博氏を引用しつつ、「・・・子どもたちは、他者の眼差しのもとで初めて自己を確立するに至ることが強調されている。」と、教師の理解ある眼差しがあつて、子どもは自己を形成してゆくのであつて、教育という営みが「子どもたち自身の立場からも求められていること

になる。」(傍点筆者)と、「理解」という関係の大切さを「教師」-「子ども」の中に説明する。

そのような生越の「理解する」・「眼差し」へのポジティブな観方に対して、矢野泉が「他者理解する」ということは、いかにソフトな共同作業的なかたちをとっていても、とりもなおさず、他者から何らかの意味を収奪しつつ、別の意味を創りだしていくプロセスなのである。意味を収奪するというプロセスは、「眼差し」を介さずには生成しない。結局、どのような言い方を取ってみたいところで、研究者、臨床家から「眼ざす者」=「差別者」としての自分は消えない。」⁽¹⁶⁾と、批判する。

教師に出会う前に、子どもたちにとって、親・身近な大人がまず重大な存在としてあることになる。その親の「理解・眼差し」は絶大な力を持つ関係として子どもたちの心身に映ることになる。その教師-子ども、親-子ども間の「理解」は、いずれも対等ではない。まさに、子どもに向けられる一方的眼差しで、しかもその大人の眼差しのあり方で、「自己の確立」の仕方に大きな揺れを生ずることになる。

それは、精神医療の場においても言える。

30数年前、私は「臨床」実習を終え、現場に入る頃、指導を受けた精神療法医から、不安、混乱のただ中にいる病者のかたわらにどう居続けられるかの手ほどきを受けた。

精神病を発症した人は、その不安から自らを守れず、一時的に退行し、子どもにかえり、あらためて成長の道をたどることになる。そこに心理治療者の親に替わる安心できる関係づくりが大切となる。そこで必要なものは、「母なるもの(Mutterlichkeit)」⁽¹⁷⁾で、それは唯の母性愛ではない。病み、閉ざす人のそばに看護婦として居続けたシュヴィングは、「その主要な特質は、相手の身になって感ずる能力、他の人の必要とするものを直観的に把握すること、そしていつでも準備して控えていること」⁽¹⁸⁾と記している。

私はある時期その関係の持ち方に魅せられ、そのかわりをこそ創り出したいと、ひたすらであった。ま

さに「まるごと引き受ける作業」に魅せられ、身を投じようとしていたと言える。その関係は、存在そのものを、不安に揺さぶられている人が、自分の生存を周囲との安心した関係で認められるようになるための橋渡しの支えになるかに見える。しかし、結果として、対等でないがゆえに、そこで生じた依存関係はかなり根深いものになっていることに気づかされる。

要するに、大人-子ども、治療者-病者、いずれの関係にも、そこには、社会を背景に強-弱の関係があり、本質的に対等になり得ない、立場性の違いがあると考えられる。

II 「臨床」は立場性の違いを越えられるか

1. “立場性を固定化せず、壊してゆく”

立場性に関し、生越は、「臨床」の場について「自己理解の場なのであり」、「自己への問いを突き詰める」姿勢が、結果として、理解する側-される側の立場性にこだわらざるを得なくしてゆく、と考える。じゃー、問い詰める姿勢を持たなければ、立場性もなくなるか、と言うと、勿論、「立場をまったく度外視して他者とかわるなどということはできない」、「臨床の場における相互性はあくまでも目指されるものである」と言う。むしろ、立場性をきちんと押さえた上で、「常に固定化しようとする立場性を壊していくことを「臨床」の場においては求められる。そして、こうした専門性がある初めて、「臨床」の相互性・対等性が視野に入ってくる。」⁽¹⁹⁾と、生越は立場性を無視できない問題を押さえた上で更に立場性を克服する期待を抱いてゆく。ひとめぐりするわけである。

生越が、前著から通して主張していることは、「臨床家」としての態度の持ちかたへの徹底した追求といえるように思う。「臨床」の場を日常化してしまうことはできない。「臨床」を専門的技術のなかに閉じ込めてはいけない」と語り、「臨床家」は「謙虚さ」を求められる存在で、「専門性を問い、そして破壊し、常に素朴さを取り戻せるような専門性」でなければ、本来的な「臨床」ではありえないと考える。

「専門性」としての自信を持つことにひたすらになり、自己批判的姿勢を基本的に持ち得なくなっている「専門家」が多い日常社会の中にあつて、常に「謙虚さ」を持ち、自らの「専門性」を壊す姿勢の必要性を説く生越の態度には共感を持つ。しかし、その姿勢を持ち続けることで、立場性を壊し、越えることが出来るだろうか、と疑問が残る。

2. 同じ土俵の上で立つて対話する

生越自身、なお、日常の権力関係に支配された社会の難題を前にして、「他者を理解すること」の経験から、「理解することは、本質的に、相互的な行為である」⁽²⁰⁾ことを説き、そこに「臨床」の原型を考えようとしているかに見える。

しかし、矢野の指摘している「他者を理解すること」に潜む、他者への圧迫、差別性の問題を考え合わせてであろうが、生越は更に、「問題の根は他者理解の仕方そのものにある」⁽²¹⁾と、「理解する」側、「される側」が「同じ土俵に立つ」こと、常に「同じ土俵」で対話することを主張していく。

「理解すること」の差別性を説く矢野は、子ども時代、ハンセン病の療養所を尋ねた時の体験を振り返り、見学者という差別者としての自分の立場を自覚的に扱っている。そこで出会った療養者・「溶けた眼球の代わりに開かれた心眼で、見たり感じたりできるようになったこと」⁽²²⁾を語るTさんに、その時「心眼」について質問したい思いを持ちつつも周りの同じ見学者である子どもたちに「変な子」と見られるのを気にして思いとどまった情景を思い起こす。そこで思い切って質問をし、その老齢のTさんと話し合うことが出来ていれば、「栗原彬が言うように、Tさんと私との間で、“共同的、相互的な関係が成り立つこと”によって癒されていく関係」が創られていたかもしれない」と、語る。

見学者として、あるいは「臨床家」として、見、理解する側にとどまらず、その自分の立場の日常関係のしからみから抜け出すことが出来て、相手に近づき、語り合えたら、そこでの共同感・充実感は何れも得られるであ

ろう。確かに、その時、その場は、「同じ土俵」で対話したと言うことになるのかもしれない。しかし、と言って、「共同的、相互的な関係」が得られたと言えるだろうか。私には疑問が残る。見学者は、いずれはそこを去る立場にいる。

3. 自らが「転生」してゆくとは？

栗原彬は、石川憲彦著「治療という幻想」に書かれている「直すこと」ではない「直ること」という「病」者の持つ自然な回復力に、同じ生命を持つもの同士として共同的にかかわるその著書に感銘したことを述べつつ、自らの体験も合わせ考え、「臨床の専門家と患者との共同的、相互的な関係が成り立つこと」によって、癒されていく関係ってというのが本来あると思う。⁽²³⁾と、篠原に語りかけている。

さらに、「直す・専門家」側が、その「直す」ことに「ほんとは意味がないだけだなあ。」って言えるだけの自己への見直しがあれば、そして「直されたがる」患者が「直す」自分にこだわることができれば、その「癒される関係」は成立するであろうと語られてゆく⁽²⁴⁾。しかし、栗原も述べているように、存在系よりも機能系に突出してきている近代社会で、医療はもちろん、全てにおいて、機能別により尖鋭化した探索がなされ、分断されてゆく中で、個々の存在のあり方は、ますます見えなくなっている。

篠原は、むしろその現実を見据えて、医者とはきちんと「直す」ことに徹せよ、教育者は、きちんと「教える」ことに徹せよ、と語っているが、篠原自身が3才児健診の心理判定員の立場を脱出して、お母さん達との「第三日曜の会」を地元でつくり出した体験から、「ほくは、いつまでも、「先生」とよばれつづけるわけですね。つまり、「近所のおじさんでありたい」と思っても、なかなかそうはうまくいかない。」⁽²⁵⁾と、述懐している。

やや状況は異なるが、私自身、約20年、「精神病院」脱出を夢見、果たせず、「臨床家」として病院に居続け、この2~3年、やっと「病」者・友人・同僚たちと話し合い、「共に」の場づくりを考えてきた。そのく

オアシス・足立精神医療を考える草の会>の場を、病院の外に持とうと、アパートの一室を借りることにしたが、その場は、病院から離れたからといって「同じ土俵」になってゆくか、甚だぎこちない出発になっている。「先生」と呼ばれる呼ばれないという問題より、もっと社会的に内実化した「病」者の立場状況からくる生きざまと、そうでないものの生きざまがある。

栗原は、「このジレンマは、スペシャリティが、人々の生き方から固有の論理を形象しながら、自らは転生していくことで解けると考えています。」⁽²⁶⁾と語っている。

私の場合、その「転生」は、どうあることであろうか。立場性を越え難い現実を見るにつけ、「臨床家」をやめることであろうか、と問うしかない。しかし、すでに辞める時期を迎えてきているが、辞めたからといって、引きずってきた問題は解消しないことにも気づく。いずれにしても、ここで、突き当たるのは、「臨床」において、「病」、「治す」をどう考えるかという20年来の古くして新しい課題である。

Ⅲ 「病」—「かかわり」をどうみるか

1. 「される側性」・内なる問題を考える

すでに考えてきたように、近代社会は人を管理、分断し、そこに位置づく「臨床」もその枠内にとどまり、「臨床する」側、「される」側が同じ立場に立ち得ないことは明らかである。にもかかわらず、「臨床」を考えるものが、その立場の違いを越えて関わる「相互性」を探ろうとする。

山下は「「する側—される側」という社会的関係を乗り越えるためには、それが存在しないものとして無視するのではなく、それぞれが共通に持ちながら、社会的条件の違いやラベリングの問題のゆえに表面に現われることの少ないものをみつめることも意味があると思う。「する側」にとって、それは「される側性」とでも仮に言うことができるかもしれない。それは、自分の内にある“病い”を自覚することから始まる。」⁽²⁷⁾と、言っている。

「する側」が「する側」としての立場性的問題を見直すことをひたすら考え続けてきた今、この山下の視点は、「する側」の混迷にひとつの開きを与えてくれるように思う。

相談室からとび出し、相談相手の暮らす簡易宿泊所で寝起きし、話し、相談する関係を持ち続けた野本は、町の中の「生活者」とのかかわりで、その「相談される側」の内実を共にして動いたと考えられる。1970年代に始まるオイルショック後の厳しい状況下、「臨床」を生活の場で続けた野本は「その行動を受けとめ、はく自身も何らかの行動を起こす。行動と行動がぶつかりあい、からみあう。この行動の意味を、直接的に触れ合い関わりあう中で考えてゆくの「臨床体験」なのではないかと思う」⁽²⁸⁾と語る。

野本は、その後、児童相談所の「相談員」として、少年達の生活の場に入り、その親とのかかわりを通して、「相互の「自分史」が溶け合い、交流し合っ、お互いの世界が深まり、拡大したということになる。」と言う。これは、まさに「共同的、相互的關係」を示しており、生越の言う「他者理解」の触れる—触れられる関係を体験的に述べていると言える。

それらの体験を通して、野本は、「人間は、それほど本質的には違わないものかも知れない。日常的な人と人との関わりの中で、そうすることでしか自分を守れないとすれば、そうした生き方、行動を続けざるを得ない・・・(中略)・・・それを周囲の人は、その人の性格と見る。ああいう性格だから、こうなってしまったと見てしまう。」と、ある状況の中で人は同じようなことしか出来ないにもかかわらずその行動をその人の性格ゆえとしてしまうことを批判しつつ、誰しも本質的に同じではないか、と語る。しかし、氏の体験から得られた共同感と立場性的問題はどうかからむのであろうかと気になるものが残り続ける。むしろそこには立場性的の違いからくる対等性の限界を限りなくなくしてゆこうとする努力を見るのだが。

2. 「はみだし」「障害」「病」を個の人格に閉じた

「専門性」

人間は本質的には違わない。自然界を含めて生きるものの生成関係は、もとをただせば同じであることは知られている。にもかかわらず、集団から落とされるもの、なんらかの「障害」で身体的、精神的不自由さを持ったものたちを、視覚的、感覚的に受ける「違い」で差別してゆく関係がつくられる。その関係は、社会、経済、科学の進展に伴い、より確実化して、それら個々の人格の持つ問題として社会から排除する構造をつくってきている。

生越は、「登校拒否児」について、「臨床家」がよくいう「登校拒否児の醸し出す何とも言えない「雰囲気」」について「「雰囲気」とは、例えば、精神分裂者を前にしたときのプレコクス感と同様の性質のものである。」と、説明されていることをあげ、勿論、生越自身は、その「雰囲気」は登校拒否児と研究者の関係の中で存在するものであるとして批判的に捉える。

この20世紀に進展して来た自然科学が、ほとんど関係、状況の問題を捨象して、様々の検索で個の能力、人格などの差を判別し、本質的な違いのごとくしてきた歴史があるようだ。「精神分裂病」者に対する時に受けるとされる「プレコクス感・Precox Gefühl・分裂病くささ」についても、先人が言い、権威ある言葉になってきている。

私が「臨床」の場につく1960年代当初、それを知ることができるよになれば「専門家」であると言われたものであるが、1969年、「精神医療」告発・改革が叫ばれる中で、一時その言葉は消失したかに見えていた。しかし、1980年代医療の反動化、合理化の中で、再びあちこちで語られてきている。近年の「精神分裂病軽症化」が言われる中では、「専門家」が、それのみこだわってもいられなくなってきているが。

にもかかわらず、「プレコクス感」は「専門家」の中で重要視される。「精神病理学」の中で長らく根付いてきている「了解不能」という言葉と共に、「精神分裂病」者は本質的に「普通」の人間とは違うと考えられる根拠とされている。「精神病」は「了解不能」であり、「精神病」者は「病識」がない、と言われるが、そ

のような判断こそが、山下の言う「される側性」を考える視点の欠如から生じてきていると思う。

3. 「病」のとらえ直しを!

この「病」を「了解」し難いマイナスイメージにくくってしまってきた「精神医学」に吉田おさみは「病」者体験を通して反論してきている。

「“妄想”は周囲世界の強大な圧迫によって出現します」と、次のように論じている。「要するに日常意識とは欲求充足—状況支配—生活—生産性の見地から限局された意識です。ところで日常的合理性—状況支配可能性は自然に対する支配可能性と人間(他者)に対する支配(制御)可能性に分けることができますが、“妄想”(狂気)は特に後者に関連します。各主体は欲求充足のために他者を相手として相互行為しますが、各主体は対等平等の関係にあるのではなく、社会的不平等のピラミッド構成のもとで各自の社会的役割をふりあてられています。すなわち各主体間には抑圧—被抑圧、支配—被支配の関係が成立しており、ヒエラルキーの下の人間ほど社会的役割行動と欲求充足が一致しない可能性が大きいことになり、ここに狂気(妄想)形成の原因があります。つまり社会構造の矛盾はマクロ世界からミクロ世界に及び、個人の生活構造に打撃を加え、個人の限局された日常意識—状況支配可能性は危機に陥る、これが狂気です」(20)。

したがって、「自分を狂気に追いこんだ日常の抑圧、差別性を自由な視点から捉えかえていくことが必要ではないか。“患者”であろうと健常者であろうと、正気—狂気の二項対立を固定化することなく、両者を自在に往来することにより日常世界に生命力を吹き込むことができれば、というのは単なる空想にすぎないのでしょうか？」(30)と、吉田は提案してゆくことになる。

「狂気」を消去することのみ力を駆使してきた「精神医療」に対し、この「正気—狂気の二項対立を固定化することなく」、自在な往来を許容し合い、能力、生産に狭く価値づけられた日常世界にもふくらみを持たせたい、と吉田は希求した。しかし、その吉田自身、

長らく続けてきた多量の薬物療法で、心臓を弱め世界している。この論のさらなる展開はなされていない。

そして、いまだに、今日の「精神医療」は「精神病」を抑圧、消去するべきものとし、そうしてこそ「病」者に安定を与えると考えられている。その関係の中で「病」者自身も多すぎる薬の重さに不快さを受けながらもそれに慣らされ、「直してくれること」を期待する関係になりがちである。その線上に立って、私たち、パラメディカルスタッフも「病」者と向き合う時、薬を服用しているかどうかを気にすることになる。

そんな日常を繰り返していることにいたく嫌気がさしていながらである！

Cさんは、最近、夫の癌手術に、手術室の前で長時間を独り耐えた。死別の不安にさらされる一日であった。その翌日、“今までにない大きな経験でした”とCさんは語り、何か深い体験をした重みが伝わってくるのを感じた。その数日後、急に、“私たち家族をバラバラにしないで下さい。赤松さん怖い、担当変わって下さい”と訴えられた。20年来、付き合ってきたことにより、私は「臨床家」として、Cさんの生い立ち、過去を知り過ぎていた。急激に見舞われた生存の危機の中で、Cさんは赤松をはじめ、長らく付き合いに来た関係のある他のスタッフや実家の兄弟全てを自分を脅かす者として遠ざけた。そのCさんの願いに従って2～3週間過ごす中で、Cさんは“私の妄想の中で御迷惑をかけました。でも、まだ、そっとしておいて下さい。自然に流してゆきたいのです。赤松さんも自然に流れて下さい”と、なお不安に揺れながらも話しかけてくれた。私も緊張を覚えながら、そうしたい、と交わした。

Eさんは、同じ「病」者の夫を亡くしたあと独り暮らし、時々、淋しさの中、同じ住宅のお年寄りに親切にし、結果として頼られすぎる負担の中で、バランスを保てなくなったりしていた。ある日、すごい憤りの電話を受けた。“年金の入っている銀行に行って半分おろして来たんだけど、そこで“どうぞ”と言って重い本をくれたんだよ。帰ってあけてみたら、天皇のアルバムだよ。何でこんなものくれるんだ。私たちの生活

に関係なんかないじゃないか。私のために天皇が何してくれた！ というんだ”と、電話の声はがんがんと響く。が、内容はもっとも。まさにそうだよ、とやりとりするなかで、“今、ビリビリに破いてやった。明日これを放り返して来る”と言う。放り返して、相手がどう受けとるか、Eさんの真意はわかってくれないだろうが、その結果で自分を追いつめ、自分をより傷つけたりしないことが大事だよ、と話し合った。翌日、“突っ返してきたよ、銀行の人、これは日本の歴史だから・・・なんて言いやがるから、私ら庶民の歴史とは関係ない！”と言ってやったよ”と言う。その時のEさんの、目をまん丸くし、怒りに満ちた般若の面のような姿が浮かぶ。やった！ Eさんすごい、あとは、もうさっぱりしようね、と拍手を送るおもしろになったが、実は私もヒヤヒヤではあった。そこまでの不満、怒りを周囲が無頓着に抑えようとしたら、その怒りは「狂気」へ向かうしかない。その間、私は、やはり、眠ってる？ 薬は合ってる？ などと聞いたりしている。Eさんもそういう私を気づかって、“よく眠れた”と声を和らげる。

今、Eさんは、なお、医師の対し方に怒り、過去に医事課職員に横柄にされたことを想起して怒り、いわゆるカルテには「不穏」と書かれる状態である。“状態が悪いから”と、怒りを向けられた職員側は、まあまあと胸のうちをおさめようとする。しかし、「状態が悪い」と言われる時にこそ、「良い」時には我慢して抑えている本音をはっきり言うことができる。それは、自分を含めて言えることだと思う。

その「状態が悪い」から言えたことをはっきり受け止める関係が、日常性に埋もれている側には、なかなか持ち難い。「了解不能」なのは、日常感覚にどっぴりつかり、効率、合理化に目を奪われ、人としてのゆとりを失った側にあるのだ、ということに気づかされてくる。

まさに、生越の言う「非日常性へと向かわなければならぬ。」ということ、山下の言う「変に「現実的」になることもない」という言葉などが響いてくる。期待することが実らなくてもいい、これでいいか、とら

え直しつつ歩むことだろう。

そういう自己へのとらえ直しをしつつ、「される側性」に身を置こうと努めるなかで、「臨床」に相互性が得られることもあるだろうとは思えてくる。しかし、自分がどこにいて、何を糧にして食べ、生活しているか、その立場とそれに伴う限界を自覚する時、その“「臨床」の相互性”の内実をやはり問い続けたい。

参考文献・引用文献

- (1) 生越 達 「『他者理解』と『臨床』」 『社会臨床雑誌』1巻3号,1994
- (2) 前掲論文(1),p.21
- (3) 山下恒男 「社会臨床に仮託するもの」 『社会臨床雑誌』1巻1号,1993
- (4) 前掲論文(3)
- (5) 生越 達 「<臨床家>であることと<臨床家>でないこと —わたし— が研究することに定位して」 『学ぶと教えるの現象学研究』3,1992
- (6) 前掲論文(3),p.6
- (7) 矢野 泉 「『臨床家の知』と『臨床の知』の思索」 『社会臨床雑誌』1巻2号,1993
- (8) 栗原 彬・篠原睦治 「近代社会の『共生』を探る」 『臨床心理学研究』26巻2号,1988
- (9) 前掲論文(8),p.55
- (10) 野本三吉 「社会臨床序説 — 生活における臨床とは何か —」 『社会臨床雑誌』1巻1号,1993
- (11) 前掲論文(1),p.19
- (12) 前掲論文(1),p.19
- (13) 前掲論文(1),p.20
- (14) 前掲論文(1),p.20
- (15) 前掲論文(1),p.20
- (16) 前掲論文(7),p.79
- (17) シュヴィング 小川信男訳 『精神病者の魂への道』 みすず書房,1966
- (18) 同上,p.41
- (19) 前掲論文(1),p.21
- (20) 前掲論文(1),p.24
- (21) 前掲論文(1),p.24
- (22) 前掲論文(7),p.75
- (23) 前掲論文(8),p.55
- (24) 前掲論文(8),p.56
- (25) 前掲論文(8),p.70
- (26) 前掲論文(8),p.70
- (27) 前掲論文(3),p.10
- (28) 前掲論文(10),p.15
- (29) 吉田おさみ 「狂気・正気の連続 — 不連続性について — “妄想” 体験から —」 『臨床心理学研究』15巻2号,p.23,1977
- (30) 同上論文,p.25

「人間と農」

その3 人間は農業が嫌い

明峯 哲夫(農業生物学研究室)

農業から逃れる二つの方法

現在の日本という国のように、身体を使うことを厭い、土に触れるのを忌避する人々が溢れる社会では、農業という営みは衰退するほかないと、述べました(その1、1巻3号)。けれども僕は、人々が農業を敬遠するのは必ずしも現代の日本に特有の現象ではないように思うのです。人間は農業を発明したその瞬間から農業から逃れることばかり考えてきたのではないかと、実は疑っています。

人間はこれまでに、農業から逃れる方法を二つ発見しました。

一つは他人におしつける、ということです。「他人」とは、時代によって、農奴と呼ばれたり、農民と呼ばれたり、農業労働者と呼ばれたりしました。このような人々に農業労働を強制する社会的システムが、いつの時代にも存在したのではなかったでしょうか。

近代以降、「奴隷」は“解放”されました。その代わりに「機械」が登場します。今度は機械に農業労働を押し付けようとしたのです。これが二つ目の方法です。現代の農業は省力技術が徹底し、一握りの少数者が他の膨大な人々の食糧を供給できます。農業の歴史はこのように、「差別」と「テクノロジー」を駆使し、人間がいつか農業から逃れるかの歴史だったとは考えられないでしょうか。とすれば、人間はそもそも農業が嫌い、ということになりそうです。

「人間は農業が嫌い」という思い付きを、僕は何人かの人に話しました。その反応は二つあります。一つは、「現在の人間が農業を嫌うのは都市的生活に毒されたからで、本来人間は農は好き」というものです。もう一つは、「他人のために行う農業は辛そうだが、

自分のために行う農は楽しく好き」というものです。農家の反応は前者が多く、非農家からは後者が多いようでした(ある熱心な農家が僕の考えに「そうかもしれませんね」とポツリと「白状」してくれたのが、とても印象的でした)。

現在の消費都市がそこに住む人々を農の営みから遠ざけているのは確かだし、他人のための食糧を作る業としての農が、忙しく、辛いことも事実でしょう。けれども人間はそもそも農業が嫌いだからこそ、業としての農を興し他人に農をおしつけ、都市を作りそこに逃げ込もうとしたのではなかったでしょうか。そして都市に逃げ込んだ人々はますます農を迂遠なものとして厭うようになり、一方農業を押し付けられた人々はその過酷さにますます農が嫌いになった、というのが事の真実だと僕は考えているのです。

子供は“怠け者”

僕たちの農園には、生まれてまもない赤ん坊や小学生が親と連れだって通ってきます。中学生になると自分の関心事に忙しく、たいていの子はもう農園にやってこなくなります。そんな比較的幼い子供たちが農園で過ごす様子を観察しているうちに、僕は「人間は農業が嫌い」と考えるようになりました⁽¹⁾。

子供たちが農園で楽しみにしているのは、たくさん飼われている兎です。子兎を抱いてはひがな過ごします。大人たちは大きく育ったら食べようともくろんでいるのですが、いざその段になるといつも子供たちの強硬な反対に遭います。子供たちにとって動物は遊び相手であり、食欲を満たしてくれる存在とはどうしても考えられないようです。

梅雨期に入り、田植えが始まります。でも小学生たちは自分からは決して苗を植えようとしません。泥田に転げまわり、水路でザリガニの採集に励み、畦道に生えるクローバーで首飾りを作るなど、ただ遊びざわめくばかりです。

僕たちはかつて農園に小さな“子供農園”を区画し、何人かの小学生たちにそこをお花畑にするよう勧めたことがあります。

秋、子供たちはけっこう楽しそうにチューリップの球根を植え始めました。翌春、赤や黄色の花が咲きそろいました。咲き終わる頃は、だいふ雑草が目立ってきました。そこで大人たちは子供たちに、これからの畑仕事についてこう説明しました。

まずこの雑草を取り除く。

このままにしておくくとチューリップは草に埋もれてしまうし、雑草の種子が落ちるとますます草取りで苦労しなければならない。

しばらくして球根が大きくなったら、掘り出す。

来年の春また花を咲かせるためには、この球根を秋蒔き付けのまで大切に保存しておくこと。

そのあとをクワでよく耕して、秋咲く花の蒔き付けの準備をしよう。

子供たちは神妙な顔でそれを聞いていましたが、その後もそのスケジュールに従って行動を起こす気配はありません。あいかかわらず石で水路をせきとめたり、畦のタンポポの花を摘んだり、遊び回るばかりです。おまけにリーダーであるべき年長の子は友達との約束があるなどと、農園にもこなくなる始末です。かのスケジュール通りに仕事を進め、草だらけの“子供農園”を見事なコスモス畑に変身させたのは、“怠け者”の子供たちを嘆く“勤勉な”大人たちでした。

既にお話したように(その2、2巻1号)、人間は何百万年もの間採集と狩猟によって生きてきました。人間が農耕を体験したのは、わずかの1万年にすぎません。人間の心身は採集と狩猟にすっかりなじみ、新しく発明した農耕にはなじみず、その違和感は一万年後の現代人にもまだ濃厚に残っている、というのが僕の“仮説”です。

ヘッケルの法則によると、生物の個体発生は系統発生を急速に繰り返します。人間の胎児の初期の形態は、魚やカエルの発生過程のある時期の形態によく似ています。この法則によれば、それは人間という動物が魚や両生類の時代を経て進化してきたからです。

子供たちが農園で“働く”ことを敬遠し、“遊んで”ばかりいるのは、人間がかつて農耕を知らずに山野で採集・狩猟に明け暮れていたことに対応しているに違いありません。けれども今は遊んでいるばかりにみえる子供たちもやがて成長し、農の意義を知ればきっと耕し始めるでしょう。一万年前、人間がようやくにして農業を手掛け始めたようにです。“怠け者”の子供たちとはいえ、生き物に関心がないわけではありません。彼らは兎を抱きしめ、昆虫や魚を捕り、花や木の実をしきりにコレクションしています。子供たちは生き物に並々ならぬ関心を持っています。子供たちが関心を持たないのは、生き物そのものではなく、“生き物を育て収穫を得る”ことなのです。この事実をたかが子供のことと考えてはいけません。“生き物を育て収穫を得る”営みにとまどい反発し、それから逃れようと画策してきたのは、この一万年の人間の姿であり、現代を生きる僕たちの偽りのない姿なのです。

育てる“苦難”

採集・狩猟時代。人々は空腹になると山野に出掛け、食べ物を集め、腹を満たしました。食べ物を得ようとする動機と、そのための労働と、食べることそのものとは直接的に明快に結びついています。彼らは“今”をのみ考え、“先”のことはあまり頓着せずに生きていたのです。“その日暮らし”です。

けれども人間は農耕時代を迎え、初めて“育てる”ことを知りました。その結果人々は、その日暮らしでは味わえない喜びを得たに違いありません。けれども、同時に大きな“苦難”もしょい込むことになりました。

“食べる”には、まず“育て”なければなりません。

けれども育てる行為そのものは一向に空腹を満たしてくれません。それどころか、クワをふるえば空腹はいよいよつのるばかりです。空腹が満たされるのは、はるか何か月先の収穫期です。このように農の世界では、労働とその動機、労働とその報酬との関係が間接的で不明瞭です。この不明瞭さに「その日暮らし」の人々は大いにとまどったに違いありません。

農は「投資」の世界です。何か月か先の良き収穫が目標です。そのために人は、鋭い先見性と周到な計画性を身に付けなければならなくなりました。「先」のために「今」は存在します。良き収穫を目指して、今はすべての努力をつぎ込まなければなりません。その一つ一つの努力には報酬は与えられません。無報酬に耐えられる強い忍耐と禁欲も必要です。労働を積み重ね将来もたらされるであろう価値を充分認識しなければ、とても働く気にはなりません。農を「楽しむ」には、農の価値を納得できる成熟した「知性」が必要なのです。ひたすら「今」を楽しもうと生きる子供たちには、所詮無縁な世界です。

人間は農を発見して初めて「育てる」ことを経験した、と言いました。けれども厳密に言えば、それは誤りです。人間には自分の子供を育てる、長い経験があったからです。

僕の「人間は農が嫌い」という“説”に対して、それは「男の考え方」と修正を試みた人がいました(男性でしたが)。彼によれば、男は狩猟に明け暮れ生き物を殺りくするのは上手でも、生き物を育てることは経験しなかった、だから確かに男は農が苦手だったかもしれない、けれども女は子供を産み、育ててきたのだから、農の営みにそれ程違和感なく入っていったのではないか、というのです。そうかもしれません。献身的にそして無私の精神で子供を育てる女たちは(僕にはそう見えるのですが)、動物や植物を育てる無償の行為は苦手ではなかったのかもしれない。とすると農業が真に嫌いなのは、男たちだけだった!?

定住から農の発見へ

採集・狩猟の時代人間は移動を繰り返し、農耕を発見し定住化した、というのが従来の考え方です。けれども最近では、何らかの理由で定住化したからこそ農業を発見した、と考える研究者が多いようです。例えば魚介類の豊富な水辺に遭遇すれば、人はそこに生活の根拠地を作ることができます。この根拠地作りが、農業を発見する大きなチャンスになったと考えるのです⁽²⁾。

根拠地の周囲に実がなる樹木の幼木を移植するなどということから、栽培が始まったのかもしれませんが。食べ残しの木の実や草の種子を捨てれば、そこから芽が出、新しく生じた植物にはたくさんの実や種子が着くでしょう。この現象も、定住すればくまなく観察できたはずで、こうして人間は種子撒きという行為の意味を認識していったに違いありません。

定住地の周囲では、色々な場所から集められた木の実や種子が芽吹きます。これらの植物のうち、人の動きや排せつ物により攪乱された定住地の環境にうまく適応したものが選択され定着していきました。この時、もし近縁の植物間で自然交配が起これば新しい系統の植物が出現します。つまり定住した人々は期せずして、野性植物を栽培植物へと改良していくきっかけをつかんだのです⁽³⁾。

山火事跡地や、定住地作りのため火入れた場所では、植物がよく育つこともすぐに気付いたでしょう。植物を上手に育てるには“肥料”が必要なのは、こうして認識され、やがて本格的な焼畑農耕として農業は成熟していきます。

ところで森林や草原への火入れは自然植生の破壊です。人間は農業を発見し、生物的自然の破壊者となったのです。けれども同時に、人間は人間的な自然(農業的自然)という新しい自然の秩序の創造者ともなりました。採集・狩猟時代の人間は、生物的自然の一員としてあるがままの自然に生のすべてを委ねていました。けれども誕生しつつあった農業は、自然を変え多くの収穫を得る有効な武器を人間に提供し、人間を自然の支配者の位置に押し上げ始めたのです。

思いがけないことが起きない世界

農業は自然を管理し、そこから最大限の収穫を得ようとするノウハウです。人間は生産の過程で予測できない事態が起きるのを避けるため、生産の主人公となる生物、舞台となる土地をできるだけ知り尽くし、制御しようと努力します。人間社会に科学を生み出し、発展させていく最大の動機になったのは、だから農業でした。

農業の究極の理想は、“思いがけないことが起きない世界”です。その一つの姿が20世紀末に登場した植物工場です。

植物は密室の中に閉じ込められます。そこには土はなく、栄養水の流れに洗われるベッドで植物は育ちます。太陽の代わりに、天井のランプから特定の波長の光が昼夜の別なく照射されます。最大限の光合成速度がもたらされるよう、室温や大気中の二酸化炭素の濃度はセットされます。このように植物は、人間の設定した“最適環境”の中で急速に成長していくのです。室内の除菌された空気は“無農薬栽培”を可能にし、土の廃棄は連作障害⁽⁴⁾を解決しました。こうして農業は、安定した永遠の大量生産が保証されたのです⁽⁵⁾。

農業に暦は不可欠です。思いがけないことが起きて起こらないよう、種子撒きから収穫まで綿密な管理スケジュールが設定されます。人間はこの暦に従い、くる年くる年営々と同じ労働を反復するのです。農業が発展し、植物や環境への制御が高度になる程、ますます思いがけないことが起きなくなり、労働はルーティン化していきます。

農業はつまり大変“退屈な”営みです。山野を駆け巡り、野性の生物と“遊んで”いた人々が、新しく目の前に広がっていく農の世界にうとましさをかぎ取ったのは、やむを得ぬことでした。1万年後の現代人だって、週末ともなれば山や海や川に出掛け、野性動植物の観察と採集にワクワクするのです。街の片隅に小さな畑を借り、“退屈な”農耕に勤しむのは変わり者(?)にすぎません。

人間がまだ四足歩行していた時代、「手」は大地、つまり土を捕捉する役割を担っていました。その手が二足歩行の確立で解放されます。手は土の代わりに、道具を、木の実をそして愛する人の手を握るようになったのです。そんな人間にとって、農業の発明は四足歩行への「退行」を命ぜられる思いがしたのではなかったでしょうか。「空(くう)」を握ることにようやく習熟した手が、再び「土」を握ることを強制されたのですから。泥田をはいつくばる田植えや草取りは、今もなお人間には苦手です。人間の身体はそもそも農業向きにはできていないのです。

貯蔵が“その日暮らし”を失わせた

地球上には今なお採集・狩猟で暮らす人々がいます。彼らに関する多くの人類学的研究から、採集・狩猟民は収穫物を貯蔵しない、という事実が明らかになりました。そこで人類学者たちは、農耕を発見する以前の人類も、物の貯蔵を知らぬ文字通りの“その日暮らし”をしていたと想像するのです⁽⁶⁾。

採集・狩猟民が収穫物を貯蔵しないのは、貯蔵が技術的に難しかったからに違いありません。大型は乳類を射止めれば、一気に大量の肉が手に入ります。射止めた人自身は食べ切れません。もし貯蔵する技術がなければ、どうするのでしょうか。肉は仲間に分配され、たちまちのうちに食べ尽くされていくのです。

肉の貯蔵は冷凍、乾燥、あるいは塩漬にすれば可能です。けれども冷凍ならば極地、乾燥ならサバンナ、そして塩漬は海辺か山間の岩塩の露出する場所と、それぞれ可能な地域は限られています。一般的には貯蔵は難しいのです。そしていったん分配というルールを前提とした社会が成立すると、人々の貯蔵への関心はますます希薄になっていったに違いありません。

植物性の食物の貯蔵も面倒です。葉や芋や柔らかな実はすぐ腐ります。堅い乾燥した実も虫がわき、発芽すればたちまち消耗してしまいます。そこで採集民たちは、植物性の食物については必要ときに必要な量を収穫することで、貯蔵を回避したのです。彼らはた

くさんの植物に通曉していました。季節毎の“旬”の植物を、少しづつ“つまみ食い”していたのです。

農耕生活が始まり、人間は初めて貯蔵を知りました。

採集・狩猟の時代、人々は多くの動植物から食物を得ていました。けれども農耕を始めた人間はその中から生産性の高い少数の動植物を選択し、それらから食物を得ることになりました。収穫する時期や回数はそれだけ減りました。そこで収穫物を次の収穫期まで貯蔵し、食いつなぐ工夫が必要になりました。幸いにも農業は仲間うちで分配しても食べ切れない程の収穫物を、一時期にもたらすことができました。このように農業は必然的に貯蔵を必要としたのです。けれども農業が貯蔵を発見したのではなく、逆に貯蔵が農業を発見したと考えた方がよさそうです。というのは、農業こそ最も優れた貯蔵法だからです。

ジャガイモを例にお話ししてみましょう。

“男爵”と呼ばれるおなじみのジャガイモがあります。この品種の芋は、収穫されてもしばらくの間発芽しません。芋は休眠しているのです。発芽すると芋は急速に消耗するので、休眠は芋の貯蔵にとってありがたい現象です。ただし休眠中も芋はわずかに呼吸しているのです。低温にさらしてなるべく呼吸を抑制しなければなりません。それに光に当てると芋の表面が緑化し(細胞に葉緑素が合成されます)、硬くなり苦味が出てきます。必ず暗所で貯蔵しなければなりません。

休眠期間は掘り取ってから3～4か月の間ですが、半年位続く場合もあります。芋の掘り取りは東京付近では6月半ば。したがってうまくいけば、年内は大きく消耗させずに貯蔵可能ということになります。

休眠から覚め発芽し始めた芋をさらに貯蔵するには、次々と出てくる芽を取り除くほかありません。これを面倒がらなければ、翌春までは何とか食べつなぐことができます。現在では発芽を抑制するため、ある種の薬剤散布やガンマー線の照射が有効であることが分かっています。市場に出回る一部のジャガイモにはこれらの技術が適用されています。

さてジャガイモの中には休眠をほとんどしない品種

があります。これらの芋の貯蔵は面倒です。収穫後まもなく発芽し始め、芽をかき、低温にさらさない限りどんどん消耗してしまいます。そこでこれらの芋は当面食べられる量を貯蔵し、残りの芋はもう一度土の中に戻すことにしましょう。つまり収穫した芋を種芋にして、もう一度栽培しようというわけです。

芋は土の中で発芽し消耗しますが、その消耗分の何倍もの芋がやがて土中で再生されます。二回目の芋の収穫の頃、最初に収穫されそのまま放置されていた芋はすっかりしなびています。けれども土の中に“貯蔵”された芋は、しなびるところか何倍にも増殖しています。この例から分かるように、栽培とは最も合理的な貯蔵法なのです。

一粒の種子があります。この種子を永遠に貯蔵することはできません。必ずいつかは消耗し、朽ちてしまいます。けれどもその種子を土中に撒けば、まもなくその何倍かの種子が手に入ります。そしてまたその一部を土中に撒くのです。こうして一粒の種子は永遠に貯蔵されます。植物も動物も繁殖の営みがなければ、すぐに絶えてしまいます。生物たちは永遠に繁殖を繰り返し、永遠の生を得ました。農業はこの生物の繁殖を支配し、収穫物を永続的に入手しようとする営みなのです。

採集・狩猟で暮らす人々は、あるきっかけから貯蔵を知ったに違いありません。そして貯蔵をより合理的に行おうと真剣に考え始めたとき、彼らの眼前に農という新しい世界がひらけてきたのではなかったでしょうか。こうして人々はその日暮らしから少しづつ足を洗っていくのです。後髪を引かれながらも……。

必要がなければ農業は受け入れない

もし人間が農業を“嫌い”ならば、農業が発見された後もそれに手を染めず、採集・狩猟を継続した人々がいたはずです。そんな一例が、北アメリカ・カリフォルニアのインディアンたちです。

現在のメキシコからベルーそしてその隣接する山岳

地帯は、世界最古の農耕文明が誕生した地域の一つです。ここでは植物の栽培化が今から7千年も前に始まり、コロンブスがカリブ海に浮かぶある小さな島に上陸した15世紀末には、アメリカ大陸では既に100種類以上の植物が栽培されていたといわれています(7)。

古代メキシコの農業は、トムロコシ、インゲンマメ、カボチャの栽培が中心です。これら三つの作物はいずれもこの地域で栽培化されましたが、その組み合わせはまさに絶妙です。

トムロコシはカロリー源として主食になり、それにインゲンマメがタンパク質を、カボチャがビタミンを補給します。トムロコシが直立し、その背の高い体にインゲンマメがつるを巻き付けよじ登っていきます。インゲンマメの根には根粒菌が共生し、土に養分を与えます。トムロコシの足元にはカボチャがはっています。その大きな葉は地表面を覆い、熱帯の強い日差しが土の養分を分解し消費させるのを防いでいます。

この極めて魅力的な作物のセットは栽培技術と共に、北アメリカにも伝えられました。メキシコの北、アリゾナのインディアンたちもこの農耕文化を受け入れました。彼らは採集・狩猟生活にピリオドを打ったのです。ところがさらに隣のカリフォルニアに暮らすインディアンたちは、ついに採集・狩猟段階にとどまるのです。なぜ彼らはこの魅力的に思える農耕文化を受け入れなかったのでしょうか。

彼らにとって最も重要な食べ物はドングリでした。ドングリはまず日に乾かして殻を取り、すりばちで粉にします。それを籠に入れ水でさらし、渋抜きをします。このあと焼いた石を入れ粥状態にしたり、一種のパンにして食べたのです。いわゆる“ストーン・ボーリング”と呼ばれる調理法です。彼らの食べ物はほかに、木いちご、シカ、ウサギ、カモ、サケ、マスなど、とても豊富でした。ヨーロッパ人がカリフォルニアに入ってきたとき、インディアンの人口は約13万人と推定され、北アメリカのほかの地域と比べると人口密度は3倍から4倍だったと考えられています(8)。豊

かな自然と豊富な食べ物に恵まれた採集・狩猟民の目には、外来の新しい農耕文化はけして魅力的とは映らなかったのです。

同じような例が日本列島の歴史にもあります。

縄文時代の遺跡は約八割が東日本に、約二割が西日本に分布するといわれています。そして当時の人口を推定した研究から、東日本の人口は西日本に比べ圧倒的に多かったことが明らかにされています(9)。

東日本と西日本とでは成立する植生が違います。温暖な西日本に発達する森林はシイ、カシなどの照葉樹林で、やや冷涼な東日本にはブナ、ナラを中心とした夏緑樹林が成立します。ところが人間の食糧となる木の実、特にカロリーの豊富なクルミ、クリ、トチなどの実の生産量は断然夏緑樹林の方が高いのです。それに東日本の河川には、サケやマスがたくさん遡上していました。このように採集・狩猟・漁労という営みからみれば、資源が豊かな東日本こそがその主要な舞台であり、西日本は貧しい辺境の地にすぎなかったのです。

自然条件の“貧しさ”が、西日本でより早く農耕を受け入れる動機になりました(10)。“豊かな”東日本の人々には、農耕を導入し、採集・狩猟の暮らしを変える積極的な動機はなかったのです。

カリフォルニア・インディアンや日本列島の縄文人が僕たちに教えているのは、人間は必要がなければ農業を受け入れない、という事実です。農耕という革命的な技術が発見されても、人間は一斉にそれに飛び付いたわけではなかったのです。論より証拠、アフリカ・カラハリ砂漠のブッシュマン、そしてオーストラリアのアボリジニーなどのように、20世紀末の今になってもなお農耕になじもうとせず、採集と狩猟の暮らしを続けようとする人間たちはこの地上には決して少なくないのです(11)。

飢えは農業がもたらした

採集・狩猟の暮らしは、いつもすきつ腹を抱え、ひがな食物を求め山野をうろつく悲惨な生活であった、

けれども農耕が発見され、人は大量の収穫物を手に入れ、初めて豊かで安定した生活が可能になった、というのは今では何の根拠もない迷信にすぎません。現存する採集・狩猟民に関する数多くの詳細な調査により、彼らは十分な栄養を摂取し、食物を確保する労働時間も短く、余裕とくつろぎに満ちた生活を送っていることが、実証されているからです。

例えばアフリカのブッシュマンに関する研究⁽¹²⁾によれば、彼らの1日の摂取熱量は約2000カロリーと計算され、しかもそれだけの食物を得るための労働時間は、1人1日6ないし7時間を越えることはないというのです。彼らは夜間7時間程の睡眠をとり、しばしば昼寝も楽しんでます。そして歌や踊りや遊戯のためにも多くの時間を費やしていると、報告されています。

一方農業が採集・狩猟に比べ、はるかに多くの収穫量を人間に与えたことは事実です。農業が成立し発展した結果、一定の土地面積当たりの人口支持力は飛躍的に増大しました⁽¹³⁾。よく耕された農地ならば、5～10aの土地で一人の人間を養うことができます。けれども焼畑ならばその10～20倍の土地、そして採集・狩猟ならばさらにその30～50倍の土地が必要です。つまり農業は採集・狩猟に比べ、300から1000倍の人口を支持できるのです。ちなみに縄文時代の日本列島の人口は、最高30万人程度と推定されています。それは現在の日本列島の人口の400分の1に相当します。

このように農業が“高い”生産力をもたらすのは事実としても、その生産が“安定”しているかどうかは大変疑わしいのです。むしろ採集・狩猟に比べれば、不安定と言うべきです。

農業生産が不安定な理由は二つあります。一つは、対象とする動植物の数です。ほとんどの農業社会では、1、あるいは2、3種類という極めて限られた植物が人々に食糧を提供しています。その植物はトウモロコシ、ムギ、コメなどの穀物か、サツマイモ、サトイモ、ジャガイモなどイモの仲間です。ごく少数の植物に食糧の大半を依存するのは、安定的とはいえませ

ん。その植物が気象条件の変化などで不作になれば、人々はたちまち飢えに直面するからです。93年の日本列島の“米凶作”はまさにその例でした。この年もし外国から食糧が輸送されなければ、大変な飢きんに陥ったに違いありません。この時日本列島には、米だけでなく麦や芋などの食糧もわずかししか備蓄されていなかったのですから。

採集・狩猟の暮らしでは、膨大な数の動植物が利用されます。200種類以上もの動植物を食べる民族も珍しくないといわれています。かのブッシュマンたちは、80種類の植物と40種類の動物を食べています。これだけ多様な動植物を“つまみ食い”していれば、異常気象が襲来しても彼らの周囲から食べるものが全く消えうせるということはありません。

もう一つの理由は、野性植物に比べ栽培植物は環境変化への適応度が低い、ということです。

栽培化された植物は生産性が上昇した分、生理的に弱くなりました。病気への抵抗性が低くなったばかりでなく、成育できる環境の幅そのものが狭くなったのです。その幅の中では、よく成育し、高い収穫をもたらしますが、その範囲からはずれば一気に成育は落ち込みます。野性植物はそれに対し、病気にも強く、成育にあまり環境を選びません。

“思いがけないこと”が起きないように、最大の収穫が得られるよう、人間は対象とする植物の周囲の環境を操作し、それを“最適環境”に近づけようとしてきました。耕し、肥料を施し、除草し、毒物を撒き病虫害をもたらず昆虫や微生物を根絶やしにするという技術は、そのための具体的努力です。けれどもそのような技術が精緻を極め、植物の成育する環境が“最適環境”に近づく程、植物は甘やかされ弱体化していくのです。植物が弱くなると、さらに人間は環境に手を加え植物を保護しようとしてきました。その無限のイタチゴッコの結果、植物が追い込まれた究極の“最適環境”は、かの植物工場が演出する“無菌の世界”でした。ここでは植物は病気になりたくとも、なれませ

農業は本質的に豊凶の差が激しい営みです。その年

の気象条件がまとに当たれば豊作ですが、まとがはずれば一転して凶作がやってきます。そして現実にはしばしばまとははずれるのです。飢えは採集・狩猟社会にはほとんどなく、農業社会にこそ特有な現象だったのです。

だから農業社会では、いつも飢きんの対策をたてておかなければなりません。その対策は二つあります。

一つは豊作の時、収穫物の一部を備蓄することです。もう一つは救荒作物の作付けです。日本の農業で言えば、ソバ、アワ、ヒエ、キビなどの雑穀類がそれに相当します。これらの作物はコメに比べ生理的に強く、異常気象によく耐え、成育期間が短いのが特徴です。人々は米が不作でも、これらの作物で飢えを凌ごうとしたのです。

もし甚だしい凶作で、備蓄や救荒作物でも食糧が足りない場合、残された対策は一つしかありません。人間の“間引き”です。頭数を減らさなければ、全員が餓死してしまうのです。このような悲劇は、農業社会こそがもたらしたのです。

採集・狩猟社会は人口は低位です。けれども一人一人の暮らしは安定し、想像するよりもはるかに豊かでした。にもかかわらず地球上の大半の人間は結局、農業社会を選ばざるを得なかったのです。農耕は人口を増やし、その増加した人口を養うには農耕しか無いからです。こうして農耕に一度手を染め始めた人間はもう後戻りできず、ズルズルと農耕文明の深みにはまっていっていったのです。

現在を生きる人間は、結局農業に依存しなければ生きていくことはできません。けれども現実には、人間の多くは農業から逃れようとしています。しかも今回お話したように、どうやら人間は本質的に農業が“嫌い”のようです。とすれば、人間はこの混迷から、どのように「脱出」したらいいのでしょうか。(次号最終回に続く)

(注)

- (1) 拙著「やは耕作団」(風涛社・1985年)
- (2) 西田正規「定住革命—新石器地代の人類史的意味」(『季刊人類学』15-1・1984年)

- (3) 佐々木高明・松山利夫編「畑作文化の誕生」(日本放送出版協会・1988年)
- (4) 同じ畑に同じ作物を何年も作り続けると、病虫害が発生しやすくなり、収穫量も低下する。これを連作障害と呼ぶ。
- (5) ただし植物工場が“永遠の安定した”大量生産を行うには、外部から“永遠の安定”したエネルギー(石油)供給が必要である。詳しくは、拙著「はく達は、なぜ街で耕すか」(風涛社・1990年)参照。
- (6) 黒田未寿ほか著「人類の起源と進化」(有斐閣・1987年)
- (7) 赤沢 威ほか編「アメリカ大陸の自然誌 3 新大陸文明の盛衰」(岩波書店・1993年)
- (8) 青木晴夫著「アメリカ・インディアン」(講談社現代新書・1979年)
- (9) 佐々木高明著「日本文化の基層を探る」(日本放送出版協会・1993年)
- (10) 注3と同じ
- (11) けれども現在これらの先住民たちの多くは、開発や自然保護区の設定などにより土地を奪われ、定着化・農耕化を余儀なくされている。例えば最近のブッシュマンの動向については、田中二郎著「最後の狩猟採集民」(どうぶつ社・1994年)などを参照。
- (12) 田中二郎著「ブッシュマン」(思索社・1990年)
- (13) 既に述べたように、北アメリカ・カリフォルニアのインディアンのような“豊かな採集・狩猟民”の場合、周辺の農耕民より人口支持力が大きくなることがある。

付記

本論では、「インディアン」「ブッシュマン」「アボリジニー」と表記しました。言うまでもなく、ヨーロッパ人が彼らを「未開人」「原住民」として、一方的に命名したという歴史的経過を無視できないのですが、この際、私は、「彼ら少数民族の暮らしから何を学ぶか」の文脈、思想を大事にすることで、表記そのものは今日の慣例に従いました。

「障害児」差別と共生・共学の模索 —日本臨床心理学会改革20年を振り返る(4)—

篠原 睦治 (和光大学)

はじめに

前回(その三)までで、学会改革の出発—「心理治療を問う」の出版—精神衛生法「改正」問題—資格・専門性論議—「国家資格化への協力」問題、そして、学会改革の終焉を振り返りつつ、社会臨床学会が継承すべき姿勢、方法論、そして、テーマはなにか、を探ってきた。今回は、日臨心内外で、特殊教育の分断性、隔離性に気づかされつつ、やがて、「共生・共学」を願い、主張するにいたる経過を振り返る。その経過は一筋縄ではいかなかった。折々に、考えるべきテーマを幾つも派生的に生み出してきた。今回と次回で、それらに立ち寄りながら、「反優生・共生」をめぐる今日的課題に辿り着きたいと願っている。いま少しく寛大にお付き合いいただきたい。

さて、「共生・共学」をめぐるのは、いろんな人がいろんな風に語ってきた。それだけに、論争も賑やかだった。つまり、だれかを代表して語るわけにはいかない。そこで、(前回までもそうだったが、今回はもっと徹底して)ほく(ら)の折々の感動と発見、そして、意見、感想を軸に記していくこととする。そして、いささか大仰だが、「共生・共学」、「反優生・共生」に関する幾つかの論争軸が提示できればと願っている。

I. 教育の選別強化と心理臨床家の位置・役割

さて、(既に述べたが)1971年11月、日臨心臨時総会は、当時の理事会の不信任決議を採択した。早速、学会改革委員会が生まれた。ほくも参加した。それに先んじて臨時総会では、なぜ学会は改革されなくてはならないかの議論があった。ほくは、当時、東京

教育大学の特殊教育学科助手をしていたが、研究・臨床テーマは、「精神薄弱」児と非行少年の診断と治療であった。特に、累犯少年の類型化に熱心だった。当時、少年法「改正」問題が浮上していた。「改正」論者たちは、「少年」と「成人」との間に「青年層」をわざわざ挿入しようとしていた。「青年層」に対応する、特約な「成熟度」を主張した。ほくは、「成熟度」の適応主義を批判した⁽¹⁾。そして、少年法「改正」は、管理・監視の強化と処遇の多様化を目指していた。ほくの「累犯少年の類型化」研究もこのことに寄与することになると気づいた。臨時総会では、このことを自己批判した⁽²⁾。ほくは、しばらくの間だけ、少年法「改正」問題に関わった。つまり、そのときまでの非行研究に落とし前をつける数年を過ごした。

高橋伊久子は、東京都三鷹市教育相談所の非常勤職員として、就学児、在学児の特殊学級入級選別の仕事をしながら、ふるいわけ装置としての知能テストに疑問を持った。そして、親子と共に一緒に考える場を作り出そうとした。そのとき、高橋は解雇された。臨時総会では、そのことを報告しながら、教育相談、知能テスト、そして、「心理」の仕事の社会的役割、期待を逆射したのである⁽³⁾。

小貫悦子は、当時、茨城県下館の児童相談所で心理判定員をしていたが、子どもに「精薄児」のレッテルを貼って施設送りをしてきたことを反省的に報告した。そして、小貫もまた不当配転されている⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

奥村宏子は、大阪府立中宮病院の自閉症治療施設でプレイ・セラピーの仕事をしていた。奥村は、腰痛症に苦しみつつ、子どももまた、地域の学校から排除されて、プレイ・ルームに閉じ込められていることに気づいていく。奥村は、子どもと一緒にプレイ・ルーム

からの脱出を模索する。そのひとつの障壁に、この施設の運動場にわざわざ看護婦寮を建設することがあった。改革委員会が発表した抗議声明は、「地域社会からの選別・隔離」に着目しながら、「共に育ち合う生活の場」を創り出したい思いを表明している⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

こうして、心理臨床の仕事が「選別・隔離」に加担していたことにいよいよ気づいていく。そして、心理臨床の仕事の問い直すことによって、「共に育ち合う生活の場」を思い描くことができると考えていく。

<注>

- (1) 篠原睦治:「青年層」設置における「成熟度」論争批判—少年法「改正」に反対する論理 臨心研10.1,1972.4,pp.76-82.
- (2) 日臨心臨時総会経過記録. 臨心研10.1,pp.33-37.
- (3) 日臨心臨時総会経過記録. 臨心研10.1,pp.17-19.
- (4) 日臨心臨時総会経過記録. 臨心研10.1,pp.39-41.
- (5) 小貫悦子:児童相談所業務の問題点—判定員業務を通しての体験から. 臨心研10.1,pp.63-72.
- (6) 自閉症施設と腰痛症. CP紙80号,1972.8.
- (7) 松心園の運動場を取るな! CP紙85号,1973.8.
- (8) 奥村宏子:プレールームからの脱出—腰痛症問題をかかえつつ. 臨心研14.1,1976.7,pp.32-37.

II. 共同利害的関係を生きる親子の知能テスト批判

そのための作業はどのように始まったか。共同利害的関係を生きる親子の生活とことばに学ぶことからであった。第8回総会(1972.10)のメイン・テーマは「<中教審路線との対決に向けて>教育現場から閉め出された子供たちをどうとらえるか—心理臨床の現場から」であった。そこで、石井恵子は、「障害児を持つ親の立場から」学校教育の問題が隠蔽されつつ、排除の事情を「子供と親の責任」に還元していることを指摘している⁽⁹⁾。この際、ついでに想起しておきた

いことだが、この頃、「心理臨床の現場」は、「する—される」関係の場総体を指していたし、その捉え直しを「される」側に耳を傾けることから始めようとしていた。学会改革終焉時に最も顕在化する「現場=「する」側の場」という理解は、この時点では垣間も見せていない。

岡崎公子らは、「知能テストによって方向づけされてきた者の立場から」その体験と主張を語っている。そのなかで、専門家の判定と指導によって、いたたまれなくされていく親子の生活が語られる。そして、その仕事に忠実になることで、自分たちを保身する専門家の立場は見抜かれている。こうして、彼女らは、「専門家よ、『結果』を恐れるな!!」と訴える⁽¹⁰⁾。また、岡崎は、第9回総会(1973.11)のシンポ「『障害』児差別と心理診断—心理テストはどのように使われたか」で、「ていねいに測る」ことを提起する心理テスト研究者に対して、「ていねいに測られるのはイヤです。」と発言している⁽¹¹⁾。

第10回総会(1974.11)では、(後述する)療育手帳問題と関わって、「『障害』児差別と判別」を討論している。そこで、山本恵三は、「私は彼に対して『障害児』とレッテルをはった覚えはないし、これからも絶対にしないと断言する。もしそのようなことがあれば、それは私と彼とが生きる共同利害の関係性を私自身が切ることになるからである。」と発言している⁽¹²⁾。

70年代半ばになると、「地域の学校へ」、「近くの幼稚園・保育園へ」の願い、運動が際立ってくる。大阪府八尾市の親たちは、我が子も「保育に欠ける子ども」である、就園を認めよ、と迫った。当時、障害幼児の発達保障の観点から「保育欠陥児」の新しい解釈が始まっていた。この場合、発達段階・課題の診断が前提になるので、「保育欠陥児」は、保育所入所適当児と不適当児に分けられることになる。ここで、紛らわしくも、「共同保育」が使われるようになっている。

したがって、八尾市の親たちの「我が子らはもっとも保育に欠けた子ども」という宣言は「危険」なそれであった。しかし、「共同保育」が厚生省など「上」か

らも降りてくる状況のなかで、親たちに一定の幻想を与えながら、実際には親子を縛りあった関係へといよいよ閉じ込めていった。親たちは、この差別を拒否して、親子の生活の拡大、充実を求めて、保育所入所を獲得しようとした。彼らの要求は、「優先入所」の要求になっていく。ほくには、実にわかりやすい主張としてみえてきた⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

確かに、ほくは、ここに、「障害児」と呼ばれた我が子と一緒に生活する親のしたたかさを感じて感動している。一方で、ほくは、「親同士手を組んで、教師集団を引っ張り込み、行政を引っ張りこんでいくという緊張関係のなかで、その言葉を所有しているかぎり、安全だと思うが、一方、そういう言葉が法体系なり行政の体制のなかで独立してしまい、そこに恩恵的にあずかろうとする形で、かえって、親同士の連帯が崩されてしまう恐れも十分にありうると思う」と警戒的な発言をしている⁽¹⁶⁾。

以上のような経過に関わりつつ、特殊教育や知能テストなどの批判を開始し出したほくらの発言は、専門家集団に対してある種の波紋を広げていた。日本教育心理学会は、第16回大会(1974.9)に、ほくらの発言を求めた。ほくは、親子の共同利害的な現実「共生」の一つの姿を見届けつつ、一方で、「障害」児排除の現実によって、その関係は強化されつつ、呪縛的な「共生」になっていると指摘した。つまり、親子の共同利害的な関係の持つ両義性にこだわってきたのである。そして、この関係に負的に寄与してきたのが、専門家の臨床的行為であると発言した⁽¹⁷⁾。

特殊教育振興派のひとりのリーダー、山口薫らは、ほくらを批判して、「どの子も地域の学校へ」は「生体実験である!」と叫んだ。専門家の役割は親子を指導・助言する立場、という思い込みの中にある山口らには、親子の生きざまに共感しつつ、専門家の位置を問い直していたほくらの模索は、「生体実験」と見えたのだろう。しかし、お陰で、彼らへの反論の機会を持つことが出来た。それは、親子に支えられた⁽¹⁸⁾。

<注>

- (9) 臨心研10.3,1973.9,pp.24-26.
- (10) 臨心研11.1,1973.10,pp.1-15.
- (11) 臨心研11.3,1974.4,pp.43-45.
- (12) 臨心研13.1,1975.6,pp.29-30.
- (13) 渡部淳:「障害児保育」「共同保育」・その問題点—教育を考える会の報告をかねて 臨心研13.2.,1975.9,pp.74-89.
- (14) 「障害」児保育とその問題点(日臨心第1期運営委員会総括の一部) 臨心研13.2,p.24.
- (15) 谷奥克巳:「障害児」の保育所入所「基準」と「判定」—保育所入所をはばむ障壁 臨心研15.2,1979.9,pp.106-118.
- (16) 日臨心大坂地区討論集会:「障害児」差別を許さず共に育ち会保育をめざす—「障害児保育始業実施要綱」(厚生省)批判. 臨心研16.1,1978.7,pp.28-42.
- (17) 篠原睦治:「障害」児とその親との運命共同体を成立させてきたもの—特に専門家の「臨床」的営為との関連で 臨心研12.2,1974.10,pp.47-64.
- (18) 篠原:「俺、【普通】に行きたい」ということ—山口薫氏への反論 臨心研13.2,1975.9,pp.90-109.

Ⅲ. 判定の実態と論理(「障害児・者」観)の解明

第9回総会は、職業差別、「障害」児差別に加担する心理診断を論じることだった。だから、そこに、フロアーにいた福祉事務所のケースワーカー、喜入寛(川崎市)から、「精薄児・者を締め付ける療育手帳に反対しよう」という呼び掛けを受けることになる⁽¹⁹⁾。これを受けて、日臨心は、療育手帳制度を支える判定基準の批判的検討に入る。具体的には、神奈川県が使おうとしていたものの検討だが、そこにおける「精神薄弱児・者」は、「身辺動作介助度」と「異常・問題行動介助度」で描かれようとしていた。つまり、「精神薄弱児・者」とは、手のかかる、自他に対して危険な者となり、警戒・排除、そして、監視・管理の対象となる⁽²⁰⁾。日臨心は、「療育手帳—登録管理のさらなる強化—を拒否しよう!」と呼び掛けている⁽²¹⁾。この呼び

掛けに先んじて、ほくらは、「とにかくとれ」運動を進めていた東京都精神薄弱者育成会役員との話し合いを持ったが、彼らは余りにも体制的、常識的であった。こうして、ほくらは、「窓口を訪れる親と子の現実につきあう中で『福祉』を創り出そう」と自他に呼び掛けている⁽²²⁾。つまり、「よりよい臨床」と「必要性、緊急性に応じた福祉」を提起しているのだが、今も、この提起の持つリアリズムを否定することが出来ないと考える。しかし、同時に、この提起は、「障害児・者」とくくることなしに制度としての「福祉」は存在しないという仕組みを補完する。「現場」で、この矛盾にリアルに直面し続けることが、すなわち、実践なのかもしれない。

さらに、翌年の第10回総会は、この「療育手帳」問題をシンポに取り上げている。そして、ほくらは、(既述の)山本恵三らの発言に出会っている⁽²³⁾。

続いて、八尾市立養護学校分会などは、国立特殊教育総合研究所によって全国の特殊学校に配付された「心身障害児の発達状態調査」の検討を日臨心に求めてきた⁽²⁴⁾。そこに認められる「障害児」観は、既述の「精薄児・者」観と同様であることが分かった。つまり、そこでの発達観は、「健全者」者への適応イデオロギーになっている。この際、ほくら日臨心運営委員会は、特に、「調査される」側は、「調査する」側の目的、姿勢に枠付けられ、定義されていることを強調した。しかし、「調査する」側は、文部省など「上」によって権威づけられ、科学の名によって中立とされるので、そこに描き出される「障害児」像が自分たちの差別的な「障害児」観の反映であることに気づくことがないと指摘した⁽²⁵⁾。

ほくらの一連の作業は、判定の実態と論理を明らかにした。そして、そこには、「健全者」への適応というテーマが還流していた。つまり、精神薄弱児・者が、能力・効率中心の社会構造のなかで、分断・隔離へと追込まれている、したがって、そのカテゴリーはその差別的な仕組みに都合よく利用されている、という理解があるが、ほくらは、もはや、そのような理解に立つことが出来なくなった。それよりも、不適応の一群の

人々を、分断・隔離へと追込む合理的的装置として、例えば「精神薄弱」という概念が、その文脈に見合うように、作られ強調されてきたと、気づいた。

<注>

(19) 臨心研11.3,1974.4,pp.75.

(20) 臨心研12.2,1974.10,pp.34-45.

(21) 臨心研12.2,1974.10,pp.37-42.

(22) 臨心研12.1,1974.8,pp.37-42.

(23) 臨心研13.1,1975.6,pp.25-57.

(24) 臨心研13.1,pp.75-92.

(25) 臨心研13.1,pp.70-74.

IV. 発達保障論と養護学校義務化の批判

日臨心内では、知能テストなど、教育選別のための心理診断批判は確かに進行した。しかし、その間でも、児童相談所等、臨床現場では、現実的対応が迫られていた。施設を必要とする子どもがいる、能力・障害に応じた指導が必要となきがある、「IQ=全人格」ではない、慎重で総合的な診断が必要である、といった主張が、日臨心内にも持ち込まれてきた。そして、討論が続いた⁽²⁶⁾。

第九回総会(1973.11)で、西村章次は、教育権、発達権、労働権などの全面的な権利保障という観点から、その目的に沿う発達保障論的心理テストのあり方を提起している⁽²⁷⁾。

前者の主張には、現実の仕方がその背景にうかがえたが、西村のは、もっと積極的に、総合的な診断を意味付けていた。第11回総会(1975.11)で、前者の討論の渦中にあった松田昭臣は、この経過を反省的に総括して、心理テストを媒介にしない、生身な直接的な子ども理解を提唱している。そして、「(この間、)私自身が基本的な考え方の転換を迫られた」と述懐している⁽²⁸⁾。

「障害児」差別と心理診断、そして、そこでの発達(保障)論が重ねて議論されていくことになる⁽²⁹⁾。この議論は、1979年に実施予定の養護学校義務制

度化とその徹底の主張にぶつかることと対応して、広がっていったし深まっていった。第14回総会(1978.8)では、全体シンポとして「54年度義務化とは何か—歴史と現実に学ぶ」⁽³⁰⁾、分科会として「発達保障の問い直し—発達診断を軸に」を考えている⁽³¹⁾。当時、文部省は養護学校義務制度化を直前にして、「精神薄弱者のための発達診断表」を発表したが、この総会の日、日臨心は「79養護学校義務制化・とりわけ「発達診断表」についての見解」を発表している⁽³²⁾。後日、篠原は、この「発達診断表」をさらに分析して、戦後判定史の集約的具現であり、それは、社会的順応度を測る知能テストの論理に貫かれていると批判している⁽³³⁾。

<注>

- (26) CP紙88号(1974.2), CP紙89号(1974.4), CP紙91号(1974.9), CP紙93号(1974.12)
- (27) 臨心研11.3,1974.4,pp.34-40.
- (28) 臨心研13.3,1976.3,pp.6-8.
- (29) 例えば、第13回総会シンポ:発達への執着—そこで見えてくるもの・見えなくなるもの 臨心研15.4,1978.3,pp.1-37.
- (30) 臨心研16.3,1979.2,pp.2-32.
- (31) 臨心研16.3,pp.35-65.
- (32) 臨心研16.3,pp.33-34.
- (33) 日臨心編『戦後特殊教育・その構造と論理の批判—共生・共育の原理を求めて』(1980.4, 社会評論社),pp.177-179.

V. 発達論を越えて、「共生・共育」論の模索

70年代後半に入って、養護学校義務制度の実施とその徹底を意図する運動が展開する一方で、そこでの分断と隔離を拒否して、「地域の学校へ」と願う親子やその生きざまに共鳴する人々の広がりが出てきた。養護学校から校区の普通学校へ転校を希望する金井康治君親子の運動は、その一つであった。篠原は、彼らの生活と言葉に学びながら、「人間になる」という近

代教育思想が「障害児」の分断を正当化する根底にあるとして、「人が人の子として生まれたとき、すでに「人間である」という発想に気づかなくてはならない」と主張した。つまり、ヒューマニズム(人間中心主義)が問われているとして、「多様性と相互関係性をぎりぎりにまで盛り込んだ群れ」を創り出そうと呼び掛けた。つまり、学会誌に初めて、「種としての人間の生物社会」ということばが登場している⁽³⁴⁾。

ほくらは、第15回総会(1979.12)で、「生物社会の論理と倫理—発達論を越える視点をもとめて」というシンポを持った⁽³⁵⁾。渡部淳は、進化論的現実に合わせてきた自分を振り返りながら、人間社会も生物社会であるとしつつ、そこでの自然さのイメージを描いていく。例えば、寝たきりの子どもが普通学級で生活する様子を述べている。「家とか施設の閉ざされた、限られた空間、限られた人間関係の中で寝ているよりは、皆の中で寝ている」ほうがはるかに自然である、と主張するのだ。次に、農業の実践と研究に従事する明峯哲夫は、渡部の発言に共鳴しながら、「生物と人間の共存を求める」発題をしている。つまり、有畜複合有機農業の生活を創り出しつつ、その世界で人間も老若男女で共生する、という展望と模索を語った。

このシンポに刺激された山下恒男は、『戦後特殊教育』の中で、今西錦司の棲み分け理論に依拠しながら、「むしろ生物社会のレヴェルで考えれば、本来は「とるにたりない」個体差がますます深刻なものになってきたというのも、人間の文化というか社会の「進化」のしかたにも問題があったのではないだろうか」と述べ、「もちろん、私たちはいまさら「自然」にもどることはできない。しかし、人間が「獲得」したと信じているものによって、いかに多くのものが失われたのか、ということも考えてみる時期にきているように思われるのである。」と結んでいる⁽³⁶⁾。

山下は、80年代を通して、このテーマにこだわっている。そして、その後半に次のような発言をしている。つまり、山下は、進化・優生思想の肥大、定着の中で、拡大、再生産されてきた「障害の負性・不条理性」

という問題と格闘しながら、「人間もまた動物」の観点に立って、「人間の動物に対する優越性」を反省的に語る。そして、人間の営為は、「自然に対する挑戦」に向けられるべきではなく、「自然が定めた限界」に立たなくてはならないと提言していく⁽³⁷⁾。

こうして、ほくらは、養護学校義務制度化以降、80年代を通して、共生の思想を確かなものにして、一つの手法として、生物社会の論理と倫理を明らかにすることによって、人間社会の差別・分断の現実を解こうとしてきた。それは、一言で言えば、「ヒューマニズムをトータルに問う」という問題提起であったと思っている。

ところで、松田博公は、「『早期発見・早期治療』はなぜ問題か」を書評して、ほくらの接近の仕方で大丈夫か、と自他に問うている。ほくら人間が、今日、「自然の摂理の変容」によって生かされてしまっている以上、もはや「自然の摂理」によって生きることができないのだから、〈共生〉の論理は〈自然〉をベースにすることができないのではないかと、言うのだ。そして、「ほくらは、〈自然〉よりも、もっと〈自然〉な人工の論理を組み立て直すことを急がねばならない」と結んでいる⁽³⁸⁾。

この発言に先んじて、北村小夜は、「戦後特殊教育」を書評して、本書の著者たちは、「分けないことを原則としながらも、分けられた関係に批判を向けた上で、共生・共育の原理を模索しているように思えるが、近代化というものとは絶対に越えなければならないのだらうか。」と疑問を投げつつ、「近代化の『隙間』にある、分けられない—分けない関係に出会い続けよ」と述べている⁽³⁹⁾。

人間社会の差別・分断の現実を生物・動物社会の中で反省的に捉え直す作業は一段落したのかも知れない。また、このアプローチにいつまでもこだわっていると、かえって、人間社会の現実と切り結ぶ契機を見失ってしまうかもしれない。松田と北村の書評は、そのことに気づかせてくれたし、実践と思索の新たな切り口を指し示している。

『戦後特殊教育』で論じたもうひとつのテーマがあ

る。すなわち、岡村達雄は、「地域の学校へ」の願いと運動に関わって、校区の両義性を論じている。「校区」は、一定地域での生活の共有を前提とした空間であるが、それゆえ、「校区」は、公教育を合理化する有効なシステムである。と同時に、共生の可能性を内包した空間でもある。ところで、「校区」は、このままでは、そこへの就学能力と通学能力とを要求して、この基準に照らして、「校区」の内と外とを同時に形成している。別学強制教育制度の一端なのである。こうして、「どの子も校区の学校へ」の執着は、「すぐれて、公教育体制への批判と変革に結合しうる展望」となる。実践的に言えば、それは、「共生・共育空間の創造と結び付いているのである。」⁽⁴⁰⁾

岡村のこのような「校区」論は、「地域の学校」を幻想化することなく、そうかと言って、絶望的に論じるのではなく、「共生・共育」を願う人々にリアルな展望を指し示した。第16回総会(1980.12)では、岡村の問題提起を受けて、シンポ「子どもたちにとって、校区とはなにか—就学運動・『障害児』教育を中心に」を開いている⁽⁴¹⁾。その中で、母親の立場から、谷奥史子が、周囲の露骨な排除的な意識をぶつけられながら、「だからこそ、地域で生きていかなあかんねんな、校区の学校へ行かなあかんねんな」と言い聞かせるように言い切っている。校区の両義性は、「障害児」排除とそこに抗する「共生・共育」の願い、生きざまのせめぎ合いとして、立ち現れてくることを、谷奥の発言は証言した。

〈注〉

(34) 臨心研17.1,1979.8,pp.63-76.

(35) 臨心研17.3・4,1980.3,pp.62-98.

(36) 日臨心編『戦後特殊教育』,pp.316-323.

(37) 日臨心編『「早期発見・治療」はなぜ問題か』(1987.10,現代書館),370-412.

(38) 臨心研26.1,1988.7,pp.93-96.

(39) 臨心研18.1,1980.7,pp.83-85.

(40) 『戦後特殊教育』,pp.116-150.

(41) 臨心研18.4,1981.3,pp.2-32.

VI. 国際障害者年を迎えて、統合教育論の限界

1979年8月、ぼくたちは、「関東障害者問題を考える友好訪中団」を組織して、武漢市社会福利院・精神病院、上海市精神病防治院、などを見学した。そして、上海市師範大学の心理学研究者から、特殊教育と心理テストに関する現状などの話を聞いた。中国社会が「障害児・者」とどのように暮らしているか、を知りたくてでかけたのだが、当時まだ、ぼくたちは社会主義社会ゆえの幻想をかすかに持っていた。「現代化」は、実際のところ、「障害児・者」に対して排他的であった。精神病院で出会った老人は、解放前、行商をして、生計を立てていた。解放後、彼は放浪癖とみなされたのであろうか、このとき、彼はこの精神病院に収容された。「現代化」に貢献する能力主義、社会防衛が、日本におけるのと同様に、“重い”障害児・者を施設へ収容し、“軽い”障害児・者を簡単な労働をさせる、といった具合であった。したがって、出会った専門家たちは、そのような方向での政策的、制度的“遅れ”を強調していて、日本から学びたがっていた⁽⁴²⁾。

1981年、ぼくらは、国連から舞い降りてきた国際障害者年と関わることになる。ぼくらは、学会誌で三号にわたって、「国際障害者の状況」を特集している⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾。

ぼくは、中国への幻想がふっ切れたということもあって、アメリカ合州国の人種統合教育と(障害児・者のコミュニティへの)メインストリーミングに関心を寄せていく。1981年4月から1年間の取材旅行をしたが、その報告は、学会誌に二回行い、やがて、一冊にまとめたが、統合教育やメインストリーミングを支える論理は、近代平等思想であると気づいた⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾。それは、人種、宗教、性などを越えて、ひとは平等に競争に参加する機会を与えられるとする考え方であり、運動であった。そして、個人の能力において、勝負が決まっていく社会を前提としている。こうして、ぼくは、取材の中で、この思想が欠落させてきた

のは、共同性と相互関係性である、したがって、アメリカン・デモクラシーが標榜する「個人の尊重」を極限化しようとするとき、今、ここでは、個々人がバラバラに生きる他なくなるという結果を引き起こしていく、と考えていった。

1991年の夏、ぼくは、10年ぶりに、アメリカ合州国を訪ねた。ADA(障害を持つアメリカ人のための法律)がすでに成立していたときだったが、そこでは平行して、障害者の死ぬ権利が主張されていた。個人化された、あまりにもさびしい生活から発せられる、一つの自己主張なのである⁽⁴⁹⁾。

松田博公も「国連・人権・近代—国際障害者年と解放運動」の中で、同様の問題意識を披瀝しているが、松田は、「国連の施策には、産業の進歩と成長をより効率的にし、その成果をよりよく分配する立場、近代化のイデオロギーが貫いている」と分析しながら、国際障害者年の「障害者の完全参加と平等」は、障害者もまた、その発展のために、生産能力に応じて、せいっぱい「参加」し、そこで得られた富と財貨及び「生活条件の改善」の「平等な分配」に預かりうるという発想に立っていると指摘している。つまり、ここでは、その前提としての近代産業社会の性格はアブイオリに善となっているし、それゆえに、障害の発生予防もリハビリテーションも裏表になって強調されている。松田は、これが国連の社会開発戦略の一環であると批判的に整理している⁽⁵⁰⁾。

第18回総会(1982.10)は、学会改革委員会成立からは11年目になるが、「学会改革10年をふりかえりつづく共に」をめざす」発題と討論を行っている。シンポIIでは、「なぜ「共に」をめざすのか—「障害児」教育運動の原点から、現状の課題を考える」ことにした⁽⁵¹⁾。その中で、山下恒男が「総括のたたき台として10年をふり返る」ことをしている。

山下は、その中で、予防と発見の早期化の強調にそった遺伝子操作の登場、といった今日の事態を指摘しながら、「新たな優生思想への危機感」を表明しているが、この総会では、血友病と一緒に暮らしてきたと自ら述べる大西赤人が、「「遺伝子操作」時代と障害

者のいのち—いま、人として学ぶこと」という特別講演をしている⁽⁵²⁾。

エボック・メーカーで、シンボリックなプログラムであった。この前後から、本格的に、「早期発見・早期治療」はなぜ問題か、という討論が重ねられていくのだが、この問題に関する整理は、1987年でひとまず完了した⁽⁵⁷⁾。詳しい経過については、同書の序章「なぜ『早期発見・治療』問題に取り組むか—本学会の論争過程をふりかえりつつ」にゆだねるが、本書以降のことについては、改めて、「X. 早期発見・治療問題から脳死・臓器移植問題へ」で述べる。

〈注〉

(42) 臨心研18.2,1980.11,pp.1-30.

(43) 臨心研19.1,1981.7.

(44) 臨心研19.3,1982.2.

(45) 臨心研20.1,1982.6.

(46) 臨心研19.3,pp.20-37.

(47) 臨心研20.1,pp.31-44.

(48) 篠原「『障害児』教育と人種問題—アメリカでの体験と思索」(1982.11,現代書館)

(49) 篠原「〈フィールド・ノート〉1991年、アメリカ合州国の夏」(1992.3,自主出版)

(50) 臨心研20.4,1983.3,pp.19-29.

(51) 臨心研20.3,1983.1,pp.31-69.

(52) 臨心研20.3,pp.87-101.

VII. 裁判と「精神薄弱者」差別

学会改革時代、ほくらは、「精神薄弱」と診断されて、冤罪など、決定的な不利益な状態に落とし込まれている人々に出会った。まず、スリップ事故とスピード違反で免許停止処分の後、科学警察研究所作成の運転適性検査と精神科医の診断を介して、「軽症魯鈍級精神薄弱」とされて、運転免許取り消し処分を受けたために係争中だった、新谷秀記と支援する会からの問題提起を受けた。第9回総会(1973.11)には、早速、シンポ「職業差別と心理診断—新谷訴訟に

おける心理テスト問題を中心に」を行っている⁽⁵³⁾。これと平行して、個別心理テストの批判的分析の第一弾にもなった「運転適性検査とはなにか—新谷訴訟問題の中で考える」を発表している⁽⁵⁴⁾。ここでは、この運転適性検査には客観性・科学性がまったくないことを論証したが、と同時に、それでは客観性・科学性があればよいのか、と設問した。つまり、慎重さを欠いたテストの作成過程そのものに、「される」側に対する痛みを欠いた差別的態度を見抜くのだが、と同時に、仮に慎重な過程で作成された場合であれば、それだけ、切り捨ての有効性を高めるのだから、科学的なテストこそ恐い、という指摘も行っている。

もう一つ、この裁判の中で明らかにされたことは、「精神薄弱」概念はそもそも社会的適応能力によって規定されているのであって、そこには、社会防衛的・治安管理的観点が含まれている、ということである。弁護士は、この観点から、新谷は、決して「精神薄弱」ではないと論証した。そして、裁判所は、その主張を認めた。裁判は、新谷を「救った」が、彼を救ったその論理で、「精神薄弱」と診断され続ける一群の人々を剛然と切り捨てたことになる⁽⁵⁵⁾。

当時、心理学関係諸学会は、心理テスト規制問題をめぐって、テスト問題懇談会を開催していた(1973.6-1975.3)。心理テストのしろうとによる誤用・濫用を規制して、ヒューマンイズムの善用を主張する応用心理学会などに対して、日臨心は、心理テストは社会的・経済的要請の中で作り出されて、その要請に応じる内容を整えることで、成立するので、そのような主張は無効である、とした⁽⁵⁶⁾。そのことを確かめる作業が、個別心理テストの自己点検であった。こうして、ほくら「心理テスト研究会」は、運転適性検査批判に続いて、Y-G性格検査⁽⁵⁷⁾、ビネー式知能検査の検討を重ねていったが⁽⁵⁸⁾、いよいよ、テスト技術の中立性と善用は成立し難いという結論を深めていった。そのまとめが、「心理テスト—その虚構と現実」(1979.2,現代書館)であった。なお、本書は、その後の学会編年本4冊(合わせて5冊)の第一弾となった。

翌年の第10回総会(1974.11)には、精神病患者集団から、無実を主張する赤堀正夫が、精神薄弱と診断した精神鑑定結果が大きく寄与して、死刑確定判決が出ている。日臨心は、この鑑定書批判に取り組み、という提起を受ける⁽⁵⁹⁾。ほくら日臨心鑑定書問題小委員会は、精神鑑定書が示す心理テスト諸結果を慎重に検討して、「精神薄弱」ではない、「正常知の下」だと診断した⁽⁶⁰⁾。ところが、このときには、救済にもならなかった。第四次請求棄却決定文は、これを引用して、「請求人の知能が通常より劣っていることに変わりはない」と述べたが、ほくらの診断は、従来⁽⁶¹⁾の判断を補完するように使われてしまった。

同様なことは、福祉モデル工場と呼ばれた大久保製薬場で働いていた男性Cさんの懲戒解雇処分(1977.3)の取り消し訴訟でも、起こっている。Cさんは、Eさんと恋愛関係になり、将来は結婚したいと願っていた。そんな関係で、性愛行為もあったが、会社側は、これを強制猥褻だとして、Cさんを職場の風紀を乱す者として懲戒処分にした。その背景には、Cさんは、労組活動に熱心で、そのため、会社側は、そんな彼をひどく警戒していたという経過がある。ところで、裁判所に提出された会社側の書類には、Eさんは、「白痴に近い強度の精薄」であって、「抗拒能力、恋愛・結婚能力」がないと記してあった。その後、北村小夜や篠原らは、Cさん側に立って証言活動を行うのだが、会社側の書類を手がかりに、恋愛・結婚は、相互関係的なものであって、「精薄」を理由に成り立たないと言うのは、原理的にも臨床的にも間違っていると主張した。また、「白痴に近い強度の精薄」かと言えば、彼女は、「軽度精薄」である、と診断した。Cさんは敗訴するのだが、この裁判では、関係論的結婚観は採用されなかった。そして、会社側によってイメージされた「精薄」観は変更されることがなかった。Eさんは、ほくらによっても「精薄であることには変わりがない」と確認され、会社側と裁判所側によって描かれた「精薄」概念の中に囲われてしまったのである⁽⁶²⁾⁽⁶³⁾。このように、「精薄」差別の中で、そのように診断された者たちに対する冤罪など、決定的な不利益

は、その後も明らかにされている⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾。

ほくらは、これらの経過をまとめて、「裁判と心理学—能力差別への加担」(1990.8, 現代書館)を世に問うたが、山下恒男は、その終章で、「裁判における能力差別と専門家の役割」を論じ、その中で、「ひとたび『精薄』とか『障害者』とレッテルを貼られた瞬間から、特別な存在として意味が付与され、『保護』や『排除』の対象とされてしまうのである。本書での考察から『精薄』という概念そのものを何とかしないかぎり、どうしようもないことがはっきりしたと思う」と一つの結論を出している⁽⁶⁷⁾。

通して、見えてきたことは、「精薄」差別であり、「知的能力」差別である。ほくらは、「人間の価値」という発想を持ちながら、その軸に、精神、理性、知性を置く限り、「知的能力」へのこだわりを捨てることができない。それゆえに、ある一群の人々を「精薄」にすることに熱心になるのである。そして、彼らは、人間社会の汚点として、折りあそば、排除・抹殺の対象と目され続けている。重大なことは、「知的能力」にこだわらされて、ある人を救い出そうとしても、そのことには成功することもあるし、失敗することもある。そして、たとえ成功したとしても、そのとき、「知的能力」が低いとされた人々をいよいよ排除・抹殺の世界に追込んでいる。「精薄」概念解体の作業は、この痛みの気づきとともにある。したがって、「精薄」概念を「知的障害」と置き換えることでは、かえって、「精薄」概念解体の課題性が見えなくなってしまうのである。

ところで、1974年3月に、精神薄弱児施設・甲山学園(兵庫県)で二人の園児が行方不明になったが、まもなく、同園のマンホールの中から死体で見つかるという事件が起きた。当初、誰の目にも、殺人・死体遺棄事件とされたが、やがて、弁護団は、殺人ではありえない、「事故」であると主張して、今日に到っている。にもかかわらず、今日においても、殺人犯人は同園勤務の保母(当時)とされたまま、係争中である。被告は冤罪を主張して、裁判を続けているが、浜田寿美男は、この保母側に立って、証言活動を続けてき

た。そして、その中で、「保母=犯人」説に加担することになる園児証言の不誠実さと無責任ぶりを指弾している。

浜田は、論文「甲山事件と“園児”証言」(1982.6)を閉じるにあたって、「福祉とか科学の名の下に、施設や養護学校の中に「保護」され隔離されることに馴れてしまった「障害児」たち、その隔離社会の中で現実への権利と同時に責任性を免除され、あるいは放棄されてきた者たち。この者たちをその無責任性のゆえに利用し、その無責任性を再び科学の名の下に隠蔽しようとする国家権力こそ、弾劾されなくてはならない。しかし同時に、「障害児」という防護壁に「保護」された証言を弾劾し、彼らの責任性を追求することこそが結局「障害者」差別の糾弾につながっていくことではないか」と述べている⁽⁶⁸⁾。

浜田は、その後、「証言台の子どもたち—「甲山事件」園児供述の構造」(1986、日本評論社)を著しているが、篠原は、浜田との対談「子どもの生活世界を把え直す」の中で⁽⁶⁹⁾、「個人化された責任や倫理も問題」と発言したが、浜田は、これに同意して、「法でもって保障されてる今の我々の責任というか、有責の場の中に彼らを引きもどすという発想じゃなくて、人同士の関わりの中で、自分が相手に言った言葉がどうで、相手が自分に言った言葉がどういうお互いの意味を持つのかっていうところにまで、持っていかなきゃいけないと思う」と述べているが、二人は、だれもが共有しているにちがいない「関係の中の主体」を強調している⁽⁷⁰⁾。浜田が、「精薄」とされた人々に対しても、彼らの「主体」にそって、その責任と倫理を問うたことは、新鮮であった。

浜田の場合、この問いは、心理学研究者としての反省と再出発に際して、おのれにも向けられる。つまり、「まず一人の生活者たることに目覚め、その生活の全体性の中から現実を見据える」という姿勢と方法論を提示している⁽⁷¹⁾。

実は、ほくにとって、「相互関係性・共同性と主体・自我」というテーマは、80年代に入って、(アメリカ合州国のメインストリーミング・人種統合教育体験を

思索する中で)いよいよ気づいてきた近代平等思想の限界を越えて、「共生・共学」を論じようとする際の、かなり面倒な問題であった⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾。だから、揺れながら、発言してきた。浜田とは、「関係の中の主体」ということで同意したように、その以前の、学会改革10年を振り返る第18回総会(1982.10)のときにも、ほくは、普通学級の中で、「できる」ことを強要されつつ、「できない」おのれに気づいて、それを自覚的に生き抜こうとする、「精薄」と言われ続けてきたさとし君の主体的生きざまに感動して、「近代的自我論から関係論的自我論へ」と発言している⁽⁷²⁾。

しかし、村瀬学との対談「生き合う響き合う“ことば”のありようを求めて」(1985.4)では、主体中心の人間関係をお互いに壊しながら、「わたし」と「あなた」の区切りを越え合って、融通無下に生き合っていく人間同士のイメージを語っている⁽⁷³⁾。

思うに、関係の中とはいえ、「関係の中の主体」論も、個体に着目していることに変わりがない。個体と関係とは限りなくせめぎ合うのではないかと、そして、個体の重視に傾斜するとき、その論理は分離の合理化を引き受けざるをえないのではないかと。ほくは、これらの問いに今でも迷いつつ、こだわり続けている。次回で、このテーマを改めて考えたい。(つづく)

<注>

(53) 臨心研11.3,1973.11,pp.3-33.

(54) 臨心研11.3,pp.80-99.

(55) 「心理テスト」,pp.194-203.

(56) 「心理テスト」,pp.369-388.

(57) 臨心研13.2,1975.9,pp.46-66.

(58) 臨心研14.2,1976.10,pp.51-72.

(59) 臨心研13.1,1975.6,pp.23-24.

(60) 臨心研14.2,pp.23-50.

(61) 臨心研15.1,1977.6,pp.40-62.

(62) 臨心研22.2,1984.10,pp.57-58.

(63) 「裁判と心理学」,159-232.

(64) 第20回総会シンポI:裁判事例の中の少年たち

- 「みどりちゃん事件」から考える(発題 小笠原和彦) 臨心研22.3,1985.1,pp.8-24. (『裁判と心理学』所収,pp.311-356.)
- (65) 中島直・篠原: 青山さんの裁判における精神鑑定書批判. 臨心研27.2,pp.28-55.
- (66) 浜田寿美男: 野田事件—人が人を理解するとはどういうことなのか。『裁判と心理学』,pp.233-310.
- (67) 『裁判と心理学』 pp.357-396.
- (68) 臨心研20.1,1982.6,pp.3-22.
- (69) 臨心研24.2,1986.9,pp.88-113.
- (70) 臨心研24.4,1987.3,pp.66-71.
- (71) 『裁判と心理学』 pp.102-153.
- (72) 臨心研20.3,pp.43-48.
- (73) 臨心研23.2,1985.10,pp.119-142.

社会臨床学会第6回学習会記録 (1994年2月13日、東京都江東区森下文化センター)

死刑制度の問題性を考える

発題：赤堀政夫 (元無実の死刑囚)
大野萌子 (全国「精神病」者集団)
島谷直子 (佐々木哲也さん救援会)
藤井芳子 (フォーラム90)
安田好弘 (第二東京弁護士会)
司会：山下恒男 (茨城大学)

学習会の趣旨について

山下 (司会)：これから「死刑制度の問題性を考える」という日本社会臨床学会の学習会を始めさせていただきます。それで、私たちがなぜこういう学習会をもつに至ったか、ということをお話させていただきます。

昨年の1月の「社会臨床ニュース」に、会員の京都の前川さんという方から、「裁判・司法制度の現状と死刑制度について」ということで、投稿がありました。その中ではじめて、「死刑制度」という言葉が登場したわけです。その後、今日もお見えになっている、全国「精神病」者集団の大野さん等より、いろいろな形で資料が送られて、それから、学会に対する要請というのもありました。これについては、昨年の「ニュース」7号に、設立総会の時にアピールを出し、そのアピール文等が載っています。これは精神外科被害者の桜庭章司さんという方で、あとで大野さんからお話があると思います。その要請にこたえる形もあって、地裁八王子支部の裁判長宛てに要請書を学会として出しています。

その後、昨年の「ニュース」9号で、「死刑制度廃止をめぐるシンポジウムを企画するにあたって」というような文章が載っておりますが、ここでも、今申しあげたような経過にふれています。当初、シンポジウムを計画していたわけですが、それが学習会になっ

たというのは、次のようなことからです。私たちの学会の前身と言ってもいいと思いますが、日臨心時代から、今日お見えになっている赤堀政夫さんのささやかな支援ということもさせて頂いてきたわけで、全く、死刑問題に関心であったということではないんですが、新しく社臨として、死刑制度について真っ正面から取り組んできたわけでもないし、今日も、いろんな方々のご助力を得て、会がもてるということで、シンポジウムというのは、学会の立場性、主体性がはっきりしないのに、少しおこがましいのではないかと、勉強させてもらうという、決して責任回避で言っているわけではないんですけれども、とりあえず、学習会みたいところから始めてはどうかというような、そういう趣旨で学習会ということにさせて頂きました。

それで今日、発題をして下さる方として、大野さん、島谷さん、安田さんの3人をお願いしていました。赤堀政夫さんと藤井芳子さんのお2人も加わっていただいて、多彩な発題者の方々になっています。それでは先ず、赤堀さん、それから大野さんに発題をお願いしますので、よろしく。

赤堀政夫さんの挨拶

赤堀：長い間、みなさんにいろいろとお世話になりまして、本当に有難うございました。あたたかいご支援、救援、協力を頂きまして、本当にみなさん、有難う

ございました。心から、熱く、御礼申し上げます。有難うございました。

赤堀さん支援闘争の体験から(大野萌子)

赤堀さんとの出会い

大野:「病」者集団の大野でございます。本日、ここでお話できることを光栄に思います。全国「精神病」者集団というのは、1974年5月21日成立した団体です。その中で、私どもは、赤堀さんの闘いを主軸に展開してきたということは、みなさんもすでに御存知のことと思います。当学会に、私が赤堀さんのことを提起したのは、1974年だと思いますが、赤堀さんの精神鑑定の状況から始まったお付き合いです。

先ず第一に、赤堀さんとの出会いですが、これは、1993年の9月ぐらいです。私が発病しまして1年半、再発して1年半です。京都でこの赤堀さんの事件を知ったわけですが、これを支援してくれないかと言われた時、私、断りました。何故って、刑法、刑事訴訟法、裁判とか、そういうことに全く無縁の一市民で、その前に、連帯しきることをたじろいだわけです。

しかし、私は差別だといって社会に訴えている立場と、差別を受けて一層しんどいところにいる赤堀さんのことを放置してはスジが通らないということで、〈やっぱり側にいてあげるだけでもいいわ〉と、だから〈やろう〉と思って、断って5秒後に、「引き受けませう」という経過がありました。

私ども、赤堀闘争を3つの機軸で展開しました。「獄中支援闘争」「裁判闘争」、そして「大衆闘争」です。赤堀さんの獄中闘争は、大変な状況でしたけれども、つねに、赤堀さんの健康状態、処遇問題に、特に、パネルヒーターというところではみなさんにお世話になったことがたくさんあります。

そして、赤堀さんの闘いですが、でっちあげは、54年5月24日の不法逮捕に始まりまして、1989年1月31日まで、35年間獄中に在監しま

した。35年間とは何かということですが、〈長いね〉というそのことだけで、ほとんどの人が35年の間に、何がどう移り変わったのか、おわかりにならないと思いますけれども、同じような体験をなさった4人の死刑囚、免田さん、谷口さん、斎藤さんなら、それを語ることもできるかも知れません。

スパゲティのエピソードから確定者の恐怖を想う

赤堀さんが1月31日に解放される寸前、「お母さん、ボク出たらね、獄中に留置物(りょうちぶつ?)取りに行かなきゃならないけれども、悪いけどリヤカーか大八車を借りておいてくれませんか」と言われました。勿論、〈そんなんでなくて、自動車で運びますよ〉などと私は一言も言いません。「ねー、リヤカーか大八車、借りておきましょうね」という対話で、獄中支援闘争とは、その人の時代にあわせる…。獄中で、新しいことは言われても、その世界から一歩もはずれられなく、35年ほど獄中にいた、その感性と付き合い合っていくことだということを、先ず、御確認頂きたいと思います。

そして、現在も、赤堀さんの生活の支援をしております。一緒に住んでおります。別々の部屋に住んでおりますけれども、死刑囚の実態を教えてもらうという立場にいます。毎食、食事を提供し、相変わらず処遇と健康問題をずっと続行して、支援をしている立場ですけれども、赤堀さんの35年の間、苦しかったことばかりですけれども、それを常に聞く、非常に接近した距離にいることは事実です。その中で、スパゲティ事件というのがあります。ある日、スパゲティを出したことがあります。それは夜でしたけれども、じっとこれを見て、「これ、赤いスパゲティ、これ宮刑でも出たよ」と言われて、「ああそう、モダンなの出すわね」という話をしていたら、「ボク、これ食べた時にね、血が入っているか、毒薬が入っているかも知れない、真っ赤だからね。そう思って、ボクは食べられなかった」と。そして毒薬に対して赤堀さんが恐怖しますとね、刑務官が赤堀さんの箸をホイと取って、「おいし

いんだよこれ、食べてごらん」と言って、一口食べて、毒味した時はじめて警戒を解いたということなんです。これは35年の一日のある時間のことなんですけれども、この恐怖、いつ殺されるんではないかという恐怖を、一つ、私に教えてくれることになります。絞首刑だと百も承知しながらも、そこのイタリアスパゲティを食べれない赤堀さんというのは、35年間、確定死刑囚になってからずっと、その思いですね。そういうことがありまして、死刑囚の日常性ということでは、一つのエピソードを取り上げても、非常に苦しい立場を生きてこられたということ、を、先ず。

そして、冤罪死刑囚って、何故、こうも長く、そして深い孤独を強いたのかを、再び、問い掛けてみたいと思います。死刑囚社会の中には、<朝のお迎え>というのがあります。勿論これは、仙台拘置所の中でのということの限定でお話させて頂きますけれども、死刑執行の日は、ほとんど火曜日が金曜日だったそうです。大体、8時40分頃に、担当看守の動きがあります。そして、「役所の都合によって、本日の運動時間が遅れる」と、通告してくるようです。死刑囚全体にですね。そして、ドアを背にして、食事にすわらされるといことがあります。「絶対、振り向くな」ということを言われるわけです。で、拘置所の警備態勢に入ります。そうすると、保安課長を先頭にして、10数名がタッタタッタ、ザワザワザワと、足音を響かせながら、舎房に入ってくる。自分の舎房を通り抜けたら、その日は助かったわけですから、刑務官の通り過ぎたあとの舎房は、フーッと、大きな溜め息というか、緊張感から解放された人たちの大きな溜め息が聞こえるというふうに、聞いております。それほど、毎日が恐怖です。そして、赤堀さんに聞いてみると、獄中の心理は、<いつ呼びにくるかかわからない、気持ちが休まる時間がない>。執行日にはいつも、息をつめて、溜め息ばかりついていたそうですけれども。免田さんはこうした体験を、「ボクも、70人ほど死刑囚を見送ったけれども、70回以上殺されたのと同じだ」とおっしゃっています。それがどれほどの緊張感と恐怖かということ、を推察して頂きたいと思いま

す。

仙台拘置所で赤堀さんと会う

そして、改めて、赤堀さんと私との出会いがあるわけですけれども、1973年9月頃からお手紙で交流しながら、東北の地へと足を踏み入れたのは、'74年の3月12日でございます。はじめて会ったばかりの時は、赤堀さんはじっと、<この女、どういう人間かな>という感じで見ておられたんですけれども、私の症状では、時間がたつのも、私がどういう話をしたのか、わからないけれども、じっと、見つめられたことです。その遮蔽板をはさんだ面会室というのは、せいぜい2畳ちょっとぐらいでしょうか。そして、<この人が死刑囚、赤堀さんだ>ということは、圧倒されたということ、私は頭が全然狂っていましたから、とにかく苦しかったんですけれども、はじめて、拘置所というところに行ったことを、死刑囚と会ったことを、それとこれを含めて、すごく疲れちゃってもう、大変だったんですけれども。大体30分ぐらいの面会時間だったのでしょうか、もう時間だと言われて、赤堀さんがこの身軽さで、雪駄はきながら、フイと外に出て、アッと、全然動けなくなっちゃったんです。何に圧倒されたのか、今、知的にはわかりません。私そこから動けなくなっちゃって、座っておりましたら、刑務官が、後ろからボンと電気を消して、異常の中に閉じこめられました。閉じこめられたのですけれども、私の頭はどうなっているのでしょうか、確かに一つのことを思い出しています。死刑囚、赤堀さんという人と会った時に、何とドストエフスキーのことを思い出しているんです。

これが私の死刑廃止の原点になったんですけれども、これは白痴のマイシュキンという主人公に言わせている、ドストエフスキーの独白ですが、ドストエフスキーそのものも、やはり死刑囚体験があります。5分前に解放されたという人で、その苦痛を作品のあらゆるところに散りばめています。私はマイシュキンの言葉こそは、死刑廃止を、死刑制度を考える上で、重

大だと思えます。で、少し、読み上げます。「死刑というものは人殺しよりもよっぽど残酷なものです」と、死刑と人殺しを区別しています。「森の中で、夜強盗に斬殺される人だって、いよいよという最後の瞬間まで逃れる希望を捨てやしない。そういう例はよくあるですよ。咽喉を断ち切られていながら」云々と続きますので、これ読んでおいて下さい。人殺し、だから国家が殺せばいい、と違うということを、ここでご確認頂きたいと思えます。

そして私は、赤堀さんと長いお付き合いをすることになります。「死刑」というのは、同じ「殺し」ということではないということは、感覚的にわかって、体験者からするとこういう言い方として作品の中に残しておいてくれていますけれども、それを、思い出してしまったのです。ということになると、お付き合いする赤堀さんが、「そんな難しいことできないわ、だけど、恥ずかしいことだから、一番しんどい障害者ほっといて、差別だなんて言えないわ」ということで出発した私が、とうとうこの死刑にこだわり出すわけです。だから、死刑ということが、テレビやニュースでやれる時代、より、ずっと前に、'74年頃から、死刑に関する本を読まざるを得なかった、ということが一つ言えると思うんですが、その中で、死刑囚の処遇と健康ということで、やはり「63通達」というものを問題にせざるを得ません。

63通達の問題性

この63通達というのは、法務省の通達で、63年に通達された死刑囚処遇のことです。ここに、「弾劾声明、全国「精神病」者集団」というのがございまして、今度の拘禁2法、つまり刑事施設法案、留置施設法案の中の、たくさん問題ありますけれども、4点だけ、私たちが弾劾声明を出して、法務省に今、これをやらせないという行動をずっととってきておられますけれども、この通達は、そもそも、死刑囚に会うこと、面会することを拒否しているものです。

その理由は、管理運営上の問題とか、死刑囚そのもの

の心情安定とか、それから身柄の確保というようにね、言って、会わせなくしています。たまたま赤堀さんと、私たち、赤堀中央闘争委員会を含めて、会えたかと言いますと、仙台だけ特例だったんです。これは力関係だったんですね。本当は通達出ていますから会えなかったわけです。死刑囚を隔離しているところは、全国に7カ所あります。その中で仙台だけがかるうじて、力関係で、例えば平沢さんとか、佐藤誠さんとか、2、3年くらい前に出ていらした斎藤さんとか、赤堀さんがいらっしゃるし、団体がね、激しいものですから、その63通達を何とかクリアして、会えていたというのが現状で、今は会えません。会えるのは弁護士と親族だけです。

そしてその63通達というのに対して、私たち、どんどん負けて行くわけですけどね。どんどん指名面会禁止とって、会えない人が出てきたり、あるいは文通している人しか会えないという新規の面会を拒否されたり、いろんなさまざまな攻防があるわけですが、そのあたりは、「病」者集団のあれ、お読み頂きたいと思えます。

毎日新聞の「記者の目」というのに山根さんという記者が書いていますけども、「在監者には、そもそも死刑囚には、接見せんと願う者ある時はこれを許す」ということで、監獄法45条に明記されているわけです。それを63通達によって、会えないという状態が現実に続いています。

で、監獄法45条というのは一体何かと言いますと、死刑確定囚は、死刑された時が刑の執行であって、それまでは未決だという扱い。未決であれば、外部との通信ができるんだということ、建て前を阻まれてきてしまっているんですね。これは通信、面会の剥奪ですけれども、こういう63通達を含めて、死刑囚は確定したら、すべての人権がないと思えと宣告されたと同じ状況となっているわけです。この剥奪しているということは、再審請求をしたい人、あるいは恩赦請求や特赦というものが、いっさい阻まれていてということで、何重にもある人権侵害の中でも、打ち捨てられているという死刑囚の立場を考えて頂きたいと思

います。そして、7つの刑場です、先ほど申しました高検のあるところですが、孤立無縁の状況に死刑囚を置いているということそのものは、63通達にしろ、今度、今、国会にぶらさがっている、刑事施設法案にしろ、留置施設法案にしろ、みんな国家が勝手に決めてくることです。国家の恣意以外の何ものでもないと思います。

国家の恣意を許さない

イタリア人で、チエイザリ・ベッカリーアという人がいます。この人は1738年から1794年まで、活躍した法律家だと思いますけれども、団藤先生の死刑廃止論の中にも出てきます。ベッカリーアという人はどういう人かと言いますと、一応今の法律の、罪刑法定主義、罪と刑を明確にする、死刑は刑法199条、3年から死刑と、刑と罰がはっきりしています。何をやったら罪で、どのくらいの刑という、この罪刑法定主義の提唱者だということで、聞いておりますけれども、死刑廃止論の父と言われている人で、彼の言っていることをちょっと引用して、ヒントにして頂きたいと思います。

「犯罪者擁護のために重大なことは、刑罰の重さではなく、刑罰の確実性と無謬性だ」ということを言っています。重さではなく、刑がちゃんと有効に働いて矯正するということを言っているんでしょうか。処罰の確実性、無謬性ということは、でっちあげをやっちゃいかんぞと、誤謬をしてはならないということで、無謬性を言っております。彼はその中で、法と市民の関係性について、このようなことを言っています。「みんなで、自由の分け前を出し合って、そこで国の権力を作る、そういう時に、各自が差し出す自由の分け前といっても、生命まで差し出すことはあり得ないのではないか。」つまり死刑囚のことです。「自分が何かの理由で殺されてもいいといったような、そういう同意を国家に与えることは、あり得ないのではないか。」つまり、国家と市民、法と市民という関係を、このように述べておりますけれども、これは死刑廃止

論の根本を述べているから死刑廃止論の父だと思います。

そういうことで、やはり、国家の恣意ということ是非常に問題にした人、あるいは原理、原則を唱えた人ということで、私の中にはインプットされていますけれども、恣意という言葉にこだわりますが、罪刑法定主義の前はどうなっているかという、裁く人の気分次第、王様の気分次第で、今日は首ちょんぎるとか、勝手にね、気分で作られたら、国家の恣意はいかんぞと言っただけなんですけどね。そういうものを、法的に定めてきたという人、彼はこう言っています。つまり、この2つの言い分の中には、刑罰の確実性と、重さではないと言っているんですね、刑とは。ということで、生命まで差し出すという同意は誰も市民契約に結ばないと。ということで、非常にこれは記憶に残っています。

死刑の実態と差別

それからいよいよ死刑の実態ですけれども、昨年、3月26日、3名執行、そして11月26日、4名執行は、記憶に新しいところですが、この7名の方達がいったい、死刑囚の中で、やられたことには特殊な事情だったんだろうかということで、見られるだけ新聞を見てみましたけれども、この7名の中の1名は「精神障害」者でした。そして7名の方は全くですね、外部との接見がない、あるいは護衛隊がないために、抜き打ち的というか、非常に無防備な中での状況で、選抜されてしまったということなんです。だから、63通達があるということはそういうことなんです。ここでも国家の、いわゆる暴力性、人民が監視してないやっちゃん、法務大臣含めて、国家の体質というのか、良く見えてくるので、一度お考え頂きたいと思います。

川中鉄雄さんの問題については、日本精神神経学会、これは同じものを当学会にも提起しましたがけれども、「精神障害」者でした。「精神障害」者は刑事訴訟法479条及び国連の決議でも殺してはいけないこと

になっています。そして川中さんは、殺されてしまいました。彼は、再審準備中ということで、弁護士との接見はあったんですけども、毎日大きな声出したり、騒いだりするということで、こんなんでも生きていたって仕様がないうことで、そこでもやっぱり、選択の、なんていうんですか、刃が彼に向かって行ったと思うんですけども、川中鉄雄さんは3月26日、大阪拘置所で殺された、「病」者です。

ということは、死刑とは国家の恣意を最も振るいやすいというところ、勝手なことをやりやすい立場にいるわけで。そしてその国家は死刑を通しながら、威信とか見せしめ、あるいは最大の暴力としていつでも振えと、いつでも勝手にやれるという立場にあるわけで、しかも外部とは全く接触がありませんから、その人達を私たちが、赤堀さんを通してなんですけれども、思いつづけ、そして、私は死刑制度は撤廃したいと思っています。そして死刑とはやっぱり、私のように「精神障害」といわれている被差別人民が人権を考えると、やはり人間の一人の立場として、究極的なものだろうと思いつづけしてきました。

「ともに生きる」ことをめざして

そして私は、「精神障害」ですから、赤堀さんも含めて、みなさんと共に生きたいと思っています。「共に」ということは、横並びに一緒にいるという「共」ではなくて、平仮名の「とも」を私は指向しています。平仮名で書く「ともに生きる」ということは、「とも」というのは伴侶の「伴」であり、同胞の「胞」であり、「ともに」という平仮名の中には、大きなイメージを私たちは、思い描くわけなんですけれども、障害者とも死刑囚とも、人権問題を語り合いながら、伴侶のごとく同胞のごとくして頂けたらいいなということも思っております。そして、その「ともに生きる」ということ、その願いの原理とは、やはり生きたい人は生かす、死刑囚が生きたかったら生かす、そしてこうやって話を聞きたい人には、「ともに」聞いたり、言ったりということ、そして言いたいことは言わせてくれ

るという、その「とも」の関係を、共存、共生の原理だと私は思っています。ですから、死刑囚とも一緒に生きて行きたいと思っています。死刑制度を廃止して、もういっぺん一緒に生きるということです。そして、人権を闘う被差別人民としての「精神障害」の私は、人権闘争を究極の問題として、結論としては、国家の恣意や暴力性を否定する意味で、共存を熱望し原理を追及する中で、死刑制度の廃絶を強く願っております。国連の死刑廃止条約ですが、1989年、赤堀さんが出られたのが1月30日、何とその暮れに全世界が死刑止めようねって言ったんです。今、83カ国くらい死刑廃止条約に批准しておりますけれど、日本は未だ死刑制度を温存しております。大野判事、今、最高裁の判事ですけども、45年ぶりに、死刑制度について言及した補足意見書を出しております。死刑を一時停止して、みんなで考えてみようということだと思っておりますけれども、この人がいったことで非常に画期的だと思うことは、「45年間に死刑確定者が、再審で無罪になる事件が4件起きたことなどをあげ、残虐な刑罰にあると評価される余地は著しく増大した」と指摘しているわけです。つまり、裁判官が死刑制度に言及したのは45年ぶりです。「命は地球より重い」というね、あの誰でも知っている、あの言葉を言ってから45年目にはじめて、裁判官をしてこう言わせたんですから、私たちは死刑を考え、死刑を廃止するように勉強しあいながら、人権とは何か、国家とは何か、やはり考えていく非常に重要な時期にきています。で、死刑とは残虐な刑罰と言いますけれど、憲法36条でしたかしたら、「残虐な行為をしてはならない」と書いています。残虐な刑罰を国家がしちゃいけないよということを、憲法で言ってるんです。判例というか、その裁判の中で。「命は地球より重い」というのが45年前にあって、45年間飛び越えながら、4人の死刑囚を生み出してしまった、この国家に対して死刑制度そのものは、非常に残虐な行為だということで、補足意見です。

国家への応報は？

最後になりましたけれども、死刑廃止論者の大きな流れは、国連が決めた、地球から死刑を廃止しよう、残酷性、それから冤罪をどうするんだ、冤罪死刑囚を殺したら、取り返しがかんぞという、3つの流れが大体マスコミで見えています。あとは、死刑廃止論者の中では、被害者感情をどうするんだという、自分の娘やられたら相手殺したいだろうという、被害者感情と、やはり、応報感情と申します、人殺しには刑を、殺しには殺しをとというその応報感情ですね、それがあの、賛成論者のあれで、あとは抑止効果ですけど、抑止効果は統計的にみても、全然効果がなかったと聞いていますし、イタリアは、抑止効果があるからどうのこうの、刑罰を決めたんではないということね、自由の契約というのか、自由の最少の契約というのか、そういう中でというのを言っておきたいです。

私個人の体験ですけど、大野家へ嫁ぎまして、大野家の舅というその人は、殺された側なんです。だから私は、被害者の方の末端に位置していたものでありまして、いかに、殺された側の家族は悲惨さの中をうごめくのか、私はいくらでも語れるものがありますが、その大野の父親というのは、実は軍隊に入隊時に、軍隊手帳、つまり兵隊さんの身分証明書を忘れたが故に、その日に虐殺されました。そのことを知った時に、私たちは、そういう国家を殺したいと思いません、被害者感情から。どのように応報したら良いのでしょうか。みなさんに問い掛けたいと思います。国家が、国家の末端が人殺しをしても、煙のように消えて、この現実世界の中で語れることがないということ、それと国家と死刑制度のことを、そういうものを通して、もう一度みなさんに、考えて頂きたいと思って本日、おじゃま致しました。以上です。

確定死刑囚との交流の中で(島谷直子)

木村修治さんとの出会い

島谷：私には木村修治さんとそれから佐々木哲也さ

んという2人の確定死刑囚の友人がいます。2人と関わって死刑あるいは死刑廃止ということについて、考えが段々深まって行ったように思います。そこら辺の話をしたいと思います。

私は、狭山事件という冤罪事件の弁護団の事務局で仕事をしています。その関係もありまして、赤堀さんとか免田さんと知り合う機会もありましたし、獄中の人達とも知り合う機会ができたと思います。

木村修治さんの事件というのは、1980年12月に起こっているんですが、ずっと社会的に追い詰められて行った背景がありまして、その結果多額の借金を抱えるようになり、結果的に、大学生の女性を殺害してしまうということになりました。で、最高裁の判決が87年7月9日だったんですが、この木村修治さんが、被差別部落の出身者だったということもありまして、彼が裁判所に提出したものとか、あるいは木村修治さんに心を寄せている人とか、そういう人から話を聞いたり、木村修治さんの文章を読む機会が何度かあったわけです。私自身は北海道の生まれなんですけれども、狭山事件と関わって、部落差別の問題について考えてきていたわけです。木村修治さんの文章を読む中で、見え方が違って来たというか、ずいぶん考えるきっかけを与えてもらったということがありました。ただ私自身は狭山事件に関わっていますし、他の、東京の方を中心とした冤罪事件の関係では、経験交流会とか、その当時は「無実の人々を救おう！連絡協議会」という形の、連絡会みたいなものがあつたんですが、そういうようなところでもやりましたので、木村修治さんと責任をもてる関わりがなかなかできないんじゃないか思っていたこともあって、会いに行ったり文通したりというようなことはなかったんです。ただ最高裁の判決が近いという段階になって、自分だけが一方的にですね、木村修治さんから受けとっているものがあるわけなんです、私自身がそういうことがあるということも木村修治さんに伝えていない、私自身は木村修治さんと出会っていますけれども、木村修治さんは私の存在も知らないというそういう状態が、非常に卑怯なような気がしてきまして、そ

れで判決の2日前に、修治さんに会いに名古屋に行ったということが、最初に会ったきっかけです。

死刑囚が生き直すということ

確定するまでに、併せて3回しか会ってないんで、十分に話を交わす機会があったわけではないんですが、その後も木村修治さんとの関わりは、より深いものとして続いていっています。木村修治さんとの関わりの中で、私が感動したことのいくつかなんですが、一つは木村修治さんが、自分の半生をとらえかえしたものであるのを、400ページ近くなんですが、そういうものを確定したあとで、書いた。そして私たちにそれを見る機会を与えてくれたということがあります。それは、木村修治さんは人を殺した自分は死んで行くしかないと思っていましたので、最高裁の段階までは、自分自身の言葉で外に向かって話すとか、それから事件を自分自身で見詰め返すとか、事件に至る自分を自分が見詰め返すとか、死んで行こうとしていた木村修治さんは、なかなかそういう状態にはならなかったわけなんです。安田さんがここにいらしゃって、木村さんの弁護人をやられているんですが、最高裁段階で、見詰め返す作業をはじめた。それはやはり、木村修治さんに心を寄せる人達との出会いがあって、自分自身でまず生き直すというか、生き直す作業というのがそこから始まっていくわけなんです。そしてその400ページぐらいのものが書かれてくるわけなんですけれども、それは裁判所に対しては発せられなかった言葉だと思います。そして言葉というのは、理解してくれる人がいると思うからそれらの人に対して発せられるわけで、わかってくれないと思ったら、言葉というものは発せられないと思うんですけれども、やはりそういうふうに、木村修治さんが生き直すことができたということ、そこで人との関わりがそういうことを可能にしたということに感動します。木村修治さんははじめてそこに自分の存在を主張する場を見つけた、見出だしたというような言い方で、人との出会いを語っていますけれども、そこにま

ず私は感動します。それは獄中で出会った人達との関わりの中で再生できたということもあるんですが、獄中、獄外の関係の中で再生できたということもあるんですが、一つはやはり、木村修治さんと被害者との関係でも考えるんですが、木村修治さんの被害者になった女性がいるわけなんです。私はこの女性が、被害者が木村修治さんをまず最初に生かしたんじゃないかという気がしています。

被害、加害の関係を考えさせられる

被害、加害の関係というのは、非常に複雑だということも、木村修治さんの事件を知る中から気がついたことです。これは部落差別の問題でも言えることなんです。部落差別を受けながら自殺して行く人というのはたくさんいるわけなんです。暴力が他者に向かって働く場面もありますが、自分に刃が向かうか他者に刃が向かうかということは、結果の違いだけのような気が私にはしてまして、木村修治さんのその事件に至るまでの過程をみてみた時に、とにかく社会にいたぶられ続けるというか、自分の人間関係、具体的な人間関係もそうですし、部落差別という大きな出来事というか、そういう抑圧がありましたし、とにかく、いたぶられ続けるその人生の最終、その事件に至るまでということ言えば最終的な場面が、殺害ということになるわけなんです。それまでの木村修治さんというのは、被害者意識の固まりだったと思うんです。何で自分だけがこんな目に遭うんだというような、そういうものの蓄積の人生だったような気がします。死刑囚の多くの人達というのは、社会にいたぶられ続ける人生を歩んできた人達だと思うんですが、それが人を殺した瞬間から加害者になってしまうというような、被害、加害という関係があるんじゃないかと思うんです。そして、木村修治さんの事件では一人の女性が殺されてしまうんですけれども、この女性がまず最初にやはり木村修治さんを生かす働きを私はしたんじゃないかと思っているわけなんです。ここで、私は、木村修治さんの事件に至るまでの過程を細かくここでは

説明できないんですが、これほど社会にいたふられ続けた人を絶対に殺してはいけないというような、これ以上この人に苦しみを与えてはいけないと、いうことを私たちは考えなくてはいけないというふうに思いますし、ここで木村修治さんを殺すということが、その被害者までも無駄死にさせるというんですかね、被害者の命はもう帰ってこないんですが、社会の中で被害者を生かしていく道筋というのは私はあると思うんで、そこをせめて大事にしたい、そのことを社会は考えていかないとならないというふうに思うわけです。

さっきも大野さんが、ともに生きるということをおっしゃったんですが、木村修治さんと私たちとの関係で言えば、ともに生きる、生かし合うということができているということに感動します。で、死刑囚の人達は、生きて償うという願いをもっているわけなんですけど、生きて償うといってもどういうふうに償うか、償いきれるかどうかということはなかなか難しいんですが、死刑囚の生きて償いたいという願いから、死刑囚の人達は自己を切開して、人を殺してしまった自分をそのところで明らかにして、なおかつ自分をさらし続けるわけです。さらすという作業を社会に対して私たちにに対して、してくれてるわけです。その中で、私たちが、今度は自分をどうとらえかえして、一方的に彼等にさらさせ続ける関係ではなくて、お互いに、さらす中から自分たちが変わっていくと、社会が変わっていくということを模索していくということが、私が考えている死刑廃止運動だという気がします。

佐々木哲也さんとの出会い

1974年10月に事件が起こるんですが、その当時、「青春の殺人者」という映画が長谷川和彦という監督で作られまして、水谷豊と原田三枝子ですかね、結構話題になったということもあります。それから中上健次が「蛇淫」という小説で、佐々木さんの事件をモデルにした内容のものを発表しています。どちらも両親を殺した青年の心理みたいな形で、モデルにしな

がら全く別の内容というか、佐々木さんは実際には両親を殺していませんから、全く別の内容の作品なんですけれども、そういうものが出てまして、結構話題になった事件です。

佐々木さんの事件は、両親が殺されているわけなんですけど、お母さんがお父さんを殺してしまったいきさつがありました。お父さんが死ぬ直前に佐々木さんが自宅に帰ってきまして、そしてお父さんがまだ息が絶える前だったんで、お父さんのその体を横たえたりとか、いろんなことがそこところであるわけなんです。その後、すぐに母親も行方不明になり、両方とも東京湾から水死体として発見されたという事件なんです。父親の殺された時点では母親と佐々木さんしか家にいませんから、その後、母親がやはり殺されて見つかるということになりますと、両方を同じ人が殺したということで考えれば、息子しか犯人がいないという構造になっているわけなんですけど、佐々木さんは、それじゃ、母親を誰が殺したのかということはずっと考え続けるわけなんですけど、ただその人が、自分で、この人じゃないかというふうに推測する人もいたと思うんですけど、自分がその犯行の場面をみているわけでもありませんし、佐々木さんがそういうふうに思った人が実際に殺していないかも知れないということで、普通の冤罪事件というか、何故自白したのかということや要求される冤罪事件よりも少し難しく、じゃ真犯人は誰なんだということを要求されているような気がします。

佐々木さんと会ったいきさつは、東京拘置所に免田さんを案内するという機会がありまして、それは東京拘置所に、去年12月に上告棄却されて、確定してしまっただけなんですけれども、野田事件という冤罪事件の青山正さんがいまして、で、青山さんに会いに免田さんと、それからやはり冤罪事件で当時無罪で釈放されていた小野悦男さんと、救援連絡センターの菊池さんが3人で入って、そのちょっと前までは小野悦男さんがまだ冤罪が晴れなくて、中にいたんで、東京拘置所に行けばたいい小野さんに会っていたんですが、小野さんがもう出てきていたんで、誰とも会う人がいな

かった時に、もうそろそろ口頭弁論が入るんで、会ってみてはどうかと言われて、会ったのがきっかけなんです。

交流の深まりの中で

佐々木さんは、両親が殺されているということが、身内の悲劇だということが一つありまして、外にあまり自分の言葉として、無実の訴えを積極的に出すような人ではなかったんです。ですから私が会いに行く時も、会っても全然嬉しそうな顔をしない人だからねと言われて、最初は会ったんです。それから葉書が、お礼状が一通きたのをきっかけにして、文通が始まりまして、私が死刑廃止運動をやっているということがわかった時点で、自分は高校時代にいろいろ活動していたわけなんですけれども、いわゆるドロップアウト的な考え方というか、そういうものをもっていたようなところもあるんですけれども、その運動の挫折感が強くって、死刑廃止運動というようなものに、なかなか踏み込めないということで、畠谷さんがそういうようなことをしている人とは知らなかったということで、かなりがっかりしたというか、そういう付き合いをあまりしたくないような感じの手紙もきました。

それでも、文通は続きまして、段々とお互いにお互いが大事になるいきさつがありまして、わずか6ヵ月ぐらいで確定してしまいました。確定してもう文通、面会は続けられなくなっているんですが、その一通、一通の手紙で、お互いの関係が変わって行くということを実感できたのが、佐々木さんとの出会いだったという気がします。木村修治さんの場合は、3回会ったきりでもう確定してしまって、文通も面会もできないという状態になってしまって、それでも、「大きな手の中で」という交流誌を出している中で、木村修治さんは、そういう意味では、獄外の支援者がたくさんいるわけなんですけれども、お互いの存在を確認し合いながら、共同の営みを行っているような気がしますし、佐々木哲也さんの場合は、本当に一通一通の手紙、最後の方は確定処分になるまではとにかく毎日、今日も

まだ手紙を出せるからということで、毎日のように手紙がきていたというような状態なんですけど、お互いが大事な存在になって行くという実感を非常に強烈に確認したというのが、佐々木哲也さんとの関係です。

で、確定して行くときには、同じ空の下に同じように生きているということをいつも思いながらやって行くという、親殺しという汚名をどこかで必ず晴らすように頑張りたいと、たとえ再審という闘いに負けても、裁判という形では負けても、自分との闘いには負けないというような言葉を残しまして、非常に元気に確定して行きました。

ともに生かしあう思想を

ただ私が会った時にはもう、失語症のような状態の感じになっていまして、なかなか自分を表現できない、ことに佐々木さんの場合は、獄外の人とあんまり付き合いをもたない人だったんで、事件が74年ですから、私が最初に会った時でもう17年以上たっている状態ですから、それまで、職員としか話していないような、で、たまに文通、手紙がくるというような感じですから、家族のお姉さんが残っているんですけれども、そのお姉さんも会いに行くに涙ばかりなんで、なかなか会いに行けない。ただ、このお姉さんは、会って話をした時に、弟は絶対無実だと思っていると、そのお姉さんの両親が殺されているということになるんですが、そういうことでずっと、弟のめんどうを見ている状態です。

佐々木さんの場合は本来は、被害者の家族になるべきものが、加害者になったと、それじゃ自分の両親が殺されている、母親が父親を殺したということはどういうふうにとらえればよいか、というところが、なかなか自分で整理しきれないで苦しんでいるというところがあるように思います。ですから、佐々木さんと文通、面会が認められれば、そういうような、人が人を殺すという事態に陥る、陥るといふか事態になってしまうということ、どう受けとめられるかということ、話をしてみたいと思いながら、その話の途中で、文

通、面会が絶たれたということが残念です。

死刑廃止運動の中で出あったこととしては、大野さんも言ってましたが、ともに生きる、生かし合うという思想と出あえたということが、自分にとっては貴重だったと思います。

弱さ、強さというか、価値観の転換というのが、自分の中で起こったということが一つあります。それはどういうことかと言うと、死刑囚の見られ方というのは、人間的に弱いからああいうことになったんだとか、そういうような言われ方もするんですけど、弱さ、強さの価値観というのは、強い側からの価値付けであって、弱さというのは非常に繊細な感性だったりするかも知れませんが、その弱さというものの見方について考えることができた。で、弱さの解放とか、弱さの連帯とか、そういうような思想を確立していきたいことがありまして、そういうことを考えるということができたということは、自分自身が強者として存在し続けることを、どこかで否定できる可能性ができたということでは、嬉しいことだったと思います。

獄中結婚の体験の中から(藤井芳子)

獄中結婚に至るまで

藤井：私がどうして獄中結婚までして死刑囚を支えるのか?「藤井さん、獄中結婚をすることによって何かいい事があるんですか?」と最近、二人の方に質問されました。

私が入籍したのは、56才の秋でしたので、皆さんは子供も成人したか、あるいは未亡人か、あるいは離婚歴のある女性で、自分の孤独を死刑囚の上に重ねて、同情心からそういうことになったのであろうというように思う方が少なくないらしいのですが・・・昔からどういうわけか義侠心の強い女でありまして、兄妹達が一家を構築して幸せな家庭を持っている事で、自分は、母親を見る事になるであろうと若い頃から決めていたようなところがありまして、何となくごく自然にそうになりました。結婚歴はないのです。独身でし

た。後年、母が寝たきりになり、70才以降に失明した事!母が私だけを頼りにし、必要とした日々を、約八年程つづけておりましたときに自分自身の老いに挑戦すべく、ある日、カナズチからの水泳にいどみました。次にはスキューバダイビングにも挑戦しました。それは結局、自分の体力・気力に対するチャレンジでありましたが、今、ふり返ってみるとあの時しか、チャンスはなかったと思います。

そのような日々を送っていたとき、そのリフレッシュした体験を、某新聞に投稿したわけです。そしてある日、新聞記者からの電話で、「藤井さん、とても躍動して、楽しい文章でした。新聞に載せてもいいですか」という事で、「どうぞ」という事になったわけです。

出合い

それが1986年の三月の事でした。今から八年前です。私の投書をよんだ方々からの感想文と電話がありました。その中にこの人は一体どういう人なのかと思わせる何か印象に残る一通がありました。手紙の端にインクのしみのような跡があったのですが、私はその事にはあまり関心を示さず、あとで分かったのは、梅のマークに「東」の印の意は東京拘置所の検閲の印であったと了解したのはそのずっと後でした。それほど私は無智だったわけです。その手紙は、読めば読むほどにどこか、さし迫ったものが伝わってきました。エネルギーで礼儀正しく、しかも、ほとぼりするような活力のある字体でした。どういう人なのか!と思いつつながら私の事ですから、思わず律義に、すぐ返信を出しました。丁重に心をこめて!(今、それを時々よみ返しますが、当時の自分の気持が、伝わってきて、なつかしさを感じます)

そしてすぐ二回目の手紙が届けられました。そして44才の未決囚である事、「東京拘置所監十二年目の死刑囚である事、しかし、あとでご迷惑がかかるといけないのでご返事は頂かなくてもかまいません。そういう事には慣れていきますのでご心配はいりません。

しかし、もしご縁があったならば、あなたの世界へ登場したいと思います。しかし私が居たことはどうぞ忘れないで下さい、合掌」と、したためられていました。

この時、私は直感的に「自分は、もう金輪際、逃げられないな」と思いました。母親をかかえ、看護の日々を送っている一人の女の許に、しかも精神的にも肉体的にも、ストレスで追いつめられている自分がいて、葛藤があったところへ、一人の死刑囚が私の文章をよんで、「元氣印様」という書き出しで、手紙をくれたものを、ここで無下に返信をしなかったら、他人は私を責めることはなくても、相手は死刑囚だもの、もし、この死刑囚が処刑になった事を、いつの日か、風の便りで知ったとき、私は自分を責めつづけるであろうと思いました。何故あの時、励ましの一通を発信しなかったのかと！人の道に反するではないか！と思いました。

それで自分自身に納得させる為に一案を思いつきました。それは、片方の肩に寝たきりの母をかかえ、もう片方の肩に彼の言葉を借りると「精神癌とも云うべき不治の病人」をかかえる事で、バランスをとる、ヤジロベエ人形の比喩を思いつきました。自分にとって、もしかするとそれが、天からの宝もの、贈りものではないだろうか、と思いました。それは、私の中の良心であり、幼い頃からの両親を通しての信心の世界であったからです。そういうものが、私の中の毛孔を通してしみわたっていると思います。それで、出会いより七ヶ月目に独断で入籍をしました。藤井芳子の自立でした。旅立ちです。

ところが私は、この死刑囚が一体、何の事件を起こして、どういう立場にいる人か、という事を調べようという気にならなかった。私はその事件の事は、どうでもよかったのです。母親のイノチがもうすぐ目の前で消えていくのを見守りながら、この死刑囚のイノチも消えつつあるのだ。イノチの尊さは同じではないかと思ったのです。

確定死刑囚との修羅の日々

それで、先ずこの人と会ってみようと思えました。拘置所というところへいくのは生まれて初めての経験です。とても、おそろしかったのです。しかし、面会室での出会いに、うるおいを持たせたくて、ふと無い知恵をしぼって、母が、こよなく、いとおしんで育てていたクローバーのような、かれんな花を根付きで、フォイルに包んで持参したのです。

「この花の名前を教えてください。あなたはいろんな野草の事を、探求している人であると手紙でよみましたので、ご存じでしょうか？」と言ってハンドバッグから、その包みを取り出そうとして、不覚にもぶるぶると手元がふるえました。

その私の仕草を、アクリル越しの向こうに坐って、いかにも楽しそうに、ながめていた死刑囚が「震えてるね」と言ったのです。その時の言葉の、優しさ、そのまなざしのおだやかさが、私を救いました。「この人がこの手で人を殺したのだろうか」と瞬間、信じられない直感でした。今も、時々、思い出しては、あの時の私の仕草をおかしいとからかう死刑囚ですが、私は、「あれは武者ぶるいだった」と反論するのです。なつかしい思い出です。

このようにして、先ず面会をしてから、彼の事件の事は何も知らぬまま、主任弁護士との初の面接に臨みました。その時の弁護士が私におっしゃった言葉が私に、決断させたのです。「藤井さん、我々弁護人は関口さんと事務の話はしますが、心の話をする事はないのです。今時、あなたのような奇矯な女性が現われて、関口さんの心の友となつて下さる事は我々弁護人にとって大変、ありがたい事なのです！」と実に温厚な、心あたたまるこの一言に私は「心の友になることなら自分にもできる」と思いました。しかし、何日も何日も自分との葛藤をつづけて、その七ヶ月後の秋に関口を自分の籍に入籍したのです。

それからの三年間の未決囚の期間を経て、'89年に、いよいよ確定となりました。その判決の日、私は生まれてはじめて最高裁の法廷に入りました。最高裁の建物は窓がありません。いかにも「権力」を誇示するかの様に高い天井がそびえ、石畳みの階段を一

歩、一歩登る時の、冷え冷えとした感覚は、「お裁きの場所」という印象を、いやが上にも押ししました。

傍聴の列に並ぶ時間は、長時間でありながら、いざ、判決の時は、「棄却!」と、木の小槌が降くだされた瞬間にあつという間に決定です。儀式です。

私は入籍する時、すでに覚悟ができておりました故か、涙もわかず、実に冷静でした。心の中で「ここから正念場が始まるのだな」と、自分に言い渡したのを覚えています。

死刑囚本人も、確定になってみて、はじめて体験する事だと思いますが、未決囚の時、まだまだ心に余裕があった頃の会話が、確定の小槌が降されたとたんに消え去り、寡黙に落ち入ります。無理もない事ですね。

去年'93年3月の後藤田元法相による三名の処刑の時、関口は、ラジオから処刑の報が流れてきた時、目の前がさあっと真っ白になり、ほうぜんと窓外を眺めていたそうです。その時、一羽の野鳩が窓辺に飛来してふと見るとそれは関口の野鳩であったそうです。長年の野鳩との、密なる交流で、心と心が触れ合う間柄になっているそうです。その一羽でした。

独房の窓は、開かぬよう固定されているが、立て付けの不調合から、わずかのすきまが、出来ていて、その、かすかなすきまから中指を窓外に差し出して、野鳩の胸毛あたりに触れる事ができるそうです。

関口の野鳩は、やさしく、死刑囚の指を嘴(くちばし)の先で、触れて、決してきつくついたりしないそうです。お互いに、仲間であることを認め合っているのでしょうね。この時、死刑囚は、野鳩が自分との「別れ」の為に、飛来したのだと直感したそうです。「お別れだね」と、声をかけたと言っています。

次の11月の三ヶ月元法相による四名の処刑の日は、野鳩の飛来はなかったが処刑のニュースがラジオから流れたとたんに、突如、下痢が始まり、おなか痛いわけではないのに胃の中のものごとんと外に溢れ出し、食事が運ばれてきても、おなかは、すいているにもかかわらず口に入らなかったと述懐していました。「人間って弱いものだね」と、面会室

で申しました。私は言葉を失いました。

交流の中で心を通い合わせて

しかし、ここで、さきほど大野さんが、共に生きることとおっしゃったがその願いと原理のところ、「生きたい人を生かすこと」「聞きたい人を聞かせること」「言いたいことは言わせること」は、正にその通りでありまして彼等、死刑攻撃にあっている人達のその毎日、毎日の針のムシロに座らされているという現実の心情を、この私がどう理解しようと思っても、私自身がその身にはいないのですから、分かる筈がありません。しかし分かろうとする努力をすると、いくらかは、分かるわけです。それは、結局、「孤絶感」なんですね。自分が、この社会の人間の一人であるという事を、誰か一人でもいい、認めてくれる人がいるという事! それだけで生きているという存在感が、死刑囚を支える! という事なんですね。

関口死刑囚の場合は、ただ一人の支援者である私という女性が、傍らについていて年中、あれこれと、ギョアギョアと、うるさく言ってるから、死刑囚本人も、言いたい放題、罵詈雑言、私に浴びせかける。これは、死刑囚特有の一つの甘えの裏返しなのだが、時効すれすれで、今回のように確定囚の身で訴訟を独力で闘おうというエネルギーを、ふるい立たせても、所詮は私という外部の協力者なしには、とうてい闘い切れぬと覚悟した時、「私にも協力の限界があります」と、言った事により、「協力しないのならば離別するとか、何故やれないのか疎明せよとか、東京拘置所の言い分としては、入籍した妻にやってもらえ、という論理を前提にして、妻の私を責めるという、追いつめられたが故の私との烈しい対立となりましたが、これも、死刑攻撃にあっている確定囚の、かなしい心の叫びであると、私は、苦しみの中から立ち上がりました。確定囚の交通権の制限が、かくも大きな苦悩と困難をもたらすという、実情です。死刑囚には人権はなきが如しです。

しかし、これが「離別」のもうぎりぎりの限界とう

けとめる支援者は、少なくないでしょう。しかし、その試練を更に一つ越えねば、本当の意味の、「獄中結婚」のピラミッド構築は意味を成しません。苦難を覚悟の入籍ですから……。肉親が、確定後、徐々に疎遠になっていくのは、この苦しみに、耐えられなくなるからでしょう。「戸籍上の妻」は肉親ではなく、他人ですからトゲ抜きには他人の方がいいと私は思い至っています。正に人格と人格の抜身の斬り結びですから、相手が切り付けてきたときには、こちらも切り結ばねば、交流には、なりません。格闘技なのです。

暴れてくれている方が、うれしいわけです。私にすれば、急におとなしくなったりされたらかえって心配です。しかしペンだけが二人の交流ですから、いつの日か、ある日、突然に、手紙がストップするという日が来るやもしれません。それが、別離のサインだからです。それは処刑を意味します。

面会も同じです。受け付けで、面会用紙に記入して、窓口差し出したとき、私は万が一の時を、いつも覚悟します。面会用の番号札を手渡してもらえぬことが、もし現実になったとき、それはすでに、関口の処刑を意味するからです。「獄中結婚」とは正に「行」です。「荒行」です。それに耐えてこの苦行を貫ける者のみに与えられる至福です。

天から授けられた者として

同じ死刑囚でも、死刑攻撃に向かって最後まで闘おうという闘志を失わない人という事は、私が関口を認め、尊敬するところでありまして、それなら私自身も彼に対してフェアでなくてはならないとの思いから、獄中者の世界は常識からは、考えられない日々ですから、すべてが非常識の中でくり返されます。独房はTVカメラの24時間監視つき、同囚とのお茶会とか、誕生日の特別会とかの集団処遇は受けていません。例えばセックスはありませんから、それはもう各々の夢の中だけで会うわけですね。

どんな人間にもエゴがありますから、彼が私だけと会ってほしいと思うエゴがあります。しかし、それ

を、固持していると、必ず、修羅に落ち込み、遂には、挫折するのが、この世界の常です。だから若い女性には耐えられないわけです。それ故、「獄中結婚」を貫く為には、「有髪の尼僧」の心に立たないと、やりぬけません。死刑囚を支えるというよりも、むしろ死刑囚によって支えられているという私の中の思いがあります。だから苦難の道ではあるが、生き甲斐でもあるわけです。苦しみをよろこびに変えるという生き方です。

私が関口の事件の事を、前もって調べた上での交流ではなかった事！ それは、その人の事件を知って、面会したり、文通したりすると私の中に、色付けされた「関口像」という先入観が必ずや、無意識的にせよ、インプットされます。色付けされてから交流するのと、何も知らずに会うのでは全くちがってきます。私の場合は、関口の人間像に触れた事で交流がづき、事件はあとからついてきたという経緯でした。私自身の五体で感じとる関口像から逆行して辿り着いた事件の全容であった事が、私の場合実にフェアであったと、100%正しかつたと思っています。

それで今頃になってから、関口の輪郭を知っての上で、事件の事を追いかけて、事件が後からついてくるようになるわけで、ハ、この時彼はこういう気持ちであったのだろうという事が洞察できます。それで私は、子供の頃から、人が人を裁くという事ってどういう事なのか、そんな事があっていいのだろうか！という思想の中で成長しましたので、関口という死刑囚が正に天から降って来たような具合で私の許へ出現したので、私は娼婆ではああいう男に会う事はなかったが、死刑囚であったから会えたんだなあ！もし神様がいたとしたならば天から一生懸命に、寝たきりの母の看護をしている初老の娘に、何か一つ、褒美をとの配慮で「日本中、探してみたが、お前さんのような独特の個性の烈しい、突出した女にぴったりの男性は見つける事ができなかったよ。しかし、東京拘置所に一人いたよ。在監12年の死刑囚だが、お前さんにプレゼントするから宝物として磨くか、石ころのままにしておくかは、お前さんが自分で決めなさい」という風

に、私に授けたのだと、うけとめているわけです。こういういなし方は、「宗教的な人間」のうけとり方なんです。ここがポイントです。

フォーラム90に辿り着くまで

それぐらい、すごい激しい、いい方に行けばどこまで行っただろうかと思うほど、頭がいい。みなさんが街を歩いていらっしゃると、ありますけど、今、ユーホーキャッチャーといって、人形をクレーンゲームがキューッと引っ張って、当てる機械がありますでしょう。あれは関口が開発したんです、20代の時に。それは、10円玉でキャラメルやチョコレートでクレーンが持ち上げる開発なんだけど、300種のパーツを頭の中で組み立てたというくらい、そのメカニックなんです。

それで、それこそ貧乏な生まれ育ちであったから、何とかして、母親を幸せにしたいという、末っ子の親思いの息子だったわけです。ところが、お母さんが40にして、末っ子である関口を身ごもったもので、昔の文化で、40ぐらいで子供を生むということは恥ずかしいという文化であったので、ありとあらゆることをして、墮ろそうとしたそうです、医者に行かないで。それでも子供の命は生きたい、生きたいと叫び続けて、生まれちゃったわけですね。で、私ね、死刑囚たちと、関口以外の人達とも随分あちこちと付き合っているけれども、大体、小さい時に、愛というものをもらってない人が多いです。大人になってから、そのそういう恨みつらみ、お前がいとおしいと抱いてもらったこともない。それからその関口のように、この世に生まれようとしているのに、親から殺されることになった子供たち、親が子供を殺すことほどひどいことないと思いますよ。で、関口はそういうふうに生まれたわけです。そのお母さんが殺そうとした、抹殺しようとしたその息子が、末っ子で、ものすごくお母さんを大事にする子供であったために、母親は、自分のその罪の深さというか、後ろめたさもあったんでしょう、その末子である関口を誰よりも可愛いくて、恋人

のようにしていたらしいんですね。5才ぐらいまで、女湯に連れて行ったという話聞いているから、ものすごくお母さんにとっては、可愛い息子だったと思う。そしてとっても、親孝行な息子であったと思う。20代で億というお金がころげこんだら、それは人間は狂うでしょう。私は億なんていうお金持ったことないからわからないけれども、もう世界がバーッと開けて、行き着く先は女ですよ。それで彼は失脚した。もう蟻地獄のようにそこに落ちていった。

32才の若さで、今52才に、今月なりますけれども、20年間というもの独房暮らしだけれども。そこでそのまま終わっていたら私とは会えなかったと思う。自分なりに総括し、反省して、だから俺はあなたと会えたと私に言ってくれたときは、私は、嬉しかったというよりも、ただごとでない、こりゃあのっぴきならない出会いであったなあとも今もそう思っています。で、この話につながったのはこれもやっぱり神様が見ていらっしゃったのではないかと、思うのは、関口と私とだけの丁々発止の、ただ何と言うのでしょうか、二人だけの中の仲良しごっこ、二人だけの斬り合い、それで終わっていたら、私は、ここで皆さんとお話することはなかったのです。

それで流れ流れて、一枚の木の葉があっちにぶつかり、こっちにぶつかりしながら、海に合流したのがこのフォーラム90という安田さんのところだったのです。89年の10月に関口が確定になって、次の年の90年、フォーラム90というくらいですから、90年から始まったのですけれど、90年に日比谷公会堂でその死刑廃止の大きな会がありましたその時、私は客席にいたのです。

ところが、次の91年からは、「入り口で切符もぎりをさせて頂戴」と切符もぎりをさせてもらって、そして3年という充実した、実に楽しいいろいろの人々との出会い、そこで島谷さんとも会いました。小野悦男さんとも会いました。そして同志としての皆で行こうという、なんかこう、気持ちを通じる仲間、そういう人達と今も安田さんのところに置いていただいて、そういうところに私は流れついた女であります

ので、死刑廃止というものに向かっていくからには、陰の気にいっちゃだめなのですよ。太陽に向かってパーッと明るく咲くひまわりみたいでないと引き摺り込まれてしまいます、陰の気に。だから私は、これからも死刑廃止に向かってがんばろうと思います。ありがとうございました。

死刑事件を担当した体験から (安田好弘)

犯罪は個人のパーソナリティーの産物ではない

安田：私は今まで、あるいは現在やっている事件を含めると8件死刑事件をやってきました。死刑事件というのは死刑が求刑された事件、あるいは一、二番のいずれかの審級で死刑判決が出た事件を、私どもはいわゆる死刑事件というふうに呼んでいます。これらの事件をやってきて、私自身はいろいろなことを教えられましたし、また考えさせられました。その中でまとめて言うことができるとすれば7点ぐらいあります。

第1点は、犯罪というものは個人のパーソナリティーの産物ではないということを知られました。その人のいろんな人生、あるいは不幸と不運の連続の、あるいは偶然のいろんなものに支配された産物だということを知られたわけです。今の社会というものはいろいろと緊張の中にあります。もちろん競争も激しいし、相手を踏み付けていかなければ生きていけない社会だろうと思います。

こういうふうな社会の中で、犯罪が起らないはずはないと、私は思います。とりわけ死刑事件の対象になるような犯罪というのは、決して個人の人格、あるいは、パーソナリティーによって起こり得るものではなくて、むしろいろいろな偶然の産物、もっと言ってしまうと人が人を殺す、あるいは社会を震撼させるようなできごとは、およそ人の自由意思の力、その人個人の意欲、意図では起らないということを知られました。

捜査、裁判での「事実」は「真実」ではない

それから第2点ですけれども、死刑事件というかたちでマスコミ、あるいは検察官が起訴した事実、あるいは裁判所の判決で認定した事実は、その多くにおいて、まったく真実と異なっているということを実感させられました。マスコミが報道する「事実」というのは警察が発表する「事実」ですし、警察が理解する「事実」というのは、警察官が現場すなわち犯罪の結果を見て作り上げた「事実」であるわけです。そして検察官が起訴する「事実」というのは、警察がイメージした「事実」がそのまま起訴されるわけです。裁判所ではそれらの「事実」がおよそ検証されることなく、そのまま「真実」として認定されるということが、いわゆる死刑事件の特徴であろうというふうに思います。

人が死亡するというのは極めて凄惨といっていると思います。そういうものを捜査官は目の当たりに見るわけです。およそ私たちの生活とは掛け離れた現象を目の前にするわけです。そして当然それは、人によって現出された事実であるわけですから、そういう現実を作り出した人間の人間像というのを、検察あるいは警察官が自分の中にイメージするわけです。非日常的な行為者と、非日常的な意図というのを、そこに見出だそうとするわけです。現場が凄惨であれば凄惨であるほど、実行行為者の中に悪性あるいは強固な意志、緻密な計画というのを当てはめて、これほど悪性の持ち主で、これほど強固な意志を持ち、計画的であったがゆえにこのような凄惨な現実を作り出したんだ、というかたちでものごとを理解するわけです。逆にいえばその様な「事実」を自分の中でイメージしない限り、捜査官の側は、事実を理解できないということになるわけです。そのような捜査官の理解の範囲内の「事実関係」が、そのまま被疑者に押しつけられて、自白調書となってできあがると、それにもとづいて起訴がなされ、そして裁判。

死刑事件の裁判というのは、もうほとんどの事件と違ってよいほどですけれども、有実の事件の場合には1年以内で審理は終わります。1年以内で判決も出ます。事実調べというのは、捜査官が提出した自白調書

だけといってよいと思います。調書が被告人によって同意されて、調書に書かれていることがそのまま「事実」と認定されて、公判ではただ被告人が謝るだけ。ただ頭を垂れて申し訳ないと一言だけ喋るだけ。喋るだけと言ったほうがよいと思います。被告人は弁解しないこと。あるいは非難をそのまま受け入れること。それ自体が自らの潔癖性と言いましょうか、自らの良心性の、あるいは善良性の拠り所となるのです。このような事件を起こして、事実はこちらだと抗弁するというのを許さない自分が、せめてもの自分としての存在、アイデンティティーの確認作業ということになるわけです。ですから裁判ではほとんど被告人の弁解というのありませんし、もちろん「事実」に対する見直しというのありません。事件そのものが行為者にとっては最大の苦痛であり、後悔の元である。つまり犯罪の事実そのものを自分がもう一度見直して、自分が一体何をやったのかと、一つ一つの枝葉の事実を見直すということは恐怖に耐えないことだし、心理的にもあまりにも苦痛を自分にもたらすものであろうと、私は思うわけです。

ですから改悟の情がつのればつものほど、事実をできるだけ心の中に押し止めていって、事実から逃避していくという現象が起こる。そういう作用も働いて裁判の席では多くが、もちろん捜査の段階でもそうですが、多くが抗弁されないまま終わる。だからこそ裁判の中で「真実」として認定される「事実」は客観的事実とはおよそ掛け離れているというのが、私の体験でした。

もちろんこういうふうな事実もいずれ明らかにされるケースがあります。それは時間が事件からかなり経ってくる、今まで番号でしか呼ばれなかった人が誰々さんというふうに本名で呼ばれるようになる。いつでも極悪非道としか、あるいは法廷で裁かれる者として存在しなかった人が、ある日、面識がない人から突然、対等な人間として手紙が舞い込んでくる。そういう外部の人の力によって、ようやく自分自身の存在というものをもう一遍、捉え直す機会が出てくる。外部のいろんな人たちの支えの中で、事実を事実として

正確に自分のやったことを捉え直そうとする。言い換えれば被害者と正面から向き合おうとする。そういう中で、本当の真実と本当の犯罪の動機、なぜこのようなことが起きてしまったのか、というのが明らかにされていくわけです。しかし多くの場合、その時期というのはもうすでに死刑の判決が、あるいは二番で控訴棄却がなされた後の最高裁、もう事実調べがおよそ行われぬ段階で初めてそういうことがぽつぽつと始まる、というのが現実だと思うわけです。多くの場合、死刑事件というのは周りの人の力によって初めて真実が明らかになってくるし、本人の口をついて真実が出てくるということだろうというふうに私は今までの体験の中で思っています。

死刑は冤罪を生み出す

それから、3番目の問題ですけれども、死刑は冤罪を生み出す。死刑事件に冤罪があるのではなくてむしろ冤罪を生み出しているというのを、私は実感しています。8件やってきましたけれども、その中で3件は確実に冤罪だと私は思っています。単に主観的に、あるいは弁護人であるがゆえに事実を曲げてみているわけではありません。もちろん当然そう言いながらも被告人のほうに引かれざるを得ないわけですから、弁護人同士でスーパーバイズなどをやりながら事実をみていくわけです。そういうことをクリアーしても、私自身の体験の中で3件は冤罪であると確信をもって言えるわけです。そしてその3件の中で、2件は自分が事件をやりましたというふうに捜査段階で自白させられています。

自白のきっかけとなったのは、今ここで否認を続ければおまえは確実に死刑になると、しかし罪を認めて真人間になって「真実」を語れば、つまりやったということを自白すれば君は罪一等が減じられると、警察も決して鬼じゃない、裁判所に君が死刑にならないように尽力してあげよう、という言葉に追い詰められるわけです。真実を通して死刑になるか、やったことのない罪を認めて死刑から免れるか、死刑というのはま

さに本人にとっては抜き差しならない凶器として本人を責め、その凶器から免れるために罪を認めるということになるわけです。死刑制度を警察庁や検察庁が手放そうとしないのは、これがなければ最後の追い詰めというのができないというのを彼らが知っているからであろうと、私は思うわけです。

ただここで注意をしなければならないのは、捜査官といえどもこの人が白だと確信しながら黒というふうに事実を作り上げることは、まずないだろうと思います。つまり彼らは、過大な予断の中に支配されて、犯人としてでっち上げられた人が否認すればするほど、狡猾な人間であると、このような人間は生かしておくわけにはいかないと、その思いの中で犯人が作り上げられるし、その場合には証拠さえ、警察あるいは検察官の手によって偽造される。だからなおさらタチが悪いと言わざるを得ないわけです。

死刑はむしろ犯罪を拡大させる

私が4番目に感じたことは死刑は犯罪を抑止するのではなくて、むしろ犯罪を拡大させるということを知られました。

依然として世の中は犯罪に対しては極めて厳しいし、犯罪者に対する差別も過酷なものがあります。その過酷の一番根元のところは、差別であろうと思います。そして差別の決定的な手段というのは、処刑という抹殺による排除であろうと、私は思います。犯罪をすれば生きていけない。世間に顔向けができない。白い目で見られる。それが今の日本の社会の現実だし、それを支えているのが死刑の制度であろうと思うわけです。自分の先行きがどうなるのかということを考えて犯罪に着手する人はまずいないであろうと思います。狭窄した心理状態の中で、あるいは情動興奮の中でいろんな行動が、端緒が生まれるわけですが、そういう中で、自己が何をやったか、どういうことをやろうとしているのか、どういう現場に立たされているかということを知ったときに出てくるのが、犯罪に対する世間の価値観の厳しさになるわけです。

強盗殺人というかたちでよく言われている、2名、3名殺害したというケースも、多くのケースは単純に窃盗であったわけです。単純に窃盗であったたまたま発見される。その時に驚愕のあまり…という言葉がよく使われるのですが、驚愕のあまりに発見した相手を殺害すると、これは強盗になるわけです。

しかも、死刑と無期しかない、強盗殺人になるわけです。今の日本の裁判ではおそらく強盗殺人被害者2名の場合は死刑になるでしょう。つまりその時に、その現場を逃亡せずに殺害行為に及んでしまう。誘拐殺人の時には被害者を釈放せずに殺害してしまう。それは犯行発覚に対する恐怖というよりも犯罪に対する厳しい応報感からする恐怖、もっと言ってしまえばもう一度やり直しできるとか、謝って何とか許してもらおうというようなことをおそ認めない、犯罪観、刑罰観、それらに追い立てられた上での犯罪の拡大だと思うわけです。

そしてそういう犯罪観、応報観の根幹はつまるところ死刑。いくら謝っても、一度やったらもう許されないし、処刑される。そういうものであろうと私は思うわけです。もし事件をやったときに自分の失敗が許される何らかの大きな、柔らかな前提があるとすれば、すべてとは言わないですけれども、貴い命をあやめず済む可能性が十分にあると私は考えているわけです。

死刑は人間が持つべき刑罰ではない

それから5番目ですけれども、死刑というのは人間が持つべき刑罰の制度ではないと私は思います。想像を少し働かしていただければ分かると思うのですが、無期懲役と死刑とは連続していません。まったく位相が違います。次元が違うと言ってもいいだろうと思います。そこにはいかなる連続性も認めることができないわけです。死刑というのは極刑と言われる通り、極限の応報暴力であると私は思います。

しかし死刑の現実を御覧になると分かると思いますけれども、一番で死刑判決であったものが高裁で無期

に変わる場合もあります。逆に、一番で無期判決であったのが、高裁で死刑判決に変わることもあります。

第二東京弁護士会が、過去20年あまりの死刑事件の判決の様子を調査したのがあります。その数字をちょっと紹介しますと、'65年から'91年6月までの間ですけれども、一番で死刑で高裁で無期になったケースが29件あります。一番が無期で高裁で死刑になったケースが12件もあります。さらに一番で死刑、二番で無期、最高裁で破棄、差し戻しされて高裁で死刑、そして最高裁で死刑確定と、死刑と無期をこのように繰り返したケースが1件あります。

さらに、'68年から'78年まで11年間、東京高裁の管内で検察官が死刑求刑した事件のうち死刑判決が出たものは51.6%。ところが、大阪高裁の管内では17.4%にしか過ぎないわけです。大阪高検の検察官が、大阪はあまりにも刑が軽すぎると、最高検の検事もこの不均衡を重い方に是正しようとして3年ほど前論文を発表したことがあります。ここからもお分かりいただけると思います。極刑、つまり絶対的な刑が裁判所によって、地域によって違うわけです。無期懲役と死刑とが連続しているのならまだしも、まったく位相の違うものが裁判所の裁判官によって、あるいは、たまたま、もしそれが弁護人の努力によってもたらされたものであるとすれば、そのような弁護人に会ったか、出会わなかったによって、つまりそのような偶然の所産によって…。もっと言ってしまえば検察官は被害者の被害感情を法廷に幾重となく持ち出します。被害者の両親、あるいは子供、近親者を法廷に呼び出してなまの被害感情を裁判官におつけます。煽情の場と言う以外にないのです。そのような場での立証が、成功したかしないかによって死刑になったり死刑にならなかったりというのが現実なわけです。絶対的な刑でありながらこれほど差異があり、人間的な価値観に左右され、偶然の弁護人の努力によって左右される、私たちの持っている裁判というものはこのようなものでしかないわけです。

法務大臣が、神に祈るような気持ちで署名をする。

数珠を持って命令を発すると言っているわけですしけれども、正義のためにやると言うならば、国家の制度としてやるならば、なぜ神に祈らなければならないのか、なぜ数珠を持たなければならないのか。それはそこにあまりにも不自然、不合理なものがあるからに他ならないと私は思うのです。

僕自身の体験したことですけれども、一番で死刑であった人がたまたま高裁で無期判決になりました。裁判官が「原判決を破棄する」と「被告人を無期懲役に処す」と言いました。私などは素直じゃないものですから、裁判所がおよそそのような裁判をするはずがないと思っていたものですから、あつけにとられました。もちろん被告人も私どもと同じ状態でした。しかし彼に付き添ってきた拘置所の職員たちは声を出して泣いていたのです。喜んで、感激して、泣いていたわけです。そしてその後、彼が東京拘置所に連れて帰られました。後の話を聞くと、いつも鬼といわれている看守から肩を叩かれて「よかったね」と、みんなから肩を叩かれたというのですよ。これは特異なケースかもしれません。しかし現実起こったことです。ということは死刑を執行する人間も、あるいは命令する人間も、言い渡す人間も、みんな自分の意に添わない不自然なことを、国家のためにというわけのわからないことでやっているわけです。しかしそれは命を奪うという極めて個人的な労作であるはずなのです。にもかかわらず、国家のためということで、ありもしない正義を唱えながらも、一方では、神に祈るといってもない話しをする。こういう不自然不合理の中に、死刑制度はある。逆に言えば死刑というのは私どもの社会が持つべき制度ではないというのを、実感させられたわけです。

人道的に扱われる権利について

それから(6番目)死刑は本当に残酷だということを知らされたわけです。これはもうすでに大野さんとか、藤井さんがお話になったので省略したいと思えます。

最後(7番目)ですけれども、死刑確定者には人道的に扱われる権利がある、死を免れるために自ら闘う防御権があるということ。それが日本では根底からないがしろにされているということなのです。世界人権宣言第5条に「何人も非人道的な、もしくは屈辱的な取扱い、もしくは刑罰を受けることがない」というふうにあります。国際人権規約というのがあります。その中にB規約というのがあります。6条4項に「死刑を言い渡された、いかなるものも特赦または減刑を求める権利を有する」と書かれています。7条では人権宣言と同じように「非人道的なもしくは品位を傷つける取扱い、もしくは刑罰を受けない」というふうにあります。

そして、1989年、ちょうど国連で死刑廃止条約が採択された同じ日なのですけれども、全加盟国、当然日本も、全会一致で賛成した国連総会の決議があります。その決議の中にはこういうふうを確認されています。「死刑が規定されている罪に直面しているものに対し、死刑相当でない事件に与えられている保護に加えて、手続きのあらゆる段階において弁護士の適切な援助を受けることを含む弁護を準備する時間と便益を与えることによって特別な保護を与えなければならない」と。

最高裁の大野判決の補足意見を御覧になった方もいらっしゃると思います。そこでは、死刑というものを人権というふうに捉えてはいません。死刑を国民の刑罰感情と正義の観念で捉えているわけですね。つまり国民が罪に対してどのような刑罰で臨むのかという刑罰感情の問題として、死刑が今の社会に支えられているかどうか、現社会でそれが残虐といえるかどうかという視点で捉えています。

しかし、世界のすでに90カ国が、事実上ないしは法律上で、死刑を廃止しているわけですが、それは、人の存在そのものが絶対不可侵であり、その命がいかなる理由であろうとも奪われてはならないという、人権思想に支えられているわけですね。それと同時に死刑囚であるからこそ、普通の刑事事件より多くの弁護の機会と、そして刑から免れる恩赦の機会がなけ

ればならない。同時に人道的にかつ品位を保って取り扱われなければならないということになっているわけですね。そして、これらにみあった弁護活動が保障されていなければならないのです。

死刑から私たちの社会のあり方を考える

しかし、今の日本では司法当局は、死刑はただ従容として処刑を受け入れればいいのだとして、「心情安定」という理念の下に、面会あるいは文通などを片端から禁止しています。まして私どもも受刑者に対しては「刑を受けた以上勤めてきなさい」と、そして「刑を終わってまっとうな人間になって帰ってきなさい」と受刑者を単なる矯正の対象としかみていないのです。私ども弁護人の姿勢も全く同じです。刑が確定したらすでに弁護活動が終わったというふうになってしまうわけですね。そういう現状にあるわけですね。

政府はいつでも1989年の世論調査の結果を援用して、15.7%しか死刑廃止論者はいないと、しかし65.6%存置論者がいると。多くの人が死刑が正しいと確信していると、それゆえに死刑は堅持しなければならないと言いつけてきています。しかし考えていただきたいと思うのです。人の命を奪うか、奪わないという決定的な問題について、15.7%もの反対論者がいるわけですね。にもかかわらず、それが政治に反映されないと、これこそ日本の抱えている抜差しならない保守性であろうという気がしてならないのです。

人は変わり得るものだし、変わってこそ人だという感じがしています。死刑を廃止するということは、自分たちの社会のあり方の問題であろうという気がしてならないわけですね。人を許すかどうか、社会に起こる必然的に起こる犯罪という問題を死刑という暴力の極致でもって解決するのか、解決しないのか。あるいは現代の社会の中において死刑に相当する事件を起こした人をその人の悪性パーソナリティーの所産だと決めつけて、命さえ奪って排斥すると、そういう社会を維持するか、という問題だろうと思うのです。

私は社会がもっと柔らかに、もっと変わる可能性を持ちながら、もう少し寛容であり続けることができれば死刑が廃止できるのではないかというふうにも思っています。

質疑、補足等

死刑廃止は多数決の問題ではない

山下：どうもありがとうございました。これで5人の方々からお話を一応お聞きしたわけですが、できるだけ多くの方のご意見やご質問を受けたいと思いますのでよろしくお願い致します。どなたでもご自由にどうぞ…。それでは司会ですけれども口火を切るつもりで、ちょっとご質問したいのですが、安田さんのお話で15. 数%とのお話ですが、それは変わり得る数字だという主張はあると思うのですね。つまりそれを妨げているものというか、その点についてもうちょっと補足をしていただきたいのですが。

安田：欧州議会から、1992年に決議が出ています。死刑を存置している国に対して政治的、経済的圧力を加えようということを決議しています。その決議のきっかけとなったイタリア選出のアリエッタという人が、報告書を書いておまして、日本の世論調査は誤った情報に基づく誤った確信と不適切にして誘導的質問の結果である、ということを行っています。誤った情報とはどういうことかと申しますと、存置を信じる90%の人が最近とみに凶悪犯罪が増えているというふうに認識していると。それから誤った確信というのは、存置の人の80%の人が死刑を廃止すると凶悪な犯罪が増加するというふうに答えている。ところがここ21年間の統計を見ても、いわゆる凶悪犯罪というのは33%ですか、減り続けています。一般刑事事件で、道路交通法違反を除くものは40%増加しています。

犯罪抑止力については、死刑は犯罪の抑止にも促進にもならないという報告が幾多出されています。日本

ではどうかといいますと、世論の問題です。89年に確かにそのような数字が出ました。読売新聞が昨年の5月にやった世論調査ですと存置が63. 9%、廃止が28. 3%ですから10%ばかり増えている、あるいは増え続けているという評価が正しいと思うのです。

特に注目されるのですけれども、東京弁護士会が所属の3000人の弁護士を対象に、ごく最近ですが調査をやりました。その数字が死刑の廃止、61. 3%あったわけです。東京弁護士会で過去同じような調査を81年にやっております。存置の方が60. 4%、廃止が39. 6%、10数年間でこの数字が完全に逆転してしまっただけです。弁護士というのは死刑と近いところにおられるわけですし、いわゆる世論の先行きを示す一つのパイロット的なものになり得るだろうと思います。

しかし、おそらく今の日本で、死刑廃止が存置を上回ることはないだろうという気がしてならないのです。日本人はそれほど寛大でも寛容でもないと思うのです。イギリスが廃止した時には存置が71%、廃止が19%です。それからフランスで廃止した時は存置が62%、廃止が33%。西ドイツ、カナダ、オーストラリアどこでも廃止の世論が多い中で、廃止されたという歴史を持っていないわけですね。

この前の国連の規約人権委員会では、死刑の廃止は国民の同意をもってしては不可能であると、むしろ合意を形成するために、政府が頑張るべきだということを指摘しているわけです。つまり、命を奪うか、奪わないかの問題は、この問題を多数決で考えていくのか、あるいは先取りして実現していくのかという政治的な決断の問題であろうという気がしてならないのです。

応報をめぐる

竹村洋介(聖母女学院短期大学)：安田先生にお聞きしたいのですけれども、法律のことはあまり、全然知りませんので、教育刑と応報刑というところで考えていくと、死刑はやり直しを認めない、罪の償いを認

めないということですよ。まさにこれは教育刑ではまったくなく、教育不能という、まさに応報刑にもとづく在り方ですよ、死刑制度があるというのは。それで、それを支えているのがお話しにあったように、世論調査においては死刑を存置すべきだという意見が多いと、そこで国家を利用すべきだという意見もあるというお話しもあったわけですが、我々日本人がもっている罪に対する意識ですよ。存置論者が多かったというのは、それはやっぱり問題にしなければいけないことだと思うのです。日本人が罪に対して応報的に罰を与えるものだと考えていることを示しているかなと。安田先生のお話しですと、それは誤った情報から誤った確信に至ったと。確かにそういう面もあるかと思うのですけれどもそれ以外に、一般社会にある、流布している罪に対する罰の在り方の意識、このことの問題というのは、それはまた、別に問題にしていかなばいけないことだと私は考えるのです。この点についていかがでしょうか？

安田：むずかしい問題ですねえ。応報刑イコール死刑を認めているわけではありません。応報というのは、その行為に比例して罪を考えていこうということであって、死刑を認めるかどうかとは別の問題です。もちろん教育刑の議論からすれば当然社会復帰というのを前提としていますから、社会復帰を放棄した死刑は論理的に成り立たないのです。

むしろ死刑というのは応報刑とかそういう理屈がつけられているのだけれども、実際は国家が手放さない制度だということ。社会がそれによって支えられている。そういう価値観で上から下まで貫かれているということ、それが死刑制度の実態だと思います。

ですから刑罰観によって死刑が支えられていることは確かだけれども、だからといって死刑が廃止できないという話しはないだろうと私は思うのです。というのは例えば廃止された国では世論の圧倒的多数は死刑存置だったのです。同じような刑罰観だったと思うのです。悪いことをした奴はやつつけろと。これは人間の悲しい性の一片だと思うのです。相手を責めること

によって自己のアイデンティティーを確認するという、善良性を確認するという、抜き差しならないものがあるし、そういうものを醸成している社会があるだろうと、そしてそういうものの頂点として、死刑制度があったらと思う。しかしそれを違う切り口から打ち破っていったのがやっぱり人権という感覚だったと思うし、人というものに対する見方の変化だったらと思うのです。

いま死刑存置の刑法学者のリーダーという植松正さんという人ですよ。一橋大学の名誉教授です。彼の死刑存置論の根拠は、正義の観念というわけです。人を殺しても絶対殺されないというのは正義に反するというわけですよ。この正義とは一体なんなのか。植松さんは、これが応報なのだというわけです。人を殺しても絶対殺されないということを国家が保障するのはナンセンスだというわけです、けれども、人を殺した場合にその人に対して殺し返すことしか方法がないのかと、命を奪わなくとも済むならば、済ませることも可能なのです。ですから私は植松さんとも話し合ったのですけれども、死刑の存置論のための正義感、その正義感というのはすべてに普遍性をもち得るであろうかという気がするのですよ。

その正義というのは時には謝罪を許すことによって、あるいは受けることによって、あるいは一緒に共存していくことを考えることによって実現されることもあると思うのですよ。刑罰の問題を死刑の存置のためだけの論理として使われている可能性が極めて強いから、むしろ国家の問題も含め、人権の問題も含め、いろんな面からそういうふうに話されることの内実は一体何かということ、私たちはもう一度正確に理解し直さなければならぬだろうという気がしているのですが。

「精神障害」者の立場から

大野：応報ということですよ。弁護士の立場ではそうだと思うのです。私たち「精神障害」者に差別条項というのがあります。欠格条項というのがあり

ます。つまり資格が取れない、弁護士になれない、医者になれない、看護婦になれない、自動車の免許も取れないことになっているのです。それから、おまえは病気だから勝手に離婚を提訴するぞというかたちで、連れ合いが切られる。そういう差別がいっぱいあるのですよね。法律が社会秩序になっているのです。そういうものを受けている側から見ると、法律をものすごくシビアな事実としてみていくという視点になるわけです。ですから、生活感情になるわけです。

そういう中から赤堀さんのことを考え、たくさんの死刑囚に、私、会っているのです。実行犯の方にもですけれども。そういうところから見ると先ほど私が言ったように、法とは、市民との契約の中では多少の自由を差し出しながら一つの国家を形成しているというようにベッカーは言っている。いま「精神障害」者の死刑囚が6人以上おられると思うのですが、死刑囚の中には、権利は奪うと、病気になってもこの国は殺すという契約とか、応報とかとは果たしてなんでしょうね。

刑罰でなくて、法に縛られるというか、応報感情ではないけれど、社会的にいろいろな制約を受けている側が、法律を見るときにはどう法律を見たらよいか。ある意味では「精神障害」者への憎しみではないのですか。応報というのは社会秩序でしょう、むしろ。その秩序はどういうふう形成されているのか。障害者と健常者の場合、死刑囚と障害者の場合、というところをもう一度考えてもらいたいですね。結局は法律論争ではないのです。私たちは死刑囚の問題はやはり差別の問題、人権の問題と思います。

もう一つ応報ということが出てきますけれども、死刑囚のことを知っていますか？皆さん。赤堀さんは実際に死刑囚でした。死刑制度とか死刑は密行主義です。その一つとして63通達をあげているのです。知らない人が反対されても何もできないでしょう。こういう学習会を毎日やってくれたらわかります。ほとんど密行主義で、その人の文通・面会権までもない中で、知ったかぶりをするからね、応報とかなんだか言えるわけで。ちょっと答えになっていないかもしれな

いけれども、数字の問題ではなくて、密行主義の問題なの。

再び応報概念について

安田：僕自身、白状すると、刑罰の場面から応報を取ってしまうとどうなるであろうかというときにね、分からなくなるのですが、はっきり申し上げて理想論は言えるだろうと思うのです。教育刑だけで済ませればよいというようなことね。そうするとそもそも監獄など設ける必要がないのではないかということ…という話になってくるのです。それで結局、刑と罰という問題の中に、いかにきれいな言葉を使おうと応報の問題は確実に残っているだろうと思うし、将来も残る続けるであろうと思うのです。そして社会そのものも応報というものを残し続けていこうと思うのです。

ただ私どもは、まずそのスタートの問題として応報イコール死刑ではないであろうと思うのです。死刑を容認する応報とは何なんであろうかということ、これは報復であろうと。もしそういう報復の問題から考えると、私どもは存在し得ない。むしろ私たちは共に共存してようやく生かされてここに存在していることを、もう一遍、生くなまの現実を見るべきであろうという気がするのです。

この死刑問題でもし応報を唱えるとなるとするならば、私どもは第二次世界大戦で一体何をやったのか。中国だけをとってみても、3000万人近い人を私どもは殺害してきたのではないかと。現在の日本などそもそも存在しているはずがないわけですよね。被害の大きさからすれば。たまたまそれが故意であったか、過失であったか、そんなもの、被害者からみればそんなに大したことではないと思うのです。ですからそれを応報という部分だけで刑罰を画一的にとらえてしまい尽くすこと、そして応報という概念だけで死刑制度を支えるにはあまりにも応報概念は荷がしんど過ぎるという気がしてならないのです。存置論者が自分の都合の良いように応報を使い別けているのではないかなという気がしてならないのですけど。

犯罪者差別について

大野：先ほど先生、いろいろデータを並べられましたでしょ。例えば地裁で、死刑のやつが無期になったとか、無期が死刑になったけど。この死刑だった人が無期になったので有名な人がね、カービン銃事件のK・O氏です。これは「さらば友よ」の本にあるのですが、本人が昏かれた本ね。実に、獄中で刑法の本を100冊読んだのですって。それで、刑事法廷は弁護士でなくてはやれないけれど、弁護士は座らせておだけね。自分が被告人になったり、弁護士になったりしてそれをやりきっちゃったというのかな。100冊読んだものでこの人を殺すのは忍びないと言って、無期になっているのです。

あるいは犯罪者がどんなに差別されているかということで、いろんな人が昏いているには、吉村昭という小説家がありますね。この人の無期の仮釈放を読んで下さい。ここに犯罪者差別のすごさが出ています。

犯罪者差別ということでは、赤堀さんが新聞に載ると、すぐ脅迫状がくるわけ、すごいですよ。赤堀さんはしんどいから。「あ、これは察公に違いない」と言って納得なさいますけれど。「名古屋市南区、赤堀政夫」で通じて、配達されて、脅迫状ですよ。そういう状態も含めて側にいる人間しか分からないわけ。

それから私は常々安田先生に愚痴ってますけれど。赤堀さんは3年8ヶ月無実の勤めをなさったのですよ。私は電々公社に3年9ヶ月いて、同じくらいお勤めをしたのですけれど、お勤めの違いがありますけれど(笑)退職金ももらっているわけです。赤堀さんが同じようなお勤めをしても、彼に何の権利がないと言うことも犯罪者差別でしょ。私はすぐに気がついたから、すぐ静岡県庁に走っていったら、その日に厚生省がきて、「やあー、これは国会の超法規的処置しかありません」という回答がきたけれど、さすが静岡県は早かったですよ。それで何の権利もない差別って、どうやっていくのお金がなきゃあ!というようなことになっちゃうわけ。(笑)そういうことを含めて犯罪

者差別の問題というのはある。

国家が復讐を代行する?をめぐって

篠原陸治(和光大学)：安田さんが理論的に整理されたのは、死刑は無期懲役とは違うという、そのところはすごくわかったのですが、つまり国家が被害者に代わって裁くという構造というのはどんな量刑であろうと同じではないか、というそういう極論のところには死刑があるのではないか。そういう点では国家は裁くというテーマがやっぱりここにも集約的に表現されているということがあって、僕はそこは切らなければならぬ場合と、切ってしまうとやばい場合という部分と両方あるような気がして

それを裏側から言うと、これは逆に安田さんや大野さんがおっしゃった部分だと思うのですけれども、殺されたものが殺したものに復讐するというか、お互いの人々同士の憎悪の関係というかそういうものを、きれいに国家に委ねてしまうという悔しさとか、やむをえなさがずうっとあるような気がして…。

そういう点では応報とか応酬というのは、日常の中ではお互いのいわば加害と被害との関係の中であり続ける、それはぐるぐるぐるぐる回っているというか、そういうテーマがあって、それを、教育刑にしてしまうというのは僕ははいよいよ国家の論理しか入り込めないというふうに思っているわけですから。

そういう点で今日とくに伺いたいと思ったのは、死刑と無期懲役以下というものを仕分けなくてはいけないのかなあと思ったり、仕分けてしまってよいのかなあ。国家が裁くというテーマというのがここにもあるのではないかということについてお考えをお聞きしたいと思います。

安田：よくありますよね。国家が死刑するのがナンセンスであって、復讐という個人の行為をむしろ国家が政治的に篡奪しているのだというのがあるのですが。私は必ずしもそうは思わないのです。復讐というのは逆に国家に作り出された観念でないであろうか

と。戦争の歴史というのは常に復讐心を煽るもので、復讐心の総大成が、戦争であり、それが正義であったであろう。多くの場合、復讐という名のつく行為であるにも関わらず、正義というかたちで代置される。ないしは正義というふうに言えないから、復讐という言葉で称揚するということであったのではないであろうか。

そうすると復讐という個人の労作を国家が篡奪しているという前に、復讐の心理、復讐の構造、復讐の歴史というものをもう一遍捉え直してみても、はたして個人がそうであったのかどうか。むしろ庶民の社会、ムラ社会というのは、そういうものが存在しない中に僕たちは生きてきたのではないだろうか。家族は家族として機能を持っている限り、家族間においては復讐という概念が入ってこないことから、読み取るのではないだろうかという気がするのですがねえ。むしろ庶民こそ復讐を持たない文化を育んできたというような気がしてならないのですが。

大野：仇討ち制度を思い出して欲しいのです。これは国家がやっていますか？これは個人が個人に対してです。だから私はいますぐにでも、死刑制度を廃止してほしいと思うのです。残酷な社会にいることは、精神障害者も残酷なことをやられているというその社会を許すことです。

今後の取り組みについて一補足として

藤井：私ここに集まっている方の中で、恨みをもっていない人っていないのではないかと思うのね。私の場合は、親を恨んだという恨みがあったわけですが。それを、母親をみることによって最後にお互いに理解合ってさよならってできたことが私にとって、すごい私の転機だったのです。自立したという。

母子家庭であったために、母親が父親の分まで担ったことが、私にとっては愛がもらえなかったという、この恨みであってね。だから私は死刑囚のことがその意味でわかるのですよ。愛が欲しいのですよ。誰でも

そうだと思う、愛されたい。褒められたい。認められたい。役に立ちたい。そうして私はもうこの年になると役に立ちたいのですよ。やっぱり死刑廃止というのは恨みつらみが、繰り返されていったんじゃあ、やっぱり駄目なんではないかと、そんなふうに私はこのフォーラムの実行委員として皆と付き合っているうちに、そういうことを勉強しました。それがちょっと申し上げたかったと思います。

鳥谷：私は、木村修治さんの事件をずうっと私なりに、彼の言葉を受け止めながら考えていったときに、やはり裁くということについて考えざるを得なくなってきたのです。ですから、現在の裁きに対する考え方・認識を越える考え方をもたねばいけないという気がしてきました。私なんか木村修治さんの事件を私が知っている限りでも、社会がこれを許さなければいけないというか、どう許せるか、どう理解できるか、ということを考えるべきであって、彼に死刑というその罪を背負わせていること自体が、私たちの罪になるというか、そういうふうな気がしてきているのです。

応報というのは、復讐というのもそうなのですが、被害者側に感情移入するというけれど、それほど本当に殺された人のことを考えているかというところでもないと思うんです。私ある時に、新宿でバス放火事件で被害にあわれた方から話を聞いたときに、その方は80%位の火傷を負われて瀕死の状態から生き返った人ですけど、病院から自分が帰ってきたときにまるで自分が何か悪いことをしているかのように、近所で見られたという経験があると。

私、思うのですけれど、私たちの社会はそれほど被害者に優しい社会ではないと思うのです。病気でたくさん家族が死んでいたり、何代かにわたって不幸なことが起こったりする家というのは、忌避の対象になりますし、何か起こったときには被害者に感情移入することによって、そこでバランスを取ろうとしているというか、そういう在り方が、何かあるような気がしてそう単純に言えないというか、非常に深い問題があるのではないかと思うのです。だから、病をどう

自分が受け止めるとか、死をどう受け止めるとか、そういうものを排除しないでどういうふうに自分が生きていくのかということが大事じゃないかという気がします。

それと世論調査について言えば、死刑存置の全体の数値は確かに高いですけど、それは圧倒的には「やむをえない」という層も含めてのことであって、法があるからとか、ああいう悪いことをしたのだからとか、いろんな「やむをえない」という内容をどういふふうに変えていくかっていうことが大事ではないかと思うし、それはできると思うのですね。それは死刑について知らされていないということにもよるわけですから、ですから想像力をもって実感的に死刑囚をとらえるような内容を示していきたいというふうに思っています。私自身は個別死刑囚で二人と関わっているので、その内容で訴え、示していければと思っています。

大野：例えば、丸善へ行きますでしょ。死刑の本を買おうかなあと思うと山ほどあるのです。一つ読むと10冊くらい読めてしまう。何でかという、国家が見えるからです。皆さんがおっしゃったこともみんな、自分で得心がいくと思います。だけれども切り口が非常に難しいですよ。人道的な問題であり、差別の問題であり、法律の問題であり、人権の問題であり、宗教の問題であり、共存の問題でもあるのです。だから丸善で、お金があったなら10冊買いましょよ、まず。それが私のコメントです。(笑)

社臨として今後も取り組んでいきたい

山下：非常に残念ですけど、時間がきてしまいましたので、ここまでにしたいと思います。今日は5人の非常にいろいろな経験をお持ちの方々から、有益な話を聞くことができたと思います。単にこれを学習会として終わらせるのではなくて、私たちとしてもこの問題について、今後継続的に取り組んでいきたいと考えています。最後に学会の運営委員長をしている寺田さんの方から一言だけ挨拶をお願いします。

寺田：話題を提供していただきました5人の方々、どうもありがとうございました。長い時間討論に参加していただきました参加者の皆さんもご苦労さまでした。私たちは社会臨床学会として、今日の学習会で学ぶこと多かったと思いますし、これを今後とも取り組んでいきたいというふうに思っています。私たちの学会も、もう2年を経過しまして、是非われわれの学会の方にもよろしくご関心をお寄せいただきたいと思っています。今日はどうも長い間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

あとがき：本記録は、学習会当日の発言を約3分の2弱程度に短縮し、各発題者の校閲を受けたものです。ただし、事情により、大野萌子さんの発言部分については編集部の文責で掲載するものです。

テーブル起こし等は、運営委員の寺田、根本、古井、山下が担当しましたが、鷗木輝一さん(茨城大学)にも協力してもらいました。

臓器移植法案提出に対し、あらためて「脳死＝臓器移植」に反対する

林 延哉

脳死＝臓器移植に対する基本的立場—「脳死＝臓器移植」反対—

行論の初めに、僕の「脳死＝臓器移植」に対する基本的な立場・考え方を示しておこうと思う。その方が、読者にとっても話が早いだろう。

まず、「脳死＝臓器移植」という表記の仕方だが、僕は、現在行われている「脳死」論議を臓器移植と切り離されたものとは考えていない。

一部の論者は、「**「脳死」**は**「脳死」**、**「臓器移植」**は**「臓器移植」**として、別々に論じなければならない、**「臓器移植」**の**為の「脳死」**論議であってはならない」と主張する。この論者は、「**「脳死」**を、「純粋に客観的で価値観・利潤から独立した**「科学の発展」**が人間にもたらした新たな問題状況」と考えて、「**「脳死」**を人の死と呼び得るかどうか」「**「脳死」**を人の死と呼ぶべきかどうか」を議論したり、或いは、そのことは既に当然の前提として、「いかなる状態をして**「脳死」**と呼ぶべきか」を議論したりすべきだと考えているようである。

しかし、現在の「**「脳死」**」にまつわる議論は、あくまでも**「臓器移植」**が前提としてあり、**「臓器移植」**の**為の「脳死」**論議である。**「臓器移植」**の**為の材料として「脳死」**状態の患者の臓器が狙われた、ということが全ての発端である。従って、「**「脳死」**状態の人間からの臓器移植」、「**「臓器移植のための「脳死」**」という意味で**「脳死＝臓器移植」**という表記を用いる。

では、この「**「脳死＝臓器移植」**」の問題性はどこにあるのか。それは、「**「脳死＝臓器移植」**が「これまで生きてきた状態の人間から、臓器移植のために、その人間の生存に不可欠な臓器を取り出すこと」

なのだということに尽きる。即ち、「ある人間を生き延びさせるために別のある人間を殺す」ことを容認しようという点である。

この「殺す」ということを如何に免れるかが、脳死臨調で行われた、或いは、それ以前より行われている「**「脳死は人の死か否か」**という議論なのである。脳死臨調は、この問いに対して二つの答えを用意した。ひとつは、「**「脳死」**は人の死であって、その体から臓器を取り出しても殺人にはならない」というものであり、今ひとつは、「**「脳死」**は人の死ではないが、臓器移植の**為ならば、その人の臓器を利用していい**ではないか、その場合は殺人とは呼ばないことにしよう」というものであった。

つまり、前者は、「**「臓器移植」**の**為に**これまでは生きていたとされていた状態を、「**「実はこの人はもう死んでいたのだ」**とすることであり、後者は、「**「臓器移植」**という**「崇高な」**目的のためならば、「ある種の」人間には死んでもらってもいいのではないかと、言っているのである。

僕は、「**「脳死＝臓器移植」**」の最大の問題性をここにしている。即ち、**「瀕死の状態の人間を死んでしまったことにして（或いは、生きてまま）、「臓器移植」の**為に**利用しようという考え方**にである。ある人間を生き延びさせるため（それが、「**「脳死＝臓器移植」**を進めようとする側の建て前である）、他の人間を殺して利用しようという考え方にである。

ここで、一部の読者は、反論をされるかもしれない。「あなたは、「殺す」とか「殺人」とか、ことさら人の感情を逆なでするような言葉を用いているが、「**「脳死」**が人の死であれば、それは**「殺人」**でもなんでもないではないか。言って、死体損壊であり、それに

関しては、これまでも「死体」からの移植や教育・研究の為の「献体」は行われていたではないか。問題は、「脳死」が人の死か否かであり、だからこそそのことを科学的に議論しなければならないのだ」と。

しかし、そのような人には、今一度考えていただきたい。「脳死」が人の死か否か」が問題とされるようになったのは何故か、それは、「臓器移植」の為の材料として「脳死」状態の人を使うためではなかったか、「脳死」が人の死か否か」が問題とされる以前は、「脳死」状態の人は不可逆的な深昏睡状態と呼ばれ、その生存を僕達は誰も疑ってはいなかった、確かに回復の見込みの少ない、瀕死の状態だったかもしれないが、死体とは思っていなかったのではなかったか。

問題は、「臓器移植」の為の「脳死」状態の人間の利用ということがまず思いつかれ、それが「殺人」に当たることから、その行為が「殺人」とならないための何らかの方法が必要となり、そのひとつとして「脳死＝人の死」ということも言われたという事である。即ち、まず生体の利用ということがあり、その違法性のために、生体を死体であると言いくるめようとしているのである。

だから、あえて言えば、「脳死」が「本当に人の死」かどうかは、問題ではない。大体、「本当の人の死」とは、何なのだろうか。そのこと自体の議論がなければ「脳死」は人の死か」ということは論じられないのが道理である。しかし、この間の「脳死」論議の中で、「人の死とは何か」が徹底して議論されたであろうか。と言って、だから「人の死」についての議論が早急に必要だ、等と主張するつもりは、僕にはない。問題は、そのような所にはない。「人の死」に関する認識は、従来の認識で構わないのだし、人各々に重なりと異なりを持っていて構わないのだ。問題は、従来の認識において「生きている」人間を、「臓器移植」の為に利用して殺すこと、誰かの命を救う(という大義名分＝建て前)のために別の誰かの命を奪うこと、それが正当化されてしまうことにある。

このことの、傍証のひとつとして、米国では既に、植物状態の人や、重度の障害者、胎児等の臓器を移植

のために利用しようという検討も、現に、行われ始めているということを挙げてもいいと思う。「脳死」だからいいのではないのだ、「脳死」状態の人間は死んだ人間なのだからその臓器を利用してもいい、というような話の筋だてではない。「脳死」状態の人間は、どうせもうすぐ死ぬのだから」利用しようというのであり、それは、「死んでも同然」や「生きていても役に立ちそうにない」人間をも利用しようというところへと拡がっていくのだ。(ここで、「死んでも同然」「生きていても役に立ちそうにない」とはどういうことなのか、誰にとってなのかが、最大の問題となっていくのだ)。

「脳死＝臓器移植」の実施に伴って起きてくる「臓器不足」状況は、「脳死」と「よく似た」状態の人々へと臓器提供者の枠を広げていくのである。

「誰かの命を救うという大義名分があれば、別の誰かの命を犠牲にしてもいいのか、そのようなことを認める社会にしていっていいのか、そのようなことを人々に強要していっていいのか」というのが、「脳死＝臓器移植」の問題であり、「それを認めるわけにはいかない」というのが僕の基本的立場である。

臓器移植法案提出—やりたいただけの法律案—

1994年4月12日、遂に臓器移植法案が国会に提出された。これを、13日の朝日新聞は「脳死移植でしか助からない患者がいる。患者の命を助けようとする医師がいる。その願いを一步、近づけるための臓器移植法案が十二日、国会へ提出された。」と報じた。

移植後の患者の病状の具体的な現状にさえ触れずに、「移植すれば助かる、しなければ助からない」と断定してしまう報道が、「脳死＝臓器移植」推進の為の旗振りだというのははっきりしているが、せめて、この記事でいうところの「助かる」とはどういうことなのかくらいは、はっきりと書くべきではないか、等と思ってしまう。

さて、この法案は、「脳死」状態の人間からの臓器摘出を認め、臓器提供に関する明確な本人の意思表示は

不必要(推測程度でよい)であると規定し、「脳死」判定の基準は厚生省令で決めることとし、また、脳死判定以降の治療費の健康保険等からの給付はいずれなくなることを明記している。要するに、厚生省の決める「脳死」判定基準で「脳死」状態と判定された患者は、その時点で死んでいるのであり、残された可能性は、臓器提供者となるしかない(でなければ、全ての治療費を自弁で賄って治療を続けるか、その場で家族にでも家に連れ帰ってもらうしかない)と規定したのである。

この法案の項目の一つひとつを取り上げて検討していくことは労多くして益少ないと言えるだろう。要点は上述のものであり、個々の項目は、「脳死=臓器移植」を行うために並べられた、「記録の作成」や「臓器あっせん機関」やの内容である。「脳死=臓器移植」を進めるのだ、という前提で書かれている法案の個々の項目を逐一検討していても、その法案をより精緻に仕上げるのに寄与してしまうだけだろう。5月6日に日本弁護士連合会が発表した「対案」がそのいい例であり、「脳死は人の死ではない」「脳死状態からの臓器提供は、本人による書面での意思表示による」「脳死の判定基準は、厚生省基準に聴性脳幹反応と脳血流検査を加える」として、結局のところ、死んでもいない人から臓器移植のための臓器を取り出すこと(そのことでその人が死ぬことがはっきりしていながら)を認めるという、おぞましいものになってしまっている。「脳死=臓器移植」推進を前提とすると、こうならざるを得ない。

しかし、僕達は、「脳死=臓器移植」自体に反対しているのであるから、このような論法を取る必要はない。

ただ、それでも、せつかくの機会なので、ひとつだけ揚げ足取りをしておこうと思う。

法案第6条2項には、「『脳死体』とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された死体をいう。」とある。「脳死体」とは「脳死」判定がなされた死体である、というのであるが、従来、医療の場では、「三徴候死」等といわれるように、「心臓

の拍動停止(心停止)」、「呼吸停止」、「瞳孔散大」によって死の確認が行われてきた。つまり、この3つの徴候が確認されることで、その人の死が確認され、その人の体は、「死体」と呼ばれるようになるのであるが、この「三徴候」の確認の上に、加えて「脳死」判定がなされた場合、その死体を「脳死体」と呼ぶことを、この法文は規定しているのである……と、ここまでのところを、読者の多くの方は、フンフンとうなずきつつ読まれたのではないだろうか。或いは、そんな風に読んだのは、僕だけだろうか？

僕には、この法文は、死体に対して「脳死」判定をし、その結果「脳死」と判定された場合、その死体を「脳死体」と呼ぶ、と読めるのである。つまり「脳死」は「心臓死」の後に訪れる。

このようなあいまいな法文が、国会に提出される法案に平気で載せられてしまうというのは、この法案を提出した国会議員達が国会を軽んじているからではなく、やはり、なんとでも「脳死」状態を死んだことにしたいという思いの現われなのだろうと思う。

法案についての揚げ足取りは、この辺で止めましょう。

「脳死は人の死か？」という問いは、「正一誤」ではなく決断を迫っている

先ほどから繰り返してきているのだが、「脳死=臓器移植」論議において「脳死は人の死か否か」という問題は、根本的な問題であるかのようにすら問題にされ議論されてきた。ところで、これまでの「脳死は人の死か否か」という議論は、「脳死は人の死である」とすることが「正しいか、それとも誤っているか」についての議論であったように思うのだがどうだろうか。

しかし、「脳死は人の死か否か」という議論は、「脳死」を人の死とすることが正しいかどうかを問うているのではなく、「『脳死』状態の人間を死んだ人間とする」ことにするか否かの決断を問うているのではないかと思うのだ。

その意味では、「三徴候死(=心臓死)=死」とするのも「脳死=死」とするのも、ある状態の人間を死んだ人間とするという意味では等価である。ただ、僕達は、長い年月の間に前者を自分達の認識として身につけてきたということである。

その認識に変更を迫ったのが「脳死=人間の死」論である。何故、従来の認識にそのような変更が迫られたのか？ それは先ほどから述べているように、臓器移植に使う臓器獲得のためである。新鮮な臓器を得るために「脳死」状態の人間が狙われたのだ。

では、何故「脳死」状態の人間が狙われたのだろうか。確かに、「脳死」状態の人間は、快復の可能性がかなり低く、人工呼吸器のような現代医療の最先端の技術によってその状態を維持し続けたにしても、現在の医療の場では早晚死をまぬがれない状態にあると言えるのだろう。瀕死の状態、危篤状態、といってもいいのかもしれない。けれども、普通は、ある人が危篤状態になったからといって、「よし。じゃあ、臓器を取り出すぞ！」というふうには思わないだろう。それが、「脳死」状態の人間に限って(実際には、それが限られなくなって、重度の障害者や植物状態の人もその候補に挙げられつつあるのだが)臓器提供者として候補に挙げられるのは、「脳死」状態の人間に於いて大きく冒され傷ついているのが、とりもおさず「脳」だからではないだろうか。

現代の僕達にとって「脳」とは、どんなところだろうか。僕達の多くにとって、聞きかじりの知識や世の中一般の考え方に影響されることで、「脳」とは、神経系の中核であり、身体が統合的に機能するための制御をするところ、身体各部位の情報を受けとめ、身体各部位に命令を下すところとされている。知覚情報を集め、分析し、蓄え、思考し、行動する命令を下すところと考えられている。意識の座であり、感情の座である。「脳」とは、いわば人間の中核部分であり、脳以外の身体は、脳の支配のもとに機能し、いわば「脳」の生存のための「脳」の従僕である。そして、「脳」は「私」という意識の座であり、いわば「私自身」である。現代の僕達にとって、「脳」とは、そのようなこ

ろではないだろうか。身体の中央集権的なモデル化における最高位部分、「自分」という意識の物質的実体である。「身体の中に密閉されている一人一個の独立した脳」という「脳」のあり方についての認識は、「個々独立して存在し、各々の内に保有された能力をもって生存する」という人間のあり様についての認識と対応している。

では、僕達は「脳」があることで、僕達自身がどのようにありえると考えているであろうか。

「脳」が「正常に」働いている場合、僕達の身体は統合されて動く。「脳」が「正常に」働いている場合、僕達は「知的な」活動をする。「脳」が「正常に」働いている場合、僕達は、知覚し、意識する。「脳」が「正常に」働いている場合、僕達は自分自身について認識している。ある人の、身体の動きや、「知的」活動が、僕達が「正常」「普通」と考えている基準から外れている場合、僕達は、その人の「脳」に何らかの障害があり、それに起因して、そのような行動上の「障害」が生まれている、と考えている。

現代の僕達にとって「脳」は一番大切な身体の部位であり、いわば「自分自身」であり、それゆえ「脳」がひどく障害されて快復の見込みがないようであれば、残った身体がどれだけ元気であっても、それは「自分」が生きているとは言えないだろう、「自分」は死んだも同然だろう、ということになるのではないだろうか。勿論、これとは別に、手の施しようのない快復の見込みのない瀕死の患者は、医者にとっては既に関心のある治療対象ではなく、死んだも同然、ということはあるかもしれない。

いずれにせよ、「脳死」状態の人間が臓器提供者として狙われた背景には、僕達の社会のもつ「脳」中心観があるのはまちがいないだろう。そしてそれは、「脳」を問題とすることで、実際には、その人間がいかにかに機能しているか、いかなる能力を発揮しえるかを問題としている。「脳死」状態の人間は、「自分」という意識も持たず(少なくとも当事者以外にはそのように見える)、「自分の意思」によって身体を動かすこともない。

一方、臓器提供を受ける側の人間はどのような人間なのであろうか。彼らは、臓器移植によって、免疫抑制剤の常時の服用や常時の医療管理を伴いつつも、一年なり二年なりを生き長らえることが予想されている人達である。「脳死」状態の人間に較べれば、「自分」という意識を持つことを表明し、行動することができる人間である。

だから、「脳死=臓器移植」とは、「機能しなくなった人間」から「いまだ機能する人間」への臓器の移動なのである。「ただ生きている」だけではだめで、「どのように生きているか」によって、生き続けさせる人間と、生き続けさせる必要のない人間(他の生き続けさせる人間を生き続けさせる為に利用する人間)とに分類するということなのだ。

「脳死を人の死とするか」という問いは、「生き続け(させ)るに値しない命」と「生き続け(させ)るに値する命」とに人間を分類し、生き続けるに値する人間の為に生き続けるに値しない人間の命を利用することを認めるか、と問うている。この問いは、このことが正しいか誤っているかを問うているのではなく、僕達一人ひとりに、そのような社会を作っていくことを認めるのか、或いは認めないのか、という決断を迫っている。どちらの社会も人間は作ることができる、どちらの道を歩むのか、と問うているのである。

読者のなかには、「またこの筆者は、強引な議論から極端な結論を引き出して読者を惑わそうとしている。「脳死」は科学的に判定できる客観的な状態であり、その状態からの臓器摘出のみを認めようというのであって、そんな「生きるべき命」と「死すべき命」の選別なんてことは起こりえない。そんな拡大解釈は、科学的にも人道的にも起きえない」と反論される方も居るだろうと思う。その人には、次に挙げる幾つかのことを考えて貰いたい。

まず、第一に、先ほど述べたように、何故「脳」の「死」なら人の死としてもいいと思うのか、そこに人間の生き方に関するある種の枠、価値観が潜んでいないか、「そんな生き方は死んでいるも同様だ」と思ってしまうような。

第二に、「脳死」状態は、論者が言うほどに科学的にも客観的にも判定できない。それは、判定基準自体が論者によって様々であることから分かる。臓器移植法案が依拠する判定基準も「厚生省基準」であって、「脳死」判定の基準のひとつにすぎない。また、これが実際に適用される具体的な医療現場においては、この基準が更に恣意的に用いられることは、今日の医療の状況を見れば十分に予想できる。

第三に、先ほども述べたが、「脳死先進国」の米国では、既に臓器提供者として「脳死」状態の人間以外の人間も検討され始めている。「死すべき命」の範囲は広げられている。また、人道的立場を云々するのであれば、第二次世界大戦中にナチスが行ったユダヤ人や障害者の大虐殺、日本の731部隊の人体実験や南京大虐殺といった行為が、多くの人々の支持と協力の元に行われたのだという歴史を振り返る必要があると思う。「障害者」の虐殺は、まさに「人道的処置」として行われたのだった。

繰り返すが、「脳死=臓器移植」を認めるか、「脳死は人の死」と認めるか、という問いは、人間を「生きるべき人間」と「死すべき人間」とに選別し、「生きるべき人間」の為に「死すべき人間」を利用する社会を作ることにはあなたは参加するのか、と問うているのである。僕達は、僕達自身が望んだわけでもないのに、そのような決断を迫られてしまったのである。

「どうせもうすぐ死ぬのだったら、誰かの役にたって死にたい」という言説の罠

読者の中に次のようなことを考えた方がきついていると思う。

「筆者は、「死すべき人間」と「生きるべき人間」とに人間を選別する社会は認められない云々と主張しているが、どうせ助かる見込みがなく早晩死んでしまうのであれば、そんな自分の体を使うことで他の誰かが1年でも2年でも長生きできるのであれば、それはそれでいいじゃないか。そのことのどこが悪いのだ」と。

「自分の命が他の誰かの命の為に役立つならば、自分の命は捧げてもいい」というのは、キリスト教の愛の行為や仏教の菩薩行とも矛盾しない、という言い方をしている人もいます。

確かに、他者の為に自分の体や命を投げ出すことは、「尊い」行為として畏怖され、畏敬の念を抱かせる。自己犠牲は誰にでも出来ることではない、尊い行為だ・・・。

けれども、ここで試しに、先の発言の「主体」を少し変えてみよう。

「どうせ助かる見込みがなく早晩死んでしまうのであれば、あいつの体を、他の人間を生かすのに使えばいいじゃないか」

「あいつの命が他の誰かの命の為に役立つならば、あいつの命を使おうじゃないか」

さてこうなると、先ほど僕達を感じた畏怖や尊敬はどうだろうか、感じるのは畏怖ではなく、ただの恐怖ではないだろうか。

先ほどの発言が、僕達に畏怖や尊敬を感じさせたのは、それが自分の命についての自分の発言だったからだ。同じ内容でも、第三者によって語られるとそれは恐怖の対象となる。

「だからこそ、『脳死＝臓器移植』に於いては、臓器提供者本人の意思の確認が重要となってくるのだ」と言われるだろう。

僕はそうは思わない。というのは、実際には「僕は臓器を提供するよ、でも、臓器提供を望まない人は提供しなくてもいいと思うよ」等というわけにはいかないからだ。現に、臓器移植法案においても、「脳死」判定以降の治療費がいつまで健康保険によって支払われるか分からない。いずれ支払われなくなることははっきりしている。そうなれば「脳死」判定以降の治療費を払えるのはよほどの金持ちしかない、大半の者は「脳死」判定による治療の打ち切りを受け入れるしかない。その時点で「死んだのだ」と思うしかない。誰かが「自分の意思」で臓器の提供を望むことが、「脳死＝臓器移植」への道を切り開いていき、それを望まぬものさえもその状況を受け入れるしかなく追い込んでい

くのである。

また、先の発言では、自分自身に向けられていた「まもなく死ぬのだったら、少し早目に死んで人の役にたつてもいい」とか「自分はろくな人間じゃない。何もたいしたことはしてこなかった。でも、そんな自分の身体が他の人の役にたつたのだったらどうぞ使ってもらいたい」というような目が、いつ他者に向けられるようになるかもしれない。自分自身をそのように評価する目は、他者をもそのように評価していくことになるのではないだろうか。というよりも、そのように人間について見る目が既に僕達の社会の中にあり、その見方を知らず知らず自らのものとして身につけていて、その目を自らに向けた、というのが実際ではないだろうか。

また、次のような発言についても考えてみたい。

「もしも自分の子供が臓器移植を受ければ助かるといわれたら、臓器移植を私は望むと思う」というような発言である。確かに、愛する子が、妻が、親が、臓器移植でなければ助からない、臓器移植をすれば助かる、と言われれば、それを望んでしまうのが「人情」だろう。ここでは、「助かる」の具体的な内容が明確にされていないという問題は問わずにおこう。確かに、これは「人情」なのだが、では、「我が子の命を救うために、見ず知らずの別の誰かをあなたは殺しますか」と問われたら、「確かに我が子を救いたい、でも、例えそのためであっても他の人間の命を奪うことは出来ない」と思うのも「人情」ではないだろうか。

これらの「もしも自分が・・・」「もしも我が子が・・・」という発言は、一見我がこととして事態を捉え考えるという「望ましい」態度のように思われる。しかし実際には、その設問は一面的であり、我がことのようにあって、実は具体的実感の欠いた「我がこと」なのだ。「脳死＝臓器移植」について我がこととして考える」という行為自体が「脳死＝臓器移植」推進の論脈の内に存在するのであって、その問いの一面性は、ある一定の答えを引き出すためのものである。人々は、それを自らの思索として「演じさせられてい

る」というのが実態なのだ。それでも、人々は、「自分の事」としてそれについて考え答えを出した気になっていて、こうして考えた答えが、我がことを越え他者一般のことへとつながっていくのである。「自分の子供に臓器移植が必要になったら拒否できない」という理由で「脳死＝臓器移植」に賛成の態度をとることが、臓器移植のための殺人を正当化することにつながり、命をその「質」で選別する社会を招来するのである。我がこととして考える言説の異がこんなところにある。

強制される「本人の意思」

「脳死」を「人の死」としないまま臓器移植のためにならば臓器を摘出してもよいとする「違法性阻却論」をとろうとする論者達は、その根拠を「本人の意思」に求める。僕は以前に「尊厳死」に関連して、「自分の死を自分で決めること」について書いたことがあるが⁽¹⁾、その時に論じたのは、ひとつは、自分の死を望む背景についてであり、もうひとつは、「健康な時の意思」ということの持つ「健康な時」ゆえの危険性であった。

「脳死＝臓器移植」における「本人の意思」についても同じことが言えるように思う。

後者については、「脳死＝臓器移植」に関していえば、先に述べた「脳死」状態の人間を「死すべき人間」として見る人間観、価値観を、「本人の意思」といつて尊重していいいいのか、という問題である。ここでは、このことにはこれ以上触れず、前者について考えてみたい。

「本人の意思」とは、常に「本人がそのように思わされしめた意思」であるということを考えてみたい。例えば、米国において人々が「脳死」を「人の死」とすることを認めることには、医療費の問題が大きく関わっている。日本においても、「脳死」以降の医療費が自弁となれば、「脳死」状態になっても、治療は絶対に継続しろ」等と言いついてしまえば、周囲の人間は多大な負担を背負い込まされてしまうことになる。「身

内、親族の事を思いやる人間」であつたら、「脳死」になったら、治療は続けなくていいよ。必要な人が居たら、臓器を使つてもらつてもかまわない」と言つておかざるを得なくなるだろう。

また、「臓器は人道的精神に基づき提供される」とか「臓器提供は崇高なこと」とか「愛の行為」だとか「菩薩行」だとか言われれば、臓器提供を認めない人間は、冷たい人間、非道な人間ということにされていってしまうだろう。「脳死」状態での臓器の提供を申し出る人が、そんなふうと言われることを怖れて臓器提供を申し出るということは、勿論、それほどないだろう。それよりも、「愛の行為」だったり「人道的精神」だったりを直接的に信じて申し出ているのだろう。端的に「善意」である。しかし、その「善意」の思ひは、「脳死＝臓器移植」を進めたい人々によって生みだされ、宣伝されたものであり、ある段階以降は、人々の「善意」の量の増加によって拡大再生産されていくのである。その中で、「善意」に反する考え方は抑圧されていく。こうして「思わされしめた意思」は「本人の意思」となるのである。

こうして「本人がそのように思わされしめた意思」を「本人の意思」として尊重していこうとするのであるが、ところで何故、「脳死＝臓器移植」においてはこれほどまでに「本人の意思」が尊重してもらえるのだろう。例えば僕が「あいつは嫌な奴だから殺してしまおう」なんて「意思」を持ったとしても、これは尊重してもらえないだろう。しかし、「僕を殺して臓器を使つてもいいですよ」という「意思」は尊重される。「本人の意思」は「本人の」意思だから尊重されているのではなく、周りの人間に都合がいいから尊重されているのだ。だから、実際には「本人の意思」が尊重されているのではなく、「本人がそのように思わされしめたところの本人の意思」が本人と他者を「脳死＝臓器提供」者とし「脳死＝臓器移植」を推進するために利用されているのだ。

「脳死＝臓器移植」が解禁され、定着していけば、自ずと「自ら望む」人間は増えていく。と同時に、「本人の意思」という規制も解かれていくだろう。というの

は、「本人の意思」にこだわる限り、それでもなくても不足ぎみの臓器の不足はまちがいないからだ。例えば、米国においては、71%の人間が「脳死＝臓器移植」を認めているという世論調査があるが、一方で、「脳死」状態の患者で臓器を提供するのは15%位であるという。同じ世論調査で「あなたはドナーになりますか」という質問に肯定的に答えたのは、白人で27%、黒人では10%だったという⁽²⁾。米国に較べると日本においては「脳死＝臓器移植」が実施されれば、「ドナーとなる」と答える人は多くなるだろうという予感が僕にはあるが、やはり「本人の意思」にこだわり続けると臓器不足は必至である。

「本人の意思」は、あくまでも「脳死＝臓器移植」解禁のための露払い、或いは、オブラートである。

では、僕達はどうすればいいのだろう——応の、結論——

「脳死＝臓器移植」については、様々な問題があり、まだまだ論じ得ることは多い。「脳死＝臓器移植」を認めるわけにはいかない。しかし、では、どうすればいいのだろうか。「脳死＝臓器移植」問題の決着をどのように求めるのか。

まず、「脳死＝臓器移植」は認められないのであるから、「脳死」状態の患者からの臓器摘出は認められない。医師は、あくまでも患者の救命を——他の患者の命を利用することなく——すべく、医療的努力を続けていくべきである。

医師は、あくまでも、医療技術を用いる者であって、人間の生死を判断したり、人間を選別する者ではない。人間の最も弱い時にその人間と関わりその人間の快復を助けるという医療の性質と、現在の医師の養成過程が高学歴であるということからか、医師は「人格的にも立派」で、「冷静で、客観的、科学的な」思索と判断を行うというような神話さえ人々の内にあるような気がするが、そんなことはありえない。最近、様々なところで、制度的に医師の判断を求めるようになっていく（例えば、就職時にも要求されるし、ス

ポーツ・クラブへの加入時にも要求されたりする）。それは、実際には、要求する側にとっては「何かあった場合の」責任逃れのためではあるのだが、「医者が大丈夫と言っていた」と言って、医師に責任を回しても、医師の方は医師の方で、大概のことではその地位が揺らいだりすることがないように、制度的に守られているのだ。制度的地位において医師は社会の頂点に近いところにいる。けれども、そのことは、医師が、「誰を救い、誰を救わないのか」を判断できるということ示しているわけではない。医師への無制限の権限の付与を呼ぶような現在の医療制度、社会構造自体を問い直し、医師の権限を制限していく必要があるだろう。それは、同時に医療とつきあい、医療技術を利用していく僕達の側のあり方への反省も含むことになる。

医学は、「脳死＝臓器移植」によらない治療技術を研究する方向へ向かうべきであろう。開発された技術は必ず使わなければならない、というわけではない。出来るけれどもやらないことはいくらでもある。「脳死＝臓器移植」もそのひとつとすべきだろう。

もしも、「脳死＝臓器移植」が解禁されてしまったらどうすればいいだろうか。臓器摘出から患者を守るネットワークとそのネットワークのいわば会員証としての「反ドナーカード」を作るというのは、当面の活動とデモンストレーションとしてはどうだろうか。抜本的な対策にはならず、反ドナーカードも結局の所、「本人の意思」論へと取り込まれていく可能性は十分にあるが、「脳死＝臓器移植」が解禁されてしまったとすれば、それに対抗し、その状況を監視し告発し続ける機関を用意しなければならないだろう。「脳死＝臓器移植」に反対する「いい医者探し」もこの際必要になってくるかもしれない。「主流」派に対して「別の」医療を提起し、別の医療思想・体系、僕達の医療というものを展望していてもいいのかもしれない。医療は、僕達各々のものであって、医師や製薬会社が、金を儲け権力を得るための道具として、彼らに独占させておくべきものではない。

(1994年7月)

ゆきわたり,1992年7月号

(2) 秋葉聰 1994 脳死社会における諸問題(二)

社会臨床雑誌,1,3,26-35

文献

(1) 林延哉 1992 「尊厳死」について、思うこと

<映画と本で考える>

映画『木と市長と文化会館、または7つの偶然』を観ながら・・・

根本 育代

『木と市長と文化会館、または7つの偶然』(フランス、1993年、監督エリック・ロメール)という、いかにもロメールらしい題名の映画について・・・。

ざっと内容を紹介すると、市長は村の空き地に文化会館を作ろうとしている。それがいろいろな偶然と事情により、結局文化会館は作られず、空き地は人々に憩いの場として提供される。言ってしまうとこれだけのこと。

この映画には、悪人は出てこない。悪意で何かを企んで人を傷つけようとする人はここにはいない。ちょっとおぼちゃん風の市長は村の活性化を図るために文化会館を作ろうとしているわけだし、都会派で作家の市長のガールフレンドの文化会館についての意見は、かなり感覚的で、どっちにしても大して重要なこととは思っていないようだ。彼女は市長が思っているほど、田舎に都会人が住みたがっているとは思っていないし、市長ほど村への愛着もない。現に海辺ならいいけれど、ここに住んでいては物が書けない、と言っているから、この村の住人になる気持ちはない。

実際にこの村に住む人たちが、当然なことに実にさまざま意見、見解を持っているが、文化会館の建設に関しては、作ってもいいし、作らなくてもいい。特別望んでいるわけではないが、強行に反対するつもりもない。しかし建設に対して激しく反対する小学校の先生がいるが、かといって反対の世論を盛り上げ住民を組織し「環境破壊反対」とか、市長のリコールなどの運動を繰り広げようとするわけではない。ただ家族にむかって何年もたつ木が切られ景観が消えてしまうことを嘆いている。それは単なる愚痴でしかない。しかしその意見が雑誌に大きく取り上げられることになるが、彼が働きかけたわけではなく、いくつかの偶然

の重なりすぎず、しかもそれで「世論を喚起」したわけでもない。

先生の断固反対も、めずらしい動植物の棲息地を守ろうというのでもなく、建設予定のものは公害工場でもない、という世間に強くアピールするようなメダマがないのだ。要するに、この建設をめぐる状況はいわば緊張感のない設定なのである。誰かの企みや悪意に緊張して手に汗にぎるという劇的なめり込みもなく、先生の熱弁も市長の意欲も、その恋人も、彼らを観ている私としては、なんとなくただおしゃべりを聞いているだけの聞き役、という感じで誰かに感情移入することもできない。しかし、先生の10才の娘ゾエの出現で変わってくる。彼女が市長と偶然会って話しをする。その過程で私は思わず「ウン」とうなずいている。ゾエは父は口で言うだけだが自分は闘う、と宣言(?)する。その方法は話し合うこと。先生が家族に向かって盛んに愚痴っていたときに、ゾエはきわめてクールに、家族に文句言うだけでは何にもならないと、同調もせずに愚痴仲間にはならなかったのだ。

市長はゾエと話し合うことになる。彼女はまず、自分は文化会館の建設には反対であると言う。文化会館は大きすぎるし、建物が醜い。「大きすぎる」という感覚が私はとても気に入った。何にしても手に余る大きさというのは迷惑なものとなる。しかし大きすぎるといのは、たぶん市長は考えなかったことであると思う。市長にとって文化会館はシンボリックな意味も持っている。従って大きい、ということはある種必要なことである。ゾエは言う。新たにそんなものを作らなくても、今までのものを修理し転用することで充分なのだ。そして田舎には緑がない、と言う。「えっ?」と思わせるところである。ゾエの説明はこ

うである。むしろ今は、緑の豊富な場所は都会にはあるが、田舎にはなくなっている。田舎はもともと緑がいっぱいというイメージがあり、昔は子どもたちが気がねなく遊べる場所がたくさんあったというけれど、今はそういう場所はなくなっている。要するに整備され、遊び道具がある遊園地や公園ではなく、単なる何もない遊び場がほしいのだ、という当事者としての意見は説得力がある。

しかし、市長にしてみればいろいろなしがらみ(文化省の補助や改築や修理では寄付がなかなか集まらないが、新築なら金が集めやすいなど)のなかで、文化会館の構想はつぶすことができないけれど、折衷案を提示する。つまり文化会館とともに遊び場もつくろうというものである。本当にそんなものでいいのかな、市長は本当に「何もない空き地」の意味がわかったのか、と思うけれどゾエは一応それで手をうつことにする。

しかし「意外なことでハッピーエンド」とこの映画を紹介しているものに書いてあったのだが、7つめの

偶然(役所が機敏に仕事をした、といういささか皮肉も込めているのだろう)によって、空き地は空き地として残り、木も伐られずにすむこととなった。ラストシーンは市長や村人たちが空き地で集う場面となる。そこでロメールの趣味なのか、歌となる。歌う市長は文化会館よりも空き地であるほうが、村のためにはなるようだ、と自らを納得させているのだろう。

そんないわばささやかな村の出来事はどこにもありそうな気もするし、しかし16ミリで撮ったという粒子の荒い不鮮明な感じのする画面は、この村は現実から少し離れた物語のようである。ロメールはその空き地を主役として、偶然を配しながらファンタジーを作ったのだらうと思えて来た。現実はそれほど甘くないという意味ではなくて、こういうことがあってもいいじゃない。もしかしたらそんな些細に見えることが、大切なものを守る力になっていてもいいじゃない、と。だからちょっと肩の力を抜いたりしてみよう

<映画と本で考える>

『冬の銀河』（不知火書房）に出会って

渡辺 幹夫（横浜市南部地域療育センター）

知人から一冊の本を頂く。何気なく帰途の電車の中で読み始めた本にひきこまれ、まっすぐ家に帰れず、喫茶店に向かう。一気に読み通していた。知らなかったことがたくさん書いてあった。この著者は草伏村生さんと云う。とつても思いがある名前なのであろう。そしてこの本の副題は「エイズと闘うある血友病患者の訴え」とある。血友病という「病」とつきあひながらの生きざまを美しいエピソードを混ぜながらの前半部。そこから輸入非加熱血液製剤を使われることによって急転してHIV感染までの葛藤と動き。そしてHIV感染の告知と哀しさと言葉にできないほどの怒りの数々。国と血液製剤会社に対する闘い。日本社会の差別構造への闘いへと続いていく。

血液製剤の流れを丹念に追いながら（文字どおり）、薬害被害者が感染加害者として抹殺されようとしている様をもうきれぎれに言葉を発している。5000人と云われる血友病患者のうちHIV感染した人が2000人。エイズを発症して亡くなった方が2000人という。そしてもっともこの数は多くなっていく。

そして、著者自身も発症の寸前にある。まえがきに草伏さんはこう書く。「しかし、なぜ私は死んで行くのか。私は、エイズ患者として死んで行く無念さと、国と血液製剤企業各社の非道さとを、ここに書き残しておきたいと思う。」と。

明らかに非加熱製剤によつての感染がわかっていたのに、日本ではあえて黙認の形で何年ものあいだ使われ続けた。一体、誰がこんなことをしたのか。事実経過をみれば一目瞭然である。ここに著者の怒りのはじまりがあり、また被害の実態が解り得る人達が救済に立つのでなく抹殺の論理で動いていくことに対し怒り

は加重される。まさに事実は小説より奇なりである。今、手元に社会保険庁監修の最新のパンフがある。「エイズを知って予防する」とある。そしてその中には「HIV感染とは死にいたることがほとんどです」とある。（コワイデスネエ）と誰もが考える。そして追い打ちをかけるように「今のところ、エイズウイルス（HIV）が体内にはいると完全に排除できる方法はみつかっていません」と（マックラニナル）。こんな恐怖ばかりを煽るものばかり、出回っていく。けっして今病んでいる人を力づよくさせたりするものではない。打ち捨てていくものばかりである。ありもしない健康社会や健康イメージで誰が一体「利」をとるのか？ この著作と同様であることがかいまみえてくる（コンナコトノホウガコワイ）（クリカエスバカリデアル）。

HIV感染、そして発症ののちも当たり前のように日常があることを何度も何度も草伏さんは書いている。共に生きあうことがここでも大事であることが納得させられる。本当に「エイズとともに」であることを。

そして、再び最後に「なぜ、私が死ぬのだろうか。なぜ、一度の恋も経験することなく、血友病の子供たちがエイズで死んでいかねばならないのだろうか。私や私たちの幼い仲間たちを殺さないでほしい。」草伏さんの結びの言葉は切なく重く響く。ぜひ、一読を！

追記

この本に出会った後、映画「フィラデルフィア」を観にいった。映画の出来は良く解らないが、僕自身は長男の死のことを思い出しながら涙を流した。映画の

<映画と本で考える>

『シンドラーのリスト』を見て

青木 悦 (ジャーナリスト)

ある朝、高校生の息子が玄関で大あわてでクツをはきながら叫んだ。

「今日、衛星放送でアカデミー賞の受賞式の中継があるんだ。ビデオ撮っというて」。

「衛星放送のビデオなんて、どうやって撮るのよ」と言ったがもう遅い。メカが大の苦手な私は、ビデオ録画もまだよく覚えていない状態で、テレビのスイッチをどこか押したり引いたりしなければならぬ衛星放送の録画なんて、できるはずがない。放っておこうと思ったがやはり気になって、時間になるとテレビをつけた。予約録画はできないが、同時録画はできると思ったのである。

こうして私は、『シンドラーのリスト』と出会った。このときまで私は、シンドラーが人の名前であることも、リストがナチス・ドイツのホロコーストからユダヤ人を救い出すためのものであることも知らなかった。映画好きの息子に誘われて見た、スチーブン・スピルバーグ監督の『インディ・ジョーンズ』シリーズで、同監督がユダヤ系アメリカ人であること、それらのシリーズの中でナチスが諸悪の根源として、むしろ戯画的に描かれていることを知っているぐらいであった。

『シンドラーのリスト』は1994年アカデミー賞を監督賞、作品賞など、多くの部門で受賞した。当然という感じで、4月の日曜日、夫と息子の3人で映画館の前に並んだ。息子は、映画は友だちと行きたいけれど、私たちが誘えば料金を私たちが出してくれるので、時折、可能性のありそうな映画の場合は親を誘うのである。

映画館の中で私は、ドキドキする胸を押さえたり、思わず目をつむったり、涙ぐんだりした。3時間を超

える映画を、少しも長く感じなかった。いつもながらスピルバーグの次々とたたみかけるような場面作り、ひきこまれていた。これまでの娯楽作品とは違ふし、モノクロではあるし、内容はあまりにも深刻なものであったが、やはりこの監督は、群衆の描き方、スピード感など、これまでの人とは違ふ力を持っていると思った。

これまでと違うというのは、また、ナチスの描き方にも感じられた。一口で言って、イデオロギー的な主張が極力押さえられているということだ。

私は学生時代から折にふれ、ヒトラー、ナチス関連のものを讀んだり、見たりしてきた。ヒトラー個人への関心とか、ナチスの中味を知りたいということではない。なぜこういう人に民衆が引きつけられていったのか、その一点だけがどうしてもわからなかった。なぜあんな大量虐殺が可能だったのか、なぜユダヤ人は殺されなければならなかったのか、疑問はいっぱいあったが、何よりも私が気になるのは、なぜ当時の国民がヒトラーを支持したのか、であった。

1946年生まれ私にとって、なぜ、あんな侵略戦争をしたのかという問いに、「だまされた」と答える父母のことばは全く理解できない。私の父は職業軍人だったのである。戦争中のことは殆ど語らない。何を聞いても「だまされていた」であった。だから、なぜだまされたのかをどうしても知りたかった。ヒトラーに関する本を読むことは、私個人の問題でもあった。

その問いに『シンドラーのリスト』が答えてくれたということではない。ただ、今までの私がたどっていた道筋は、スピルバーグと逆の方向ではなかったと思った。

私はナチスやその時代を知るために、歴史書やルポ

など、主として本をたよりにした。それらはどうしても大きな視野で、全体を把える手法であった。スピルバーグは逆に、追いたてられ、集められ、殺されていく人々の側から撮っている。

『シンドラーのリスト』には、ヒトラーもヘスも出てこない。追いたてられる側の頂点にいるのはせいぜい収容所長だ。つまり、この映画には俯瞰(ふかん)する場面が少ないのである。

そのことに気づいたとき、私はハッとした。今まで私はヒトラーを支持した民衆の姿を、なぜ支持したのか、なぜあんな粗っぽい演説に熱狂したのかと疑問に思いながらも、いつもヒトラーの側から、ナチスの側から見ていたのではないか。ヒトラーの歴史的な位置とか、ナチスの表現した時代背景とか、全体の中での時代を把えようとする、そういう方法だったのではないか。

その方法も大事なものはある。しかし私には、そういう方法はどうしても心の中でいろいろ想像して、考えていかなければ事実がわからないという思いを抱かせた。もっとかんたんに言うと、あの時代と自分との間に大きな距離があった。

この映画は、狩り立てられ、集められ、殴られ、殺されていく側からカメラを廻している。見ている私は襲われる側に同化し、早く逃げて、かくれて、そこにかくれても危ない、そんなことどうでもいいから早く早く心の中で叫びながら、いっしょに逃げようとする。しかしどんな逃げ道もない中で、人々は殺されていく。そういう場面の描き方は、スピルバーグは他の作品でも特にすぐれた技術を持っている。そして今回は、そういう技術ゆえに私には、ひとつのことがわかったという思いがあったのである。

いまこの映画から私が受けとったものは、ヒトラーとはどういう人? という疑問でもなく、それを支持したドイツ国民の当時の状況は? という問いでもなく、ユダヤ人とはどんな歴史を持つ民族か? という知識欲でもない。ホロコーストの実態などという、ドキュメント願望でもさらさらしない。一口でいえば、今

の私の住んでいる社会の実態を、まざまざと見せつけられたということだ。

ひとりひとりがささやかに家庭を営み、ひとりひとりに10年、20年、50年の歴史があり、暖かく暮らしてきた生活が、銃と革靴によって一瞬のうちに破壊される。それぞれの家族が大切に持っていた写真、ひとりひとりの視力にあわせて作られたメガネ、入れ歯が集められ、山のように重なっていく。

今までに写真や映画で見慣れた場面だが、どこまでも写真やメガネを奪われていく側から撮っているために、そのことの意味がはっきりとわかる。写真は、私の家族、私のしんせき、私の友人のものであって、他の人には意味のないものだ。メガネは私の視力に合わせて作られたもので、他人には何の意味もないものだ。

それらが「私の」を離れ、単に写真、メガネ、入れ歯として、つまりモノとして分類されていくことの恐ろしさ。それは、人間が、ひとりひとり歴史を持ち、感情を持つ人間が、植物でいえばバラ科、イネ科という風に分類されていく姿であった。私にとって、私にしか意味のないもの、それがどんなに大切なものであるか、それをこの映画は感じさせた。

シンドラーは大量生産の軍需工場の経営者であり、この映画の中で、収容所長以外に俯瞰する位置にいるのがこの男。丘の上で馬に乗って、つまりさらにさらに高いところから、彼は狩り立てられ撃ち殺されていくユダヤ人を見る。ボーッと見ている彼の目の中に、赤いコート(ここだけカラー)の幼い女の子がヒラヒラと、ほんとはかなげな足どりでヒラヒラと逃げる姿が入ってくる。シンドラーはこの女の子を後で死体処理場で発見し、ユダヤ人の救出を決意する。

ここが一番、スピルバーグの言いたいことではなかったのか。逃げまどうヒト科に分類された人々の間に、個の命を感じとることができるかどうか、高い所の“見物者”を人間にし得るのはここではないのか、そういう告発を、私はこの場面感じた。

シンドラーは「私の工場の労働者はひとりも殺させ



ない」として、1100人もの人たちを思いだし、リストアップしていく。収容所で死を目前に絶望している人たちに、言いかえれば「霊長類ヒト科ユダヤ種」としてひとかたまりに“処理”されようとしているヒトたちの頭上に、ヘレン、シュテルン・・・などなど、ひとりひとりの個人名が呼び上げられていく。頭を上げ「ハイ」と返事する人たち。呼ばれた人と呼ばれなかった人の、その後の運命を考えれば残酷な場面でもあるが、前編に流れるこのリストアップされた個人の名前それがまたこの映画の言いたかったことではないだろうか。ひとかたまりに見るのではなく、層として見るのではなく、ひとりひとりをリストアップして、ひとりひとりに名前があって・・・そのことを認識することが人間であることの証明なのである。

ヒトラーを支持した当時の民衆は、民衆自身がかたまりとして見られていたのではなかったか。また彼らも互いを個としてよりもかたまりで見えていたのではなかったか。私の父は個人に「だまされた」とは言わない。だから「だまされた」自分の個の責任も感じていない。

「シンドラーのリスト」は、シンドラーという人物を描いたのではなく、管理社会の中で私たちが見失っている個の大切さ、個を「リスト」アップすることの大切さを言っているように、私には思えた。そして、「私」を見て、「私」を知ってと、訴え続ける現代の多くの子どもたちの姿が、エンドマークの消えた白い画面に浮かび上がるように思えた。



< “この場所” から >

一 高校教員のつづやき

上田 達夫 (神奈川県立柿生西高等学校)

私が今いる学校は、いわゆる「底辺校」で、前号のこの欄で武田利邦さんが書いてらっしゃるとまったく同じような状況の所です。佐々木賢さんの「息学の研究」の中に引用されている「底辺校」での授業風景の部分を読まれば、その雰囲気までわかっていただけると思います。

かなりしんどいです。管理を強め、じゃまな生徒を排除することで学校を「立て直そう」とする教員たちとの関係もしんどいのですが、それは多かれ少なかれどこの学校でもあることなので、それほどでもない。本当にしんどいのは、生徒たちもつまらないと思い、私もつまらないと思う、ただただ終りのチャイムが鳴るのを待っているに等しいような授業を繰り返すむなしさ、です。

今の学校に来た初めの頃は(みんながいやがる「底辺校」に自分から志願したという意気込みもあって)私なりに授業にいろいろ工夫をしてみました。けれど、欠席が1/3を越えずに、成績でも赤点がなければ、授業の中味などどうでもいい、逆に、だめならだめだめ学校をやめるだけのこと、といった生徒たちの学校との距離のとり方にはっきりと気づいてからは、授業にどうしても熱意がわかなくなっていました。ある年、4月の最初の授業で「赤点につけない」と宣言してみたのです。みごとに、一年間、授業にはなりませんでした。(今でも欠席時数オーバー以外では赤点につけないことにしているのですが、あまりにしんどいので生徒には言いません。)

そんな時でした、武田さんに誘われて、佐々木賢さんの主催する教育現象研究会の集まりに顔を出すようになり、「学校を疑う」という視点のとりこになって

しまったのは、実にピッタリなのです。そこで述べられている現状分析や、状況認識が、毎日見ている生徒たちの実態、その気分、感覚を「うん、うん、そう、そう。そうなんだよなあ」と納得させてくれる。学校というシステムがもうダメなんだ、いや、人が人を教育するということ教育という行為そのものが不遜であって、教員たるもの、自ら頭を垂れて、謙虚であることによほど心しないといけななんだ、と最近思っています。

実は、前の学校で、私は「平和教育」に燃えていて、人道的かつ民主的かつ左翼的なアジテーション授業を精力的に展開していたのです。しかし、結局は生徒から「またか」「もうたくさんだ」と反感をかうか、または「あの先生は戦争とか原爆とか虐殺とか好きなんだよね」程度の受けとめ方をされるかで、今思えば当然なことですが、失敗に終わったのでした。今も一市民としては、私の考えに以前と大きな変わりはないのですが、教室で、意図的にそれを持ち出すことはもうしていません。今のところ、自分でもつまらないと思いつつ、教科書どおりの授業が続いています。

学校がもうダメとなれば、そこで行われることは基本的にダメなわけですから、「働いてこの世の悪を助長するよりもむしろ手をこまねいて無為を選ぶ」(トルストイ?)というわけで、教員としては何もしない。教育は不遜で傲慢な行為なのだから、生徒に向かってああしろ、こうしろだの、こうした方がいいだの言わない。これが現代の教員の正しいあり方ということになるのでしょうか。もちろん、そうは言っても、職場としての学校で、教員という仕事をしている以上、どうしてもやらなければならないことはあるし、

教員も生徒も人間ですから、同じ場所である時間を一緒に過ごせば、自然と何らかの関係ができてきて、文字どおり何もしない、何も言わないというわけにはいかないのですが、しかし、できる限り教員性をはぎとった、生身の私自身として彼らの中にいたい、と思うのです。

ところが、これがなかなかしんどく、つらいことなのです。人が教員になろうという時には、多かれ少なかれ、「教員になって〇〇したい」という動機があると思うのですが(私の場合は、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」[教育基本法 前文より]というのが志望理由だったような気がします。アー、ハズカシイ。)、この〇〇のところどころにどんな崇高な理想が入ろうと、生徒との関係という側面だけをとらえれば、それは“生徒に自分の影響力を及ぼしたい”、もっと言えば“自分の力で人間を変えたい”ということになると思います。(だから教育は不遜なのですが。)これは、ほとんど教員の普遍的心性だと言ってもいいのではないのでしょうか。その教員に、そういう教員性をはぎとって、生徒の中にただいるだけ、を強いるのはとっても酷なことです。“それではいったい何のために教員になったのかわからないではないか、やりがい

がない、生きがいがなくなってしまう……”というわけです。

実際、動物のようになり声を上げて暴れ、荒んだ心をあらわにする生徒や、逆に、死んだような目、生気のない表情で、心の中の空虚を思わせる生徒、頻発する盗難や暴力事件、さまざまな形の登校拒否、等々の光景が目の前で日々くりひろげられると、「何もしない」というのを、私はただ単に、この現実から目をそらすための口実にしているにすぎないのではないかと悩んでしまうのです。もちろん、何かをしたところで、生徒たちの状況がどうなるものでもない。問題は、もっと大きなスケールの、もっと根の深い、もっと複雑な、いわば、この社会の総体と、一人一人の生徒の固有の背景とのないまぜの中から出現してきているわけですから。しかし、目の前の生徒がこのままではいけないのではないかと、私は彼、彼女のために何かをしなくてはいけないのではないかと、という教員の本性がどうしても頭をもたげてくるのです。こうすればいい、などという正解がないのは、十分にわかっているのですが……。

というわけで、私も、この社会臨床学会の運営委員の中島浩籌さんのように、学校から「逃げだしたい」のですが、他に口に糊する手立てもなし、しんどい毎日がまだ当分続くわけです。

< “この場所” から >

「定期健康診断業務のOA化」にもまれて

山本 栄子 (千葉逡信診療所)

はじめに

私の勤務する診療所は、郵政省部内の診療所で、千葉県にはこの1ヶ所だけが存在する。逡信病院は一般開放をしているが、診療所は一般開放せず、県内の郵政職員約1万人を対象に、健康診断業務等を引き受けている。

主な業務としては、4月～9月まで、定期健康診断(以下、定健)を県内の会場郵便局37ヶ所を定健拠点において、6～7人のチームを編成し、レントゲン車と共に出向いて行く。10月には、新規採用者の健康診断。11月～1月にかけては胃検診。2月～3月は、年度の統計、資料作成、翌年度の準備期間と、そんなスケジュールで1年が過ぎてゆく。

診療所職員は、医療関係者10名(医師2、保健婦・看護婦5、放射線技師2、運転職1)、事務関係者2名(事務長と私)の合計12名で、関東5県の診療所の中では多い方である。

私の仕事

予算、給与、人事に関する業務は事務長が担当している。私は、内務事務として、庶務的な仕事(文書の收受・発送、出勤簿・休暇・共済関係、窓口受け、診療報酬請求、雑用等)を担当している。昨年まではゆとりを持って仕事をしてきたが、今年の2月頃より事態は急変した。

それは、今年4月より健康診断業務のOA化移行に伴う、その事前準備の事務量の増大が、事務担当の私に押し寄せて来た。いや私に向かって押しつけられた

という感じだ。

春の嵐

これまで定健の準備としては、2ヶ月前に各会場局に向けて、関連文書を1回送付するだけで済んでいた。しかしそれが4回にも増えた。それも、一方的な送付のみではなく、第1回目送付後、期日までの返送を確認し、その情報をコンピューターに入力して、第2回目の文書等を送付する。2回目も1回目と同じように、返送の確認、コンピューターの入力後、第3回目へと進めていく。

37会場の日程に合わせて、それぞれ2ヶ月前から開始し、1～2週間前までに、時間差をつけて関連文書等を送付する。日数管理をきちんとやっておかないと、定健時に支障を来たすという、神経の使う仕事である。これを今までの仕事内容や分担はそのままで、私に「やれ」という所長(医師)の意向なのである。

私は、事務長や所長に対して、異議を申し立てた。一現時点において、入力等の内容に関する責任は持てない。私が責任を持ってやれることは、日数等の進行管理である。名簿の打ち出し、印刷、入力等を全部私一人に任されるのは困る — と。

その後所長は、「あなたが早くマスターして行わないと、自分達が次の段階へ進めない」と発言し、私は心理的な圧迫を感じた。この間、保健婦・看護婦さん達から、「自分達は本来の業務をやりたいから、これは事務の仕事だ」との発言があった。私は、いくら専門職であっても、自分の仕事に関わるシャドーワークの部分を引き受けなくて、他へまわしていくやり方

は、どこかへんだと感じた。

今は、無理をしない範囲で協力中である。

新しい事件も発生

4月に入り、健診業務がスタートし、さらに職場の人間関係が大きく変化してしまった。これまでの対立は、「私」対「所長」(保健婦・看護婦さん達を代表し)であったのに、「所長」対「保健婦・看護婦」へと変化した。それは、定健のマークシートに関する見解の相違により、これまでの信頼関係が崩れ、対立関係が表面化したというものだった。

昨年まで所長は、「皆で楽しく働きましょう」と提案し実行していたのに、急に権力を持つ立場を利用するかのようになり、強引に仕事を人に押しつけるようになり、職場は混乱した。

私は再度事務長に言った。一責任の所在を明らかにしないまま、とりあえず「事務長が責任を持つ」ということで、準備段階はスタートした。事務長が私に「やれ」といわれれば、私は忙しくとも無理をやってきた。しかし所長は、自分の仕事まで保健婦さん達にやらせようとしたり、4月からは就業規則になり研修日を勝手に設けて、出勤されないのですから、私は無理をして協力するのはやめにしますと。

おわりに

病院の中で、各専門職間のコミュニケーションは、うまくいかないとよく言われる。

私は、その専門職毎の独自性は大切だが、こじんまりとした診療所の中にあつては、なるべく上下関係をなくしたい。そして、開かれた人間関係を大切にしたいと考え、転勤以来3年間、コミュニケーション作りに努力をしてきた。

しかし、解決にむけての協力関係が確立できぬまま、業種間に分断されたままの人間関係に、私は希望を失った。

これまでの私は、単に前任者の仕事を引き継いで、無難に過ごしてきた。しかし今回のように、新しい業務が発生し、事務の仕事の領域分担の明確化が、改めて問われている今、私の今年の運勢は「戦う女」とでているのかしらと思ってしまった。

へんだと感じることは、心が傷つきながらも、納得いくまで、私の中では終結しないている。

社臨へのご案内(3)

戸恒 香苗

第2回横浜総会を終えたその日の運営委員会で、来年の総会をどこにお願いするかが話されました。私も運営委員の一人なのですが、終わってホッとする間もなく来年に向かって走りだす皆さんのエネルギーに脱帽しています。横浜の総会は3日間に渡り、なおかつ2日目には5つの分科会がもたれました。どの分科会も熱気がありこれ程多くの人たちが、社会臨床学会に関心をもってくださることを心強く感じました。

社臨のシンポジウム、学習会で考え合う課題、社臨雑誌に寄稿される論文、エッセーのなかには、今まで関心がなかったテーマも多く、追られないと考えられない私にとってはそれが自分の抱えている問題とどうつながっているのか考えるいい機会になっています。電車の中で線を引きながら苦悶する読み物から、「映画と本で考える」で紹介された映画をせっせとビデオ屋へ探しに行く楽しみもあります。

社臨に参加して2年、それでも運営委で議論されている事のいくつかは、頭をす通りして行きますが、耳に残るものを拾いながらやっている状態です。

総会のシンポジウムや学習会のいくつかに参加してきましたが、こんなことを考えている方々もいたのだと、その問題提起の鋭さ、新鮮さに打たれます。

設立総会(89.4)「生老病死を考える一日々の暮らしの中で」で向井承子さんが、老人医療・介護をとりまく制度の複雑化、肥大化の問題を指摘し、他人事でなく父の看取りをへて、これから老親の病にどう付き合って暮らして行くのか、その時に“お化けと化した”制度とどう格闘して行ったらいいのか考えさせられています。

また「死刑制度の問題性を考える」(94.2)の学習会では、死刑囚に出会い、彼らを支えている方々の話、そして7つの理由を挙げて死刑廃止を訴える安田弁護士の話は自分の中に染み渡る常識を覆すものでした。自分を含めて一人一人が多数決の名の下に死刑という制度を支えてしまってる事に気づかされています。大野藤子さんが「死刑に関する本を10冊読んでください。そうすればいかに死刑が残酷か、そして国家というものがみえてきます」と訴えていたことが印象的でした。

もう一つ「フェミニストセラピーを問う」(89.12)の学習会で、私自身の病院小児科での相談の仕事について「当たり前友人関係を開き直ってやっている」というようなことを語りました。でも最近、身内や保育園時代のお母さんたちから子どもたちが中学、高校生になって来て手におえないと相談をもちかけられて気付いたのですが、どうも調子がでないのです。病院の場で聞くのと勝手が違うのです。病院ではお互いに、する側、される側の役割を自然に取っていて、私は傷付く事なく守られた枠の中で相手とやり取りしているのです。相手の生活、背景を当然知っていいこととして尋ね、それをしてもらっても関係はこわれないのです。日常の生活では人の生活にそれ以上踏み込む事にためらいがあり、また気を使っています。ア一結局は専門家をやってしまっているのだと、今更ながらの事実に関心されています。

一方で、専門書を読み、我が子に診断名を付けてしまう親にとっては、私などではもの足りず、他の著名な専門家を求めて去って行きました。子どもの力が親の力を上回りはじめた時、親は更に強力な治療方針(薬、入院

編集後記

脱稿の見通しが出てきた。だから、今日は、英文目次と“はじめに”を書いた。書いた、というより、打った、と言うべきなのかも知れない。筆圧が強く、字が汚く、そして、器用に指先が動かない、ほくだけに、その分かえて、手書きでありたいと思ってきたが、とうとうワープロで手紙まで書いてしまうようになった。なぜか、ちょっと悔しい。

今日も蒸し暑い。娘の部屋には冷房が入っている。娘がいないときでも、この部屋で仕事をするのはまずない。丘の上の団地の3階に住んでいるので、汗ばみつつも、その部屋からときどき入る僅かな夏風に支えられて、読むことも書くこともする。ぼくは、そんな夏の仕事場が好きである。(8月3日、篠原)

どうも僕は編集委員としての自覚が足りないようだ。編集後記のことはいつも忘れるし、言われても忘れる。でも何故か、ぼちぼち色々な方々のいろんな考えや生きざまが原稿で送られてくる時期だなと思うと、結構嬉しいわけで、僕にとって編集のしごととは、その意味ではとても愉快的な作業。

しかし、僕が愉快的気持ちでいられる分だけ、他の編集委員の方にしわ寄せがいつているのだ、とも思っている。けど、しばらくこのままでいたいというわがままからも離れがたく……。 (三輪)

思いきり暑い今年の夏。木の臭い、蝉の声、藁葺きの屋根、用水路のせせらぎ、誰もいない道の真ん中に立っていると畑の臭いがむっと押し寄せてくる……。そんな夏休みが「もう一度」来ないかなと思う。「もう一度」……。そう、でも、「一度目」は何処だったろう、何時？ 幻想の夏休みは、いつのまにか僕の記憶になっていたのかもしれない。

休みの一日、クーラーとプリンターをフル回転させて雑誌の版下を作る。バック・グラウンド・ビデオの岡林信康が「私達の望むことはあなたを殺すことではなく、私達の望むことはあなたと生きることなのだ」と歌う。

この夏は、都内の真ん中のホテルで二人で過ごした。ビルとビルの中のプールサイドに寝そべて目を閉じると、蝉の声と風の音が耳元を通り過ぎてゆく。それに混じって、男性の独り言……。目を開けて振り返ると、携帯電話と話している人がいる。「随分遠くへ来てしまったな」と思う。すると、また蝉達が鳴き出す。「それほど遠くはないんじゃない」とかれらは笑っている。(林)

一度書いた編集後記が諸事情でボツになりましたので、二度目に挑戦しております。私は編集委員ではない気楽さから、「ボツにしよう」と平気で口にします。それはこの雑誌を一色に染めようとするものではなく、より楽しい「闘い」の場にしたいと考えるからです。ボツにするにはそれなりの根拠を示さないとならないし、互いの差異性も見えてくるのでスリリングな関係が生じてくるきっかけとなりえます。(今のままだとただの発表の場としてしか機能していないように思えます。)

また、ボツという編集者だけが持つ権力の行使ではなく、いろいろな人にもう少し闘いに気楽に参加してもらうためにも、「読者の声」欄みたいなものを創設し、ここがわからない、これは違うのではといったのも載せていけたらと考えています。(平井)

社会臨床雑誌 第2巻第2号 Vol.2, No.2

発行年月日◆1994年8月31日

発行者◆日本社会臨床学会(代表 寺田敬志)

事務局: 神奈川県海老名市中央2-5-34-703 林 延哉気付

電話: 0462-34-5447

郵便振替: 東京7-707357

印刷所◆有限会社ケイエム・プリント

東京都文京区白山3-3-13

電話: 03-3813-7921

を含めて)が欲しかったのだろうし、それだけ親が追い詰められていたとも言えます。親を支え切れなかったことへの痛みがある一方、何年もお互いに伝わらない居心地の悪さからの解放感も正直にいつてあります。

日常の場でも、心理相談の場でも変に中途半端な専門家としての自分を意識している状態です。でも、中途半端であること、そのことに揺れることこそ大切にしたい。揺れ続けるためには社臨の様な場が必要だと感じています。現場にいるとつい目の前の緊急性、現実が優先されがちになります。社臨が、いま自分のやっていることを点検し原点に立ち戻らせてくれる貴重な場としてあり続けて欲しいし、あり続けさせていかねばと思っています。

2年前、社会臨床学会が設立された経過については、今までの社臨雑誌を読んでいただければと思います。「臨床心理」から「社会臨床」へという流れが、心理という個別からもっと開かれた世界へとイメージを広げています。様々な場で、様々なことにこだわっている人々が社臨で出会い、一緒に考えあって行けることを願っています。

(とづねかなえ、学会運営委員)

社会臨床 シリーズ 全4巻 刊行開始

日本社会臨床学会編

臨床心理学・心理臨床の自己検証と「資格・専門性とは何か」——「人間・臨床・社会」にかかわる今日的テーマを新たに多様に掘り起こす新シリーズの誕生！

【第1巻】『開かれた病い』への模索

精神医療の現状を現場から報告しながら、「精神病」を「開かれた病い」へとするための実践と思索の過程を呈示。

序章／第1章：精神医療状況は何故かわらないのか／第2章：閉鎖的精神病棟を越える動きと限界／第3章：生活の中での精神科臨床を問う／第4章：治療関係の問題性とその展望／第5章：「開かれた病い」への関係を求めて／精神衛生・保健対策年表

【第2巻】学校カウンセリングと心理テストの現状とゆくえ

【「生涯学習路線」を問いつつ】生涯学習社会を出現させようとする国家の意図の中で、学校におけるカウンセリングや心理テストはどのように位置づけられてゆくの。未来への予測と現状への警告。まえがき／第1章：学校教育相談と生徒指導の戦後史／第2章：学校カウンセリングの現状と問題／第3章：心理テストと教師の心性／第4章：生涯学習路線とカウンセリング

【第3巻】施設と街のはざままで “ノーマライゼーション” のいま

“ノーマライゼーション”が叫ばれている今日、20年前「府中テント闘争」を行い、脱施設と施設改善を訴えた彼らは今何を考えているのだろうか。第1章：「府中テント闘争」とはなにか／第2章：施設から地域へ／第3章：“開かれた”施設づくりへの参加／第4章：街の生活から施設改善運動へ／第5章：障害者と共に／第6章：“ノーマライゼーション”のいま

【第4巻】人間・臨床・社会

人間のこころを対象とする「臨床」をさまざまな角度から捉え返し、その現代的意味、生活における臨床、社会的分脈における臨床を考える。第1章：情報資本主義のなかの臨床の知／第2章：社会臨床論序説—生活における臨床とは何か／第3章：「高齢化社会」の反教育学／第4章：「臨床」の歴史性と社会性／第5章：「若者世代」の心意識／第6章：〈少年〉という装置

■執筆者：赤松晶子・我妻夕起子・井上芳保・小沢牧子・斎藤寛・佐々木賢・篠原睦治・武田秀夫・寺田敬志・戸恒香苗・中島浩壽・根本俊雄・野本三吉・波多江伯夫・林延哉・平井秀典・広瀬隆士・古井英雄・三輪寿二・山下恒男（50音順・敬称略）

■1994年9月刊行開始 ■予価各3000～3500円(税別)

季刊精神医療 No.5

特集=いじめ「子どもの不幸」という時代
 [座談会] 芹沢俊介+安松輝子+河合洋
 思春期の子ども仲間集団体験について: 斎藤万比古
 学校のやまいとして登校拒否: 生村吾郎
 児童虐待と親権神話: 門真一郎+杉岡一郎
 [対談] 共鳴する身体No.4 市川浩 vs 森山公夫
 続・ガンパロー会の人びとNo.5: 仲野実
 わが国における「社会復帰」論争批判No.5: 浅野弘毅
 ルポ地域作業所を歩くNo.2: 西澤利朗
 ◆No.1 転換期の風景と精神医療の現在 ◆No.2 共同作業所
 ◆No.3 自己愛の時代 ◆No.4 老いの風景——各定価1700円

文化生態学の冒険

[ヒト社会の進化と適応のネットワーク]
 西山賢一著——定価2750円
 §…ヒトと文化の不思議な関係を考える…§
 この地球上に生物が誕生したのは35億年前。私たちの祖先である
 新人類の誕生は4万年前。この時空間を生きのびた人間という生
 物が織りなす多様な文化生態系を生物学を基礎に解説する。

ニッチを求めて [文化生態系の適応戦略]

西山賢一著——定価1900円
 §…100のコスモロジーで考える…§
 幾重の重なった多様で複雑な現代社会の風景を進化生態学のキ
 ワード=ニッチが解剖するヒト社会の進化の適応のネットワーク。

精神分析に別れを告げよう

[フロイト帝国衰退と没落]
 H.J.アイゼンク/宮内勝ほか訳——定価3500円
 フロイトとその後継者たちによって世界中に広
 められた「精神分析」という神話を行動療法を
 体系化した現代の代表的臨床心理学者である著
 者が豊富な体験・データ知識をもとに徹底的に
 批判し解体する画期的労作。

森田理論 [新装版]

[神経質の心理] [神経質の性格]
 齊木薫久著——定価3600円
 §…こころの健康のために…§
 森田療法は科学的な骨格を持つ哲学であり、人間
 心理の自己変革の立場に立つ心理学であって、神
 経質者の悩みを具体的に解決する精神療法である。

森田理論応用

[ノイローゼ・心身症・そううつ病]
 齊木薫久著——定価1854円
 ヒポコンドリー症候群(不安神経症)に悩む人
 たちが自己変革によってこころの健康をとりも
 どす森田療法のわかりやすい入門書。

批評社 東京都文京区本郷2-6-15
 ☎03-3813-6344 振替・東京8-84363

太郎次郎社

〒113 東京都文京区本郷5-32-7
 ☎03(3815)0605 FAX03(3815)0698

魔法の手の子どもたち「先天異常」を生きる
 野辺明子著 絵本「さっちゃんまほうのて」の著者が、その後の魔法の
 手、の子どもたち、家族の姿を描く。 定価一、八〇〇円

男ふたり暮らしほくのゲイ・フライド喜書
 伊藤悟著 ゲイである著者がパートナーに出会うまでの軌跡をつづる。少
 数派である同性愛者が異性愛者へ送るメッセージ。 定価一、八〇〇円

癒しのセクシー・トリップ
 わたしは車イスの私が好き
 安積遊歩著 幼少から、否定されてきた、障害のある自分、が、そのセクシ
 ュアリティをとり戻す運命のなかで、自己信頼を回復する。定価一、八〇〇円

ワークシヨップからだで、おはなし
 親と子のふれあい体操
 松井洋子著 ひとりごと、吃音……と時代の歪みを身体とこころで受けて
 しまう子どもたち。体操を通して、まず人との関係を拓く。定価一、八五〇円

みんなが孫悟空 子どもたちの「死と再生」の物語
 鳥山敏子著「孫悟空」上映の過程で子どもたちの姿に現れた孤独、苦悩、
 歪み。大人は自分のこととしてどう受け止めるのか!? 定価一、八五〇円

息子殺し 滅じさせたのはだれか
 斎藤茂男著「殺さないでくれ」と叫ぶ息子をめつた刺しにした両親。そ
 の滅刑を喚ぶ署名。なぜ、世論、は子殺しに同情的か!? 定価一、八五〇円



「子どもとおとなの関係」誌 鳥山敏子編集代表
 毎月五日、書店にて発売 定価八〇〇円
 バックナンバーの在庫あります。お早め! /
 定期購読 受付中 /

9月号特集II 学校に噴きだす家族の病理
 ★家庭の病理が子どもに如出する……園藤野 ★「親たちの家庭内暴力」の連鎖を終えて……丹治吉郎
 ★父も母も、みんな見かけただけの大人だった……吉田みを ★いま、なぜフレネなのか……里見爽ノ他
 8月号特集II おとなになるのが至難の時代
 ★「イエーション」(死と生)なき世代……野本三吉 ★人生の本番を母つたのはだれか……最良悟
 ★「葬式」(こ)みなが孫悟空の間……豊田充 ★「危ない公式早期教育」に寄せてノ他

朝日新聞「天声人語」で絶賛された超話題書!!

(季刊メディカル・トリートメント改め)

隔月刊

トリートメント

医療界のタブーを斬るホンネの雑誌、生まれ変わって再登場!!



トリートメントは……
直接定期購読で読んでいただく雑誌です。

- A 5判・80~88頁
 - 年6冊 5940円(送料込)(隔月刊)
 - 申し込みは _____
- 当方へ直接ご注文下さい。



看護婦はなぜ辞める?

— 季刊メディカル・トリートメント編集部編

主な内容

- I. だから私は辞める・辞めた
- II. それぞれの立場から
- III. 私は看護不足をこう見る
- IV. 私が看護婦を続ける理由

A 5版・充実の310頁
本体1,800円+税54円
(計1854円)

お申込みは _____
「地方小出版流通センター取り扱い」とご指定のうえ、書店で注文下さるか、または当方へ直接ご注文下さい。

さいろ社

〒567 大阪府茨木市中津町4-31
TEL・FAX (0726) 37-8850

月刊 むすぶ

— 自治・ひと・くらし —

94年8号 1冊 700円

定期購読者も募集中!!
年間購読料8400円



特集 関西発

- | | | | | | | |
|------------|-----------|--------------|---------------------------|------------|-----------|------------------------|
| 兵庫 | 兵庫 | 滋賀 | 大阪 | 大阪 | 大阪 | 大阪 |
| 共に生きる人求めます | ガンバレ! ひびき | 「働く」を社会に問い直す | 障害者が働くということ
島本共働センターから | 旅—私のプライド探し | 反差別の拠点として | 自立への一方法
無認可作業所から法人へ |

障害者の働く場・生きる場

回シナンテ社

京都市左京区田中門前町96-2
☎075-721-0647 (Fax 兼用)

- | | | | | | | |
|------|----------|------|------|-----------------|--------|------|
| 西 定春 | ひびき共同作業所 | 白杉滋朗 | 田淵史郎 | 某障害者
作業所職員 A | 橋口寿弥太郎 | 林 淑美 |
|------|----------|------|------|-----------------|--------|------|

障害者と差別表現

生瀬克己 2350円
障害者にふれた多くの表現の実例を「広辞苑」に探り、筒井康隆断筆宣言までも障害のある者の立場から論じ、新しい言葉を創造する。

障害者と差別語

健常者への問いかけ 2400円
生瀬克己編
障害者への差別語の性格とその背景、日常生活の中での差別語などを考察し、障害者自身の手記も加えて構成する決定版//

夕やけ空のオニヤンマ

牧口一 1800円
54歳の筆者が、40歳も下の小学生たちと息がピッタリ合っただけハッして語る「障害者と健常者がともに生きる」ための啓発の書。

雨あがりのギンヤンマたち

牧口一 1800円
七色の松草杖を手に子どもたちといっしょに障害者問題を楽しく明るく考える、NHKテレビでも紹介された牧口のオッチャンの本。

外国人居住者と日本の地域社会

奥田道太・広田康生・田嶋淳子 3000円
定住化がすすむニューカマーズと池袋、新宿など受け入れる地域社会の状況をたんねんな聞き取り調査と統計数字で明らかにする。

外国人労働者と日本社会

宮鹿喬 2500円
外国人労働力受入れ国へと姿を変えた日本および日本社会の乖離が進む建前と実態をヨーロッパとの比較も加える中で自己診断する。

外国人労働者定住への道

駒井洋 3080円
鎖国論・開国論を超えて外国人労働者必然論の立場から、産業別の就労実態、居住と生活の状況などを検証し定住への道を提言する。

外国人労働者問題をどう教えるか

グローバル時代の国際理解教育 2200円
藤原孝章
彼らはなぜ日本にやってくるのか。受け入れの是非をめぐる論点は？ロールプレイを取り入れ、学生市民と共に考える新しい教育実践。

現代子ども・若者考

自分さがしのジレンマ 1880円
石川恵美子・野本三吉編
共同体が喪失し、個が分離する時代を生きる若者たち。自立と共存のはざまでゆらく彼らとどのように結んでいけるかを問題提起する。

アジアの子ども

アジア保健研修財団「アジアの子ども」編集委員会編 1600円
バングラデシュ、ネパール、タイなど15か国の子どもたちの日常を描き日本の関わり方をも考える環境・開発教育のための最良の書。

明石書店

〒113 東京都文京区本郷1-10-10 TEL03(3818)6351
振替 00100-7-24505 図書目録進呈 FAX03(3818)5962

世織書房

〒240 横浜市保土ヶ谷区天王町1-12-12
TEL 045-334-5554 振替 横浜 5-18694

石川憲彦十内田良子十山下英三郎編 子どもたちが語る 登校拒否

●四〇二人のメッセージ

登校拒否児あるいは不登校児と呼ばれる全国四〇二人の子ともたちが、胸に秘めた想いを素直に綴った文章・詩・絵・マンガ・童話などが収められている本書は、今、確かにそして静かに、読み継がれ続けています。広島県佐伯郡のF・Kさんより届いた寒中見舞には「感動しています。買った時、ずっしり重い本で、仲間や同志がこれだけ全国にいるんだ」と、励まされる本でした。いつも枕元に置いてあります。不安な時、開いては涙したり、共感して胸があつくなったりです」と書いてきてくれました。芹沢俊介さんは「登校拒否文化の出現は、義務教育における学校制度の解体と新たな組み替えが早急に要請されていることを痛切なユーモアをもって告げている」と評してくれています。

菊判上製・1086頁・3914円

▼教育学界に新風を吹きこんだ話題の書

森田尚人十藤田英典十黒崎勲十片桐芳雄十佐藤学編

教育学 年報1 教育研究の現在

教育という営みを無条件に善いものとしてきた戦後教育を問い直し新しい方法を提示する A5判上製・3605円

教育学 年報2 学校規範と文化

岐路に立つ日本の教育を見据え制度が成立した近代にまで遡り「学校」を捉え直す A5判上製・3811円

教育学 年報3 教育のなかの政治(仮)

テクストの子ども 森田伸子 2678円

共生を求めて シリーズ(時の停車場)1

●農・山・漁・島・街の現場から生の循環系を考える
栗原彬十最首悟十星寛治十大郷博 四六判並製・1236円

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, 2-5-34-703, Tyuo, Ebina-Shi, Kanagawa-Pref. 243-04, JAPAN

CONTENTS

Prologue _____	The Editorial Committee, The Japan Rinsho Association _____	(1)
The Reports of the Second Convention of the Association		
The Commemorative Lecture: The Philosophy of Identity and Living Together		
_____	Hanasaki, K. _____	(3)
The Symposium I: On Work and Professionalism _____		(7)
The Symposium II: Encounters with Other Cultures _____		(10)
The 1st Workshop: Isn't School Necessary ? _____		(13)
The 2nd Workshop: Being and Escaping _____		(18)
The 3rd Workshop: Treating and Being Treated as Clinical Cases _____		(24)
The 4th Workshop: Are Psychiatric Places Healing Persons ? _____		(25)
The 5th Workshop: Now on Development, Ability and Quality of Life _____		(29)
How Has Psychiatry in Japan Treated with Homosexuality ? _____	Inaba, M. _____	(34)
Education for Nurse-Teachers and the Views of Health _____	Otani, N. _____	(43)
"Work Place" to Be Hidden and to Hide _____	Nemoto, T. _____	(51)
Is Mutuality in "Clinical Work" Possible ? _____	Akamatsu, S. _____	(59)
People and Agriculture (III) _____	Akemine, T. _____	(67)
Thinking Back to the Past 20 Years of the Reformation of the Jap. Assoc. of Clinical Psychol. (IV) _____	Shinohara, M. _____	(75)
Discussion: The Problems of Capital Punishment System _____		(86)
Again Against "Brain Death=Organ Transplantation" _____	Hayashi, N. _____	(112)
Film & Book Reviews		
Nemoto, I.(121)	Watanabe, M.(123)	Aoki, E.(125)
"Where We're At"		
Ueda, T.(128)	Yamamoto, E.(130)	
An Invitation to the Association (3) _____	Tozune, K. _____	(132)
Guidelines for Contributors _____		(0)
The Editor's Comment _____		(133)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.